

日南市地域防災計画

令和7年4月修正

日南市防災会議

日南市地域防災計画

第1編 総論

第1章 総則	総-1
第1節 計画の目的	総-1
第2節 計画の基本方針	総-1
第3節 計画の構成	総-2
第4節 用語の定義	総-2
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	総-3
第1節 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	総-3
第2節 市民及び企業の責務	総-18
第3章 市の概況	総-19
第1節 市の概況	総-19
第2節 既往災害の状況	総-23
第3節 被害想定	総-26
第4章 防災上の課題と防災対策の柱	総-40
第1節 防災上の課題	総-40
第2節 防災対策の柱	総-43

第2編 風水害・共通対策編

第1章 災害予防計画	風・共-1
第1節 災害に強いまちづくり	風・共-1
第2節 防災体制の整備	風・共-18
第3節 市民の防災活動の促進	風・共-59
第2章 災害応急対策計画	風・共-67
第1節 活動体制の確立	風・共-67
第2節 災害発生直前の対策	風・共-84
第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	風・共-102
第4節 広報計画	風・共-110
第5節 応援要請・受入れ	風・共-113
第6節 水防計画	風・共-119
第7節 救助・救急及び消火活動	風・共-121
第8節 医療救護活動	風・共-124
第9節 緊急輸送のための交通の確保	風・共-130
第10節 避難収容活動	風・共-135

第11節	応急住宅の確保	風・共	153
第12節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	風・共	159
第13節	保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動	風・共	164
第14節	行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	風・共	170
第15節	社会秩序の維持	風・共	172
第16節	公共施設等の応急復旧活動	風・共	173
第17節	ライフライン施設の応急復旧	風・共	176
第18節	ボランティア活動との連携	風・共	179
第19節	義援金・義援物資の受入れ	風・共	182
第20節	災害救助法の適用	風・共	185
第21節	文教対策	風・共	190
第22節	貯木及び在港船舶対策計画	風・共	197
第23節	農林水産関係対策計画	風・共	199
第3章	災害復旧・復興計画	風・共	202
第1節	被災者の生活再建支援	風・共	202
第2節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	風・共	212
第3節	災害復興	風・共	215

第3編 地震災害対策編

第1章	地震災害予防計画	震	1
第1節	地震防災対策の推進	震	1
第2節	市街地の地震対策	震	4
第3節	建築物等災害予防計画	震	7
第4節	活動体制の整備	震	12
第2章	地震災害応急対策計画	震	18
第1節	活動体制の確立	震	18
第2節	救出・医療救護活動	震	24
第3節	二次災害の防止活動	震	25
第3章	南海トラフ地震防災対策推進計画	震	30
第1節	総則	震	30
第2節	災害予防計画	震	45
第3節	災害応急対策計画	震	71
第4節	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	震	76

第4編 津波災害対策編

第1章	津波災害予防計画	津	1
-----	----------	---	---

第1節 津波に強いまちづくり	津-1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	津-3
第3節 市民の防災活動の促進	津-7
第2章 津波災害応急対策計画	津-12
第1節 活動体制の確立	津-12
第2節 情報の収集・連絡及び通信の確保	津-15
第3節 二次災害の防止活動	津-24
第4節 海上災害の応急・復旧対策	津-25

第5編 事故災害対策編

第1章 基本的考え方	事故-1
第1節 基本的考え方	事故-1
第2節 事故災害発生時の体制	事故-2
第2章 海上災害対策	事故-4
第1節 海上災害予防計画	事故-4
第2節 海上災害応急対策計画	事故-6
第3節 海上災害復旧計画	事故-12
第3章 航空災害対策	事故-14
第1節 航空災害予防計画	事故-14
第2節 航空災害応急対策計画	事故-15
第4章 鉄道災害対策	事故-19
第1節 鉄道災害予防計画	事故-19
第2節 鉄道災害応急対策計画	事故-20
第5章 危険物等災害対策	事故-22
第1節 危険物等災害予防計画	事故-22
第2節 危険物等災害応急対策計画	事故-26
第6章 林野火災対策	事故-33
第1節 林野火災予防計画	事故-33
第2節 林野火災応急対策計画	事故-35
第7章 火山災害対策	事故-38
第1節 火山災害予防計画	事故-38
第2節 火山災害応急対策計画	事故-39
第3節 火山災害復旧計画	事故-42
第8章 原子力災害対策	事故-43
第1節 原子力災害予防計画	事故-43
第2節 原子力災害応急対策計画	事故-48
第3節 原子力災害復旧・復興計画	事故-51

第 1 編 総 論

第1章 総則

第1節 計画の目的

日南市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、日南市防災会議が作成する計画であって、日南市（以下、「市」又は「本市」という。）、宮崎県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、地域における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、市、県、国及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にすると共に災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。計画の策定及び推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

1 人命の安全確保を最優先にした防災対策の推進

人命の安全確保を最優先にした防災対策を推進する。

2 減災の考え方による効果的な防災対策の推進

減災（げんさい）とは、災害時に発生する被害を最小化するための取組であり、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとする防災対策である。災害時に、最も重要な課題について限られた予算や資源を集中し、被害を最小限に抑える効果的な防災対策を推進する。

3 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは行政の最も重要な役割の一つであるが、市民や企業が平常時より災害に対して備えを強化し、一旦災害が発生した場合には自分の身を守り、さらにはお互いに助け合うことが非常に重要になっている。

よって、市民・企業が自らを災害から守る「自助」、地域社会が互いに助け合う「共助」、市をはじめとする行政による「公助」の適切な役割分担に基づき、防災対策を推進する。

第3節 計画の構成

この計画は、市の防災に関する施策や業務について総合的、計画的に定めたものであり、以下の5編及び資料編から構成されている。

- 第1編 総論
- 第2編 風水害・共通対策編
- 第3編 地震災害対策編
- 第4編 津波災害対策編
- 第5編 事故災害対策編

第4節 用語の定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 防災計画 日南市地域防災計画をいう。
- 2 県防災計画 宮崎県地域防災計画をいう。
- 3 (市)本部 日南市災害対策本部をいう。
※防災関係機関の対策本部が関係している場合には市本部としている。
- 4 県本部 宮崎県災害対策本部をいう。
- 5 県地方支部 宮崎県災害対策本部南那珂地方支部をいう。
- 6 本部長 日南市災害対策本部長をいう。
- 7 県本部長 宮崎県災害対策本部長をいう。
- 8 県地方支部長 宮崎県災害対策本部南那珂地方支部長をいう。
- 9 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時に特に配慮を要する者をいう。
- 10 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。
- 11 緊急避難場所 災害から住民等が緊急的に避難する場所や施設をいう。
- 12 避難所 被災者が一定期間滞在し、避難生活をする施設をいう。

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 各機関の実施責任

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一的責任者として、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体、公共的団体、市民の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市で処理することが困難と認められるとき、あるいは防災活動において統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施すると共に、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

なお、指定地方行政機関とは、基本法第2条第3号で定める指定地方行政機関をいう。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施すると共に、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

なお、指定公共機関及び指定地方公共機関とは、基本法第2条第5号で定める指定公共機関及び、基本法第2条第6号で定める指定地方公共機関をいう。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図ると共に、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関する事。
- (2) 市災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。
- (3) 防災施設の整備に関する事。
- (4) 防災に関する教育、訓練に関する事。
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事。
- (8) 給水体制の整備に関する事。
- (9) 市域内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
- (10) 災害危険区域の把握に関する事。
- (11) 各種災害予防事業の推進に関する事。
- (12) 防災知識の普及に関する事。

(災害応急対策)

- (13) 水防・消防等応急対策に関する事。
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- (15) 避難の指示、勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。
- (16) 災害時における文教、保健衛生に関する事。
- (17) 災害広報に関する事。
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
- (19) 復旧資機材の確保に関する事。
- (20) 災害対策要員の確保・動員に関する事。
- (21) 災害時における交通、輸送の確保に関する事。
- (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事。
- (23) 地域安全対策に関する事。

(災害復旧)

- (24) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事。
- (25) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付けに関する事。
- (26) 市民税等の公的徴収金の猶予、減免措置に関する事。
- (27) 義援金品の受領、配分に関する事。

2 県

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関する事。
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。
- (3) 防災施設の整備に関する事。
- (4) 防災に関する教育、訓練に関する事。
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事。
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関する事。
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事。
- (11) 防災知識の普及に関する事。

(災害応急対策)

- (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事。
- (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。
- (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事。
- (15) 災害救助法の適用に関する事。
- (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事。
- (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事。
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事。
- (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事。
- (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事。
- (21) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事。
- (23) 地域安全対策に関する事。
- (24) 災害廃棄物の処理に関する事。

(災害復旧)

- (24) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事。
- (26) 物価の安定に関する事。
- (27) 義援金品の受領、配分に関する事。
- (28) 災害復旧資材の確保に関する事。
- (29) 災害融資等に関する事。

3 県警察本部

(災害予防)

- (1) 災害警備計画に関すること。
- (2) 通信確保に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 災害装備資機材の整備に関すること。
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
- (6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
- (7) 防災知識の普及に関すること。

(災害応急対策)

- (8) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (9) 被害実態の把握に関すること。
- (10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。
- (11) 行方不明者の調査に関すること。
- (12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。
- (13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること。
- (14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。
- (15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること。
- (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。
- (17) 広報活動に関すること。
- (18) 死体の見分・検視に関すること。

[指定地方行政機関]

4 九州管区警察局

(災害予防)

- (1) 警備計画等の指導に関すること。

(災害応急対策)

- (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。
- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること。
- (4) 他の管区警察局との連携に関すること。
- (5) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- (7) 警察通信の運用に関すること。
- (8) 津波予報の伝達に関すること。

【宮崎県情報通信部】

(災害応急対策)

- (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること。
- (2) 他の県情報通信部との連携に関すること。
- (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- (4) 警察通信運用に関すること。

5 九州財務局宮崎財務事務所

(災害応急対策)

- (1) 災害時における金融措置に関すること。
- (2) 国有財産等の無償貸付等の措置に関すること。

(災害復旧)

- (3) 被災施設の復旧事業費の査定の上合いに関すること。
- (4) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。

6 九州厚生局

(災害応急対策)

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。
- (2) 関係職員の現地派遣に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。

7 九州農政局

(災害予防)

- (1) 米穀の備蓄に関すること。
- (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること。
- (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること。

(災害応急対策)

- (4) 農業関係被害の調査・報告に関すること。
- (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること。
- (6) 応急用食料の調達・供給に関すること。
- (7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること。

(災害復旧)

- (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること。
- (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること。
- (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること。
- (11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること。
- (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること。
- (13) 技術者の緊急派遣等に関すること。

【九州農政局宮崎県拠点 地方参事官室】

(災害応急対策)

- (1) 災害時における応急用食料の供給・支援に関すること。

8 九州森林管理局(宮崎森林管理署)

(災害予防)

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること。
- (2) 林野火災予防体制の整備に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 林野火災対策の実施に関すること。
- (4) 災害対策用材の供給に関すること。

(災害復旧)

- (5) 復旧対策用材の供給に関すること。

9 九州経済産業局

(災害予防)

- (1) 地盤沈下の防止に関すること。
- (2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。
- (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること。
- (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。

(災害復旧)

- (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること。
- (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること。

10 九州産業保安監督部

(災害予防)

- (1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関すること。
- (2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。
- (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関すること。
- (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。

(災害応急対策)

- (5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関すること。
- (6) 鉱山における応急対策の監督指導に関すること。

11 九州運輸局(宮崎運輸支局)

(災害予防)

- (1) 交通施設及び設備の整備に関すること。
- (2) 宿泊施設等の防災設備に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること。
- (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること。
- (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること。
- (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること。
- (7) 緊急輸送命令に関すること。

12 大阪航空局(宮崎空港事務所)

(災害予防)

- (1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること。
- (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること。
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること。

13 宮崎海上保安部

(災害予防)

- (1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること。
- (2) 排出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること。
- (4) 海難の救助及び危険物等の海上排出対策に関すること。
- (5) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること。
- (6) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること。

14 宮崎地方気象台

(災害予防)

- (1) 防災気象知識の普及及び指導に関すること。
- (2) 気象災害防止のための統計調査に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 気象・地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説に関すること。

- (4) 地震情報の発表及び通報に関すること。
- (5) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること。

15 九州総合通信局

(災害予防)

- (1) 非常通信体制の整備に関すること。
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 災害時における電気通信の確保に関すること。
- (4) 非常通信の統制、管理に関すること。
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
- (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。

16 宮崎労働局

(災害予防)

- (1) 事業場における労働災害防止のための監督指導に関すること。
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること。

(災害補償対策)

- (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること。

(災害応急対策)

- (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること。
- (5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること。

18 九州地方整備局(宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む。)

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる。

(災害予防)

- (1) 気象観測通報についての協力に関すること。
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。
- (3) 災害危険区域の選定又は指導に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること。
- (5) 雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関すること。
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること。

(7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること。

(8) 港湾施設の整備と防災管理に関すること。

(災害応急対策)

(9) 洪水予報の発表及び伝達に関すること。

(10) 水防活動の指導に関すること。

(11) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。

(12) 災害広報に関すること。

(13) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること。

(14) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること。

(15) 海上の流出油に対する防除措置に関すること。

(災害復旧)

(16) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。

(17) 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること。

(その他)

(18) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

19 自衛隊(陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊)

(災害予防)

(1) 災害派遣計画の作成に関すること。

(2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。

(災害応急対策)

(3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。

[指定公共機関]

20 日本郵便株式会社

(災害応急対策)

(1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。

(2) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。

(3) 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること。

21 九州旅客鉄道株式会社

(災害予防)

(1) 鉄道施設の防火管理に関すること。

(2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。

(3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

(災害応急対策)

(4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。

(5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

(災害復旧)

(6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

22 西日本電信電話株式会社(宮崎支店)、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ(宮崎支店)、KDDI 株式会社

(災害予防)

(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。

(2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。

(災害応急対策)

(3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。

(4) 災害時における重要通信に関すること。

(5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること。

23 日本銀行(宮崎事務所)

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること。

24 日本赤十字社(宮崎県支部)

(災害予防)

(1) 災害医療体制の整備に関すること。

(2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること。

(災害応急対策)

(3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。

(4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

25 日本放送協会(宮崎放送局)

(災害予防)

(1) 防災知識の普及に関すること。

(2) 災害時における放送の確保対策に関すること。

(災害応急対策)

(3) 気象予警報等の放送周知に関すること。

(4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。

- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (6) 災害時における広報に関すること。

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

26 日本通運株式会社(宮崎支店)

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること。

(災害応急対策)

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。

(災害復旧)

- (3) 復旧資機材等の輸送協力に関すること。

27 九州電力株式会社（宮崎支店）及び九州電力送配電株式会社（宮崎支社）

(災害予防)

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。

(災害応急対策)

- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。

(災害復旧)

- (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

[指定地方公共機関]

28 宮崎交通株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること。
- (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること。
- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること。

29 株式会社宮崎日日新聞社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害時における報道の確保対策に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の報道周知に関すること。
- (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。

(5) 災害時における広報に関すること。

(災害復旧)

(6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。

30 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、一般社団法人宮崎県トラック協会

(災害予防)

(1) 緊急輸送体制の整備に関すること。

(災害応急対策)

(2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。

(災害復旧)

(3) 復旧資機材等の輸送協力に関すること。

31 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

(災害予防)

(1) 防災知識の普及に関すること。

(2) 災害時における放送の確保対策に関すること。

(災害応急対策)

(3) 気象予警報等の放送周知に関すること。

(4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。

(5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。

(6) 災害時における広報に関すること。

(災害復旧)

(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

32 公益社団法人宮崎県医師会

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること。

(2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

33 一般社団法人宮崎県歯科医師会

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における歯科医療の実施に関すること。

(2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること。

34 一般社団法人宮崎県薬剤師会

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること。

35 公益社団法人宮崎県看護協会

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施に関すること。

36 一般社団法人LPガス協会

(災害予防・災害応急対策)

(1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。

(2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること。

37 日豊汽船株式会社

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における被災者等の船舶による輸送の確保に関すること。

38 宮崎県管工事協同組合連合会

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること。

39 一般社団法人宮崎県警備業協会

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること。

40 一般社団法人宮崎県建設業協会

(1) 災害時における応急対策に関すること。

41 宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ

(災害予防)

(1) 防災知識の普及に関すること。

(2) 災害時における放送の確保対策に関すること。

(災害応急対策)

(3) 気象予警報等の放送周知に関すること。

(4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。

(5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。

(6) 災害時における広報に関すること。

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。

[公共的団体及び防災上重要な施設の管理者]

42 土地改良区

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 土地改良施設の整備に関する事。
- (2) 農地湛水の防除活動に関する事。
- (3) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧に関する事。

43 農業協同組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
- (2) 農作物災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事。
- (4) 被災農家に対する融資斡旋に関する事。

44 森林組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関する事。

45 漁業協同組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
- (2) 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋に関する事。

46 商工会議所、商工会等商工業関係団体

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関する事。
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関する事。

47 各港湾施設の管理機関

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮壁等）の維持管理に関する事。
- (2) 施設の災害復旧の実施に関する事。

48 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関すること。
- (2) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備に関すること。

49 金融機関

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。

50 病院等医療施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。

51 社会福祉施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

52 学校法人

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関する事。

53 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 安全管理の徹底に関する事。
- (2) 防護施設の整備に関する事。

第2節 市民及び企業の責務

市民は、災害対策基本法第7条第2項に定められている「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずると共に自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない」という規定に基づき、自らの生命・身体及び財産を災害から保護すると共に、地域と連携して市及び各機関が実施する防災活動に協力するものとする。

企業は、災害時における火災・危険物・毒劇物の漏洩防止に努めるなど、自ら災害に備えるための対策を講ずると共に、自発的に地域の防災活動への参加に努めるものとする。また、被災後は速やかに事業継続に努め、地域の再建の一翼を担うものとする。

第3章 市の概況

第1節 市の概況

第1 市の自然的条件

1 位置及び面積

日南市は、宮崎県南部に位置し、宮崎市、三股町、都城市、串間市に接している。本市の東側は日向灘に面し、その海岸線が「日南海岸国定公園」に指定されている。

一方、北西部の南那珂山地には標高 1,000m級の小松山や男鈴山等を有し、8割弱が林野で占められている。

本市の面積は536.12 km²であり、林野面積が占める割合は78.0%、可住地面積は22.0%となっている。また、可住地面積に占める耕地面積の割合は24.4%となっている。

位置	東経 131 度 09 分～131 度 28 分
	北緯 31 度 29 分～31 度 46 分
面積	536.12 km ²

2 地形、地質

(1) 地形

市の北部、西部、南西部は、鰐塚山、小松山、男鈴山等の山地が続き、これらを源流とする広渡川、酒谷川、細田川、南郷川、湧上川等の河川が谷を削り、下流に平野部を形成して日向灘に注いでいる。

海岸線はリアス式海岸で起伏に富み、重要港湾の油津港や多くの漁港が点在している。

(2) 地質

市北部の南那珂山地の大部分は主として古第三系の四万十累層群上部層で構成され、その大部分は浸食に強い砂岩からなる。鰐塚山 (1,119m)、柳岳 (968m) を連ねる山稜は狭長で谷は深く刻まれ、壮年期の地形を呈している。四万十累層群は砂岩と頁岩を主とし、塩基性火山岩類を伴う厚い地向斜性堆積物からなっている。なお、本市を覆う四万十累層群上部は日南層群とも呼ばれる。

酒谷川・南郷川沿いには、始良火砕流が押し寄せ、シラス台地が発達している。

また、南那珂山地東部には新第三紀の宮崎層群からなる独立した傾動地塊があり、岩壺山 (738m) を最高峰とする山稜は同山塊の西側に偏し、宮崎層群の走向に平行して南北に伸びる。山塊の東斜面は緩く傾斜して日向灘に没している。日南海岸は、整然と東傾斜する新第三紀の宮崎層群からなり、山地が海まで迫り、沖積低地に乏しい。

一方、油津以南の海岸は主に地質構造の複雑な四万十累層群上部からなり、差別浸食による屈曲の多い海岸を形成している。

3 気象

本市の気象を気象庁油津特別地域気象観測所（以下、油津）の統計データでみると、気温は年平均約18℃、降水量は6月と8月が最も多く、年平均2763.8mmとなっている。また、風速はおよそ3.4mで西北西から西南西の風向となっており、年間を通じ温暖な気候である。

表 日南市油津の気象データ 平年値(統計期間:1991年～2020年)

要素	降水量(mm)	気温(℃)			風向・風速(m/s)	
		平均	最高	最低	平均	最多風向
1月	83.9	8.9	13.6	4.6	3.8	西北西
2月	132.5	10.0	14.6	5.6	3.4	西北西
3月	193.2	12.9	17.3	8.5	3.6	西北西
4月	236.7	16.9	21.2	12.6	3.7	西北西
5月	247.6	20.6	24.6	16.8	3.3	西北西
6月	564.7	23.4	26.6	20.6	2.8	西南西
7月	310.4	27.2	30.8	24.4	3.2	西南西
8月	230.8	27.8	31.5	24.9	3.4	西北西
9月	307.1	25.3	28.9	22.3	3.3	西北西
10月	227.8	20.9	24.9	17.4	3.2	西北西
11月	137.0	15.9	20.4	12.0	3.4	西北西
12月	92.1	10.9	15.7	6.6	3.6	西北西
年	2763.8	18.4	22.5	14.7	3.4	西北西

出典：気象庁ホームページ 「油津 平均値（年・月ごとの値）主な要素」より抜粋

第2 市域の社会的条件

1 人口、世帯数

本市（旧3市町の合計）の人口は、平成7年から令和2年までの26年間で約23%減少している。一方で高齢化の進行は著しく、令和2年の高齢化率は38.5%に達している。

また、人口の減少に対し世帯数は平成17年までは若干の増加傾向にあったが、令和2年にかけては減少に転じている。1世帯当たりの家族構成員数は減少し続けており、核家族化の進行が伺える。

表 本市の人口及び推移(出典:国勢調査)

	平成7年	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2年
旧日南市	47,595	45,998	44,227	42,320	39,986	37,955
旧北郷町	5,598	5,359	5,073	4,727	4,285	3,971
旧南郷町	12,616	12,064	11,614	10,642	9,819	8,922
日南市計	65,809	63,421	60,914	57,689	54,090	50,848

表 本市の65歳以上人口の割合及び推移(出典:国勢調査)

	平成7年	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2年
旧日南市	20.6%	24.9%	28.4%	30.8%	34.3%	37.3%
旧北郷町	23.2%	27.8%	31.8%	33.9%	39.5%	45.0%
旧南郷町	20.2%	24.1%	27.3%	30.5%	35.6%	40.9%
日南市計	20.8%	25.0%	28.5%	31.0%	35.0%	38.5%

表 本市の世帯数及び推移(出典:国勢調査)

	平成7年	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2年
旧日南市	17,103	17,546	17,642	17,309	16,982	16,641
旧北郷町	1,778	1,789	1,817	1,703	1,619	1,564
旧南郷町	3,990	4,054	4,171	4,109	3,979	3,755
日南市計	22,871	23,389	23,630	23,121	22,580	21,960

表 本市の1世帯当たり人員及び推移(出典:国勢調査)

	平成7年	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2年
旧日南市	2.78	2.62	2.51	2.44	2.25	2.16
旧北郷町	3.15	3.00	2.79	2.78	2.42	2.30
旧南郷町	3.16	2.98	2.78	2.59	2.39	2.29
日南市計	2.88	2.71	2.58	2.50	2.28	2.19

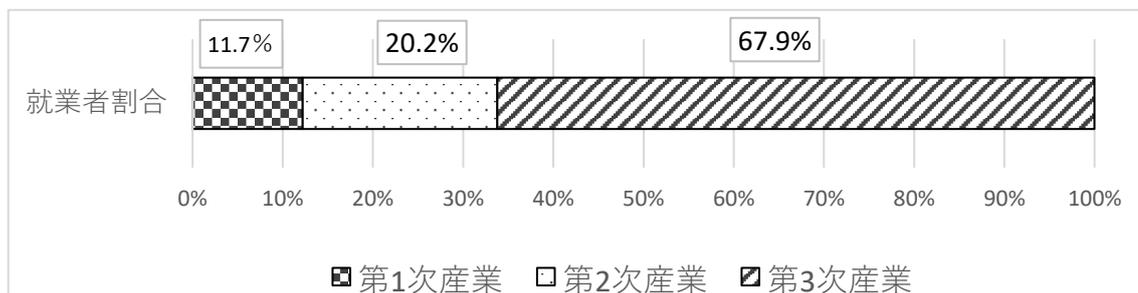
2 産業

本市の令和2年産業別就業者の割合は、第1次産業が11.6%、第2次産業が20.2%、第3次産業が67.9%となっている。第1次産業の就業者割合は、宮崎県全体的の9.9%を1.7ポイント上回っている。

表 本市の令和2年産業別就業人口(出典:国勢調査)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	就業人口計
旧日南市	1,485	3,497	12,020	17,058
旧北郷町	314	513	931	1,764
旧南郷町	863	613	2,570	4,049
日南市計	2,662	4,623	15,521	22,871

図 本市の令和2年産業別就業者割合



3 交通

本市の主要幹線道路は、国道220号、222号、448号、主要地方道28号（日南高岡線）や主要地方道3号（日南志布志線）等によって構成され、これらに連結する一般県道、広域農道、市道等によって補完されている。なお、高速道路は、東九州自動車道「清武～日南間」が、新直轄工事区間として国土交通省により事業進捗が図られている。

鉄道は、南宮崎～志布志を結ぶJR日南線が通っている。港湾は、県南地域の物流拠点港である重要港湾の油津港（昭和27年指定）及び大島港と外浦港の地方港湾がある。



第2節 既往災害の状況

1 台風

本市は、宮崎県の南部に位置しており、東は日向灘に面し、西は霧島山系に連なっている。このような地理的条件から台風の襲来が頻繁にあり、多くの被害が発生している。

※既往災害の状況：資料編参照

(1) 台風の経路

宮崎県に災害をもたらす台風は以下の4つの経路のものがあり、その内最も被害を大きくするものは九州の南部若しくは西部に上陸し、九州を縦断するものである。

① 台風の経路

- ア 九州南部に上陸し九州を縦断
- イ 九州西部に上陸し九州を縦断
- ウ 日向灘を北上
- エ 九州西方海上を北上

(2) 台風の強さ

[台風による日最大風速の状況(油津 m/s)]

油津	風速	37.0	33.6	33.2	32.8	32.8	1949.1
	風向	SE	SSE	ESE	S	S	～
	年月日	2004.8.30	2007.7.14	1982.8.26	1951.10.14	1949.6.20	2018.12

出典：宮崎県地域防災計画

[台風による日最大瞬間風速の状況(油津 m/s)]

油津	風速	55.9	55.8	48.0	47.7	47.6	1950.4
	風向	SSW	S	S	SSW	SE	～
	年月日	2007.7.14	2004.8.30	1989.9.19	1996.7.18	2005.9.6	2018.12

出典：宮崎県地域防災計画

[台風による日最大及び日最大1時間降水量の状況(油津 mm)]

油津	日最大 降水量	348.7	346.0	325.0	1949.1～
		1951.6.30	2008.9.18	1988.7.25	2018.12
	日最大 1時間降水量	89.5	84.0	77.5	1949.1～
		1981.9.25	1974.9.26	1970.7.3	2018.12

出典：宮崎県地域防災計画

(3) 高潮

台風災害において、風水害と並んで大きい被害をもたらすのが高潮であり、東側が日向灘に面する長い海岸線を有している本市では、過去において多くの高潮被害が発生している。

本市における高潮被害は以下の通りである。

[本市で観測された高潮(油津)]

台風名	最低気圧	最大風速	最高潮位	潮位偏差
	(hpa)	(m/s)	(cm)	(cm)
S20. 9. 17 (枕崎)	944. 2	—	400	60～70
S 25. 9. 13 (キジア)	967. 2	NNW30. 6	302	(70)
S 28. 9. 25 (13号)	989. 7	N18. 4	302	38
S 29. 9. 13 (12号)	960. 7	SE25. 1	(340)	93～101
S 38. 8. 9 (9号)	976. 1	NE19. 2	294	60
S 39. 9. 24 (20号)	954. 2	NSE24. 7	337	80
S 49. 8. 18 (14号)	997. 4	NNE22. 5	299	35
H16. 8. 30 (16号)	969. 0	SE37. 0	323	74

出典：宮崎県地域防災計画

(注) 1. 最低気圧：宮崎地方気象台観測値

2. 最高潮位基準：油津港平均潮位下 116cm

3. ()の数字：目視観測

4. 潮位偏差＝実測潮位－推算潮位＋D

(D=実測月平均潮位－推算月平均潮位)

2 集中豪雨等

本市では、梅雨前線や低気圧による集中豪雨による水害被害が多く発生している。

※既往災害の状況：資料編参照

3 地震及び津波

(1) 地震

宮崎県付近で発生した地震は、以下の3つに大別され、その内日向灘に震源を持つ地震が最も多く、被害も大きい。

- ① 日向灘に震源を持つ地震
- ② えびの市、小林市付近に震源を持つ地震
- ③ 鹿児島県地方に震源を持つ地震

[宮崎県の被害地震]

地震名	西暦	M (マグニチュード)	現象
日向灘	1498	7.0	九州で山崩れ、地裂け泥湧出。民屋はすべて壊れ死者多数。伊予で地変。同日畿内に地震、被害はなかったらしい。
日向・大隅	1662	7.6	日向灘沿岸に被害。城の破損、潰家3,800戸と多く、死者多数。山崩れ、津波を生じ、宮崎県沿岸7ヶ村周囲7里35町の地が陥没して海となった。日向灘の地震の中でも特に被害が大きかった。
日向・豊後・肥後	1769	7.4	延岡城・大分城で被害多く、寺社・町屋の破損が多かった。熊本領内でも被害が多く、宇和島で強く感じた。津波があった。
日向灘	1899	7.1	M6.9の地震が続けて発生し、宮崎・大分では家屋が小破し、土蔵が倒壊した。
宮崎県北部	1909	7.6	宮崎市付近で被害が大きく、宮崎・大分・鹿児島・高知・岡山・広島・熊本の各県に被害があった。大きなやや深発地震で、深さ約150km。従来、日向灘とされていたもの。
日向灘	1931	7.1	宮崎県で家屋全壊4戸、死者1名。鹿児島県で家屋全壊1戸。室戸で津波全振幅85cm。
日向灘	1939	6.5	大分県沿岸で小被害、宮崎県で死者1名。小津波があった。
日向灘	1941	7.2	大分・宮崎・熊本の各県で被害があり、死者2名、家屋全壊27戸。九州東岸・四国西岸に津波があり、波高は最大1m。
日向灘	1961	7.0	宮崎・鹿児島両県で死者2名、家屋全壊3戸。九州から中部の沿岸に津波、油津の波高は最高34cm。
えびの	1968	6.1	2時間ほど前にM5.7の前震、翌日にもM5.6の余震があった。死者3名、負傷者42名、建物全壊368戸、半壊636戸、山崩れが多かった。3月25日にもM5.7とM5.4の地震があり、建物全壊18戸、半壊147戸。
日向灘	1968	7.5	高知・愛媛で被害多く、負傷者15名、住家全壊1戸、半壊2戸、道路損壊18など、小津波があり、油津で全振幅66cm。
日向灘	1970	6.7	負傷者13名、道路損壊4。小津波があり、油津全振幅39cm。
日向灘	1984	7.1	宮崎・大分・熊本の各県で被害、負傷者9名、建物一部破損319戸など。弱い津波があり、細島で18cmを記録した。
日向灘	1987	6.6	死者1名、傷若干のほか、建物・道路などに被害があった。
日向灘	1996	6.6	軽微な被害、小津波があった。
日向灘	1996	6.7	軽微な被害、小津波があった。

(2) 津波

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に1度の割合で、M(マグニチュード)7クラスの地震が発生しており、多くの場合において津波を伴っている。本市は、日向灘に面して長い海岸線があり、過去において多くの津波被害を受けてきた経緯がある。

※既往災害の状況:資料編参照

第3節 被害想定

1 風水害

本市は、既往災害の状況をみると、台風や梅雨前線等による集中豪雨や局所的で短時間で発生する集中豪雨（ゲリラ豪雨）が頻繁に発生し、人命や家屋等の被害を受けている。

よって、本計画の策定に当たっては、本市の特性及び過去の災害事例等を考慮しつつ、以下の風水害を想定する。

(1) 水害

本市の河川は、本市西部及び北部の 1,000m 級の山地から 20～30km の距離を流下して日向灘に注ぐ急しゅんな河川であり、大雨が降った場合、河川の決壊、内水の氾濫など浸水被害が発生する可能性が高い。過去において台風や集中豪雨による多くの水害が発生しており、本市には河川の災害危険箇所として 48 箇所が、ため池として 21 箇所が把握されている。このため、水防法に基づく浸水想定区域に指定された区域や過去に浸水被害が発生した区域等を、本市において水害の発生する区域として想定する。

※ハザードマップ(洪水浸水予想区域):資料編参照

(2) 土砂災害

本市は、市域の大部分を山地が占めており、山地を流下する河川沿いの平坦地等に集落や市街地が形成されている。よって、大雨が降った場合、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生する確率が高く、過去において台風や集中豪雨による多くの土砂災害が発生している。本市には 1257 箇所の土砂災害危険箇所があり（急傾斜地、土石流、地すべり）、そのうち 982 箇所が土砂災害警戒区域に指定されている。

よって、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所を本市において土砂災害の発生するおそれのある区域として想定する。

※水防・危険箇所等:資料編参照

(3) 高潮

本市は、日向灘に面する長い海岸線を有しており、台風が九州を縦断するルートを通過した場合、高潮の発生する確率が高い。本市には 9 箇所の災害危険箇所があり、過去において台風の来襲時に高潮が発生したケースがあるため、日向灘に面する海岸線を本市において高潮の発生する地域として想定する。

※水防・危険箇所等:資料編参照

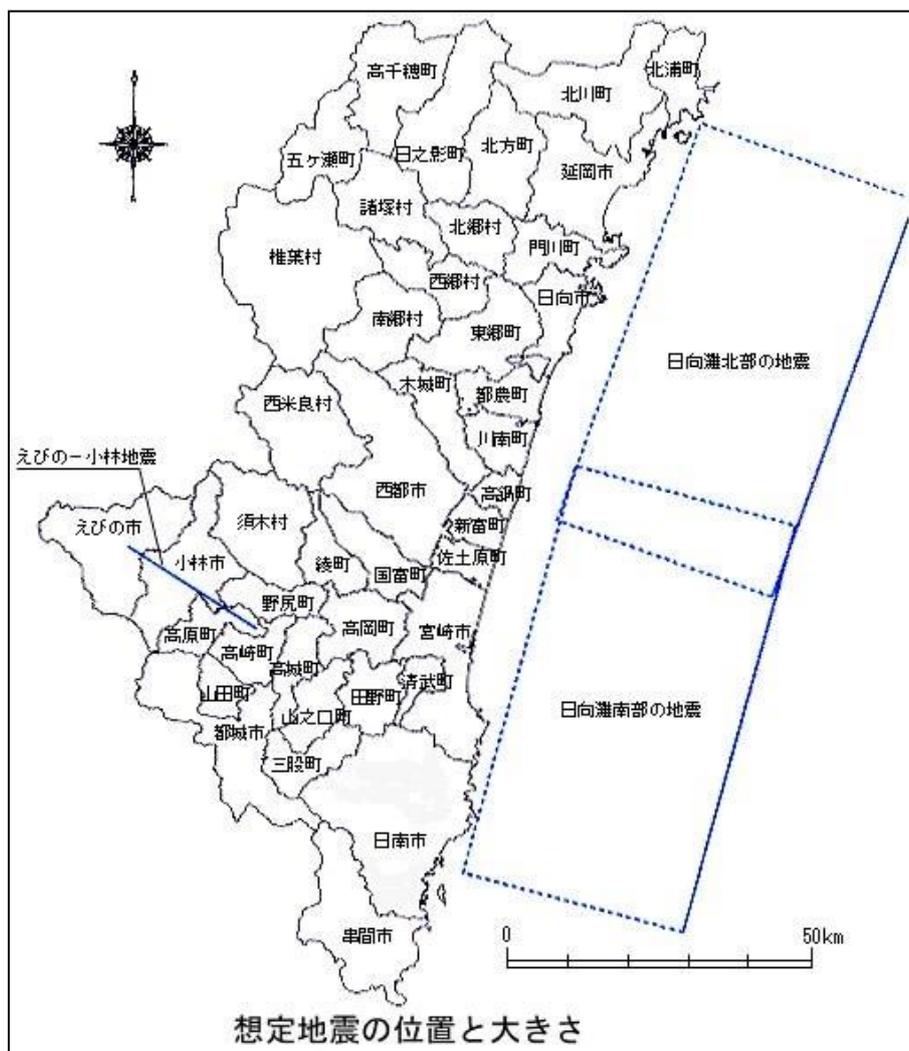
2 地震・津波

(1) 日向灘地震等による日南市の被害概要

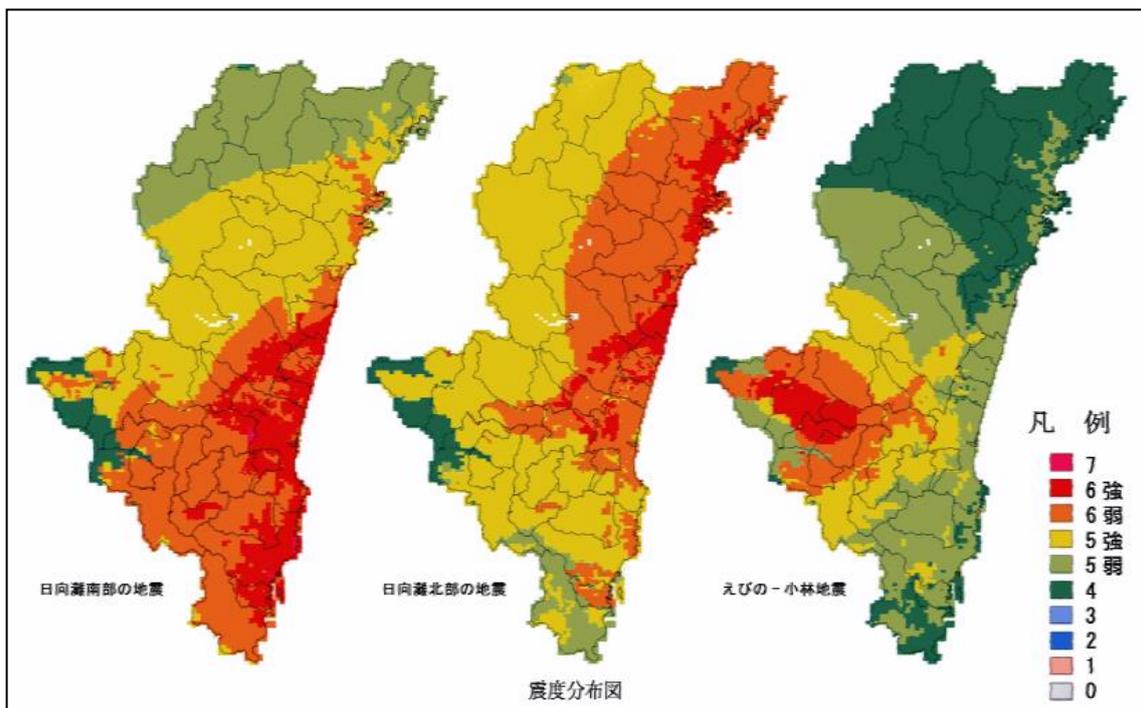
平成9年3月及び平成19年3月に公表された「宮崎県地震被害想定調査」による本市の被害想定は以下の通りである。

[宮崎県地震被害想定調査における想定地震]

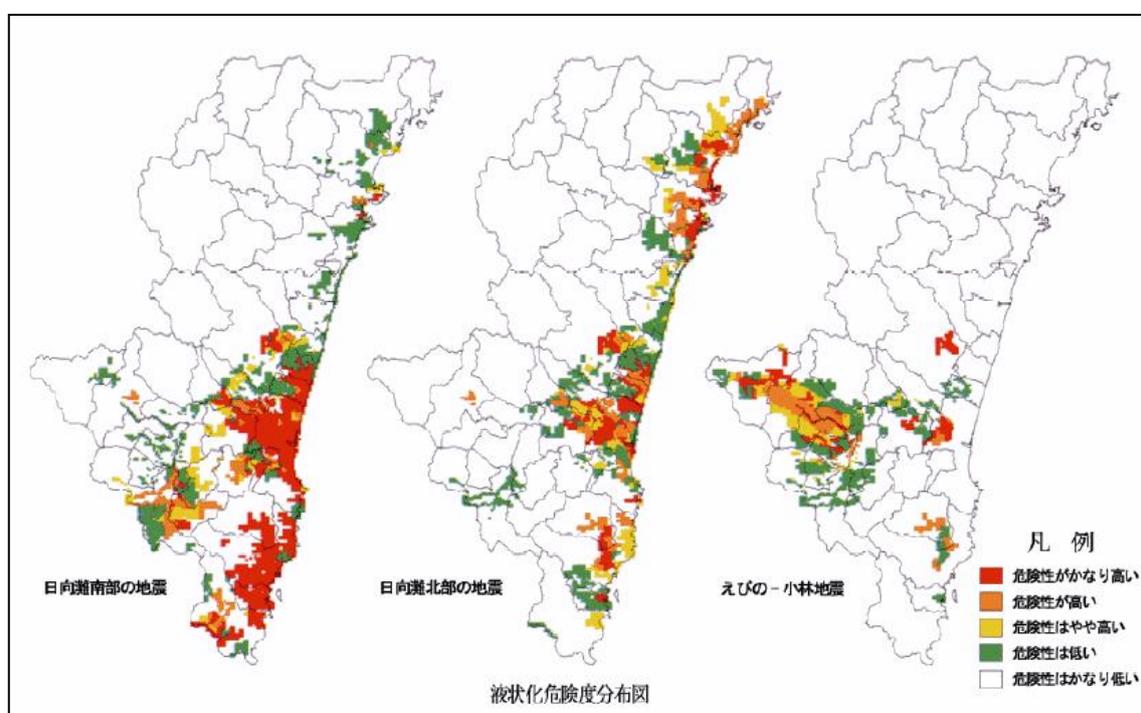
想定する地震	日向灘南部地震	日向灘北部地震	えびのー小林地震
M (マグニチュード)	7.5	7.5	6.5
長さ (km)	70	70	25
幅 (km)	40	40	15
走向 θ (°)	N15° E	N20° E	N60° W
傾斜 δ (°)	20°	20°	90°



[震度分布図]



[液状化危険度分布図]



[津波の高さ]

地点	日向灘南部地震	日向灘北部地震
	最大波高(m)	最大波高(m)
串間	3.53	3.27
日南	4.21	3.00
宮崎	3.62	3.25
日向	2.97	4.18
延岡	2.54	3.01

[津波の遡上距離(日向灘南部地震)]

遡上場所	遡上距離(m)
延岡市五ヶ瀬川河口付近	約 3,360
門川町門川湾付近	約 960
日向市塩見川河口付近	約 1,920
日向市細島港付近	約 480
高鍋町小丸川河口付近	約 4,000
佐土原町一ツ瀬川河口付近	約 6,400
宮崎市大淀川河口付近	約 2,560
宮崎市清武川河口付近	約 2,560
日南市広渡川河口付近	約 1,760
日南市南郷町外浦港河口付近	約 1,120
串間市市木川河口付近	約 640
串間市本城川河口付近	約 640
串間市福島川河口付近	約 3,040

※ハザードマップ(津波浸水予測図):資料編参照

[建物被害]

	木造被害数(棟)		非木造被害数(棟)		合計(棟)		木造建物被害率(%)		非木造建物被害率(%)	
	全壊	半壊	計		木造全壊・ 非木造大破	木造半壊・ 非木造中破	全壊	半壊	大破	中破
			大破	中破						
日向灘南部地震: 地震動+液状化	3,251	7,229	1,156	1,023	4,407	8,253	8.68	19.31	14.10	12.45
日向灘南部地震: 地震動	967	3,138	120	511	1,088	3,649	2.58	8.38	1.46	6.22
日向灘北部地震: 地震動+液状化	334	751	135	97	470	847	0.89	2.01	1.64	1.18
日向灘北部地震: 地震動	2	89	0	14	2	101	0.01	0.24	0.00	0.17
えびの一小林地震: 地震動+液状化	0	2	0	2	0	4	0.00	0.01	0.00	0.02
えびの一小林地震: 地震動	0	2	0	2	0	4	0.00	0.01	0.00	0.02

[人的被害]

	日向灘南部地震				日向灘北部地震				えびの一小林地震			
	夏		冬		夏		冬		夏		冬	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
死者数(人)	74	99	74	99	9	13	9	13	0	0	0	0
重傷者数(人)	186	186	194	202	34	34	34	34	1	1	1	1
軽傷者数(人)	3,587	3,587	3,724	3,857	688	688	688	688	14	14	14	14
長期避難者数(人)	18,808	18,811	19,678	20,265	1,647	1,647	1,654	1,657	5	5	5	5

[出火件数]

	日向灘南部地震				日向灘北部地震				えびの一小林地震				消防力 消火可 能件数 (件)
	夏		冬		夏		冬		夏		冬		
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
炎上出火数(件)	6	7	35	47	0	1	6	8	0	0	0	0	10
延焼出火数(件)	0	0	25	37	0	0	0	0	0	0	0	0	
市街地延焼に至る出火数(件)	0	0	12	14	0	0	0	0	0	0	0	0	

[津波建物被害]

	木造建築物(棟)		非木造建築物(棟)
	床上(大破)	床上(中破)	
日向灘南部地震	1,226	—	—
日向灘北部地震	805	—	—

[津波人的被害]

	死者数(人)	重傷者数(人)	中等傷者数(人)
日向灘南部地震	100	122	514
日向灘北部地震	65	54	225

[ライフライン施設被害]

施設種別	配管延長 (km)	日向灘南部地震		日向灘北部地震		えびの一小林地震	
		被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所 /km)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所 /km)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所 /km)
上水道	液状化考慮	358.00	2,613.00	7.30	15.00	0.04	0.00
	液状化考慮無	358.00	900.00	2.51	7.00	0.02	0.00
下水道	57.00	381.97	6.70	0.37	0.01	0.01	
集落排水	9.68	44.00	4.55	0.00	0.00	0.00	

[ライフライン施設被害]

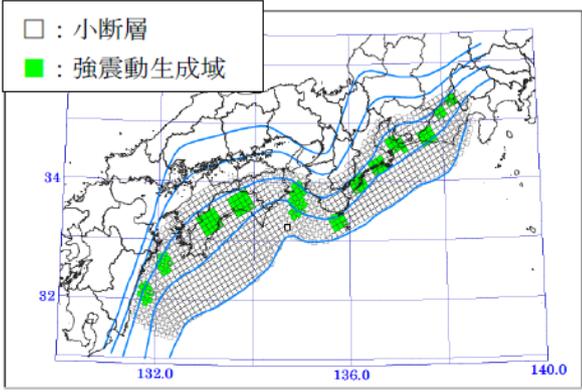
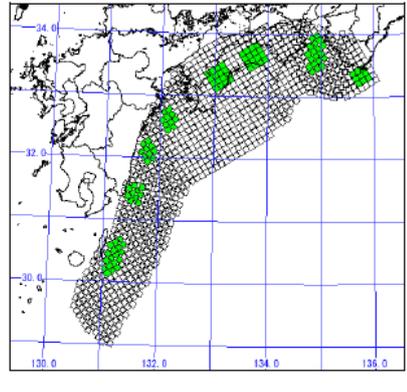
	支持物数	日向灘南部の地震		日向灘北部の地震		えびのー小林地震	
		被害支持物数	被害架空線数	被害支持物数	被害架空線数	被害支持物数	被害架空線数
		(基)	(条・スパン)	(基)	(条・スパン)	(基)	(条・スパン)
電力施設	17,049	834	2,328	54	138	21	54
通信施設	12,732	685	1,899	49	126	19	49

(2) 南海トラフ地震による日南市の被害概要

① 地震・津波断層モデル

「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（平成25年10月）」では、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）のうち宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる「宮崎県が独自に設定したケース」の2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定している。

[地震断層モデル]

予測手法	統計的グリーン関数法+震度増幅	
震源特性	内閣府モデル (M9.0)	宮崎県独自モデル (M8.9)
	内閣府 (2012) の陸側ケース※1 	宮崎県独自に設定したケース 
サイト特性	深い地盤構造 (予測単位)	宮崎県モデル※2 (約1km 毎)
	浅い地盤構造 (予測単位)	J-SHIS※3モデルを元に再設定 (約50m 毎)

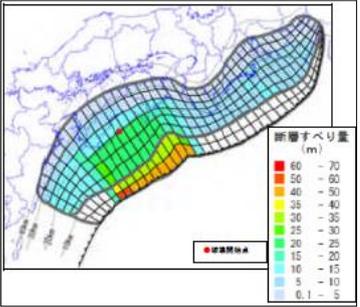
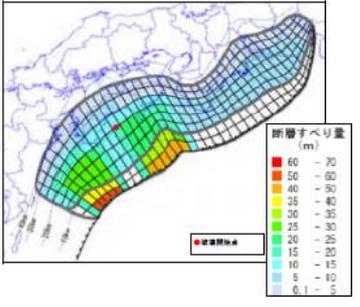
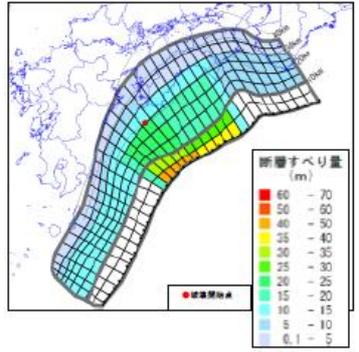
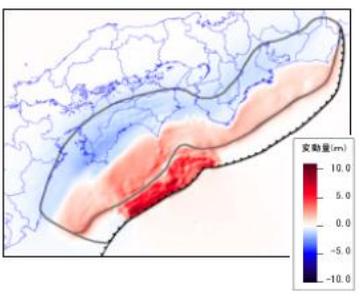
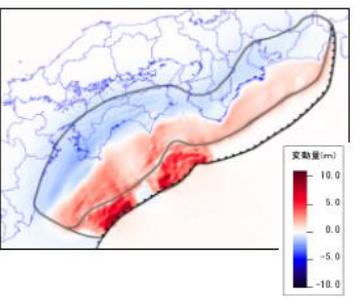
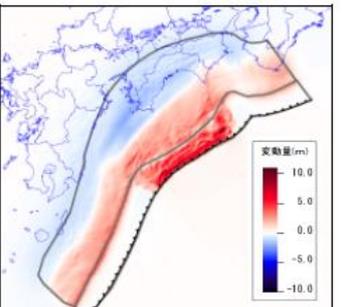
※1 内閣府 (2012) では SMGA (強振動生成域: 強い振動波を発生させるところ) を基本、東側、西側、陸側に設置した4ケースがある。

※2 内閣府 (2012) の全国1次モデル微動アレイ観測等により更新

※3 J-SHIS 地震ハザードステーション (<http://www.j-shis.bosai.go.jp/shm>)

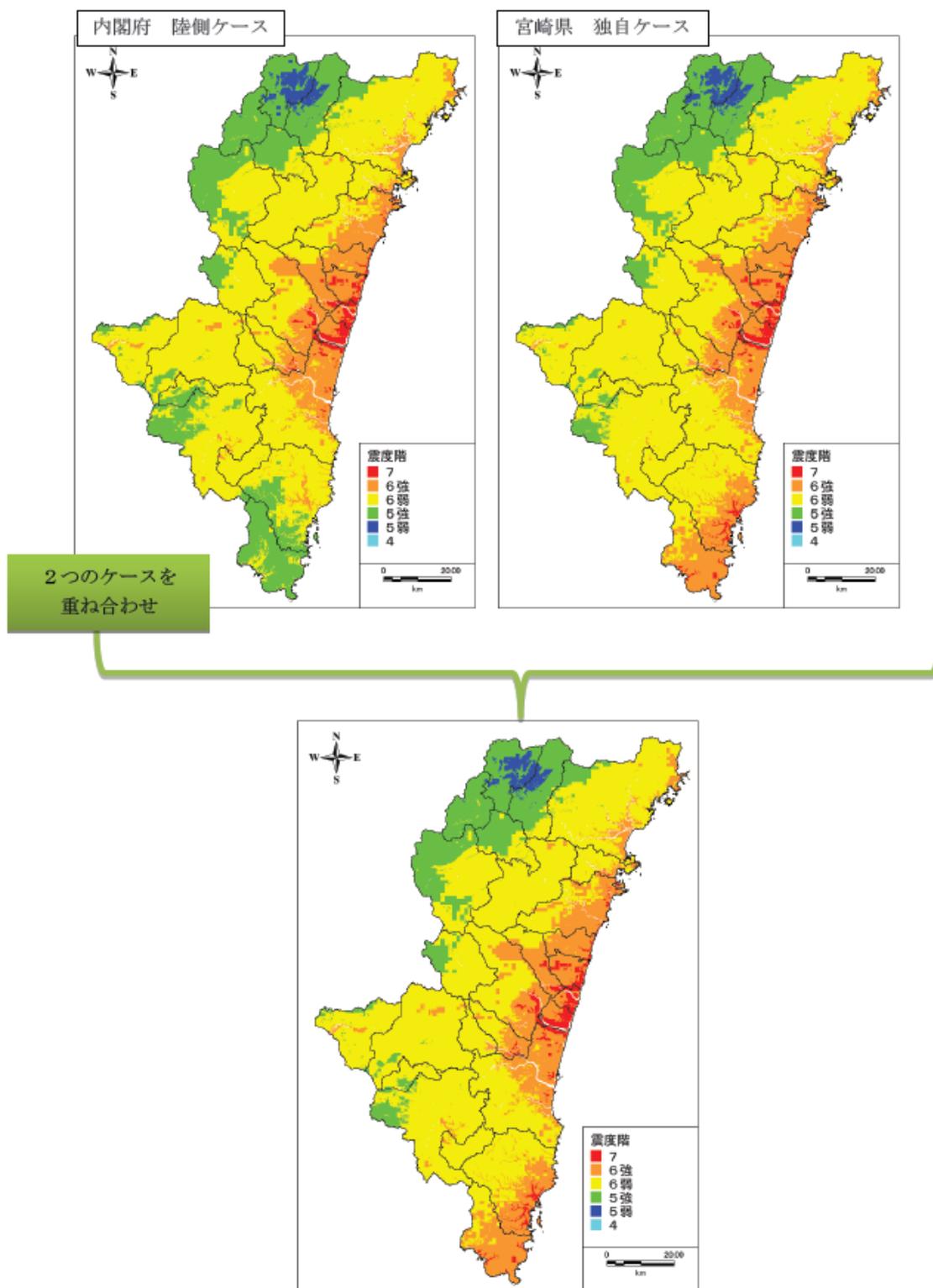
また、最大クラスの津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）のうち宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④・⑪」、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる「宮崎県が独自に設定したケース」の3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合わせて想定している。

[津波断層モデル]

	内閣府モデル		宮崎県独自モデル (Mw9.1)
	ケース④(Mw9.1)	ケース⑪(Mw9.1)	
説明	内閣府が東北地方太平洋地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波として想定。		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域（セグメント）まで広がった場合の巨大な地震・津波として想定。
震源域			
地盤の鉛直方向変動量分布			

② 被害想定の概要

[震度分布図]



[津波浸水想定]

	想定	備考
最大震度	震度 7	
津波高(最大値)	14m	津波水位に地殻変動量を考慮し、メートル以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位を切り上げた数値。
津波高(最小値)	9m	
浸水面積	1,340ha	河川等の部分を除いた陸域部の浸水深 1 cm 以上の浸水面積。
津波到達時間	14 分	海岸線から沖合約 30m地点において地震発生直後から水位の変化+1 mになるまでの時間を表示。

③ 被害想定

[想定ケース]

	被害想定的前提とする地震動・津波
想定ケース①	内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）、及び津波断層モデル（ケース⑩）を用いて、宮崎県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース
想定ケース②	宮崎県が独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース

[建物被害 単位:約()棟]

想定	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災		合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊		全壊	半壊	全壊	半壊	
ケース①	660	2,700	770	3,100	60	110	2,700	1,700	20	4,200	7,600	
ケース②	660	2,700	6,700	5,200	60	140	2,300	1,500	110	9,800	9,500	

※冬 18 時を想定

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。－：わずか。

[人的被害(死傷者数) 単位:約()人]

想定	建物倒壊				急傾斜地崩壊		津波		火災		ブロック塀他		合計	
	死者	(家具) 負傷者	負傷者	(家具)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
ケース①	50	－	590	40	10	10	960	150	－	－	－	－	1,000	750
ケース②	470	20	1,800	280	10	10	2,100	310	20	10	－	－	2,600	2,100

※冬・深夜、現状の津波避難ビル有を想定

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。－：わずか。

[人的被害(要救助者数) 単位:約()人]

想定	揺れによる建物倒壊に伴う 要救助者数			津波による要救助者数			合計		
	冬深夜	夏12 時	冬18 時	冬深夜	夏12 時	冬18 時	冬深夜	夏12 時	冬18 時
ケース①	150	80	110	420	330	350	570	410	460
ケース②	1,300	730	990	520	540	510	1,900	1,300	1,500

※冬・深夜、現状の津波避難ビル有を想定

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。－：わずか。

[ライフライン被害(上水道) 単位:約()人、%]

想定	給水 人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		断水 人口	断水率	断水 人口	断水率	断水 人口	断水率	断水 人口	断水率
ケース①	53,000	50,000	95	40,000	76	27,000	51	8,500	17
ケース②	53,000	53,000	100	53,000	98	45,000	86	21,000	40

※断水率は給水人口に占める断水人口の割合。

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。－：わずか。

[ライフライン被害(下水道) 単位:約()人、%]

想定	処理 人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		支障 人口	機能 支障率	支障 人口	機能 支障率	支障 人口	機能 支障率	支障 人口	機能 支障率
ケース①	22,000	19,000	86	9,100	41	2,900	13	1,300	6
ケース②	22,000	22,000	98	18,000	81	6,300	29	2,400	11

※機能支障率は処理人口に占める支障人口の割合。

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[ライフライン被害(電力) 単位:約()軒、%]

想定	電灯 軒数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		停電 件数	停電率	停電 件数	停電率	停電 件数	停電率	停電 件数	停電率
ケース①	33,000	28,000	85	12,000	36	3,400	10	2,400	7
ケース②	33,000	32,000	97	25,000	76	9,900	30	4,800	15

※停電率は電灯軒数に占める停電軒数の割合。

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

第3章 市の概況
第3節 被害想定

[ライフライン被害(通信・固定電話) 単位:約()回線、%]

想定	回線数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
ケース①	20,000	17,000	86	8,300	41	2,800	14	1,400	7
ケース②	20,000	20,000	98	16,000	79	4,900	24	2,200	11

※不通回線率は回線数に占める不通回線数の割合。

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[ライフライン被害(通信・携帯電話) 単位:約()回線、%]

想定	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク
ケース①	13	A	49	B	23	—	20	—
ケース②	14	A	91	A	44	C	29	—

※停波基地局率は基地局全体に占める停波した基地局の割合。

※携帯電話不通ランク A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。—：わずか。

[交通施設(道路、鉄道、港湾) 単位:約()箇所・m]

想定	道路		鉄道(日南線)		港湾	岸壁		その他係留施設		防波堤	
	津波浸水域被害	津波浸水域外被害	津波浸水域被害	津波浸水域外被害		岸壁数	被害数	その他係留施設数	被害数	防波堤延長	被災延長
ケース①	20	50	20	140	油津港	10	3	16	4	1,700	50
					外浦港	5	1	26	4	600	240
ケース②	40	70	30	180	油津港	10	9	16	14	1,700	870
					外浦港	5	4	26	21	600	460

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[交通施設(漁港) 単位:約()箇所・m]

想定	漁港	岸壁		その他係留施設		防波堤	
		岸壁数	被害数	施設数	被害数	防波堤延長	被災延長
ケース①	鶯巣漁港	/	/	3	1	100	100
	富士漁港	/	/	5	3	70	—
	宮浦漁港	/	/	4	2	340	310
	鵜戸漁港	/	/	5	2	380	380
	夫婦浦漁港	1	1	3	—	150	90
	大堂津漁港	5	1	4	1	700	—
	油津漁港	1	—	15	4	/	/
	目井津漁港	8	2	12	2	2,300	790

想定	漁港	岸壁		その他係留施設		防波堤	
		岸壁数	被害数	施設数	被害数	防波堤延長	被災延長
ケース②	鶯巣漁港			3	2	100	100
	富士漁港			5	3	70	70
	宮浦漁港			4	3	340	310
	鵜戸漁港			5	4	380	190
	夫婦浦漁港	1	1	3	2	150	150
	大堂津漁港	5	4	4	3	700	700
	油津漁港	1	1	15	13		
	目井津漁港	8	7	12	11	2,300	2,300

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[生活への影響(避難者) 単位:約()人]

想定	避難者									帰宅困難者	
	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後			就学者・通学者数	帰宅困難者数
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外		
ケース①	16,000	10,000	5,400	15,000	11,000	4,700	13,000	3,900	9,200	24,000	1,500
ケース②	26,000	16,000	9,300	30,000	19,000	10,000	31,000	9,400	22,000	24,000	1,500

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[その他の被害(要配慮者) 単位:約()人]

想定	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	避難者	避難所	避難所以外	避難者	避難所	避難所以外	避難者	避難所	避難所以外
ケース①	4,700	3,000	1,600	4,600	3,200	1,400	3,900	1,200	2,800
ケース②	7,700	4,900	2,800	8,900	5,800	3,100	9,400	2,800	6,600

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

※属性間での重複がある。

[生活への影響(物資需要量) 単位:約()食・L・枚]

想定	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	食糧	飲料水	毛布	食糧	飲料水	毛布	食糧	飲料水	毛布
ケース①	40,000	126,000	16,000	42,000	84,000	19,000	16,000	28,000	7,500
ケース②	62,000	162,000	35,000	73,000	142,000	38,000	35,000	67,000	17,000

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[生活への影響(医療機能) 単位:約()人]

想定	人的被害			要転院患者数	医療需要	
	死者	負傷者	重傷者		要入院	要外来
ケース①	1,000	750	390	230	720	360
ケース②	2,600	2,100	1,100	370	1,800	1,000

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[災害廃棄物等 単位:約()万トン]

想定	災害廃棄物(万トン)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計
ケース①	60	30	90
ケース②	130	40	170

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(3) 本市における地震・津波被害想定

本市では従来、日向灘南部地震を想定地震として被害を想定していたが、南海トラフ地震による地震・津波被害も想定し、今後の対策の基礎とする。

なお、南海トラフ地震による被害想定には2つのケースがあるため、被害想定には幅がある。

① 予想震度

(日向灘南部地震)

- ・市内の大部分で震度6強の揺れが想定される。

(南海トラフ巨大地震)

- ・市内の大部分は震度6弱から6強、市街地部では震度7の揺れが想定される。

② 液状化発生の可能性

(日向灘南部地震)

- ・液状化が発生する危険性はかなり高く、特に日向灘沿岸地域、河川沿いの低地等の軟弱地盤地域では、液状化の危険性が高い。

(南海トラフ巨大地震)

- ・日向灘南部地震と同様の状況が想定される。

③ 人的被害

(日向灘南部地震)

- ・建物倒壊等による死者が50～70人程度、重軽傷者は3,000人程度と想定される。

(南海トラフ巨大地震)

- ・建物倒壊等による死者は市全体で約1,000～2,600人(建物倒壊が約50～470人、急傾斜地崩壊が約10人、津波が約960～2,600人、火災が約20人)と想定される。
- ・要救助者数は、揺れによる建物倒壊に伴う場合が約150～1,300人(冬深夜)、津波による場合が約330～540人(夏12時)と想定される。

④ 建物被害

(日向灘南部地震)

- ・ 木造建物の全壊率は約 8%、全壊建物数は約 2,300 棟と想定される。

(南海トラフ巨大地震)

- ・ 全壊棟数は市全体で約 4,200~9,800 棟(揺れが約 770~6,700 棟、液状化が約 810 棟、急傾斜地崩壊が約 60 棟、津波が約 2,300~2,700 棟)と想定される。

⑤ 出火件数

(日向灘南部地震)

- ・ 出火件数は炎上出火が 34 件(冬・夜)程度と予測される。

(南海トラフ巨大地震)

- ・ 焼失件数が約 20~110 棟(冬 18 時)と想定される。

⑥ ライフライン

(日向灘南部地震)

- ・ 液状化による危険性の高い地域で被害が大きくなることが予想される。水道管、電力、通信とも大きな被害が予想される。

(南海トラフ巨大地震)

- ・ 被災直後の支障率は、上水道が約 95~100%、下水道が約 86~98%、電力が約 85~97%、固定電話が 86~98%、携帯電話が非常につながりにくいと想定される。
- ・ 被災 1 週間後には、それぞれの支障率は上水道は約 50%以内、それ以外は 30%以内(携帯電話はつながりにくい又はややつながりにくい)にまで緩和されると想定される。
- ・ その他、道路、鉄道(日南線)では津波浸水域の内外で被害が想定され、港湾(油津港、外浦港)、漁港(鶯巣港、富士漁港、宮浦漁港)では岸壁、その他の係留施設、防波堤で被害が想定される。

⑦ 生活への影響

(南海トラフ巨大地震)

- ・ 被災 1 日後の避難者は約 16,000~26,000 人(うち要配慮者は約 4,700~7,700 人)、被災 1 ヶ月後の避難者は約 13,000~31,000 人(うち要配慮者は約 3,900~9,400 人)と想定される。
- ・ 被災 1 日後の物資需要量は、食糧約 36,000~58,000 食、飲料水約 121,000~155,000 L、毛布約 14,000~30,000 枚と想定される。
- ・ 医療機能については、死者約 1,000~21,600 人、負傷者約 750~2,100 人、重傷者 390~1,100 人が想定されるなか、要転院患者数約 230~370 人、要入院 700~1,800 人、要外来 360~1,000 人が想定される。

第4章 防災上の課題と防災対策の柱

第1節 防災上の課題

1 本市の特性

- (1) 日向灘に注ぐ広渡川、酒谷川、細田川、南郷川、瀧上川及びその支流沿いに市街地や集落が形成され、市域の主要な幹線道路も当該場所を通過している。
- (2) 市の中心市街地は、酒谷川沿いの飫肥、市役所周辺の吾田、油津等に形成されている。また、市域北部の北郷地区では、JR北郷駅周辺の中央、伊十川に、また市域南部の南郷地区では、国道448号や国道220号に沿う形で目井津、中央、外浦に、それぞれ市街地が形成されている。
- (3) 市域の8割弱を山林が占め、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の危険箇所が多い。(土砂災害危険箇所1,257箇所、土砂災害警戒区域982箇所)
- (4) 平均気温は約18℃、降水量は年平均約2,600mmで、温暖で高温多湿の気候である。
- (5) 交通面では、南北方向に国道220号及び県道28号(日南高岡線)、東西方向に国道222号及び県道3号(日南志布志線)が走り、宮崎市、都城市、串間市、鹿児島県等と結ぶ幹線道路網を形成している。
- (6) 広渡川、酒谷川、細田川、瀧上川の沿川では水害の危険があり、水防法第14条に基づく浸水想定区域が指定されている。なお、広渡川及び酒谷川は、洪水予報河川に指定されている。
- (7) 本市において想定される地震は、東南海・南海地震を含む南海トラフ地震、日向灘地震及びえびの-小林地震であり、地震動と津波(海洋型地震の場合)による被害が予想される。
- (8) 火山は西方約60kmに霧島山があり、降灰被害の発生が考えられる。

2 本市において予想される災害

- (1) 梅雨前線及び台風時期の大雨による災害
 - ① 土砂災害(土石流、がけ崩れ、地すべり等)
 - ② 水害(堤防決壊、河川及び内水氾濫)
 - ③ 道路被害による集落の孤立
- (2) 地震による災害
 - ① 建物の倒壊及びそれに伴う人命被害
 - ② 津波による人命及び港湾施設等の被害
 - ③ 土砂災害(がけ崩れ等)
 - ④ 地震による火災
 - ⑤ ライフライン被害

(3) 各種の大規模事故による災害

- ① 危険物事故による人命被害
- ② その他大規模事故による人命被害
- ③ 海上災害による流出油被害

3 本市における防災上の問題点と課題

(1) 防災上の問題点

- ① 河川沿いの地域に市街地や集落が形成されており、河川の氾濫による浸水被害の危険がある。
- ② 集落が山すそに形成されている地域が多く、風水害時に土石流やがけ崩れなどの土砂災害の発生する危険が高い。
- ③ 建築基準法の新耐震基準施行（1981年）以前の木造住宅が多数あり、大規模地震が発生した場合、住宅の倒壊による人命被害が発生する危険が高い。
- ④ 日向灘に沿って海岸線が長く、海洋型地震が発生した場合、津波による人命被害等が発生する危険が高い。
- ⑤ 災害時に幹線道路が被害を受ける可能性があり、市域の一部が孤立する危険がある。
- ⑥ 市域が広く集落が散在しており、大規模災害時において応急対策の迅速な実施が困難である。

(2) 防災上の課題

- ① 広渡川、酒谷川、細田川、瀧上川の浸水想定区域における避難体制の確立
- ② 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等の土砂災害の危険が大きい地区における避難体制の確立
- ③ 地震時に倒壊する危険の高い木造住宅に対する対策の強化
- ④ 津波による浸水が予想される地区における避難体制の確立
- ⑤ 災害時に支援を必要とする人（要配慮者）に関する避難体制の整備
- ⑥ 災害時に孤立する可能性がある集落の安全確保対策

以上、本市における防災上の問題点と課題を踏まえ、地域防災計画における防災ビジョンを次ページのように定める。

【 日南市地域防災計画の防災ビジョン 】

- ア 「自助」・「共助」・「公助」を基本行動理念とした市と住民が一体となった総合防災体制の構築
- イ 高齢社会を見据えた地域自主防災組織力の育成・強化及びボランティア等との連携を踏まえた要配慮者への支援体制の整備拡充
- ウ 集中豪雨等による河川氾濫や土砂災害及び大規模地震・津波の発生を常時想定した関係機関と連携した総合的な防災即応体制の整備拡充
- エ 行政、市民の防災関連情報の積極的な共有による災害の未然回避や減災に向けた警戒避難体制の確立
- オ 防災初動体制の整備・確立
- カ 消防体制の充実及び広域応援体制の整備・拡充

第2節 防災対策の柱

1 浸水想定区域における避難体制等の整備

浸水想定区域については、宮崎県による浸水想定区域図の作成、市による防災マップの作成が行われているが、風水害時における迅速で安全な避難を確保するためには、洪水予報等の住民への伝達体制の整備、避難体制の整備等を進める必要がある。

よって、浸水想定区域において浸水被害が予想される場合については、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる。

(1) 洪水予報等の住民への伝達

- ① 避難関連情報に係る基準の明確化（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
- ② 水害に対して安全な緊急避難場所、避難所の確保及び住民への周知
- ③ 情報伝達手段の整備（防災行政無線、有線等）

(2) 避難体制の整備

- ① 自治会や集落単位での安全な緊急避難場所、避難所の確保（浸水想定区域外の公共施設等）
- ② 避難体制の整備（自主防災組織による避難誘導）
- ③ 要配慮者に対する避難支援体制の整備

2 土砂災害警戒区域における避難体制等の整備

土砂災害警戒区域に指定された区域については、避難体制の整備、円滑な避難に必要な事項の住民への周知等を地域防災計画に定めることが必要とされている。

土砂災害の危険の高い区域については、災害時には明確な基準に基づき住民を早期に安全な場所に避難させる。

(1) 避難体制の整備

- ① 避難関連情報に係る基準の明確化（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
- ② 土砂災害に対して安全な緊急避難場所、避難所の確保及び住民への周知
- ③ 情報伝達手段の整備（防災行政無線、有線等）

(2) 円滑な避難に必要な事項の住民への周知

- ① 自治会単位に安全な緊急避難場所、避難所の確保（土砂災害の危険性のない公共施設等）及び住民への周知
- ② 避難体制の整備（自主防災組織による避難誘導）
- ③ 要配慮者に対する避難支援体制の整備

3 木造住宅の耐震対策

阪神・淡路大震災の最大の教訓は、地震による死者の大部分は住宅の倒壊によって圧死したということである。本市周辺においても東南海・南海地震を含む南海トラフ地震、日向灘地震等の海洋型地震や内陸直下型（えびの-小林地震）地震等による大規模な震災が発生する可能性があり、住宅の耐震化対策の強化が必要である。

住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修の実施を推進する。

4 津波対策の推進

南海トラフ地震が発生した場合、本市において最大で14メートルの津波が発生すると予測されている。津波の危険がある地域については、地震が発生した場合に直ちに安全な場所に避難する体制を整備することが求められている。

よって、津波の危険地区ごとに緊急避難場所や避難路、防災行政無線等の整備を推進するとともに、津波避難計画及び防災マップを活用した住民への津波災害の周知や定期的な防災訓練の実施など避難体制の整備を推進する。

5 要配慮者対策の推進

大きな災害が予想される場合には、早期避難等により高齢者や障がい者など要配慮者の生命の安全を確保することが必要である。このため、要配慮者の安否確認や避難生活環境の整備が重要であり、要配慮者を継続的にフォローする体制の整備を推進する。

(1) 情報伝達

- ① 気象情報や避難に関する情報などを要配慮者に周知する情報伝達網の整備
- ② 要配慮者を対象とした情報伝達機器の整備

(2) 高齢者等避難の活用

- ① 高齢者等避難に基づく要配慮者の早期避難

(3) 避難支援

- ① 自主防災組織による要配慮者の避難支援体制の整備
- ② 福祉ボランティア等による避難支援体制整備
- ③ 要配慮者対策班による要配慮者の避難支援や救助
- ④ 要配慮者避難支援プラン作成の推進

(4) 要配慮者に対する対策の強化

- ① 災害時における安否確認体制の整備
- ② 緊急入所や福祉避難所設置等による要配慮者の安全な環境の確保
- ③ 要配慮者対策班による継続的な支援体制の確立

6 孤立集落対策の推進

土砂災害、水害、地震・津波などによって交通が途絶し、孤立する危険性の高い地区について、災害時においても交通を迅速に確保する対策を整備し、住民の安全を確保する。

(1) 交通の確保

- ① 国道・県道など市内における幹線道路網の整備
- ② 土砂災害等から道路を守る施設の整備（法面保護等）
- ③ ヘリコプターによる空からの交通の確保（ヘリポート）

(2) 安全な緊急避難場所、避難所の確保

- ① 土砂災害等に対して安全な緊急避難場所、避難所の確保
- ② 孤立しても生活が維持できる装備の確保（備蓄、非常用電源、調理器具等）
- ③ 通信手段の整備（防災行政無線、インターネット、災害時優先電話等）

(3) 自主防災組織の育成

- ① 集落独自で避難誘導できる自主防災組織の育成
- ② 緊急避難場所や避難所の自主防災組織による管理、運営

第2編 風水害・共通対策編

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、総合政策課、未来創生課、福祉課、美化推進課、建設課、財産マネジメント課、水道課、下水道課、水産林政課、農村整備課、生涯学習課
関 係 課	地域自治課、観光・クルーズ課、学校教育課、中部病院、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター

第 1 防災組織及び拠点等の整備

[施策の体系]



1 防災地区制の導入

災害発生時に、効率的でより安全性の高い防災対策を推進していくために、防災地区制に基づく災害に強いまちづくりを長期的な市の目標像として一層の研究に取り組んでいく。

ここで、防災地区制とは、防災拠点や防災組織等を「階層的な視点」で捉えることによって、各階層で自主的な防災対応を推進していくことで、災害に対する予防能力や発災時のより効果的な防災対応能力向上を図っていかうとするものである。

この防災地区制では、自治会を防災の「基本単位」として、学校区単位（おおむね小・中学校区の単位）をこの上位の防災階層と位置づけつつ体制を包括させていき、ここで不足するものや不十分な点については、さらに上位の防災階層にあたる防災圏（おおむね支所単位）や市全体が補完していく形として、より効果的な防災体制（階層）を構築していく防災像を形成していくことを理想としている。

2 防災拠点の整備

災害時において、市が実施する防災活動拠点となる施設等を市の防災拠点と位置付けて、防災機能の充実を図る。なお、近年、道の駅が防災拠点としての役割を注目されていることから、道の駅酒谷、道の駅なんごう及び道の駅きたごうを防災拠点として位置付けるものとする。

また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 情報通信拠点の整備

災害発生時において、住民への情報伝達、避難所との連絡調整並びに県等への報告・応援要請など、災害に関する情報を統括する施設を情報通信拠点とする。

市役所を情報通信の中心拠点、北郷・南郷の各地域振興センターを情報通信の副拠点、「防災地区」の中心となる小・中学校又は公民館を情報通信の地区拠点と位置付け、各施設の耐震性能及び風水害への対抗性を期待できる施設として、情報通信機器整備（インターネットや衛星携帯通信施設整備など）の整備推進に努める。

(2) 医療救護拠点の整備

市立中部病院を市の医療救護拠点と位置付け、災害時の医療機関相互の連絡調整、医療救護班の支援編成など、市の医療救護活動の支援施設として整備に努める。

また、「防災地区」の小・中学校や公民館を医療救護活動の地区拠点と位置付け、災害時の各地区における必要な医療救護活動を効率的に実施できるよう、整備に努める。

(3) 輸送拠点の整備

北郷体育館を援助物資の集出荷を担う輸送中心拠点、日南総合運動公園及び南郷中央公園を輸送副拠点、各防災地区の小・中学校グラウンド及び体育館を輸送地区拠点と位置付け、物資の輸送拠点としての必要な機能整備について研究する。

なお、宮崎県と九州各県との協定により、広域港湾輸送拠点に指定されている油津港についても有効に機能するよう必要な措置に関して、港湾管理者をはじめとする関係機関との協議、研究を行う。

(4) 食料供給拠点の整備

中央共同調理場等を災害時食料供給拠点として位置付け、災害時において炊き出し等を行い、各避難所に食料を供給する拠点として、その機能充実に努める。

(5) ボランティア拠点の整備

市域のボランティア拠点として災害ボランティアセンターを市の中心拠点として位置付け、各防災地区の拠点候補として地区ボランティア拠点等の設置について検討を進める。

(6) 緊急避難場所、避難所の整備

災害時における住民の生命の安全を確保するため、土砂災害や水害の危険のない場所に立地する公共施設や公民館及び防災地区の小・中学校等を緊急避難場所、避難所として指定し活用する。また、避難所については、安全で快適な避難生活を確保するために、必要な設備（空調や照明設備、毛布等の寝具類等）等の整備を図る。

(7) 備蓄倉庫の整備

防災地区ごとの備蓄倉庫の整備推進に努める。また、各自治会の集会所、公民館等に最低限の防災資機材、食料等の備蓄に努める。

(8) ヘリポートの整備

現在指定されている緊急時離発着場（緊急時ヘリポート）の活用に併せて、これらが災害発生時において別の防災対策機能を発揮しなければならない事態を想定し、支所エリア（各防災圏）にヘリポート整備を推進し、傷病者の緊急搬送等への災害即応対応能力向上に努める。

(9) 救援活動拠点の整備

災害時の広域応援活動を円滑に受け入れるための施設として、日南総合運動公園を自衛隊、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊、宮崎 DMAT などによる活動拠点（後方支援拠点）と位置付け、さらにこの活動拠点を支援する目的として、市内にて複数箇所の地区拠点の整備を研究し、その配置に努める。

3 防災空間の整備

(1) 道路空間の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、災害時における交通を速やかに確保できるよう、道路の計画的な整備に努める。

県により緊急輸送道路に位置付けられている道路（国道 220 号、222 号、448 号、主要地方道日南高岡線）及びそれらの道路と市の防災拠点を結ぶ道路を、本市における緊急輸送道路と位置付け、巡視や道路防災点検による危険箇所モニタリングや老朽化した管理施設のアセットマネジメント（計画的な維持管理）などにより、防災機能の強化に努める。

また、その他の道路については、災害により緊急輸送道路が不通となった場合の代替経路となる路線を中心に、災害時の緊急輸送や応急対策活動等に支障のないよう必要な整備を図る。

(2) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、風水害時においては、地域住民の一時的な緊急集合場所として、また震災時においては、避難場所や広域火災に対する有効な防火帯（バッファゾーン）として機能することが期待されている。このため、オープンスペースを有する公園や緑地等は、日南市総合計画と整合性を図りつつ、緊急避難場所等として、より計画的な整備を進める。

なお、市街地における有休地や街区公園、近隣公園等は、緊急避難場所として防災機能の向上に努める。

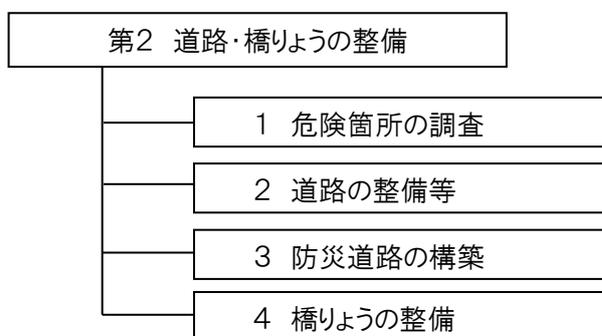
第2 道路・橋りょうの整備

災害時において、道路は避難路、緊急物資の輸送、救援活動等の通行路としての機能ばかりでなく、地震時における火災の延焼を抑制する機能や風水害時の家屋倒壊連鎖など被災範囲の拡大を抑制する機能等も持ち合せている。

そのため、市では都市計画道路の長期的なインフラ整備の観点での計画や、主要地区における区画道路の整備促進について研究・推進し、災害対応の支障となる狭あい道路等の解消に努める。

また、道路や橋りょうの補修や点検等の維持管理（アセットマネジメント）を適切に行い、災害に強い道路や橋りょうを整備する。

[施策の体系]



1 危険箇所の調査

- (1) 道路、橋りょうの危険箇所を把握するため、危険箇所を適宜計画的に巡視する。
- (2) 災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、国や県と連携して道路防災ドクター等の専門家等による調査を行う等、必要な措置をとる。
- (3) 大規模災害が発生した場合、災害危険箇所の緊急調査を行い、市本部又は関係機関に緊急に報告する体制を確立する。

2 道路の整備等

(1) 道路整備計画

① 市街地等

- ア 都市計画道路事業の推進に努める。
- イ 生活道路に対する適切な維持管理と計画的な整備を進めることで、狭あい道路等の解消に努める。
- ウ 沿道緑化や道路幅員の確保等に努め、避難路としての防災機能の向上に努める。

② 山地部

道路交通の安全と円滑な運行の確保を図るため、落石等危険箇所や岩盤崩壊危険箇所等に対し、防災対策や道路維持管理を計画的に進め、安全な道路整備に努める。

3 防災道路の構築

都市計画道路の整備を推進していくことにより、災害発生時における道路交通の確保や地震時の市街地での火災による延焼遮断効果を図りつつ、都市の総合防災化に努める。

(1) 都市計画道路

都市計画道路を整備する場合には、それぞれの道路で必要とされる交通機能や空間機能に応じた幅員構成を基本とし、さらに修景、緑化（植樹帯）などの確保により環境空間としての整備の促進を図り、都市防災対策の一環として整備に努める。

(2) 災害時のための緊急輸送道路や安全な避難空間として整備を進める。また、市道沿道の建築物については、耐火・耐震建築物として建設促進を指導していくことにより、風水害や高潮・津波災害への対抗性も含めて、大規模災害発生時等における有効な防災空間としての機能を高めるように研究に努める。

4 橋りょうの整備

橋りょうの整備に当たっては、日頃より適切な維持管理に努め、新設や拡幅を行う際には橋りょう基礎の洗掘や耐震性等に十分配慮して整備計画を行う。

また、既設の橋りょうで老朽化の進んでいるもの、耐荷力の不足するもの及び出水期に流失等のおそれがある橋りょうについては、定期的な巡視を行いつつ、通行規制に関する検討や維持補修（橋脚基礎の強化等）に努めていく。

第3 市街地の整備

市は、既成市街地で各種災害が発生した場合において、都市構造的にぜい弱であると考えられる地域に対して、建築物の構造強化や耐震化、不燃化等の促進等を行い、道路・公園等の公共施設の整備充実を図るため、面的な整備、土地利用規制等について研究し、整備促進に努める。

[施策の体系]



1 市街地の面的整備

既成市街地で面的な整備を推進し、建築物の耐震不燃化と、道路・公園・ライフライン等の公共施設の整備を図る。

(1) 地区計画を活用した市街地の整備

公共施設の整備された市街地整備を進めるため、日南市総合計画と整合性を図りつつ、規制と誘導によるまちづくり推進手法である地区計画制度を活用する等して、災害に強い公共施設が整備された市街地整備を推進する。

(2) 土地区画整理事業による市街地の整備

土地区画整理事業の研究・推進により、道路や公園等の公共施設がバランスよく整備された市街地を整備し、風水害や地震災害に強いまちを形成する。

(3) 市街地再開発事業による市街地の整備

市街地再開発事業の実施により市街地の土地の合理的かつ健全に高度利用と都市機能の更新を推進し、災害に強いまちを形成する。

2 住宅市街地の整備

既成市街地において、漁港地区などの木造住宅が密集している地域に対し、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業等を活用しつつ防災まちづくりの研究を進め、建築物の耐震不燃化促進と、道路・公園・ライフライン等の公共施設の整備を図るよう努める。

(1) 住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業は、既成市街地において快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に実施する事業である。

(2) 密集住宅市街地整備促進事業

密集住宅市街地整備促進事業は、既成市街地において密集市街地の整備改善等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に実施する事業である。

(3) 町並み環境整備事業

町並み環境整備事業は、生活道路等の地区施設が未整備で、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る事業である。

3 市街地の建築物規制

大火又は大地震時の延焼火災に備え、密集住宅地において特に防火性の改善を必要とする地域については準防火地域を、また沿道型や漁港を中心とした湾奥狭あい地に形成されている地域等において、特に道路等による延焼遮断効果を上げる必要があると考え

られる地域に関しては、防火地域の指定について、地域特性等を踏まえた安全なまちづくりの一環として研究・検討を進める。

4 伝統的建造物群保存地区の防災対策

伝統的建造物群保存地区について、市民の合意形成と地区の景観の保全・整備を図りつつ、建物の防火・耐震改修等を促進し、消火器、防火水槽、火災報知設備その他防災資機材の設置に努める。また、自主防災体制の充実、強化を図るため、定期的に防災訓練や広報等を実施していく。

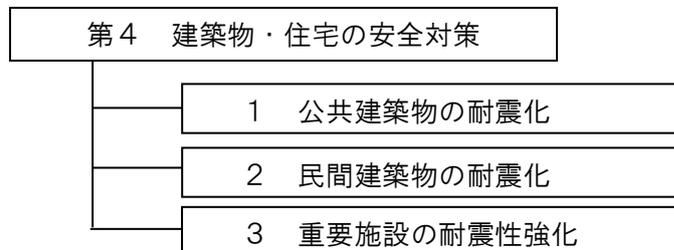
5 その他

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第4 建築物・住宅の安全対策

地震・台風等による建築物の倒壊等の災害や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化の促進に努める。

[施策の体系]



1 公共建築物の耐震化

公共建築物は、災害時における避難場所等として重要なだけでなく、応急活動や復旧支援活動の機能が期待される。このため、支援拠点として機能を果たすよう計画を行う。

- (1) 災害時において防災拠点施設となる市庁舎や、避難場所等となる公民館等その他公共施設の耐震診断を継続的に実施し、耐震化に努める。
- (2) 庁舎等の防災拠点となる施設については、耐震補強に努め、停電時に備えて必要最低限の非常用電源の確保に努める。

2 民間建築物の耐震化

- (1) 耐震診断の推進

風水害や地震から人命を守るうえで最も有効な対策は、「倒壊しない住宅等の建築物を整備すること」というのが阪神淡路大震災他の教訓である。昭和 56 年以前に建築された建築物については、本市で想定される震度 7 の地震が発生した場合には、倒壊する危険性が極めて高いことから、人命被害を回避するうえで耐震診断を実施し耐震化を行うよう啓発することが必要である。

市は、市民に対して、住宅等の構造強化や耐震性向上の重要性について啓発し、耐震改修の促進を図る。

- (2) 老朽建築物について、揺れにより窓ガラスや外装材等が落下し、歩行者に被害を与える恐れがあるため、落下防止措置の必要性を啓発する。
- (3) 地震発生時に家具等の転倒による被害を防止するため、住民に対し家具類の安全対策に関する知識の普及を図る。
- (4) 風水害や地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、発災後の避難や救助・消火活動にも大きな支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の構造強化等の安全対策運動を推進していく。

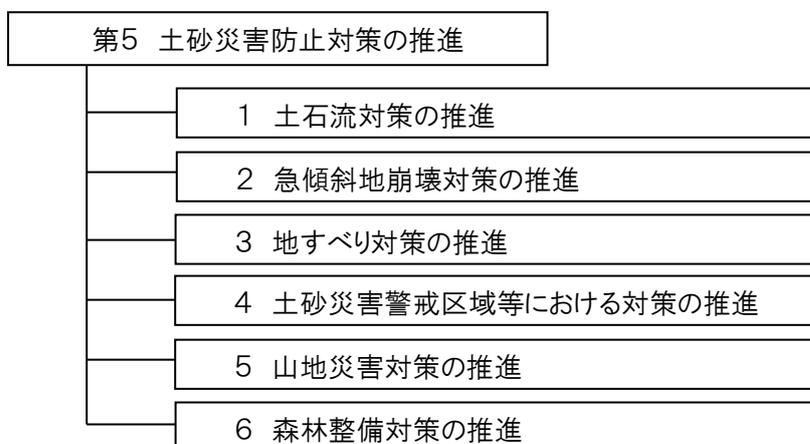
3 重要施設の耐震性強化

病院、福祉施設、共同住宅、旅館等の不特定多数が使用する民間の特殊建築物等に対して、地震、火災等の災害から人命を保護するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき必要な改善を要請する。

第5 土砂災害防止対策の推進

土石流危険溪流、急傾斜地崩壊、地すべり等の災害発生に備えると共に、災害を未然に防ぐための対策を推進する。

[施策の体系]



1 土石流対策の推進

(1) 砂防事業の推進

集中豪雨による土石流等の災害から人家、人命を守るため、砂防事業を推進する。

- ① 荒廃山腹からの崩壊土砂の生産と流出を抑制するための山腹工事
- ② 上流山地より流出する土砂を調整し、山脚の固定や浸食防止をはかる砂防堰堤工事
- ③ 溪床の安定を図り縦横断浸食を防止するための床固工事、流路工や護岸工事
- ④ 天井川となった河川の切り下げによる洪水時の被害から人家、耕地を守る護岸工事
- ⑤ 土石流発生危険渓流における総合土石流対策
- ⑥ 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域の指定並びに指定区域への早期避難体制の構築支援（ソフト対策）

(2) 総合土石流対策の推進

- ① 土石流に対処するための砂防工事の推進
- ② 土石流危険渓流の周知
- ③ 警戒避難体制の確立
- ④ 情報の収集、伝達及び防災意識の普及

(3) 土石流危険渓流の警戒

土石流の発生を予防するため砂防事業の促進を図ると共に、行政、住民一体となって、以下に係る状況把握及び警戒に当たる。

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
- ② 渓流が急激に濁りだした場合や、流木等が混じり始めた場合
- ③ 降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、渓流が堰止められている危険があるため）
- ④ 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず依然低下しない場合
- ⑤ 渓流付近の斜面において落石や斜面崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合

(4) 警戒避難体制の整備

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき土砂災害警戒区域に指定された地区については、防災マップ（ハザードマップ）を配布して土石流の危険性を周知すると共に、警戒雨量に達した場合の通報体制や避難体制等警戒避難体制を整備する。

※土石流危険渓流：資料編参照

2 急傾斜地崩壊対策の推進

がけ崩れ災害による被害を未然に防止又は軽減するために、急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止対策の促進に努めると共に、がけ崩れ災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備を図る。

(1) 急傾斜地崩壊防止工事の着実な実施

危険度・重要度の高い急傾斜地崩壊危険箇所を中心として、急傾斜地崩壊防止工事を実施し、市域の保全を図る。また、防災拠点、緊急避難場所、避難所、避難路の保全に配慮する。

(2) 警戒避難体制の整備

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害警戒区域に指定された地区については、防災マップ(ハザードマップ)を配布してがけ崩れの危険性を周知すると共に、警戒雨量に達した場合の通報体制や避難体制等警戒避難体制を整備する。

(3) 急傾斜地の周知

平素から、危険急傾斜地に関する資料等について、がけ崩れによる被害のおそれのある住民に対して提供することにより、急傾斜地崩壊危険箇所の周知徹底と、防災知識の普及に努める。

(4) 災害危険箇所の巡視等

- ① 急傾斜地危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。
- ② 災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、専門家等による調査の実施等の必要な措置を講じるものとする。
- ③ 大規模地震が発生した場合、災害危険箇所の緊急調査を行い、市本部又は関係機関に緊急報告する体制を確立する。

※急傾斜地崩壊危険箇所:資料編参照

3 地すべり対策の推進

地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため、地すべり防止対策を推進すると共に、緊急時における警戒避難体制を確立し、住民の安全確保を図る。

(1) 避難体制の確立

地すべり被害のおそれのある地区ごとに避難体制を確立する。避難方法について平常時から住民に周知すると共に、緊急避難場所、避難所については、地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所で、人家等からできる限り近距離にあること等を考慮して適切な場所に設置する。

※地すべり危険箇所:資料編参照

4 土砂災害警戒区域等における対策の推進

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、知事により警戒区域の指定を受けた区域については、土砂災害警戒区域における警戒避難対策を確立し、地域住民の安全を確保する必要がある。よって、土砂災害危険区域に居住する住民に対する防災マップ(土砂災害ハザードマップ)の配布、土砂災害危険区域、土砂災害に関する情報及びその発令基準、伝達方法、避難場所等の周知を推進する。

また、土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、土砂災害に関する情報を周知させる体制を整備する。

なお、災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備のため保安林として指定されている区域、降水や出水によるがけ崩れや水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、開発を抑制する。

(1) 土砂災害警戒情報等の伝達方法

土砂災害警戒区域内にある自治会及び要配慮者施設については、土砂災害警戒情報及び雨量等の情報を市から各自治会責任者及び要配慮者施設管理者に伝達する体制を確立し、地域住民及び要配慮者の迅速な避難を確保する。(防災行政無線、防災気象メールにちなん及び緊急速報メール、電話連絡網の整備)

(2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域にある自治会の土砂災害時における緊急避難場所(当該避難場所が土砂災害警戒区域等にある場合は、最寄りの安全な避難場所)をあらかじめ指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。なお、避難路及び避難誘導体制については、自治会ごとに順次定める。

(3) 防災マップ(ハザードマップ)の配布

土砂災害警戒区域内の住民及び要配慮者施設の管理者等に対し、土砂災害警戒区域を示したハザードマップを配布し、土砂災害に対する危険性の啓発に努める。

※土砂災害警戒区域:資料編参照

※要配慮者施設一覧:資料編参照

5 山地災害対策の推進

(1) 治山事業

山地災害を防止するため、保安林を対象として、山地崩壊地及び崩壊危険箇所等において復旧治山や予防治山事業等により治山施設の整備を進めると共に、森林の維持造成を図るため、防災林造成や保安林改良事業等を実施する。

(2) 災害危険箇所調査

災害危険箇所を定期的に調査及びパトロールを実施し、地震又は地盤災害が発生したときは、緊急調査等を行う。

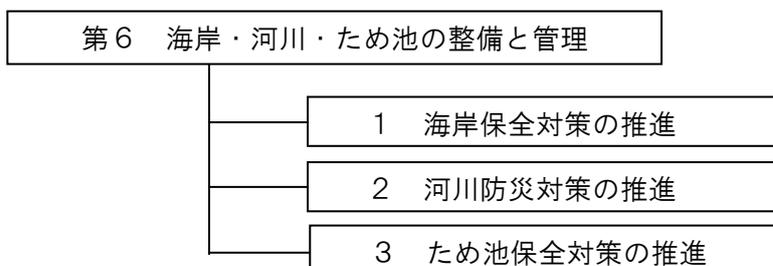
6 森林整備対策の推進

森林のもつ土砂流出防止や水源かん養等の機能の発揮によって、山地溪流の荒廃、洪水の防止、市土の保全、森林の保続培養等を図るため、森林整備事業を推進し、保育及び間伐等を適正かつ計画的に実施すると共に、皆伐後の再生林を促進する。

第6 海岸・河川・ため池の整備と管理

台風、集中豪雨等による水害、高潮、高波等の災害発生に備えると共に、災害を未然に防ぐための対策を推進する。

[施策の体系]



1 海岸保全対策の推進

本市の海岸は南北に長く、全国有数のリアス式海岸で日南海岸国定公園の指定を受けているが、広渡川などの河川の河口部、油津港などの港湾周辺は、高潮や津波の危険性がある。

特に、集落のある入江は地形的に波高が高くなりやすく、海岸や河口に近い平地では高潮の危険性が高い。また、切り立ったがけとなっている箇所では、岩石の風化等により落石の危険性もある。よって、県と連携し、高潮・波浪及び地震・津波による被害を防止する事業の推進を図る。高波、高潮、波浪等からの防護、海岸環境の保全、適切な海浜利用を柱として海岸の整備、保全を推進する。

※海岸保全区域:資料編参照

2 河川防災対策の推進

本市の河川は、広渡川水系広渡川及び酒谷川、細田川水系細田川及び南郷川、瀧上川、隈谷川、贅波川及びその支流で構成されており、蛇行が激しいもの、河積が狭小なもの、流路延長が短く急しゅんなものなど、豪雨時には堤防の決壊や河川の氾濫による洪水の危険性が高い河川が多い。これらの河川の安全性の向上を図ると共に水防資機材の点検整備等を行い安全の確保に努める。

(1) 河川改修の要請

台風や集中豪雨による浸水被害が頻発していることから、未改修河川を含めて河川改修の促進について県へ要請する。

(2) 危険箇所の周知と警戒避難体制の整備

水防法第15条に基づき指定された浸水想定区域における警戒避難対策を、以下のとおりとし、地域住民の安全な避難を確保する。また、防災マップ(ハザードマップ)の配布により、住民に対し危険箇所、洪水予報の伝達方法、避難場所等の周知を徹底する。

なお、浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、浸水被害に関する情報を早期に周知させる体制を整備する。

① 洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域内にある自治会及び要配慮者施設については、洪水予報をはじめ雨量や水位等の情報を市から各自治会責任者及び要配慮者施設の管理者に早期に伝達する体制を整備し、地域住民及び要配慮者の迅速で安全な避難を確保する。(市ホームページ、日南市緊急情報伝達システム、防災行政無線、防災気象メールにちなん又はファックス等の活用)

② 警戒避難体制の整備

浸水想定区域内にある自治会の風水害時における避難場所等(当該避難場所が浸水想定区域にある場合には、最寄りの安全な避難場所)をあらかじめ指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。

なお、避難経路及び避難誘導體制については、自治会ごとに順次定める。

③ 防災マップ(ハザードマップ)の配布

浸水想定区域の住民及び要配慮者施設の管理者等に対し、浸水する区域や水深を示した防災マップ(ハザードマップ)を配布し、浸水被害についての危険性の啓発に努める。

※ハザードマップ(洪水浸水予想区域):資料編参照

※水防区域:資料編参照

※要配慮者施設一覧:資料編参照

3 ため池保全対策の推進

市域においては、農業用水の確保のため、ため池が各所にあるが、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化する傾向にあり、近年の兼業化による管理体制の弱体化等によって漏水拡大による破堤等の危険にさらされるため池が見受けられる。

ひとたび、ため池決壊等の事態となれば、その被害は農業関係だけでなく下流域の人命、住宅、公共施設など広範に及ぶ。このため、危険性の高いため池については、順次改修補強事業実施に努め、維持管理及び保全指導等の徹底強化を期し、災害発生の未然防止を図る。

(1) 改修工事

老朽ため池の改修については、防災上の必要性から早期改修を積極的に推進する必要がある、国県補助事業、ため池等整備事業等で実施を推進する。

(2) 施設の維持管理

- ① 巡視点検による異常の早期発見と緊急避難体制
- ② 草刈りの励行
- ③ 斜樋、底樋の排水体制の点検整備
- ④ 堤体の応急補強

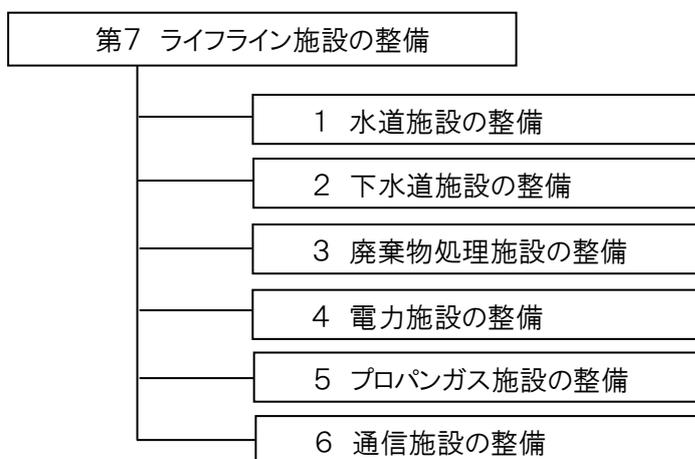
- ⑤ 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- ⑥ 不用貯水の排除及び事前放流

※危険ため池一覧:資料編参照

第7 ライフライン施設の整備

市は、関係機関と連携しつつ、上・下水道を始めとして、電気、ガス、通信などのライフライン施設の耐災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを推進する。

[施策の体系]



1 水道施設の整備

市は、水道施設の耐震化を図り、災害による給配水施設の被害軽減と飲料水確保を図るため、日頃から導水管、浄水施設、送水管、幹線配水管等の水道施設を整備点検し、円滑な給配水に努める。

なお、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水が行えるよう、あるいは、甚大な被害を受けて一時的に送水不可能になった場合においても、迅速な応急処置による給水が可能となるよう、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

- (1) 浄水場、配水池、管路、消火栓等の主要施設の点検と補修改良に努める。
- (2) 老朽管の布設替えを可能な限り推進し、管路の耐震性の向上に努める。
- (3) 各配水系統間の相互連絡を図る。
- (4) 配管、水質、機械、電気等の技術者及び配管、給水装置等の作業員の確保を図る。
- (5) 復旧用資機材の備蓄を図る。
- (6) 水道台帳や管路網図等の図面について電子化等を含めた整備を推進していく。
- (7) 応急給水体制の整備を図る。
- (8) 緊急措置訓練を実施する。
- (9) 市民による応急給水体制の育成を図る。

- (10) 緊急時の飲料水供給施設の整備（既存の耐震性貯水槽等の活用、ポリタンクの備蓄等）を図る。

2 下水道施設の整備

下水道施設は、市民の安全で、衛生的な生活に欠かせないものである。市は災害による被害を最小限にとどめるため、災害に強い下水道施設の整備に努めると共に、災害時の応急体制を整備する。

(1) ポンプ場及び処理場の整備

- ① ポンプ場及び処理場施設の耐震化、施設のネットワーク化を推進していく。
- ② 停電に備え、発電機の調達、燃料の確保を推進していく。

(2) 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、災害により閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日頃の点検等による異常の早期発見と補修、災害復旧対策に重点をおく。

(3) 資機材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧ができるよう、復旧資機材の備蓄に努める。

(4) 緊急時措置訓練の実施

緊急時措置の迅速、確実な実施を図るため、災害発生を想定して情報収集及び伝達、応急処置等を含んだ訓練実施に努める。

3 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設は、災害時に発生する大量のごみやがれきを処理する施設として重要である。市は、一般廃棄物処理施設の整備並びに災害時収集・処理の応急体制を整備することにより、廃棄物処理に係る防災体制の確立を図る。

(1) 一般廃棄物処理施設に関する防災機能の整備

- ① 一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅ろう化
- ② 非常用自家発電設備の整備

(2) 廃棄物処理に係る災害時応急体制の整備

- ① 災害時に必要な仮設トイレの確保
- ② 消毒剤や消臭剤の備蓄並びに迅速な調達体制の整備
- ③ 一般廃棄物処理施設の補修に必要な資機材の備蓄
- ④ 収集車両や機器等の整備
- ⑤ 災害時における廃棄物等の一時保管場用地の確保
- ⑥ 災害時におけるごみ・し尿収集・処分計画の作成

※し尿処理施設：資料編参照

※ごみ処理・粗大ゴミ・不燃物処理施設：資料編参照

4 電力施設の整備

(九州電力株式会社)

電力供給施設は、市民が日常の生活を営む上で欠くことのできない施設である。

このため、九州電力株式会社は電力供給施設の耐震化等を進め、災害による被害を最小限にとどめるよう、災害予防対策を推進する。また、大地震発生時の同時多発火災を防ぐため、家庭での防災対策について啓発活動を実施する。

(1) 電気設備の災害予防

電気設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保を図るため、台風、洪水、雷、雪害、地震等別に災害予防対策を実施する。

- ① 風水害対策
- ② 雷害対策
- ③ 雪害対策
- ④ 地震対策
- ⑤ 通信設備対策
- ⑥ 電気施設予防点検

(2) 災害対策用資材の確保並びに輸送力の確保体制の確立

- ① 所要資材需給計画の策定
- ② 在庫流用を含む調達・保有
- ③ 輸送計画の策定
- ④ 運搬業者及び道路状況の把握

(3) 防災意識の高揚及び訓練

職員の防災意識の高揚を図り災害対策を円滑に推進するため、時宜に応じた訓練を実施する。

5 プロパンガス施設の整備

(県LPガス協会日南支部)

災害時のガス洩れ事故等の発生を予防すると共に、災害によるガス洩れ事故が発生した場合の対策及び情報収集伝達体制の強化を図るため、ガス施設管理者は、以下の災害予防対策を実施する。

- (1) プロパンガスの転倒防止
- (2) マイコンメータ設置指導
- (3) 事業者による災害応急対策の体制整備
- (4) 広報
- (5) 非常参集訓練
- (6) 応急配給体制

市は、災害時のプロパンガス供給について、県LPガス協会日南支部に、避難場所等防災関係施設への優先的な供給を行うようあらかじめ協議しておく。

6 通信施設の整備

(西日本電信電話株式会社)

電話等電気通信施設は、災害時の迅速かつ的確な情報の収集、伝達並びにパニックの発生防止及び防災関係機関の応急対策に大きな役割を果たす。

このため、電話等電気通信施設の耐震化を図ると共に、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるようバックアップ通信施設の整備を図るよう、西日本電信電話株式会社は、以下の災害予防対策を実施する。

(1) 電気通信施設の整備

- ① 電気通信設備等に対する防災設計
- ② 通信網の整備

(2) 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保し、又は、災害を迅速に復旧するため、予め保管場所及び数量を指定して、応急対策用の機器、機材及び車両等を配備する。

(3) 災害時措置計画の作成

災害時等において、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成しておくものとする。

(4) 防災用資材及び物資の備蓄と移送計画

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、緊急に必要となる資材及び物資について、あらかじめその品名及び数量を定め、保管場所を指定し備蓄するように努める。
- ② 災害が発生又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておく。

第2節 防災体制の整備

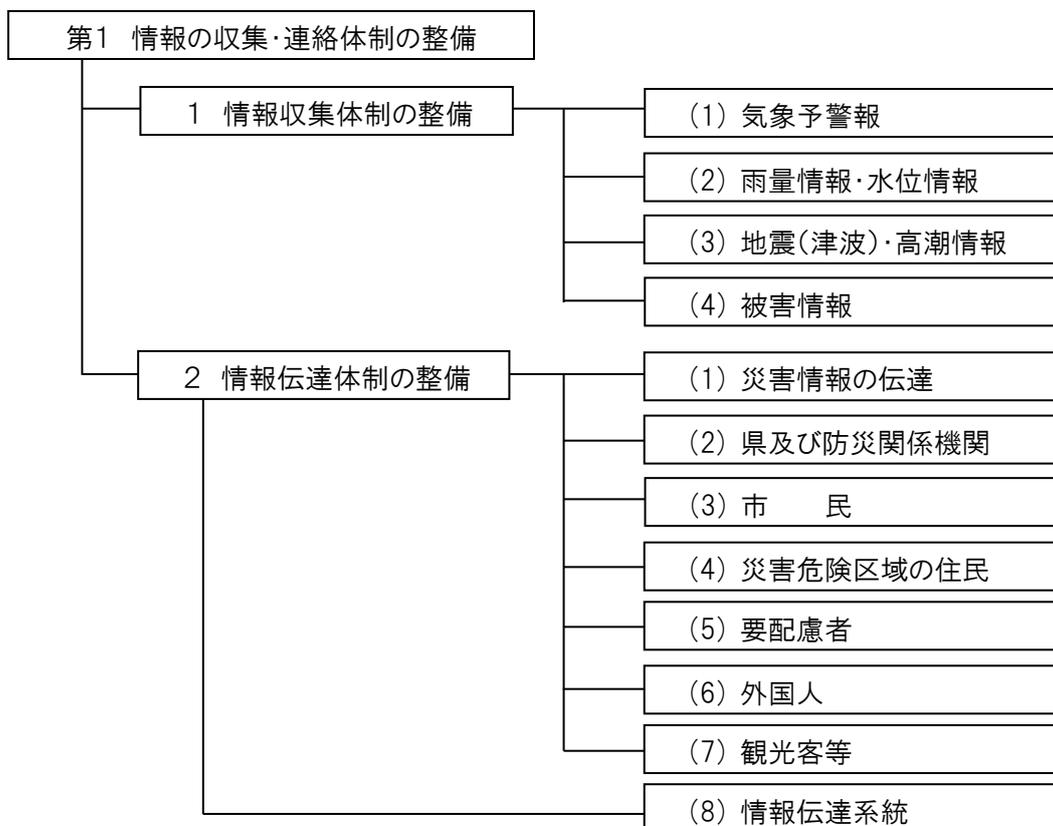
[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、福祉課、長寿課、健康増進課、建設課、消防本部
関 係 課	総合政策課、未来創生課、秘書広報課、財務課、財産マネジメント課、地域自治課、学校教育課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、災害が発生した場合に備え、災害応急対策の迅速かつ的確な実施に必要な災害情報の収集・連絡体制についてあらかじめ確立する。

[施策の体系]



1 情報収集体制の整備

災害時における情報収集については、情報の入手漏れを回避するため、複数経路での収集方法を確保する。

(1) 気象予警報

気象予警報については、宮崎地方気象台が発表した情報を県及び気象庁の防災情報システム等により収集する。

なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビやインターネット等による情報確認、隣接市町の防災部署への確認等を併せて実施する。

(2) 雨量情報・水位情報

雨量及び水位情報については、各観測所のデータを入手すると共に、広渡川等の水位情報、洪水予警報を県及び気象庁の防災情報システム等により収集する。また、インターネットでリアルタイムの雨量・水位情報等を併せて確認する。

(3) 地震(津波)・高潮情報

地震(津波)・高潮情報については、宮崎地方気象台が発表した情報を県及び気象庁の防災情報システム等により収集する。

なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ・インターネット等による情報確認等を併せて実施する。

(4) 被害情報

被害情報については市職員・消防団や市民からの情報収集及び被害調査を基本とする。

2 情報伝達体制の整備

災害時における情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、伝達ルートのも重化を図る。

(1) 災害情報の伝達

災害時における情報伝達は以下の6つを基本とする。

① 県及び防災関係機関への情報伝達

県及び防災関係機関への情報伝達については、県防災情報システムで行う。

② 市民への情報伝達

市民への情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、以下の方法で実施する。

ア 自治会(自主防災組織)による情報伝達(有線電話や携帯電話)

イ 広報車による情報伝達(あらかじめ、広報文を作成する)

ウ テレビ・ラジオ(NHK 宮崎放送局等)に情報伝達依頼(放送依頼)

エ インターネット、携帯電話による情報伝達(市ホームページ、防災気象メールにちなん等)

オ 同報系防災行政無線による情報伝達

カ 防災ラジオ

キ サイレン

③ 災害危険区域住民への情報伝達

災害危険区域の住民への情報伝達については、市職員による電話等の情報伝達を実施する。

④ 要配慮者への情報伝達

ア 要配慮者への情報伝達については、市民への情報伝達に加え、避難支援等関係者及び介護保険事業者による情報伝達を実施する。

イ 電気などのライフラインがストップした場合でも、情報支援が必要な要配慮者に対して必要情報が伝達できる手段を構築する。

⑤ 外国人への情報伝達

⑥ 観光客等への情報伝達

※日南市防災行政無線設置場所一覧:資料編参照

※水防信号:資料編参照

(2) 情報伝達系統

風水害時における情報伝達系統（連絡網）をあらかじめ作成し、情報伝達の万全を期す。

① 風水害時における自治会への伝達系統

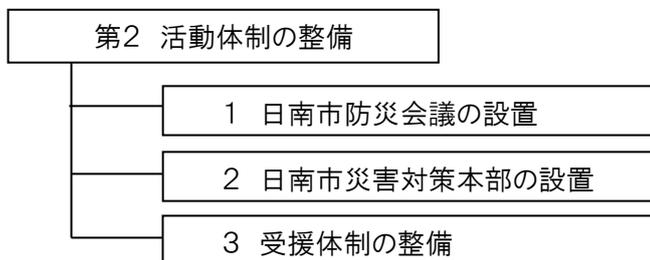
② 災害危険区域（水害及び土砂災害）住民への情報伝達系統

③ 要配慮者及び避難支援等関係者への情報伝達系統

第2 活動体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、活動体制を整備し、県及び防災関係機関と連携し災害対策に万全を期す。

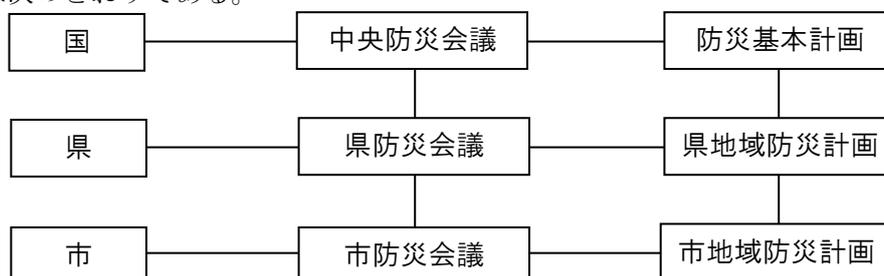
[施策の体系]



1 日南市防災会議の設置

市は、防災会議を設置し、市地域防災計画を作成し、それに基づき、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

災害対策基本法により定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系については次のとおりである。



市は、災害対策基本法第16条に基づき日南市防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行う。

※日南市防災会議条例:資料編参照
※日南市防災会議運営要領:資料編参照

2 日南市災害対策本部の設置

市は、地域防災計画に基づき、職員の参集、応急対策活動を迅速かつ的確に行えるよう職員へ周知する。

また、本部の運営マニュアルを作成するとともに、事務分掌に基づく各部等の災害対応マニュアルを作成し、職員に周知・徹底する。

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条

(2) 所掌事務

地域防災計画の定めによる市の区域の災害予防及び災害応急対策の実施

(3) 組織

本編第2章第1節「第1 災害対策組織計画」に記載

3 受援体制の整備

市は、南海トラフ地震による巨大な津波で甚大な被害を受けた場合を想定し、応援の受入窓口として受援本部を設置する。

そのため、支援可能な自治体との間で受援内容等について協定を締結し、以下の取組を行う。

(1) 災害対策業務の標準化・共通化

過去の被災地における教訓等を生かし、被災台帳の作成や被災証明書の発行等の応急対策時に膨大に発生する業務を標準化・共通化し、マニュアル等を整備する。

(2) 教育訓練

① 防災研修

所属での研修では、災害・危機に対する市職員としての心構えや責務、災害時にとるべき対応、市の受援体制などを確認する。

② 図上訓練

図上訓練では、災害時に行うべき業務のうち、受援する業務について検証を行い、業務フローやマニュアルの確認や見直しを行う。

③ 共同での防災訓練

支援する自治体と支援される自治体である日南市それぞれの防災訓練において、避難所訓練やボランティア受入、物資搬送など関係機関と連携した訓練等テーマを決めて実施する。

自衛隊などが実施する大規模な訓練においても積極的に参加し、後方支援として関係部隊の受入等訓練などを実施する。

④ 県が実施する総合防災訓練での検証

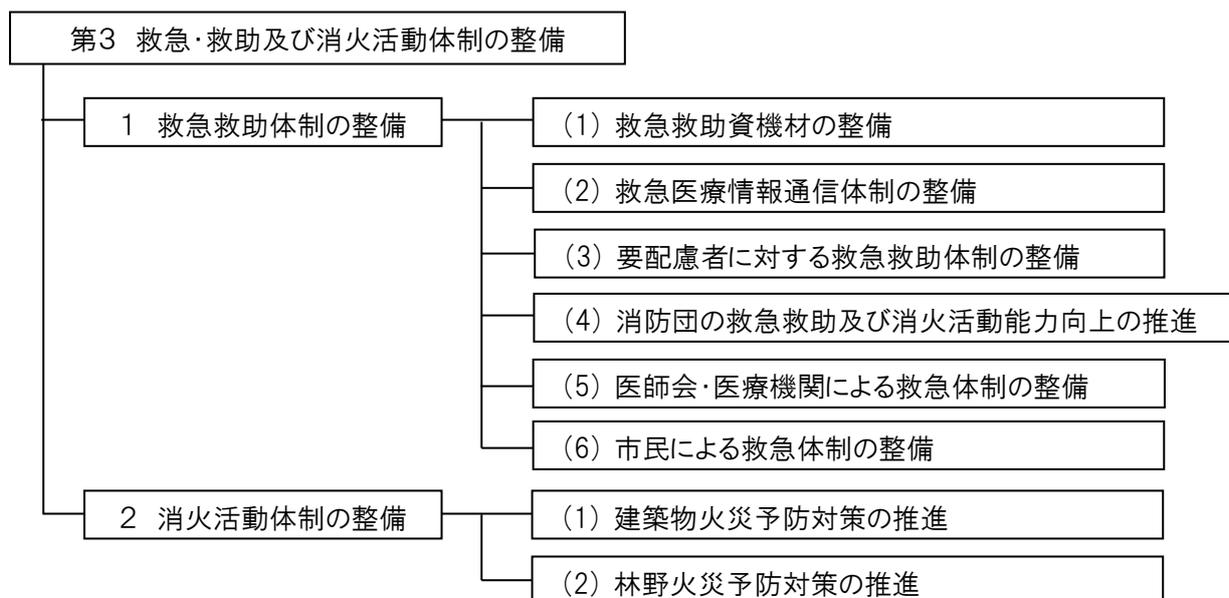
県が実施する総合防災訓練に参加し、それぞれの連携を確認するとともに、県との調整についても検証を行う。

第3 救急・救助及び消火活動体制の整備

災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、消防本部における救急救助体制の整備を図ると共に、医師会、医療機関、市民の協力のもと、救急救助体制の整備に努める。

また、火災の発生を未然に防止し、一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため火災予防及び消防体制の整備を図り、併せて同時多発火災及び大規模延焼火災に備える。

[施策の体系]



1 救急救助体制の整備

消防本部は、災害時に集中する多くの救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化を図る。

(1) 救急救助資機材の整備

救急救助資機材の備蓄を推進すると共に、救急指定病院等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

(2) 救急医療情報通信体制の整備

消防本部、救急指定病院・医師会等との相互情報通信機能を確保し、空きベッド数などの医療情報を常時、把握できるよう体制を整備する。

(3) 要配慮者に対する救急救助体制の整備

要配慮者の安全確保のため、市は避難計画の検討を行うと共に、自治会（自主防災組織）、ボランティア等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者に対する救急救助体制の整備に努める。

なお、自治会（自主防災組織）は、地域内の高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者を把握しておく。

(4) 消防団の救急救助及び消火活動能力向上の推進

消防本部は、消防団に対して、救急救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進し、活動能力の向上に努める。

(5) 医師会・医療機関による救急体制の整備

① 救護体制の整備

大規模災害が発生した場合には、医療機関そのものが被災して医療機能が縮小すると共に、多数の傷病者が集中して対応しきれないおそれがあるため、あらかじめ医師会、日本赤十字社及び医療関係機関に協力を要請し、救護体制の確立に努める。

② 救護所の設置

災害の状況に応じた救護所の設置について、検討しておく。

市は、保健所、医師会及び医療機関と連携し、救護所を設置する体制の整備を図る。

③ 協力の要請

大規模災害が発生し、市、医師会、医療機関等によっても対応できない場合には、県、近隣市町等に協力を要請する。

④ 医療資機材等の備蓄

災害発生後、緊急を要する医療資機材等については備蓄を推進する。また、関係機関や関連業者との協力により、医療資機材の調達を図る。

(6) 市民による救急体制の整備

大規模災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに越える事態も予想される。このため、このような場合に備え、市民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当てを、可能な限り行うことのできる体制づくりを進めるものとし、下記の事項について検討する。

また、地域の応急手当として有効な AED（自動体外式除細動器）の設置場所を把握するとともに、その設置場所を周知する。

- ① 応急手当の方法等救急知識の普及啓発
- ② 市民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼
- ③ 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

2 消火活動体制の整備

(1) 建築物火災予防対策の推進

市街地の建築物、特に木造建築物密集地域において、大規模地震時等に同時多発的に発生する火災を予防するため、地震時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策を行う。

① 予防消防の強化充実

ア 防火思想の普及及び火災予防の徹底

- (ア) 市及び消防本部は、春秋2回の火災予防運動及び文化財防火デー、年末特別警戒、林野火災予防運動等を通じて火災予防思想の普及徹底を図る。
- (イ) 市及び消防本部は、火災警報を発令した場合、広報車等を通じて火災予防を周知徹底させる。

イ 予防査察体制の充実強化

消防本部は、次により予防査察体制の強化充実を図る。

- (ア) 春秋2回の火災予防運動中に予防査察を実施する。
- (イ) 火災警報発令時には火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。
- (ウ) その他、必要に応じた特別査察を実施する。

ウ 特定防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務付けられている防火対象物の関係者に対して、次の措置をとる。

- (ア) 学校、病院、事業場、興行場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を励行し、また通報、避難、防火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。
- (イ) 防火対象物には必ず防火管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者講習の開催、また現任防火管理者に対し防火管理者上級講習会を開催する等により、その資質の向上を図ると共に消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の充実、組織化の促進、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について十分な指導を行う。また、防火管理者の組織を育成指導し、相互の知識及び技術の習得研修の機会を与える。
- (ウ) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また消防法

第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出の際の指導を強力に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

エ 市民皆消防体制の促進

(ア) 自主防災組織の育成と組織化を進め、さらにその効率的な運営のため協議会を結成し、消防技術指導や連絡体制等の円滑化を図る。

(イ) 防火思想の普及及び家庭防火知識の向上を深めるため、防火教室を開催する。

② 消防力の整備充実

消防の組織体制の確立と施設設備の整備を図り、消防の化学化及び近代化を促進することとし、また、消防団員の消防に関する知識及び技術の向上を図るため、消防学校における教養訓練（消防団員に係る初任教養・幹部教養等）に派遣する。

③ 初期消火体制の確立

地震に伴う火災では、市民による初期消火活動が重要であり、次の事項について実施するよう努める。

ア 家庭への消火器具の普及

イ 消防用設備の耐震化

ウ 市民及び事業所の初期消火体制の充実強化

④ 予防消防の強化充実

火災の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、消防施設の整備を促進する。

ア 化学消防力の整備

危険物施設等の増加に伴い、化学消防化、機動力の強化等を図るため、化学消防力の充実に努める。

イ 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火剤等の化学消火薬剤の備蓄に努めるものとする。

ウ 消防無線の充実

エ 消防水利の確保

特に地震時における消防水利の確保のために、防火水槽の増設及び耐震化を図る。

(2) 林野火災予防対策の推進

① 予防施設の整備

ア 消火活動の有効・迅速を図るため、林道整備事業の推進に努める。

イ 林野所有者若しくは管理者に対し、防火線等の整備を指導する。

ウ 防火水槽及び自然水利利用施設の増強、ヘリポート補給基地の整備に努める。

② 消防対策

消防本部は、森林管理署長、隣接市町長等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画していくように努める。

- ア 消防方針
- イ 特別警戒区域
- ウ 特別警戒時期
- エ 特別警戒実施計画
- オ 消防分担区域
- カ 火災防御訓練
- キ 出動計画
- ク 資機材整備計画
- ケ 防ぎよ鎮圧要領

③ 消防資機材の整備

林野火災においては、消防自動車の進入や大量放水がほとんど不可能な場合が多いので、林野所有者又は管理者は、早期消火に必要な可搬式ポンプや延焼防止帯（溝）整備のための掘削具やチェーンソー等の資機材整備に努める。

④ 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防職（団）員に対して、次の教育訓練を行うよう努める。

- ア 火災防ぎよ訓練
- イ 防火線構築訓練
- ウ 部隊の指揮訓練

第4 医療救護体制の整備

災害、特に地震災害の場合には、建物の倒壊等による多数の負傷者の発生が予想される。そのような災害発生に備えて、医療救護体制を整備する。

[施策の体系]



1 災害時医療体制の整備

- (1) 近隣市町、広域市町との医療救護に関する応援協定の締結に努める。
- (2) 応急救護所設置予定場所

応急救護所を設置する場合の予定場所を以下の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じ設置場所を定める。

- ① 集中して負傷者が出る地域
 - ② 学校の医務室
 - ③ 緊急避難場所
 - ④ 市庁舎
 - ⑤ 市関係外部施設
 - ⑥ その他、災害時に市縁部に位置する等して、応急対応に一定の時間を要すると考えられる救護所の事前設置が必要と考えられる場所
- (3) 市は、地域災害拠点病院である県立日南病院をはじめ、市立中部病院、(一社)南那珂医師会、関係機関等と災害時における医療体制を確立するため、平素から諸調整を図るよう努める。

2 医療施設・設備の整備

- (1) 医療施設の耐災害化（構造・耐震性能の強化）の推進に努める。
- (2) 医療施設で耐災害化（構造・耐震性能の強化）に課題のあるものは、当該機関において、その改善に努める。
- (3) 医療施設の医薬品・各種資機材、医療機器等の設置につき、転倒・転落防止を行うなど、災害からの外力に耐えられるよう、整備に努める。

※市内医療施設一覧:資料編参照

3 医薬品等の確保

- (1) 病院等との在庫協定
市内の病院との在庫協定締結に努めると共に、医師会等関係機関を通じ、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについても協力を依頼する。
- (2) 相互応援協定
近隣市町、広域市町との医薬品等供給に関する相互応援協定の締結に努める。
- (3) 医薬品供給業者との協定
緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

4 緊急輸送手段の確保

- (1) 病院付近の道路の整備
災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路や橋りょうの適切な維持管理や幅員の確保などの整備に努めるほか、ヘリコプター発着指定地とを結ぶ道路については、通行機能の向上に向けた道路の整備に努める。
- (2) 病院周辺道路の交通取締り等の強化

病院周辺の主要道路は、警察署の協力を得て、不法駐車等の取締りを厳しくし、偶発的な災害発生に備えると共に、広報等で市民に十分な理解を得るように努める。

第5 緊急輸送体制の整備

大規模災害時に備えて、避難所への誘導、その他緊急物資・資材等の確保及び搬送のほか、各種災害応急対策の円滑な活動を確保するため、緊急輸送体制の確立を図る。

[施策の体系]



1 道路整備の基本方針

- (1) 国・県に要請し、広域基幹道路網の災害に強い道路構造や道路施設の耐震化等に重点をおいた整備を促進する。
- (2) 広域的な視点による緊急輸送道路指定に向けた計画と、その道路整備に努める。国・県の広域基幹道路網と市の各防災拠点とを結ぶ市道については、市の緊急輸送道路としての機能が確保できるよう、中・長期的な視点から維持管理や道路の整備に努める。
- (3) 避難所をはじめとして、市内の各防災拠点を結ぶ道路への耐災害化について計画促進に努め、市道路網のネットワーク化を進めていく。
- (4) 災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路の維持管理と整備推進に努めるほか、ヘリコプター指定発着場所と連絡する市道の幅員確保等の整備推進に努める。

2 避難路整備計画

災害発生時における緊急避難場所等への避難及び二次災害等に伴う避難場所や避難所間の移動等が安全に行われるよう、道路改良事業のほか、都市計画道路の整備推進により、総合的なネットワーク化された避難路の整備に努める。

3 緊急輸送道路整備計画

災害発生時に備え、緊急輸送道路の道路整備に努めていく。

なお、本市域の緊急輸送道路を次のとおり指定するように中・長期的な視点から計画していくことにより、その整備に努める。

(1) 第1次緊急輸送道路(県指定)

広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路

(2) 第2次緊急輸送道路(県指定)

市役所、応援拠点（警察、消防、自衛隊等）、医療拠点（病院等）及び集積拠点と第1次緊急輸送道路を結ぶ道路

(3) 第3次緊急輸送道路(市が指定)

市が指定した防災拠点と第1次及び第2次緊急輸送道路とを結ぶ道路

※緊急輸送道路一覧:資料編参照

4 緊急ヘリポートの指定促進

- (1) 災害による交通途絶や緊急を要する場合に備え緊急ヘリポート追加指定を研究する。
- (2) 緊急ヘリポート周辺のアクセス道路を緊急輸送道路と位置づけ整備促進する。

※緊急ヘリポート一覧:資料編参照

5 緊急輸送体制の確保

(1) 車両・船舶の確保

- ① 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。
- ② 災害対策基本法第76条の定めによる緊急通行車両の指定を行う。
- ③ 災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。
- ④ 平常時に車両・船舶の提供について関連業者と協議し、災害時の車両・船舶の確保に努める。
- ⑤ 道路の被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車の確保を図る。

(2) 輸送拠点の指定等

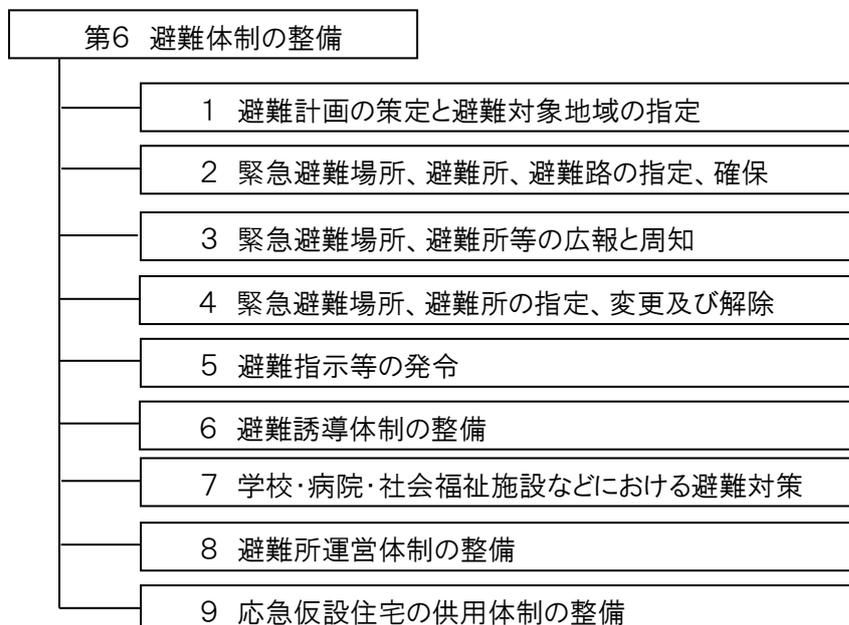
- ① 物資の受入れ、保管配送のための集積拠点をあらかじめ指定し、整備を図る。
- ② 緊急輸送の車両のための拠点を検討し、指定する。
- ③ 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

※緊急通行車両確認証明書:資料編参照

※緊急通行車両を示す標章:資料編参照

第6 避難体制の整備

[施策の体系]



1 避難計画の策定と避難対象地域の指定

(1) 避難計画の策定

市は、次の点に留意して避難計画を策定するとともに、緊急避難場所、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施する。

- ① 高齢者等避難又は避難指示を行う基準及び伝達方法
- ② 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 緊急避難場所、避難所への経路及び避難誘導方法
- ④ 避難所（福祉避難所を含む）開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 飲料水の供給
 - イ 炊き出しその他による食品の供給
 - ウ 被服寝具その他生活必需品の給与
 - エ 負傷者に対する応急救護
 - オ 要配慮者に対する介助等の対応
- ⑤ 避難所の管理に関する事項
 - ア 避難収容中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する各種相談業務
- ⑥ 災害時における広報

- ア 広報車による周知
- イ 避難誘導員による現地広報
- ウ 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地域の指定

市は、地域の実情から判断し、洪水・津波による浸水、がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地域に指定し、避難収容体制の整備を推進する。

2 緊急避難場所、避難所、避難路の指定、確保

(1) 避難施設整備計画の作成

市は、夜間・昼間の人口分布及び道路、緊急避難場所や避難所としての活用可能な公共施設等の整備状況を勘案し、緊急避難場所や避難所、避難路等の避難施設の整備に関する計画を作成する。

(2) 緊急避難場所の指定

市は、延焼火災、がけ崩れ、洪水・津波等及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って災害の種類ごとに緊急避難場所の指定を行う。

① 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に当該緊急避難場所が開設される管理体制を有していること

② 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に当該緊急避難場所が立地していること

③ 構造条件

当該緊急避難場所が上記の安全区域外に立地している場合には、異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること

④ その他地震を対象とする緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと

ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること

イ 場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと

(3) 避難所の指定

市は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を指定する。また、市及び避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

なお、避難所は次の基準により指定する。

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること（収容人は、有効面積に対しておおむね一人当たり2㎡で算出）
- ② 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
- ④ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること
- ⑤ 人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、次により避難所の確保を図るものとする。
 - ア 隣接する市町村の公共施設等の利用
 - イ 企業や個人が保有する施設等の利用
- ⑥ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にするものとする。

(4) 避難所の安全性確保と設備の整備

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。

また、避難所は、安全性と一定期間の居住環境が必要であり、以下に示すような設備を確保するものとし、条件を満たさない場合は、必要な整備を推進するように努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、国の通知や県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン(R2.5.29 R4.6.10改定)」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、過密抑制などの防災対策を実施し、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- ・ 優先電話、衛星携帯電話、防災行政無線、ファックス、テレビ、ラジオ等
- ・ 非常用電源整備
- ・ トイレ（仮設トイレ、洋式トイレ）
- ・ 給水施設
- ・ 高齢者、障がい者に対応したスロープ、車椅子対応トイレ等
- ・ 負傷者を一時的に収容するための救護設備
- ・ 要配慮者に対応可能な福祉避難室
- ・ 空調設備、照明設備
- ・ 緊急救護用の資機材
- ・ カセットコンロ等の調理器具

- ・ 寝具（マット、簡易ベッドを含む）や給湯に必要な資機材
- ・ 男女双方の視点に配慮したプライバシーを確保する設備（パーティション）等
- ・ 伝達事項の掲示板
- ・ 感染予防対策資機材等（マスク、消毒液等、飛沫対策用室内テント、空気清浄機等）

(5) 福祉避難所の整備

市は、要配慮者の避難生活を支えるものとして、福祉避難所を整備する。福祉避難所はデイサービスセンター等を充てることを原則とするが、それでも不足する場合においては、ホテル・旅館等の借上げ措置で対応する。

(6) 避難路の確保

市は、緊急避難場所、避難所に至る避難路を確保するため、従来の街路事業等に防災性を付与し整備の推進を図るとともに、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じる。

また、市職員、警察官、消防吏員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努める。

(7) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

市は、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な緊急避難場所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

3 緊急避難場所、避難所等の広報と周知

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所、避難路、災害危険地域等について以下の方法で市民に対して広報し、周知を図る。

- ① 防災マップの配布
- ② 防災訓練等の実施
- ③ 緊急避難場所等を示す標識の整備
- ④ 市の広報
- ⑤ その他

※風水害時の緊急避難場所・避難所：資料編参照

※地震時の緊急避難場所・避難所：資料編参照

※津波時の緊急避難場所・避難所：資料編参照

※避難所標識：資料編参照

4 緊急避難場所、避難所、避難路の指定、変更及び解除

(1) 緊急避難場所、避難所、避難路の指定

市長は、地域人口と他の避難場所等との関係及び当該場所の現況等から当該場所が緊急避難場所又は避難所として適当であると認めるときは、防災会議の承認を得て指定する。

(2) 緊急避難場所、避難所の変更及び解除

緊急避難場所又は避難所の周辺の状況が変化し、収容人員、避難対象地域を変更する必要がある場合、あるいは緊急避難場所等として適さなくなった場合は、指定の場合と同様の手続によってこれを変更し、又は解除する。

5 避難指示等の発令

避難指示等の情報を的確に発令するシステムを整備し、災害時における迅速かつ円滑な避難を確保することにより、人命被害の回避を図る。

(1) 避難についての基本的考え方

自然による災害は完全に抑止できないため、早期の避難により人命を第一に守る。

(2) 避難情報の種類

① 風水害時における避難情報

風水害時における避難情報を以下の3つとし、的確な避難を確保する。

風水害時における避難情報区分と発令時の状況など]

区分	発令される状況	住民の避難に対する行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○災害のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 （高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者） ○高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング
【警戒レベル4】 避難指示	○災害のおそれ高い	○危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○災害発生又は切迫 （必ず発令される情報ではない）	○指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

② 地震時における避難情報

地震時における避難情報については、地震による火災の発生等、二次災害等の危険がある場合において発令するものとし、以下の2種類とする。

ア 高齢者等避難

イ 避難指示

(3) 避難が必要な地域についての住民への周知

水害及び土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）を明確にし、当該地域に居住する住民に対してハザードマップにより周知を図ると共に、避難指示等の基準、避難場所等について徹底を図る。

[避難が必要な災害の種別と避難対象区域]

災害の種別	避難対象区域	備考
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域に指定された区域	
	土石流危険渓流の危険箇所	
	急傾斜地崩壊危険箇所（区域）	
	地すべり危険箇所（防止区域）	
水 害	河川の浸水想定区域に指定された区域	深さ 0.5m以上の浸水深の区域

(4) 避難指示等の基準

① 土砂災害等の避難基準

土砂災害の避難基準を、大雨警報及び宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する「宮崎県土砂災害警戒情報」により設定する。

[大雨警報及び宮崎県土砂災害警戒情報に基づく基準]

区 分	大雨警報及び宮崎県土砂災害警戒情報
【警戒レベル3】 高齢者等避難発令	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>
【警戒レベル4】 避難指示発令	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>

	<p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保発令</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （災害発生を確認）</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p>

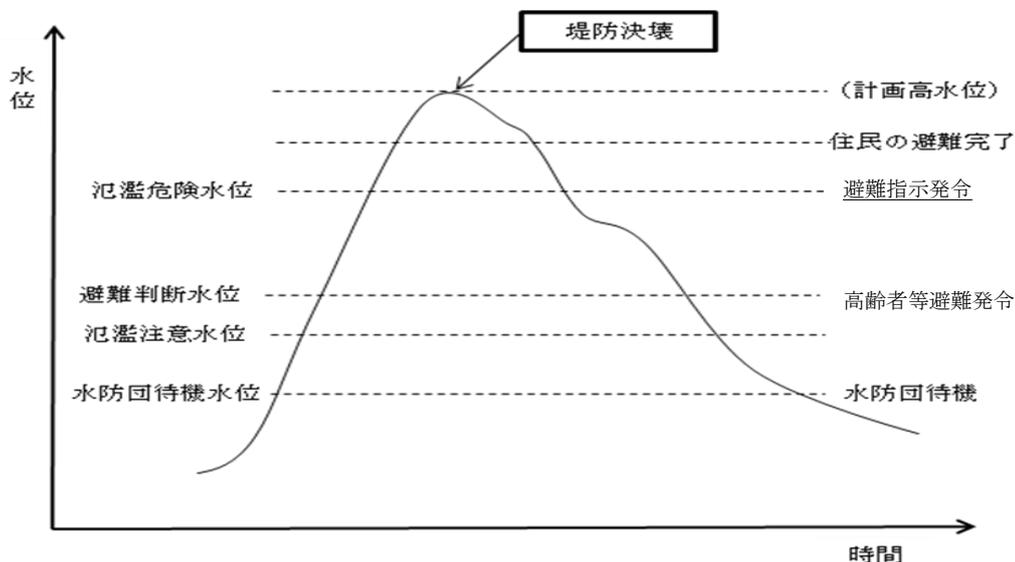
※避難指示等の発令については、その地域の特性や前兆現象及び気象状況に応じて、人の生命又は財産を保護し、被害の拡大を防止するために特に必要があると認められる場合、上記の避難基準に達していない場合においても、避難の勧告等を行うものとする。

※なお、避難基準に加えて、「県総合河川砂防情報システム」や「気象庁ホームページ」による気象情報及びその他の現地等の状況を総合的に判断して決定する。

② 水害の避難基準

水害の避難基準を河川の水位に基づき設定する。

[洪水予報河川における水位の変化に応じた対応の関係図]



[洪水予報河川（広渡川及び酒谷川）の水位に基づく基準]

区分	基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1：指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</p>

	<p>2：指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1：指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合</p> <p>2：水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である水位に到達することが予想される場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
<p>【警戒レベル4】 緊急安全確保</p>	<p>（（災害が切迫）</p> <p>1：水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のお</p>

	<p>それが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p>
--	---

※洪水予報河川とは、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生ずるおそれのある河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して、一般住民に洪水の生じるおそれがあることを周知する洪水予報を行うこととしている河川をいう。

[水位周知河川(細田川及び潟上川)の水位に基づく基準]

区 分	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1：水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</p> <p>2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1：水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</p> <p>2：水位観測所の避難判断水位えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②</p> <p>川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった</p>

区 分	基 準
	場合 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

※水位周知河川とは、平成17年の水防法改正により、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれのある河川として、国土交通大臣又は都道府県知事が指定したものについては、避難の一つの目安となる避難判断水位（特別警戒水位）を定め、水位がこれに到達した時には、その旨を一般住民へ周知することとしている河川をいう。

[基準のない二級河川等の基準]

区 分	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○大雨警報等が出され降雨が続き、河川の水位が氾濫危険水位（河川計画高水位）の6割の水位に達した場合 ○近隣で浸水の危険が高い場合
【警戒レベル4】 避難指示	○大雨警報等が出され降雨が続き、河川の水位が氾濫危険水位（河川計画高水位）の7割の水位に達した場合 ○近隣で浸水が拡大している場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が氾濫危険水位（河川計画高水位）の8割の水位に達した場合 ○近隣で浸水が床上に及んでいる場合

③ 高潮

高潮の避難基準を高潮警報及び潮位に基づき設定する。

[高潮の避難基準]

区 分	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示	1：高潮警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）が発表された場合 2：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：水門、陸閘等の異常が確認された場合 2：潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 3：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位（災害発生を確認） 4：海岸堤防等が倒壊した場合 5：異常な越波・越流が発生した場合 6：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合

※高潮警報とは、潮位 1.8m以上が予想される場合をいう。

6 避難誘導體制の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、避難誘導體制の整備を図る。

(1) 避難路の指定

市は、災害時における円滑な避難を確保するため、あらかじめ避難路の指定について研究し、以下により住民への周知を図る。

- ① 標識、案内板の計画的整備
- ② 緊急避難場所、避難所及び避難路を表示した防災マップ作成

(2) 避難誘導體制の確立

災害時の避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織の協力により、避難ルート上の要所に誘導員を配置して、高齢者、障がい者、観光客等にも配慮した避難誘導體制を確立する。

7 学校・病院・社会福祉施設などにおける避難対策

学校・病院・社会福祉施設等、集団退避を必要とする施設にあつては、日頃から市、消防本部及び警察署等の関係機関と協議の上、以下の事項を盛り込んだ避難計画を作成し、速やかに避難できるようにする。また、関係機関との連携を密にし、安全確保に努めるものとする。

なお、水防法第15条の3に基づき、本計画中に定める要配慮者施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたことから、対象施設に対する計画の作成及び訓練の実施について、助言及び支援を行うものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・処置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握

8 避難所運営体制の整備

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所運営体制の整備を図る。

(1) 市の対策

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制及び要員の派遣方法をあらかじめ定めておく。

(2) 避難住民による自主的な管理

円滑な避難所の運営を確保するため、自治会（自主防災組織）等の避難住民による運営を中心に据えると共に、NPO・ボランティア等の外部支援者に協力を求める。

運営に必要な事項については、あらかじめ作成する「避難所運営マニュアル」に基づき、市と自主防災組織等の組織が協議しながら決定していく。また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

なお、避難所運営マニュアルについては以下の事項を記述する。

- ① 避難住民による自治組織とその運営に係る事項
 - ア 組織体制について
 - イ 仮設トイレ、炊事場、救護所等の設置について
 - ウ 要配慮者に対する対応について
 - エ 水、食料その他の物資の配給方法について
 - オ 避難所の備蓄物資及び資機材の整備状況と使用上の留意事項
- ② 避難住民に対する情報伝達に係る事項
 - ア 避難所における情報通信機器の整備状況
 - イ 情報収集と避難所内における広報の方法について
 - ウ 防災機関等に報告すべき内容及び連絡体制について
- ③ その他、避難所の自主的な運営に必要な事項

9 応急仮設住宅の供用体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

(1) 建設用地の選定

市は、次の事項に留意し、あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮のうえ、建設用地を選定し、確保しておくものとする。

- ① 建設用地の条件
 - ア 原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること
 - イ 企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とすること
- ② 立地条件の配慮

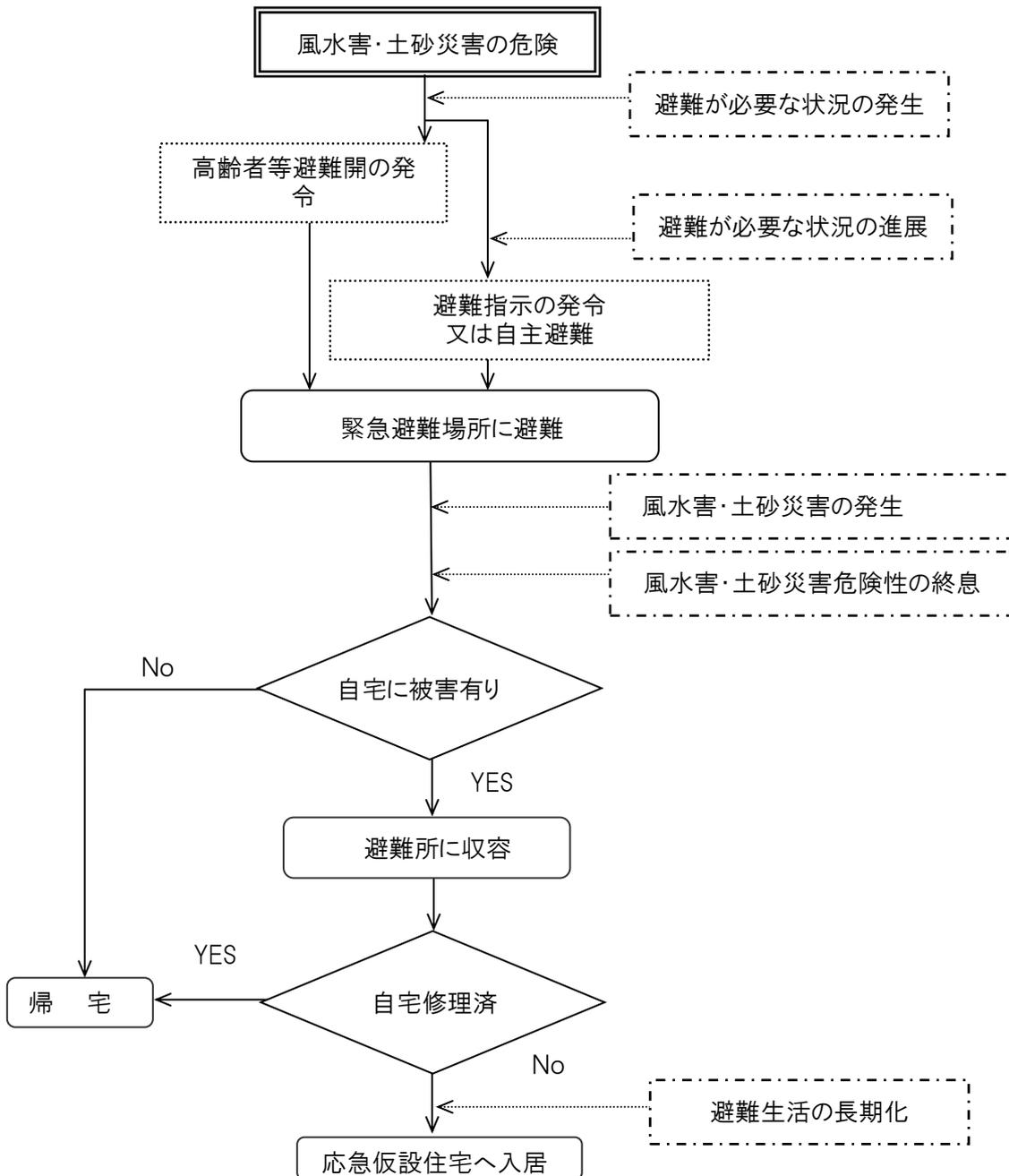
上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること
- ③ 利害関係の明確化

当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておくこと

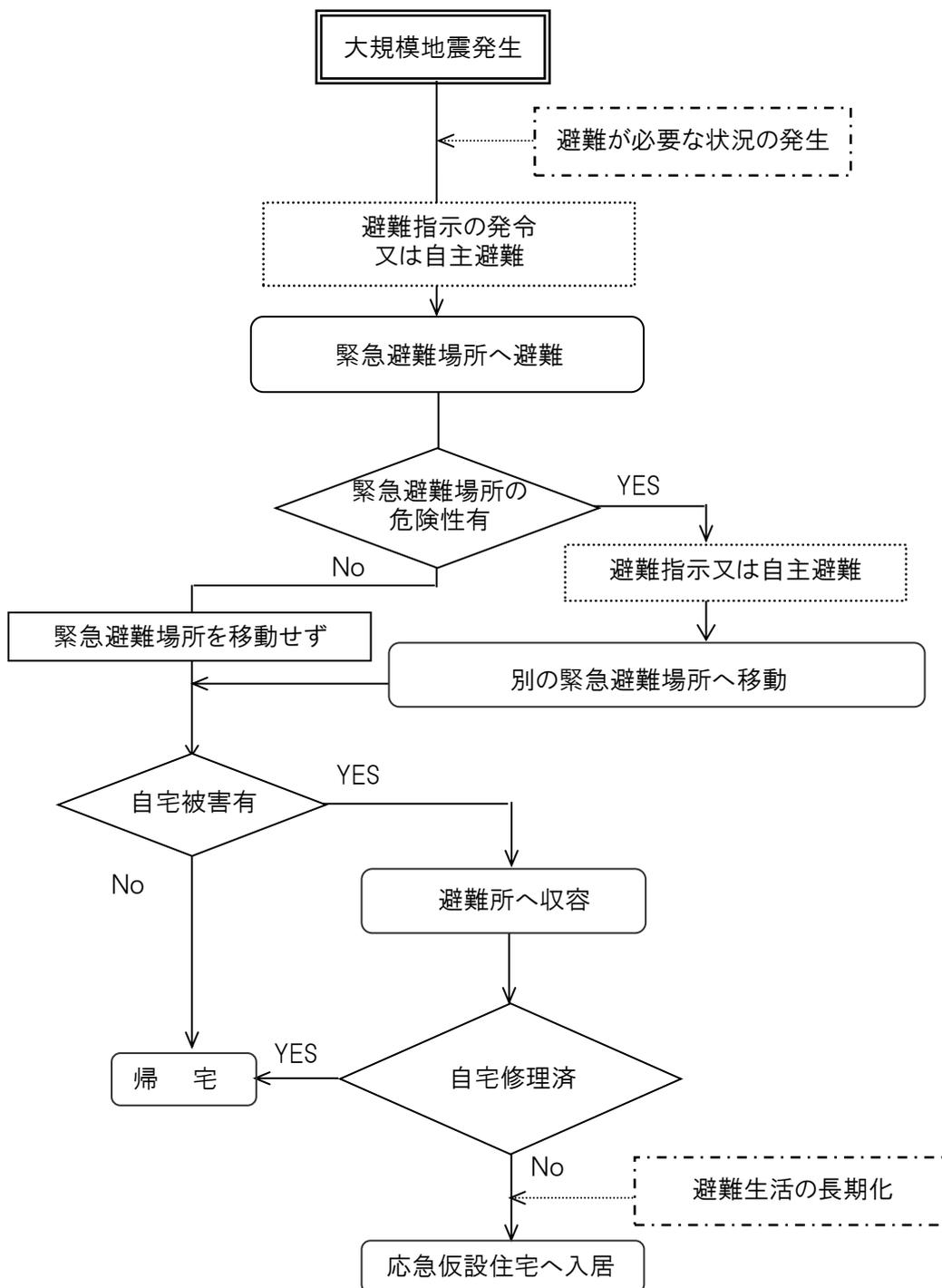
(2) 建設業団体等との協定

市は、必要に応じてあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結するものとする。

[風水害・土砂災害時における避難フロー]



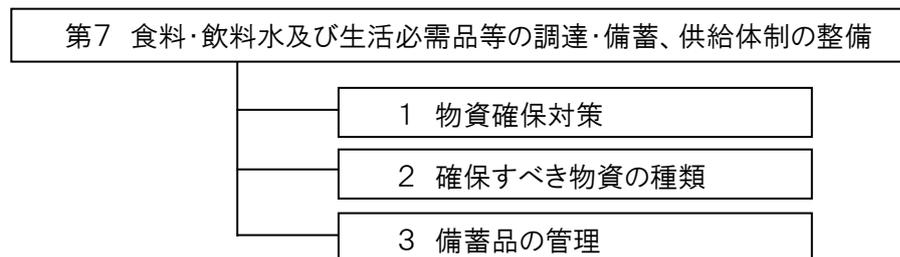
[地震時における避難フロー]



第7 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・備蓄、供給体制の整備

大規模災害が発生した場合において、多くの被災者のために食料品、生活必需品等の物資確保と遅滞ない供給が不可欠である。このため、市は、市内各所において非常食料、資機材等を備蓄するための倉庫を整備し、必要量の備蓄を行う。また、併せて流通備蓄や各家庭における備蓄、県への要請、他市町への応援要請等を検討し、物資の総合的な確保体制の確立を図る。

[施策の体系]



1 物資確保対策

広域交通及び市内交通網に大きな被害が生じ、補給ルートが遮断されることに備えて、次の対策を行う。

(1) 物資の確保

① 市の備蓄

市は、食料・生活必需品等について備蓄目標を定め、計画的な備蓄管理を推進する。

② 市民の備蓄

市は、市民に対し、災害発生後3日分程度の食料、飲料水、生活必需物資を各家庭で備蓄に努めるよう広報・防災パンフレット・防災に関する各種イベントや地域住民が参加した防災訓練の実施等を通じて指導、啓発を行う。市民は、その備蓄に努めるものとする。

③ 流通備蓄

市内外の商品販売業者との災害時における協定締結を促進し、在庫の積み増し、緊急手配による調達等による協力体制整備に努める。

④ 県備蓄

緊急時には県への要請を速やかに行い、県による物資調達に関する協力を得るほか、県を通じ他県も含めた広域での他市町への協力要請を行う。

なお、米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

⑤ その他

県外を含め、広域の市町と、物資その他についての相互応援協定の締結を推進する。

※食料品・生活必需品等備蓄状況：資料編参照

(2) 補給ルートの確保

① 国、県に要請して、広域道路網（緊急輸送道路）の耐震化や通行機能の確保に重点をおいた整備を促進する。

② 備蓄倉庫、収容避難所、港湾（輸送拠点）を含めた市内の各防災拠点を結ぶ道路交通網の整備拡充に努める（代替性の確保に努める）。

2 確保すべき物資の種類

多数の避難者を収容し、生活支援を行うために必要な主要物資及び資機材は、次のとおりである。これらの中で備蓄を要するものは、人の生存に最低限必要であり、貯蔵性のあるものとする。また、女性や子ども等の要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努める。

なお、供給の長期化に供え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、食物アレルギー、高齢者・乳幼児・食事制限のある者（ハラール等）・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。

(1) 災害時において緊急に必要な物資

① 食料等

乾パン、アルファーマ（缶詰）、粉ミルク、離乳食用品、缶詰、その他

② 飲料等

水（ペットボトル）、茶、その他

③ 生活必需品

寝 具：毛布、マット、枕、その他

衣 服：作業着、婦人服、子供服、肌着、靴下、その他

日 用 品：紙おむつ、おむつカバー、生理用品、ちり紙（ティッシュペーパー）、タオル、石鹸、歯ブラシ、歯みがき粉、ひげ剃り、ビニール袋、ゴム長靴、バケツ、洗剤、ロープ、その他

炊事道具：鍋、缶切り、包丁、まな板、その他

食 器：ほ乳ビン、紙皿、割り箸、紙コップ、携帯ポリ容器、その他

光熱材料：ローソク、懐中電灯・乾電池、ライター（マッチ）、カセットコンロ等

④ 医薬品等

救急セット、医薬品

(2) 資機材等

① 応急給水用資機材の備蓄

給水タンク、給水容器、造水機、水質検査機器・試薬、塩素消毒薬等

- ② 生活関連資機材
簡易トイレ、発電機、投光器、簡易風呂等
- ③ 感染予防対策資機材等
(マスク、消毒液等、飛沫対策用室内テント、空気清浄機等)
- ④ その他
スコップ、のこぎり、ハンマー、バール、シート、担架、車イス等

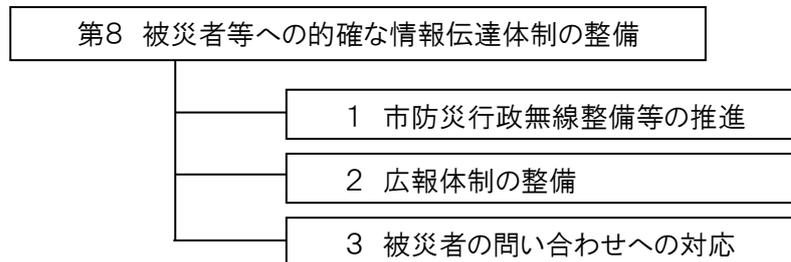
3 備蓄品の管理

備蓄品の管理は、担当部局において実施し、適宜補充、更新するものとする。また、備蓄品の増減等、備蓄数量を変更したときは、その内容を総務課、危機管理課へ報告する。

第8 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

災害時に市民の安全を守るためには、災害時における緊密な情報連絡を確保することが必要であり、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図る。

[施策の体系]



1 市防災行政無線整備等の推進

災害情報を迅速かつ的確に伝達するためには、情報伝達手段の質的、量的な整備が必要であり、以下の整備を検討する。

(1) 防災行政無線の整備・充実

大規模災害により電話回線が錯そう又は途絶した場合の情報伝達手段として、難聴地域が発生しないことを基本とした、同報系防災行政無線等の整備・充実に努める。

① IP 通信無線や衛星携帯電話機の拡充・整備

大規模災害の場合、多くの地域で同時多発的に被害が発生する事態が想定される。よって、多くの被災現場と本部との間の連絡を迅速かつ確実に確保するものとして、IP 通信無線や衛星携帯電話機などの量的な拡充等を計画的に推進する。

② 同報系防災行政無線の整備・拡充

津波発生時等における避難や災害時における要配慮者等の避難など、住民の迅速

な避難を確保するため、同報系防災行政無線の拡充（屋外スピーカー等の増設）を推進する。

③ 消防無線の整備

大規模災害時における他の消防本部との緊密な連絡の確保、災害現場と消防本部等の迅速かつ的確な連絡の確保を図る。

※日南市防災行政無線設置場所一覧：資料編参照

(2) 情報伝達手段の多重化・多様化

市民に対する情報伝達漏れを回避するため、情報伝達手段の多重化・多様化を計画的に推進していくこととし、以下の情報伝達手段の整備を検討する。

① 無線関係

メール配信（市防災・気象メールにちなん）、災害伝言板サービス

② 市の防災ホームページによる情報発信（音声化の検討）

③ ファックス（聴覚障がい者を中心としたファックス送信体制の整備）

④ 防災ラジオ

⑤ その他、テレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む）などの報道メディアやケーブルテレビ回線などと連携した体制整備

2 広報体制の整備

災害発生時において、報道機関からの取材要請に対して適切な情報提供を行うこと及び本部から報道要請を迅速に行うことは、災害対策を円滑に進めるうえで重要になっている。よって、あらかじめ対応方針を定めることにより、災害時の備えに万全を期すものとする。

(1) 広報窓口の一本化

取材に対する窓口を秘書広報班に一本化し、災害対策業務及び情報の混乱等を防ぐ。

(2) 放送要請窓口等の明確化

災害時における報道機関に対する放送要請の窓口を秘書広報班に一本化すると共に、要請文書の案文をあらかじめ作成しておくことにより、速やかな報道要請を実現する。

3 被災者の問い合わせへの対応

災害発生時において、住民等から多数寄せられる問い合わせ、要望、意見等に的確に対応することは、災害対策を円滑に実施するうえで重要となっている。よって、以下の対策により被災者の問い合わせ等への対応に万全を期すものとする。

(1) 相談窓口の設置

住民からの相談窓口を地域対策班に設置し、専属の職員を配置して住民のニーズを正確に把握する。

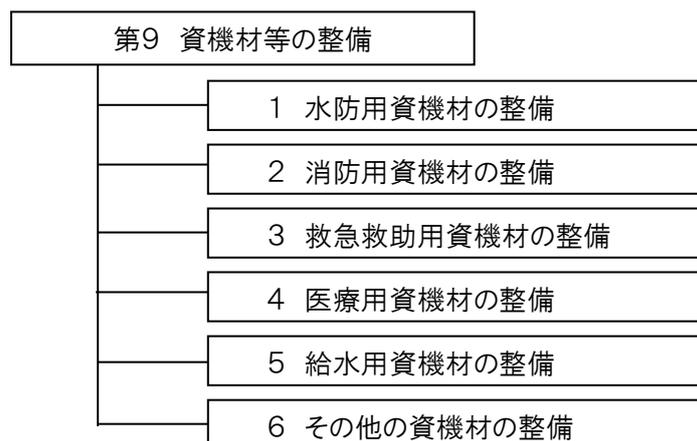
(2) インターネット等による情報提供

災害に関する情報や地域に密着した情報をインターネットや SNS 、市防災・気象メールにちなんで住民に提供する。

第9 資機材等の整備

災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策用資機材等の整備に努め、随時点検を行い保管に万全を期す。

[施策の体系]



1 水防用資機材の整備

速やかな水防活動が行えるよう、災害箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材等の整備拡充を図る。

2 消防用資機材の整備

大規模な地震による同時多発火災、中高層ビル火災、危険物施設火災等の発生に備え、消防用資機材の整備拡充に努める。

3 救急救助用資機材の整備

大規模地震による家屋の倒壊、集中豪雨等による土砂災害の発生に備え、救助用資機材の整備拡充に努める。

4 医療用資機材の整備

医師会・薬剤師会及び医薬品会社と連携し、初動救護活動に必要な医薬品・医療用資機材の確保に努める。

5 給水用資機材の整備

給水タンク車、給水タンク、給水ポリタンク、給水袋、造水機等について、計画的な整備拡充に努める。

6 その他の資機材の整備

その他、仮設トイレなど災害時に必要となる資機材について、計画的な整備拡充に努める。

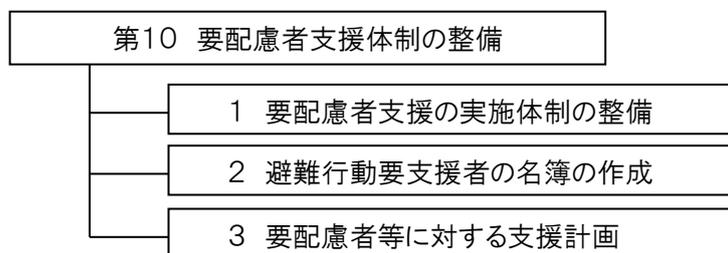
※資機材備蓄一覧:資料編参照

第10 要配慮者支援体制の整備

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時に特に配慮を要する要配慮者に対して、市、福祉関係機関、地域住民等が災害時に果たすべき避難支援等に関する計画を定め、災害による要配慮者の被害の防止を図る。

なお、要配慮者の支援については、障害の種別等によって対応が異なるため、具体的な対応等については、「日南市要配慮者支援マニュアル」等を策定し対応する。

[施策の体系]



1 要配慮者支援の実施体制の整備

要配慮者の支援は、「日南市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、以下の機関、組織等が相互に連携して実施する。

(1) 市

市は、「日南市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、関係機関や団体等と連携して要配慮者に対する避難支援計画の具体化を推進する。また、併せて要配慮者の支援に必要な施設、資機材等の整備を推進する。

なお、災害時における要配慮者支援を系統的に進めるため、横断的な組織として長寿課長を班長とする「要配慮者対策班」を設置する。

(2) 民生委員、児童委員及び介護保険事業者等の福祉関係者

民生委員、児童委員及び介護保険事業者等の福祉関係者は、「日南市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、他の団体等とも協力して災害時における要配慮者支援に協力する。

(3) 自治会(自主防災組織)

自治会(自主防災組織)は「日南市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、地域住民、福祉関係団体等と協力して、災害時における地区ごとの要配慮者の支援体制を整備する。

2 避難行動要支援者の名簿の作成

市は、避難行動要支援者に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

- (1) 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、当該名簿の作成を行う。
- (2) 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、その把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
- (3) 災害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、当該名簿を効果的に利用し、避難支援等が行われるよう努める。

■避難行動要支援者名簿に記載する事項

<input type="radio"/> 氏名	<input type="radio"/> 電話番号その他の連絡先
<input type="radio"/> 生年月日	<input type="radio"/> 避難支援等を必要とする理由
<input type="radio"/> 性別	<input type="radio"/> その他市長が必要と認める事項
<input type="radio"/> 住所又は居所	

■避難行動要支援者名簿の利用・提供等

情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 ○ 市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認める時は、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。
名簿情報の利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された名簿情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
名簿情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第445号）第109条第1項に規定する市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、本市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。 ○ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
名簿情報を提供する場合における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
秘密保持義務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又

はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
--

3 要配慮者等に対する支援計画

(1) 防災知識の普及

要配慮者、避難行動要支援者及びその家族に対して、パンフレット等を配布すると共に、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎的な知識の理解を高めるように努める。

また、宿泊施設及び観光ボランティア等の防災教育に努め、観光客に対する防災サービスを支障なく提供できるように指導する。

(2) 避難支援システムの整備

① 個別の支援計画の作成

自主防災組織等は、作成した避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別の避難支援計画を作成する。

② 「要配慮者支援協議会（仮称）」の設置

社会福祉協議会と連携して、民生委員、児童委員及び福祉サービス提供者、障がい者団体等で構成された「要配慮者支援協議会（仮称）」を設置し、その協力を得て、避難行動要支援者の避難支援計画を作成する。

③ 緊急通報システム等の整備

独居老人、寝たきり老人等の安全確保のため、緊急通報システムの整備やその円滑な運用に努めると共に、在宅者の安全性を高めるため、火災警報器等の設置を推進する。

④ 避難行動要支援者への情報伝達体制の確立

自治会（自主防災組織）を通じた伝達、避難支援等関係者による伝達、介護保険事業者による伝達等、複数の情報伝達システムを確立する。また個々の避難行動要支援者の状況に適した災害情報の伝達手段を検討する。

⑤ 安否確認体制の確立

災害発生時における避難行動に困難のある避難行動要支援者等の安否確認体制を定め、災害時における生命の安全を確保する。

⑥ 生活支援体制及び健康管理体制の構築

避難所での要配慮者の生活を支援する体制を整備する。また、避難所における要配慮者の体調管理を図るため、保健師、看護師等による巡回を実施し、健康状態の把握に努める。

⑦ 避難所における要配慮者相談窓口の設置

避難所に「要配慮者相談窓口」を設置し、要配慮者の避難所におけるニーズ（要望）

を的確に把握する。

(3) 避難に必要な施設整備

① 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりの推進

ア 避難路の整備及び確保

社会福祉施設等や避難場所等に至るまでの避難路を点検巡視し、避難する際に障害となる箇所を改善すること等により、避難路の安全確保に努める。

イ 避難所のバリアフリー化の推進

避難所となる施設については、施設利用や移動、さらには情報伝達について利用者の立場に立ったバリアフリー化に努める。

ウ 避難標識の整備

避難所への誘導標識等に、外国語や絵（イラスト）による標示、音や点字情報を付け加えるなどして、誘導標識の整備と機能向上に努める。

② 「福祉避難所」の整備

特別な介護の必要な要配慮者が社会福祉施設へ緊急入所できない場合に備えて「福祉避難所」を整備する。なお、福祉避難所については、デイサービスセンター等の福祉施設において確保することとし、あらかじめ市が当該施設の管理者と災害時における施設使用について確認し、その確保に努める。

③ 福祉避難室の整備

福祉避難所への入所ができない場合に備えて、避難所（小学校等）に福祉避難室を整備し、要配慮者のニーズに対応する。なお、福祉避難室については、保健室や特別教室等を当てることとする。

④ 緊急入所

体調の悪い要配慮者については、福祉施設への緊急入所措置をとり、要配慮者の体調管理に万全を期す。

(4) 外国人に対する防災対策の充実

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう平常時から外国人の人数や所在地等を把握するように努める。

また、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口を充実するなど災害時に対応できる体制づくりに努める。

なお、生活情報や防災情報などの日常生活に係る行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の各種の広報媒体をはじめ、ホテル・旅館及び観光地、外国人との交流機会や受入機関等を利用して多様な言語やひらがな等の分かりやすい言葉・文字による情報提供を行う。

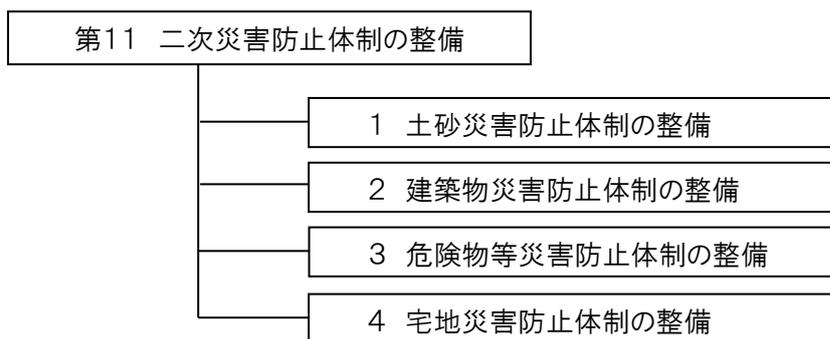
※日南市災害時要援護者避難支援計画：資料編参照

第11 二次災害防止体制の整備

災害には連鎖性があり、豪雨や地震の直後等に発生する土砂災害を始めとして、同時多発火災や特殊施設災害等、極めて危険な二次災害が発生する可能性が高い。

これらの二次災害に備えて、災害危険箇所の緊急調査等を行う等、被害の軽減に努めることが重要であり、有効な二次災害防止活動を行うための体制を日頃から整備しておく。

[施策の体系]



1 土砂災害防止体制の整備

大規模な風水害や震災時等においては、その後の地盤の緩み等による土石流、斜面崩壊、地すべり等の土砂災害が発生する危険がある。

市は、災害が発生する危険のある箇所についてあらかじめ把握しておくと共に、緊急に点検を実施できる体制を整備し、二次災害の防止を図る。

また、深層崩壊の発生が想定される危険な溪流（小流域）について、詳細調査を実施している国土交通省と情報共有を行う体制を整備する。

(1) 二次災害の危険箇所の把握

大規模災害時における二次災害として土砂災害の発生する危険のある箇所をあらかじめ以下のような資料として整理しておき、円滑な二次災害防止活動実施の備えとする。

- ① 土砂災害危険箇所の地区別一覧の作成
- ② 土砂災害危険箇所の地区別位置図の作成

(2) 二次災害危険箇所に関する点検体制の整備

大規模災害時における土砂災害危険箇所の点検体制について、以下のような資料をあらかじめ検討や策定をしておくことで、迅速かつ円滑な点検活動を実施できるように努める。

- ① 土砂災害危険箇所点検体制の作成
- ② 土砂災害危険箇所の点検に必要な資機材等の調達先の明確化

2 建築物災害防止体制の整備

大規模災害、特に地震時等における住宅等の被災程度及び安全性を確認するものとして、被災建築物応急危険度判定を円滑に実施できる体制を整備しておき、建築物に係る二次災害の防止を図る。

(1) 被災建築物応急危険度判定実施マニュアルの作成

市は、大規模な地震等の発生時における「日南市被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」をあらかじめ作成しておき、被災建築物応急危険度判定の円滑な実施に努める。

3 危険物等災害防止体制の整備

大規模災害、特に地震時における危険物等施設の安全性を確認し、危険物による有毒ガスの発生など危険物等による災害を防止する体制を整備しておき、危険物に係る二次災害の防止に努める。

(1) 危険物等施設の把握

大規模地震時における危険物等による二次災害の発生する危険箇所について、あらかじめ以下のような資料として整理しておき、円滑な二次災害防止活動の実施に努める。

- ① 危険物等施設の地区別一覧の作成
- ② 危険物等施設の地区別位置図の作成

(2) 危険物等施設に関する点検体制の整備

大規模地震が発生した場合における危険物等施設の点検体制について、あらかじめ以下のような資料を作成することを検討しておき、迅速かつ円滑な点検活動の実施に努める。

- ① 施設管理者への危険物等施設点検マニュアル作成に関する指導資料
- ② 危険物等施設点検体制の作成
- ③ 危険物等施設の点検に必要な資機材等の整備及び調達先の明確化

4 宅地災害防止体制の整備

大規模災害、特に地震時における宅地等の被災程度及び安全性を確認するものとして、被災宅地応急危険度判定の円滑な実施体制を整備し、宅地に係る二次災害防止に努める。

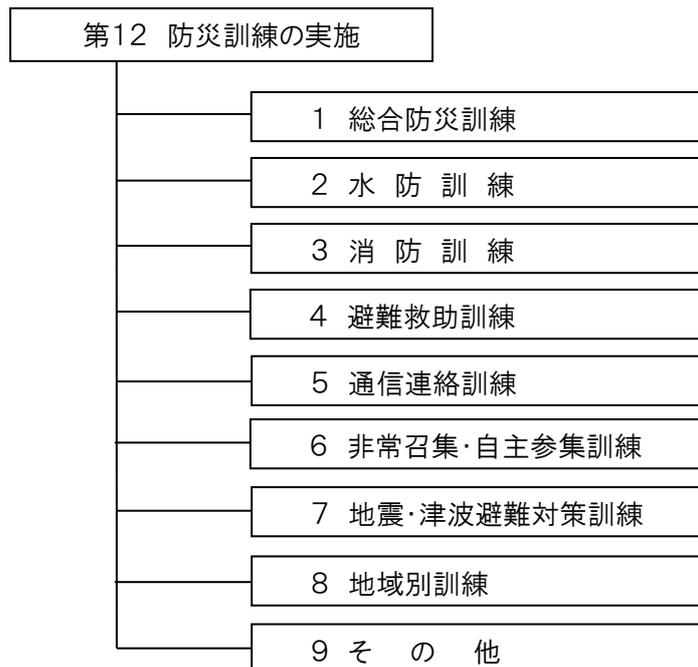
(1) 被災宅地応急危険度判定実施マニュアルの作成

市は、大規模地震発生時における「日南市被災宅地応急危険度判定実施マニュアル」をあらかじめ作成しておき、被災宅地応急危険度判定が円滑に実施できるように努める。

第12 防災訓練の実施

市は、災害対策基本法に基づき、災害発生を未然に防止し、また災害による被害を最小限に留め、市域における防災活動を円滑に実施していくよう、各機関及び市民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練並びに各応急対策計画に習熟するための個別訓練を実施する。

[施策の体系]



1 総合防災訓練

本市の地域防災計画に習熟するため、関係防災機関相互の緊密な協力体制のもと、市民と一体となって総合的な防災訓練を適宜実施する。

2 水防訓練

水防活動の完全な習熟を目的として、市水防計画の定めるところにより訓練演習を行う。

3 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防ぎょ活動に万全を期するため、消防技術の徹底及び習熟を目的とした訓練を行う。

消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する様々な訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他市町と合同して消防訓練等を実施するように努める。

4 避難救助訓練

避難救助訓練は、居住者、通行者等の協力を得て、誘導、指示、勧告等が迅速に行われるよう実施するものとする。更に自力避難不可能な場合を想定し、これに対する救出等についての訓練も実施する。この場合、孤立者、負傷者、でき者等の救助、救出、医療、物資の輸送、給水、炊出しに重点をおく。

5 通信連絡訓練

正常通信から災害通信への迅速円滑な切換え、有線途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達、機器の応急修理等について訓練を実施するものとする。

6 非常召集・自主参集訓練

防災関係機関は、休日・夜間等勤務時間外において、非常召集・自主参集による職員の配備を迅速に行うため、災害を想定し情報の伝達、連絡、非常召集について訓練を実施するものとする。

7 地震・津波避難対策訓練

緊急地震速報を取り入れた地震発生時の対応行動訓練や、津波が発生した場合に迅速に安全な場所へ避難する訓練を計画・実施し、津波発生時の避難行動に万全を期す。

8 地域別訓練

自主防災組織等市民を主体とする地域特性に応じた地域別の訓練を実施する。

9 その他

このほか、情報、道路、緊急輸送、応援要請、配送拠点、医療救護、救命救助、上水道、下水道、清掃、土砂災害、学校、衛生・防疫等についての防災訓練を行う。これらは単独又は総合防災訓練の中に組み入れて行う。

第13 業務継続計画（BCP）の策定

基礎的な自治体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施するための業務継続計画（BCP）を策定するものとする。なお、この計画は、訓練や検証を行いながら、必要に応じて見直しを図るものとする。

■業務継続計画策定のための主な検討項目

業務継続計画の検討体制	<ul style="list-style-type: none">○ 全庁的な検討体制の構築○ 国、県、関係機関等との連携、調整等
業務継続体制の検討	<ul style="list-style-type: none">○ 検討の対象及び実施体制○ 被害状況の想定○ 非常時優先業務の選定○ 必要資源に関する分析と対策○ 非常時の対応
業務継続体制の向上	<ul style="list-style-type: none">○ 教育、訓練等○ 点検、是正

第3節 市民の防災活動の促進

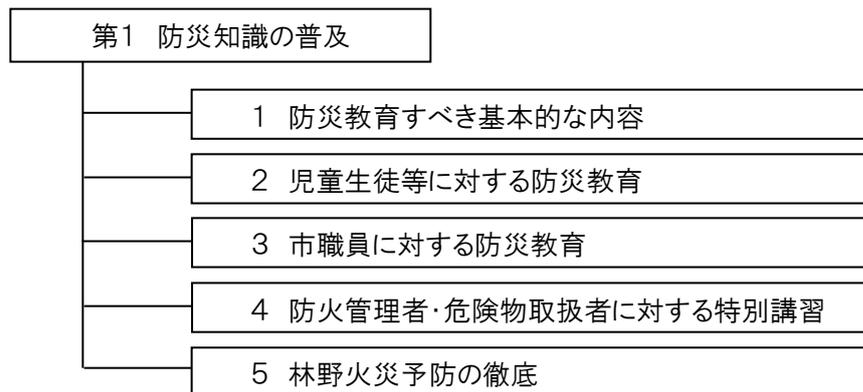
[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、福祉課、学校教育課、消防本部
関 係 課	秘書広報課、地域自治課

第 1 防災知識の普及

市民自らが、災害のメカニズムを理解し、かつ、自分の生命、財産、自分達のまちは自分達で守るという「責務」を自覚して、防災知識と技術を身に付けることが防災の基本である。このため、市は、自らの防災力の向上を図ると共に、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図り、発災時において、的確な防災活動が実施できるよう指導・育成に努める。

[施策の体系]



1 防災教育すべき基本的な内容

(1) 地域防災計画

災害対策基本法第42条第4項に基づく「日南市地域防災計画」の要旨を教育する。

(2) 災害予防知識

災害による被害の軽減又は防止は、防災知識を普及徹底することによって達成されることを踏まえ、例えば、火災の予防あるいは、台風時における家屋の保全方法等の防災知識を啓発する。

(3) 災害時の心得

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各世帯で承知しておくべき事項を教育する。また、避難先は避難所だけでなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様な避難のあり方を啓発するとともに、「災害時は差し迫った危機から命を守

ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下であっても避難所への避難を躊躇することがないように、住民に対して啓発を実施する。

- ① 気象予警報の種類と対策
- ② 避難する場合の携帯品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- ③ 緊急避難場所、避難所と避難路
- ④ 避難や親戚・知人宅への避難など多様な避難のあり方
- ⑤ 要配慮者や男女双方の視点（男女のニーズの違い等）や性的マイノリティへの配慮
- ⑥ その他、被災世帯が心得ておくべき事項（食料、飲料水、携帯トイレ、トイレト
ーパー等）の備蓄等）

(4) 防災広報

- ① 広報紙、パンフレットによる広報
- ② ビデオ・スライド等による広報
- ③ 出前講座など巡回による広報
- ④ ポスター・作文・標語等の募集による広報
- ⑤ インターネットによる防災知識の広報
- ⑥ 講演会、講習会、シンポジウム等による広報

(5) 実施期間

防災知識の普及は、災害が発生し易い時期又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、実施するものとする。

■スケジュール

区 分	スケジュール	
風水害予防に関する事項	水 防 月 間	5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災予防に関する事項	春季火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季火災予防運動	11月9日～11月15日
	年末特別警戒	12月1日～12月31日
	林野火災予防運動	1月30日～2月5日
災害全般に関する事項	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	津波防災の日	11月5日
	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
道路災害予防に関する事項	道路防災週間	8月25日～8月31日

2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒に対する防災教育

教育機関においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行うとともに、自ら考えさせる体験的な活動や実践的な避難訓練を取り入れながら、災害発生時に適切な判断や行動選択ができるよう、危険予測、危険回避能力の向上に努める。

また、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実施するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより、効果的な防災教育のあり方を検討する。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施する。

このため、教職員向けの参考資料の作成と活用、また、管理職や防災教育担当者等の研修会等を通じて指導者の資質の向上を図る。

3 市職員に対する防災教育

(1) 防災教育の内容

- ① 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 防災教育研修

応急対策を実施する職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

① 応急対策活動の習熟

被災者救援活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

② 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

4 防火管理者・危険物取扱者に対する特別講習

防災知識の普及によって、被害を最小限度にとどめ得る場合が多く、特に火災は防火知識の欠如によって起こる場合が多いため、防火管理者には、火災予防を重点とした講習会を、危険物取扱者には、危険物の保安基準に関する高度な知識と技術を養成するための特別講習を行うよう努める。

5 林野火災予防の徹底

林野火災は消火が困難であり、ひとたび発生すると大火災になるおそれが多い。その原因は入山者等の不注意によることが多く、啓発活動によって防止が可能である。

そこでハイカー等の入山者、森林所有者及び林内での作業者を対象に重点事項の徹底を図り、林野火災予防に努める。

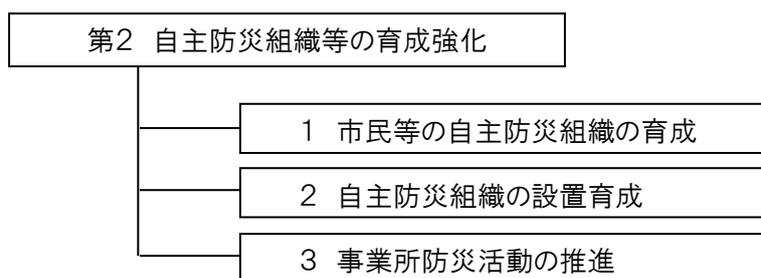
林野火災予防運動は、県下の林野火災発生状況等を勘案し、林野火災が多発することが予想される時期についても実施する。

第2 自主防災組織等の育成強化

大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、地域ごとに充分に即応できない事態が予想されるため、被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自らの防災活動が必要となる。

したがって、市及び関係機関は、平素から地域単位又は事業所単位での自主的な防災組織の育成と整備を推進する。

[施策の体系]



1 市民等の自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の設置促進

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、市民が自ら行う防災活動を組織化し、自主防災組織を設置し、その育成・強化に努める。

また、これらの組織と消防団との連携を通じて地域コミュニティによる防災体制の充実を図る。

※日南市自主防災組織:資料編参照

(2) 自主防災組織の活動

自主防災組織においては、次の活動を行うよう努める。

① 平常時の活動

- ア 「自分達のまちは自分達で守る」という意識高揚
- イ 防災知識及び防災技術の習得
- ウ 市民に対する防災知識・技術の普及活動（パンフレット、ポスター作成及び講習会等の開催支援）
- エ 要配慮者との交流
- オ 市の行う防災活動への参加・協力
- カ 市民の行う防災活動への参加・協力
- キ 防災訓練の実施又は参加
- ク 火気使用設備器具等の点検
- ケ 防災資機材の整備及び備蓄
- コ 発災時の具体的な役割と活動指針の準備
- サ 要配慮者の所在把握
- シ 地域内の危険箇所の把握
- ス 自主防災組織相互間の連携
- セ 他の災害ボランティア組織、自治会、消防団及び関係団体との相互間の連携
- ソ 防災用資機材の整備・点検
- タ 防災に関する調査、研究
- チ 自主防災組織における地区防災計画の作成
- ツ その他の防災対策

② 災害時の活動

- ア 他の自主防災組織、ボランティア組織、自治会、消防団及び関係団体との相互間の区域分担役割分担の調整
- イ 災害に対する警戒活動
- ウ 地域内の災害情報・被害情報の収集・伝達の協力と市への報告
- エ 出火防止・初期消火活動
- オ 浸水排除・堤防補強・修復活動の協力
- カ 負傷者の救出・応急手当・搬送
- キ 避難指示の場合の住民への伝達、避難した後の確認等
- ク 要配慮者の救出、避難支援等への協力
- ケ 避難誘導・避難所の開設と運営の協力
- コ 緊急避難場所、避難所に収容されていない被害者への救援活動
- サ 炊出し・配送・配給・給水等の実施と協力
- シ 救援物資の早期分類と分配
- ス その他、災害応急対策活動

2 自主防災組織の設置育成

(1) 設置育成の基本原則

自主防災組織の設置育成は、あくまでも市民が連帯協調して災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域の実情に応じて自主的に設置、運営することを基本とする。

また、組織化に当たっては女性の参画に努めることはもとより、多様な世代が参加できるような環境の整備等を促進する。

(2) 育成

自主防災組織の設置を促進するため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施し育成を図る。

また、防災士養成研修の実施等により、自主防災組織の核となるリーダーを育成する。研修には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策を盛り込むよう配慮する。

(3) 既存組織の活用

現在、市民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導する。

(4) 規約

自主防災組織は、地域の規模、態様により、その内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び事業計画等を定めておくものとする。

(5) 地区防災計画

自主防災組織等は、地震・津波災害、風水害、火災その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、本部と連携して災害を防止若しくは軽減し、又は火災その他の災害の予防を図るため、防災訓練や防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等を定めた地区防災計画を作成する。

市は、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して作成する地区防災計画を地域防災計画に定める。

(6) 資機材の整備

市は、国・県の制度を活用し、緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位で配置するよう努める。

3 事業所防災活動の推進

市は、事業所が取り組む防災体制の充実・強化や地域の自主防災組織と協力・連携できる体制の整備に資する情報提供等を行う。

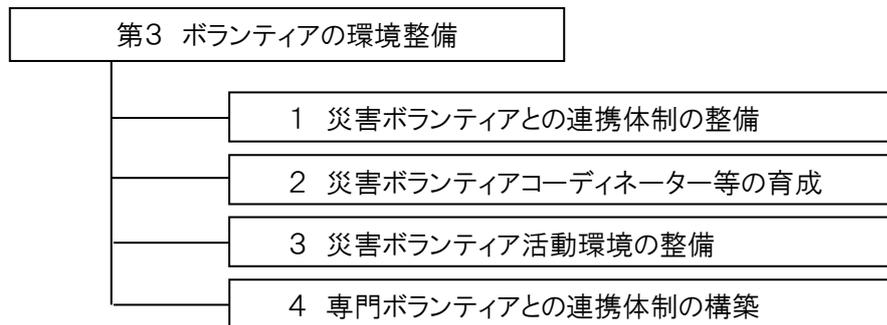
また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたため、その地域内における不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者による対策計画の策定を促進する。

第3 ボランティアの環境整備

災害ボランティアは、自主的、任意的、無報酬を原則とし、善意をもって他人の窮状に対して奉仕する社会貢献活動であり、我国においても1995年の阪神淡路大震災を契機に急速にその気運が高まってきている。災害時には、被災者へのきめ細かな支援をはじめ、様々な災害ボランティアが重要な応急活動を担っている。こうした災害時のボランティア活動を支援するため、その自主性を尊重しつつ、以下の取組を進める。

[施策の体系]



1 災害ボランティアとの連携体制の整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、平常時におけるボランティア意識の醸成、啓発、研修、登録制度の実施等に努めると共に、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、災害ボランティアと市・市民が連携・協働して災害対策に当たる体制等の整備を進める。

2 災害ボランティアコーディネーター等の育成

市は、県、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時を想定した災害ボランティアコーディネーター・ボランティアリーダーの育成を推進する。

3 災害ボランティア活動環境の整備

市は、災害時のボランティアの活動拠点として、必要に応じてボランティアセンターを日南総合運動公園等に設けるものとする。また、県と協力してボランティア保険制度の活用促進を図る。

4 専門ボランティアとの連携体制の構築

市は、県と連携して建築士会や通訳ボランティアグループ等の関係団体と災害時における連携体制を構築する。

また、市域のボランティア活動やボランティア団体を掌握し、次に掲げるような提供可能な技能等の登録について検討する。

救急・救助、医療、介護、建築物・宅地の応急危険度判定、通訳（外国語、手話）、
通信技術、ボランティアコーディネーター

第4 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。これらは、広く住民が閲覧できるよう公開するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていく。

また、こうした取組により、災害教訓の伝承の重要性について住民啓発を行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課
災害対策本部体制	全対策部

第 1 災害対策組織計画

1 災害対策組織の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は必要に応じて災害対策組織を設置し、防災関係機関と緊密に連携し、災害予防、被害の防止、軽減、災害応急対策を実施する。

※日南市災害対策本部条例:資料編参照

※日南市災害対策本部規程:資料編参照

2 災害対策組織の種別

災害の発生状況等に応じて設置する災害対策組織は、以下の種別とする。

- (1) 情報連絡本部（本部長：危機管理課長）
- (2) 災害警戒本部（本部長：総合政策部長）
- (3) 災害対策本部（本部長：市長）

3 本部会議

災害警戒本部及び災害対策本部には、災害対策に関する重要な事項を協議するため、本部員（各対策部長）により構成される「本部会議」を設置し、災害対策に係る重要事項について協議し、決定する。

- (1) 配備体制の決定
- (2) 各対策部又は各班の活動調整
- (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等に係る意思決定
- (4) 関係機関との活動調整
- (5) 県又は関係機関への応援要請に係る意思決定
- (6) 住民への広報事項の決定

4 災害対策組織の設置及び解散基準

(1) 設置基準

情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部は、次の基準に基づき設置する。

防災体制	災害の種類	災害の程度等
情報連絡 本 部	風 水 害	○市域に大雨警報又は洪水警報が発令されたとき ○災害の発生が予想される時 ○気象状況等により、災害の発生に関する情報連絡が必要となったとき ○危機管理課長が必要と認めたとき
	地 震	○市域で震度4が観測されたとき
	津 波	○宮崎県沿岸部に津波注意報が発令されたとき
災害警戒 本 部	風 水 害	○市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき ○暴風域を伴う台風が本市を直撃することが明らかなき ○総合政策部長が必要と認めたとき
	地 震	○市域で震度5弱が観測されたとき
	津 波	○宮崎県沿岸部に津波警報が発令されたとき
災害対策 本 部	風 水 害	○市域の広範囲にわたり、市民の生命・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき ○市長が必要と認めたとき
	地 震	○市域で震度5強が観測されたとき
	津 波	○宮崎県沿岸部に大津波警報が発令されたとき

(2) 解散基準

情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部は、以下の基準により解散する。

組織名称	災害の種類	解 散 基 準
情報連絡本部 災害警戒本部	災害全般	○災害の危険が解消したとき ○情報連絡本部にあっては災害警戒本部に、又は災害警戒本部にあっては災害対策本部に移行したとき
災害対策本部	災害全般	○災害の危険が解消したとき ○災害応急対策が一応終了したとき ○災害の発生の危険性が軽減し、災害警戒本部又は情報連絡本部に移行したとき

5 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、日南市役所に設置する。

ただし、本部が被災してその機能を果たしえない場合には、以下の施設を代替場所とする。

第1候補	日南市保健福祉総合センター
第2候補	市役所別館
第3候補	日南市消防本部

6 災害対策本部地方支部の設置

地方における災害予防及び災害応急対策の推進を図るため、災害対策本部地方支部を設置する。災害対策本部では、災害の態様・規模に応じて北郷町地域振興センター、あるいは南郷町地域振興センターに災害対策本部の出先機関を置くが、状況に応じてさらに地方支部を開設する。

なお、災害対策本部地方支部の業務を行う要員については、該当地区の地域振興センター、各支所又は本部から派遣する。

名 称	所 在 地	所 管 区 域
北郷町支部	日南市北郷町郷之原乙 1477 番地	北郷地区全域
南郷町支部	日南市南郷町中村乙 7051 番地 25	南郷地区全域
細田支部	日南市大字上方 1013 番地 1	細田地区全域
鶉戸支部	日南市大字宮浦 2434 番地	鶉戸地区全域
酒谷支部	日南市大字酒谷乙 4557 番地	酒谷地区全域

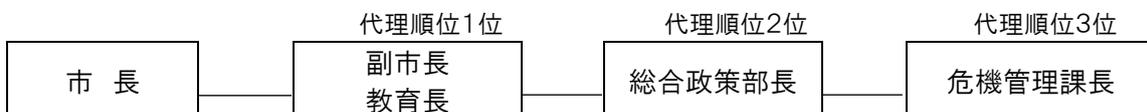
7 現地災害対策本部

特定の地域に被災が集中し、本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部の体制等については、当該災害の規模等に応じ、その都度決定する。

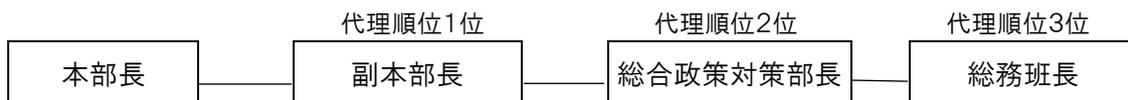
8 意思決定権者代理順位

災害対策本部等の設置に当たり、意思決定権者（本部長）が不在又は連絡が不能であり、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。なお、この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告する。

(1) 災害対策本部設置前



(2) 災害対策本部設置後



9 災害対策本部設置の周知

(1) 本部設置の周知

本部を設置したときは、以下により関係者及び関係機関等に周知する。

通 知 先	通 知 方 法	担 当 部・班
本部構成員	庁内放送、防災行政無線、電話、メール、口頭	総合政策対策部・総務班
防災関係機関	防災行政無線、電話、口頭	総合政策対策部・総務班
一般市民	防災行政無線、電話、口頭、広報車	総合政策対策部・ 総務班、秘書広報班
報道機関	電話、口頭	総合政策対策部・ 秘書広報班
隣接市町	電話、文書	総合政策対策部・総務班

(2) 職員への周知

部長及び班長は、本部設置の通知を受けた場合、所属職員に周知を徹底する。

10 災害対策本部の機能の代替

激甚な災害により本部の機能確保が困難である場合は、災害発生直後における情報収集、伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応を消防本部で行うこととし、緊急的な災害対策本部機能の確保を図る。

11 本部連絡員

(1) 本部連絡員の配置

- ① 災害対策本部が設置された場合、本部の各部に正副2名の本部連絡員を配置する。
- ② 本部連絡員の1名は、本部に常駐し、本部長の命を受け本部と各部の連絡調整及び災害に関する情報収集に当たる。

12 その他災害対策本部の運営に必要な事項

(1) 本部施設の整備

災害対策本部が設置された場合、本部員等は以下の設備等を速やかに整備する。

- ① 停電時対策として、バッテリーランプ、非常用電源、ラジオ、懐中電灯等の準備及び非常用発電機の整備
- ② 電話の整備
- ③ 放送施設の整備
- ④ 防災行政無線施設の整備
- ⑤ 水防、消防及び救出に係る資機材の整備

(2) 自動車の確保

本部の業務遂行に必要な自動車の確保等については、建設対策部管財班が以下により行う。

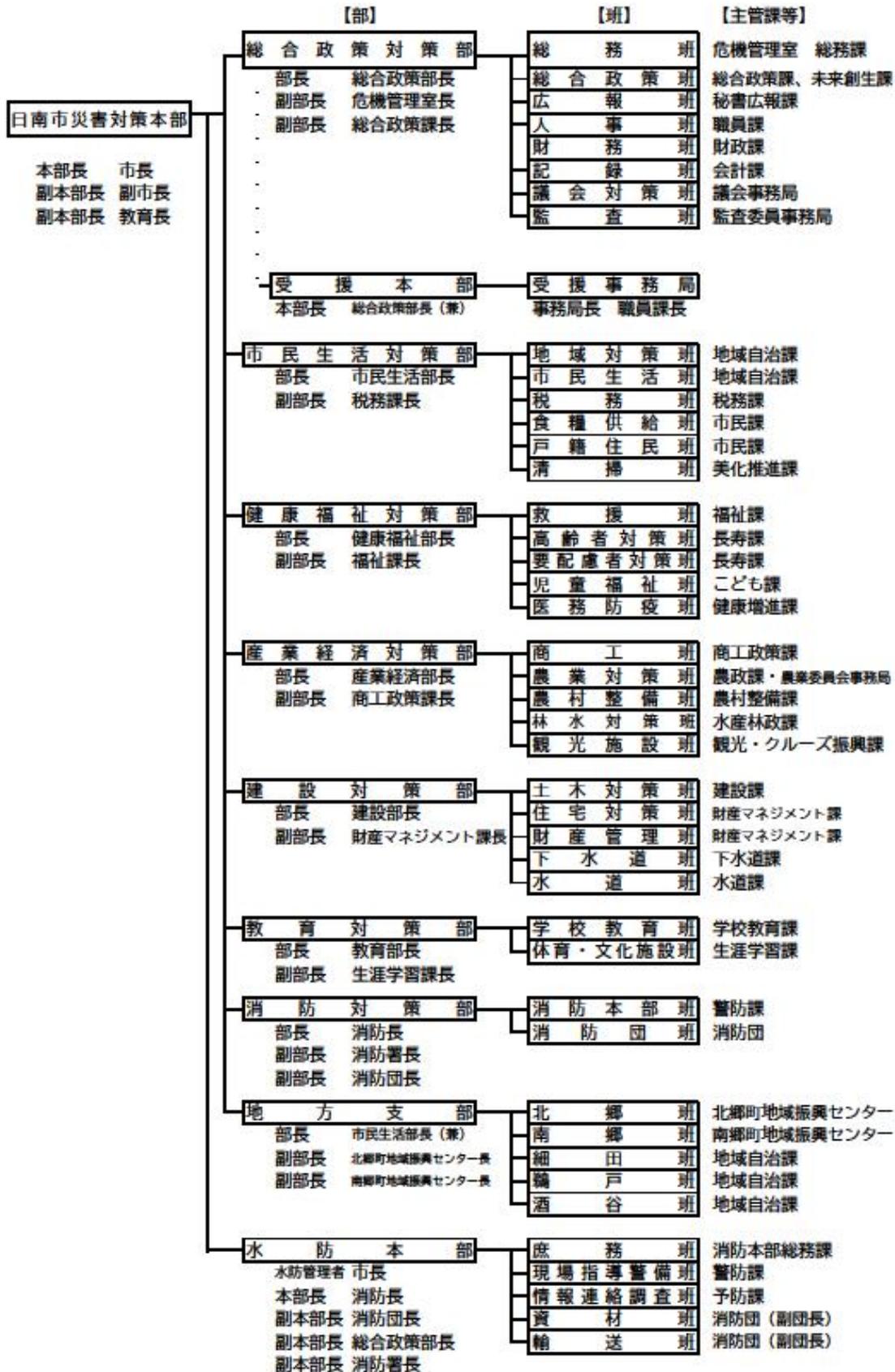
- ① 建設対策部管財班は市有自動車の掌握と確保を速やかに実施する。
- ② 各部は、市有自動車が必要な場合には、建設対策部管財班に配車を要請する。
- ③ 建設対策部は、各部から配車要請を受けた場合において、保有数、必要性等を考慮して迅速に必要な配車を実施する。
- ④ 市有自動車以外の自動車を必要とする場合には、各部は建設対策部を通じて関係機関に要請又は民間の自動車を借り上げ、自動車の確保を図るものとする。

(3) その他

本部の運営に関するその他の事項については、「日南市災害対策本部運営要領」による。

第2章 災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立

13 災害対策本部の市指揮系統図



14 日南市災害対策本部設置各部班の任務分担

日南市災害対策本部事務分掌表

部名	班名	担当課名	事務分掌
総合政策対策部	総務班	総務課、危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関すること。 2 災害対策本部に関すること。 3 総合的災害対策の樹立及び各部・各班との連絡調整、支援に関すること。 4 防災会議及びその他の関係諸機関との連絡に関すること。 5 関係機関に対する協力要請に関すること。 6 自衛隊の災害派遣に関すること。 7 災害関係文書の受理・配布・発送に関すること。 8 防災行政無線に関すること。 9 気象情報等の把握及び伝達に関すること。 10 避難の勧告、指示及び伝達に関すること。 11 避難所の開設等の決定に関すること。 12 警戒区域の設定に関すること。 13 本部の庶務に関すること。 14 他の部の所管に属さないこと。
	総合政策班	総合政策課、未来創生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の受付に関すること。 2 災害見舞及び視察者の応接に関すること。 3 災害見舞金等の礼状の発送に関すること。 4 日南市ホームページによる情報発信に関すること。 5 電算システムに関すること 6 部内の連絡調整に関すること。
	広報班	秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害広報に関すること。 3 避難関係の広報伝達に関すること。 4 報道機関との連絡に関すること。 5 被害状況写真の撮影収集記録に関すること。
	人事班	職員課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。 2 職員の食糧の調達・配布に関すること。 3 職員の災害補償に関すること。 4 県等の職員の派遣応援に関すること。 5 時間外勤務命令に関すること。

第2章 災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立

総合政策対策部	財務班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算及び資金に関すること。 2 災害に対する用度の調達に関すること。
	記録班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害記録に関すること。 2 義援金及び見舞金の受付及び保管に関すること。
	議会対策班	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整に関すること。 2 他課の支援に関すること。
	監査班	監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 監査委員との連絡調整に関すること。 2 他課の支援に関すること。
市民生活対策部	地域対策班	地域自治課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各支所管内における災害応急対策に係る連絡調整に関すること。 2 支所・自主防災組織(自治会長)との情報収集・伝達に関すること。 3 罹災者の相談に関すること。 4 公民館等における避難所業務の支援に関すること。 5 避難所の運営に関すること。 6 災害相談窓口の設置に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。
	市民生活班	地域自治課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活環境の相談に関すること。 2 行方不明者の受付及び捜査計画に関すること。
	税務班	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋の被害調査に関すること。 2 被災世帯名簿の作成に関すること。 3 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免に関すること。 4 被災証明の発行に関すること。
	食糧供給班	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助用主食・水の調達に関すること。 2 災害時における主食等の応急配給に関すること。 3 被災者への炊出し等に関すること。

市民生活対策部	戸籍住民班	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 被災者の住所確認に関すること。 埋葬許可や火葬許可に関すること。
	清掃班	美化推進課	<ol style="list-style-type: none"> 清掃作業関係の統括に関すること。 災害時における非常清掃に関すること。 仮設トイレの調達及びし尿処理に関すること。 遺体の火葬に関すること。 その他清掃及び廃棄物の災害対策に関すること。
健康福祉対策部	救援班	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 被服寝具等の生活必需品の支給に関すること。 所管する社会福祉施設の被害状況の収集及び報告に関すること。 義援物資等の受付に関すること。 生業資金、更生資金等の貸付に関すること。 民間団体等各種ボランティアの協力要請及び受入に関すること。 日本赤十字社、日南市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 救援物資の保管及び義援金の配給に関すること。 遺体の収容及び埋葬に関すること。 部内の連絡調整に関すること。
	高齢者対策班	長寿課	<ol style="list-style-type: none"> 所管する社会福祉施設の被害状況の収集及び報告に関すること。 災害時要配慮者に対する居住状況の把握及び介護支援に関すること。 介護支援に関すること。
	要配慮者対策班	長寿課	<ol style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者の避難支援に関すること。
	児童福祉班	こども課	<ol style="list-style-type: none"> 所管する社会福祉施設の被害状況の収集及び報告に関すること。 罹災母子世帯に対する母子福祉資金の貸付に関すること。

第2章 災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立

健康福祉対策部	医務防疫班	健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健施設の被害状況の収集及び報告に関すること。 2 医療救護班の編成及び派遣指導に関すること。 3 災害時の医務、助産及び救護所の設置に関すること。 4 医療機関との連絡調整に関すること。 5 救急医薬品、衛生材料等の確保及び配布に関すること。 6 災害時の防疫全般(メンタルを含む)に関すること。 7 災害時における食品、飲料水等の衛生監視及び消毒に関すること。 8 災害時の感染症対策に関すること。 9 防疫用薬剤、資機材等の確保及び配分に関すること。 10 保健師等の配置に関すること。
産業経済対策部	商工班	商工政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業者の被害状況の収集及び報告に関すること。 2 応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。 3 被災商工業者に対する金融措置及び経営指導に関すること。 4 災害に関連した失業者の対策に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
	農業対策班	農政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農政全般の被害状況の収集及び報告に関すること。 2 被災農家の経営指導及び融資に関すること。 3 被災農業施設等の応急対策及び復旧に関すること。 4 農産物の災害対策に関すること。 5 応急用農作物の種苗の補給に関すること。 6 農作物の病害虫の予防に関すること。 7 農業災害補償に関すること。 8 果樹園芸農作物などの災害対策に関すること。 9 園芸農作物等の種苗及び施設対策に関すること。 10 家畜及び家禽の被害対策に関すること。 11 家畜飼料の補給に関すること。 12 畜産融資に関すること。 13 家畜の伝染病予防及び防疫に関すること。
	農村整備班	農村整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設の災害対策全般に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害状況の収集に関すること。

産業 経 済 対 策 部	林水対策班	水産林政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産施設の被害状況の収集及び報告に関すること。 2 応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。 3 被災水産業者金融措置及び経営指導に関すること。 4 林野関係の災害対策に関すること。 5 林道の災害対策に関すること。 6 林道の災害融資に関すること。 7 貯木、流木の災害対策に関すること。 8 林産物及び林産施設の災害対策に関すること。 9 治水施設の災害対策に関すること。 10 林業関係の被害状況の収集に関すること。
	観光施設班	観光・クルーズ課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の施設利用者の避難誘導に関すること。 2 観光施設の災害対策に関すること。 3 観光施設等の被害状況の収集及び報告に関すること。 4 災害時の避難者の受け入れに関すること。
建設 対 策 部	土木対策班	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木建設関係全般の被害状況の収集及び報告に関すること。 2 土木復旧事業の総括に関すること。 3 応急対策に必要な労務の調達に関すること。 4 都市施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 道路及び橋梁の災害復旧に関すること。 6 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 7 港湾施設及び漁港施設(水域・陸域)の被害、緊急点検、応急復旧措置の状況等の情報収集、報告並びに災害復旧に関すること。 8 高潮対策に関すること。 9 河川、堤防、暗渠、水路及び樋官の災害復旧に関すること。 10 地すべり対策に関すること。 11 障害物の除去に関すること。 12 河川水位・潮位の観測並びに収集情報の分析及び伝達に関すること。 13 部内の連絡調整に関すること。

第2章 災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立

建設 対策 部	住宅対策班	財産 マネジメント課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 2 建築物の災害防止に関する事。 3 災害住宅の建築に関する事。 4 応急仮設住宅の設置及び資材の調整に関する事。 5 建築物の被害状況の収集及び報告に関する事。 6 被災住宅復興資金に関する事。 7 被災者の公営住宅(応急仮設住宅を含む)への入居に関する事。
	財産管理班	財産 マネジメント課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用非常物資の輸送・管理・配分に関する事。 2 避難者の輸送に関する事。 3 災害時の車両の確保及び配車並びに輸送に関する事。 4 非常電話等通信に関する事。 5 広報車の確保に関する事。 6 市有財産の災害対策及び被害状況の収集に関する事。
	下水道班	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害状況の収集及び報告に関する事。 2 下水道施設の災害復旧に関する事。
	水道班	水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水及び給水施設の応急対策に関する事。 2 応急資機材の調達及び確保に関する事。 3 水道施設の災害復旧に関する事。
教育 対策 部	学校教育班	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の災害対策に関する事。 2 学校教育施設の被害調査及び報告に関する事。 3 通学路の被害調査に関する事。 4 教育備品の被害調査及び復旧措置に関する事。 5 児童生徒の避難に関する事。 6 被災学校の応急教育に関する事。 7 災害時の避難者の受け入れに関する事。 8 被災学校の保健衛生に関する事。 9 被災児童生徒の教科書、学用品等の被害調査及び調達幹 旋に関する事。 10 災害時の学校給食に関する事。 11 部内の連絡調整に関する事。
	体育・文化施設班	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育・体育施設の災害対策に関する事。 2 社会教育・体育施設の被害状況の収集及び報告に関する事。 3 文化財の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 4 災害時の避難者の受け入れに関する事。 5 災害時の施設利用者の避難誘導に関する事。

地方 支部	北郷班、南郷 班	北郷町地域振 興センター及び 南郷町地域振 興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁の関係各対策部との連絡調整に関すること。 2 所管区域の情報収集及び報告に関すること。 3 所管区域の災害記録に関すること。 4 所管区域内の防災行政無線に関すること。 5 気象情報等の把握及び伝達に関すること。 6 避難の勧告、指示の発令に伴う所管区域内住民に対する伝達に関すること。 7 所管区域の避難所の開設及び管理運営に関すること。 8 所管区域内の連絡調整に関すること。 9 所管区域の自主防災組織(自治会長)からの情報収集・伝達に関すること。 10 所管区域の自主防災組織(自治会長)への情報収集・伝達に関すること。 11 罹災者の相談に関すること。 12 所管区域のし尿処理に関すること。 13 所管区域の清掃及び廃棄物の災害対策に関すること。 14 その他必要な災害事務に関すること。
地方 支部	細田班、鶴戸 班、酒谷班	地域自治課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域の自主防災組織(自治会長)との情報収集・伝達に関すること。
消 防 対 策 部	消防本部班 消防団班	消防本部 消防署 消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害気象通信業務に関すること。 2 火災・地震その他の災害の防御に関すること。 3 避難及び救出に関すること。 4 行方不明者の捜査に関すること。 5 災害地域の警備に対する協力に関すること。 6 現場作業及び現場作業の指揮監督に関すること。 7 罹災証明書等の発行に関すること。
水 防 本 部	庶務班 現場指導警備 班 情報連絡調査 班 資材班 輸送班		<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の分掌事務は、水防計画の第2章水防組織等の定めるところによる。

第2 動員配備計画

1 配備基準

市は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、本部等の設置に伴い、以下の配備体制を確立して応急対策業務を迅速に遂行する。

配備の種類	配備の内容	配備の基準
予備配備	<ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡本部に指名された者が配備につく。(15名程度) ○災害警戒本部要員に指名されたものは待機体制をとる。 	(風水害) <ul style="list-style-type: none"> ○市域に大雨警報又は洪水警報等が発令されたとき ○災害の発生が予想される時 ○気象状況等により、災害の発生に関する情報連絡が必要となったとき ○危機管理課長が必要と認めたとき (地震) <ul style="list-style-type: none"> ○市域で震度4が観測されたとき (津波) <ul style="list-style-type: none"> ○宮崎県沿岸部に津波注意報が発令されたとき
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒本部要員に指名された職員は配備につく。(50名程度) ○その他の職員は待機体制をとる。 	(風水害) <ul style="list-style-type: none"> ○市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき ○暴風域を伴う台風が本市を直撃することが明らかなき ○総合政策部長が必要と認めたとき (地震) <ul style="list-style-type: none"> ○市域で震度5弱が観測されたとき (津波) <ul style="list-style-type: none"> ○宮崎県沿岸部に津波警報が発令されたとき
非常配備(初動)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動時の災害対策本部非常配備要員に指名された職員は配備につく。 ○災害対策本部非常配備要員に指名された職員は配備につく。(150～250名程度) ○その他の職員は必要に応じて配備につける体制をとる。 	(風水害) <ul style="list-style-type: none"> ○市域の広範囲にわたり、市民の生命・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき ○市長が必要と認めたとき (地震) <ul style="list-style-type: none"> ○市域で震度5強が観測されたとき (津波) <ul style="list-style-type: none"> ○宮崎県沿岸部に大津波警報が発令されたとき
特別非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員が災害対策本部特別非常配備につく。 	(風水害) <ul style="list-style-type: none"> ○市域に災害救助法の適用を要する大規模な災害が発生、又は発生すると予想される時 ○市長が必要と認めたとき (地震) <ul style="list-style-type: none"> ○市域で震度6弱以上が観測されたとき (津波) <ul style="list-style-type: none"> ○宮崎県沿岸部に大津波警報が発令されたとき

※災害時の動員計画:資料編参照

2 配備の決定

(1) 予備配備の決定

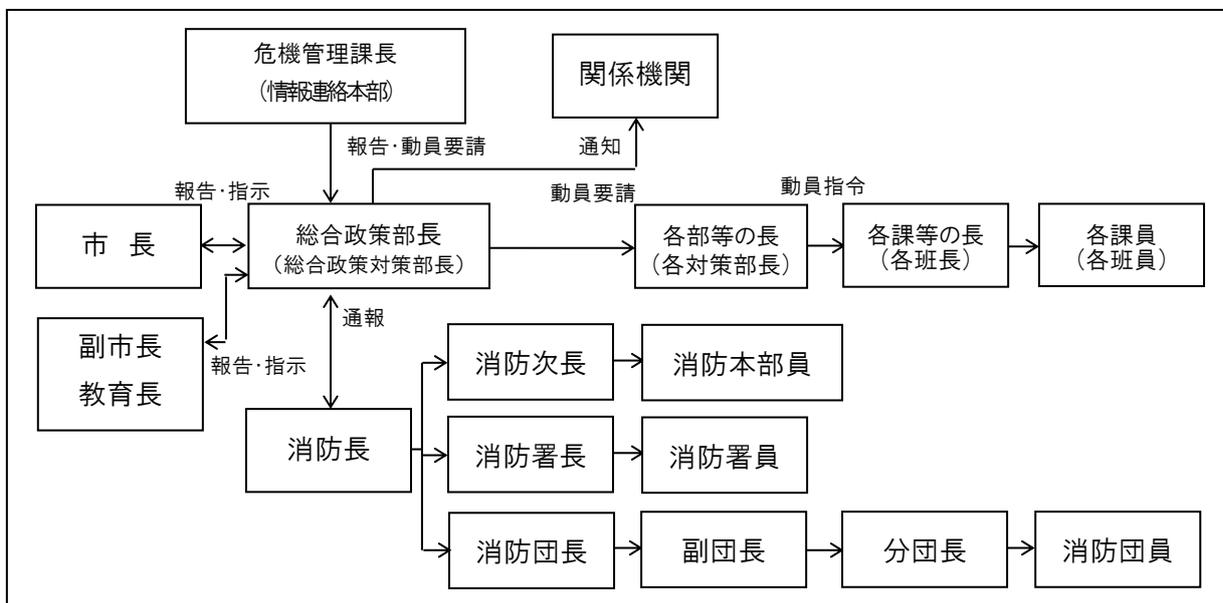
危機管理課長は、災害が発生するおそれがある場合において総合政策部長と協議の上、予備配備を決定し、関係職員及び各部課長に通知する。

(2) 警戒配備、非常配備等の決定

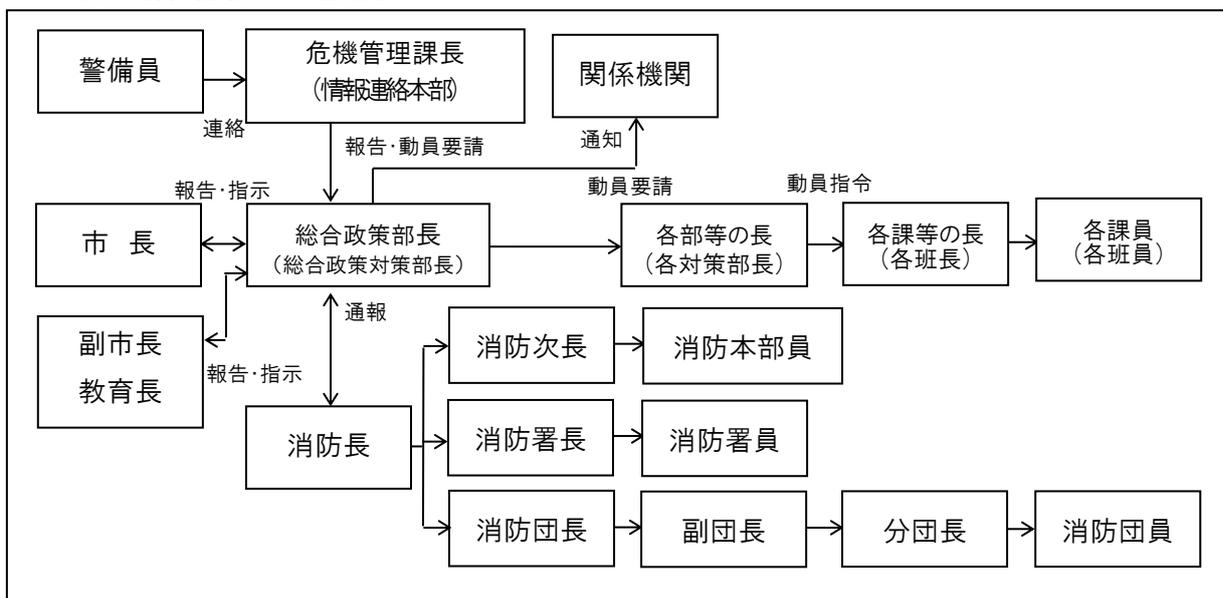
総合政策部長は災害が発生又は発生するおそれがある場合において、市長に報告の上、指示を受けて警戒配備、非常配備等の区分を決定し、各部課長・室長に通知する。
また、各部課長・室長は関係職員に通知する。

3 警戒配備、非常配備等の連絡系統

(1) 勤務時間内の連絡系統



(2) 勤務時間外の連絡系統



4 職員の動員

(1) 動員の方法

職員の動員は、本部長の配備決定に基づき次の系統で伝達する。

- ① 市長が決定した配備体制に基づき、総合政策部長は危機管理課長に指示して速やかに各部等の長に伝達する。
- ② 各部等の長は、市長が決定した配備体制及び動員について、速やかに所属の各課等の長に対して系統図に基づいて伝達する。
- ③ 各課等の長は、市長が決定した配備体制及び動員について、速やかに課の所属職員に伝達する。

(2) 動員の伝達方法

① 勤務時間

庁内放送及び電話等による。

② 勤務時間外

勤務時間外における伝達は、危機管理課長が危機管理課職員に指示し、関係部課等の長及び関係職員に電話等で連絡を行う。

また、各部課等においては、あらかじめ定めた連絡方法（緊急情報伝達網等）により伝達する。

(3) 参集報告

① 各課等（班）

各課等の長（班長）は、職員の配備状況を各部長等（対策部長）に報告する。

② 各部等（対策部）

各部長等（対策部長）は、部内の配備状況を把握し、総務課、危機管理課（総合政策対策部 総務班）に報告する。

③ 総務課、危機管理課（総合政策対策部 総務班）

総務課、危機管理課（総合政策対策部 総務班）は、各部の状況を取りまとめ、総合政策部長（総合政策対策部長）を経由し、市長（本部長）に報告する。

(4) 職員の応援

各班における災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、次の方法により他の部班から応援する。

① 応援の方法

本部の各班で職員の応援を受けようとするときは、本部に次の応援条件を示して要請する。

ア 作業の内容

イ 作業場所

ウ 応援の職種並びに人員

エ 携帯品その他必要事項

② 応援の順位

本部における応援は、次の順位による。

- ア 応援を要請する班の所属する部内で余裕のある班から応援する。
- イ 上記の応援でなお不足するときは、他の対策部から応援する。
- ウ 本部の全体をもって当たっても、なお不足するときには、他市町、県又は国の職員の応援を要請する。

※災害時の動員計画:資料編参照

第2節 災害発生直前の対策

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、農政課、水産林政課、建設課、財産マネジメント課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、産業経済対策部、建設対策部、消防対策部、水防本部

第 1 災害未然防止対策

風水害は予見可能な災害であり、早期避難によって人的被害を回避することができる。よって、市は災害未然防止対策を的確に実施し、市民の安全に万全を期すものとする。

1 風水害発生直前の体制

(1) 情報連絡本部体制

情報連絡本部は、気象情報の確認等、以下の業務を行い、災害の未然防止対策を実施する。

- ① 気象情報の把握
- ② 雨量、河川の水位、土砂災害など被害の発生状況の確認
- ③ 県等防災関係機関との情報連絡
- ④ 風水害の危険が強まった場合の措置
 - ア 災害警戒本部又は災害対策本部に移行するための業務を行う。
 - イ 必要な場合は、避難地区住民に対して高齢者等避難を発令する。
 - ウ その他、災害未然防止のため必要な事項を実施する。

(2) 災害警戒本部体制

災害警戒本部は、気象情報の確認、被害状況の把握等、以下の業務を行い、災害の未然防止対策を実施する。

- ① 気象情報の把握及び市民への伝達
- ② 雨量、河川の水位、土砂災害など被害の発生状況の確認及び必要な応急処置
- ③ 県等防災関係機関との情報連絡
- ④ 風水害の危険が迫った場合の措置
 - ア 災害対策本部に移行するための業務及び職員の動員を行う。
 - イ 必要な場合は、避難地区住民に対して避難指示等を発令する。
 - ウ その他、災害未然防止のため必要な事項を実施する。

第2 気象予警報伝達計画

気象予警報等その他災害に関する情報は、防災関係機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図る。

1 特別警報・警報・注意報の種別及び発表基準等

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごと（日南市）に発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称「日南・串間地区」を用いる場合がある。

[特別警報・警報・注意報の概要]

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるために重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

[特別警報・警報・注意報の種類と概要]

特別警報・警報・注意報の種類	概 要
特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
特別警報 大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
特別警報 暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
特別警報 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
特別警報 波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

第2章 災害応急対策計画
第2節 災害発生直前の対策

特別警報・警報・注意報の種類		概要
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・ 注意報の種類	概 要	
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

[特別警報発表基準一覧表]

種 類	発 表 基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津 波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)※を特別警報に位置づける)	
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)	

※ 噴火警報レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4または5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード:居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づける。

[警報・注意報発表基準一覧表・同解説]

令和3年3月16日現在
発表官署 宮崎地方気象台

日南市	府県予報区	宮崎県		
	一次細分区域	南部平野部		
	市町村等をまとめた地域	日南・串間地区		
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	18
		土砂災害	土壌雨量指数基準	178
	洪水	流域雨量指数基準	伊比井川流域=13.4、細田川流域=26.7、潟上川流域=15.9 南郷流域=20.8	
		複合基準 ^{*1}	潟上川流域=(11,13.3) 南郷流域=(11,19.4) 広渡川流域=(15,25.2) 酒谷川流域=(13,26.6)	
		指定河川洪水予報による基準	広渡川水系広渡川 [東郷橋・谷之城橋]、広渡川水系酒谷川 [東光寺橋・本町橋]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm
山地			12時間降雪の深さ 20cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.8m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	113	
	洪水	流域雨量指数基準	伊比井川流域=10.7、細田川流域=21.3、潟上川流域=12.7 南郷流域=16.6	
		複合基準 ^{*1}	伊比井川流域=(7,10.7) 細田川流域=(11,20.1) 潟上川流域=(7,9.8) 南郷流域=(7,16.9,6) 広渡川流域=(7,20) 酒谷川流域=(11,22)	
		指定河川洪水予報による基準	広渡川水系広渡川 [東郷橋・谷之城橋]、広渡川水系酒谷川 [東光寺橋・本町橋]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm
			山地	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.4m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪				
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度40%で、実行湿度65%			
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上			
低温	夏季：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬季：平野部で最低気温-5℃以下 山沿いで最低気温-8℃以下			
霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm		

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

〈市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説〉

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町

村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki jun/index_kouzui.html) を参照のこと。

- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki jun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

(2) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル 「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされるレベル 5 に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル 「大雨警報（浸水害）の危険度分布」	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされるレベル 5 に相当

<p>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされるレベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

※「極めて危険」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(3) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部平野部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(5) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮崎県と宮崎地

方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。」

(6) 記録的短時間大雨情報

「大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。宮崎県の発表基準は、1時間120ミリ以上を観測又は解析したときである。」

(7) 竜巻注意情報

「積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部平野部）で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部平野部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。」

宮崎県の細分区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
ほくぶへいやぶ 北部平野部	のべおか ひゅうがちく 延岡・日向地区	のべおかし ひゅうがし かどかわちよう 延岡市、日向市、門川町
	さいと たかなべちく 西都・高鍋地区	さいとし たかなべちよう しんとみちよう きじょうちよう かわみなみちよう つのちよう 西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
ほくぶやまぞ 北部山沿い	たかちほちく 高千穂地区	たかちほちよう ひのかげちよう ごかせちよう 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
	しいば みさとちく 椎葉・美郷地区	にしめらそん みさとちよう もろつかそん しいばそん 西米良村、美郷町、諸塚村、椎葉村
なんぶへいやぶ 南部平野部	みやざきちく 宮崎地区	みやざきし くにとみちよう あやちよう 宮崎市、国富町、綾町
	にちなん くしまちく 日南・串間地区	にちなんし くしまし 日南市、串間市
なんぶやまぞ 南部山沿い	こぼやしちく 小林・えびの地区	こぼやしし し たかはるちよう 小林市、えびの市、高原町
	みやこのじょうちく 都城地区	みやこのじょうし みまたちよう 都城市、三股町



第3 洪水予報・水防警報等

1 洪水予報

(1) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、気象庁は国土交通省又は県機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行う。

指定河川洪水予報の標題には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表する。氾濫注意情報が洪水注意報に相当し、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報が洪水警報に相当する。

(2) 広渡川水系洪水予報

水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項に基づき、宮崎県（日南土木事務所）と気象庁（宮崎地方气象台）が共同して行う広渡川・酒谷川洪水予報は、次のとおりである。

① 予報実施区域

広渡川 左岸：宮崎県日南市北郷町郷之原甲字下村甲 3713 番 3 地先から海まで
右岸：宮崎県日南市北郷町郷之原字壺町田甲 3871 番 1 地先から海まで
酒谷川 左岸：宮崎県日南市大字酒谷字上床乙 237 番地先から広渡川への合流点まで
右岸：宮崎県日南市大字酒谷字種子田乙 1853 番の 4 地先から広渡川への合流点まで

② 基準地点

東郷橋観測所・谷之城橋観測所・東光寺橋観測所・本町橋観測所

③ 洪水予報の種類

- ア 洪水注意報
- イ 洪水警報

③ 標題

- ア 広渡川水系広渡川氾濫注意情報・広渡川水系酒谷川氾濫注意情報
- イ 広渡川水系広渡川氾濫警戒情報・広渡川水系酒谷川氾濫警戒情報
- ウ 広渡川水系広渡川氾濫危険情報・広渡川水系酒谷川氾濫危険情報
- エ 広渡川水系広渡川氾濫発生情報・広渡川水系酒谷川氾濫発生情報

※広渡川水系広渡川及び酒谷川の洪水予報：資料編参照

⑤ 洪水予報の発表基準

- ア 氾濫注意情報（洪水注意報）

基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。

イ 氾濫警戒情報（洪水警報）

基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。

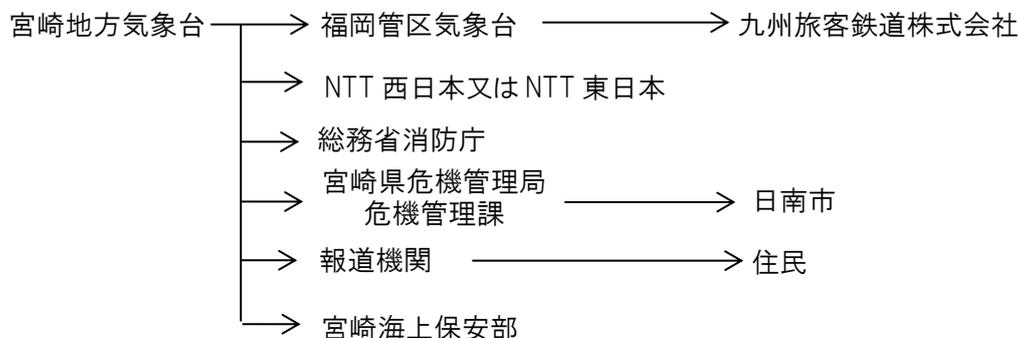
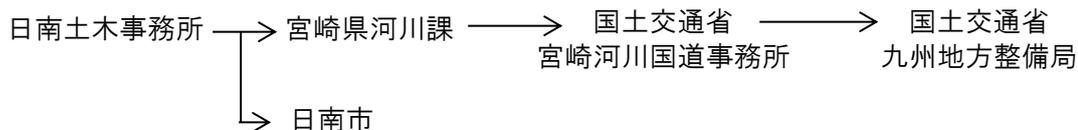
ウ 氾濫危険情報（洪水警報）

基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表する。

エ 氾濫発生情報（洪水警報）

洪水予報区間内で氾濫が発生したときに発表する。

⑥ 伝達系統



※ 但し、西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)への伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

2 水防警報

(1) 水防警報を行う河川及び海岸

国土交通大臣及び知事が水防警報を行う河川、海岸及びその区域は県水防計画書に記載のとおりである。

(2) 水防警報を発する基準

① 水防警報発令の基準

水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、又は津波・高潮の発生が予想されるときであり、国土交通省九州地方整備局長若しくは県知事が水防警報の発令を行う。

水防警報に関する基準等については、県水防計画書に示しているとおりである。

② 水防警報の段階

河川及び海岸に係る水防警報発令の段階を次のとおり定める。

ア 河川（洪水時）

待機：水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防期間が出勤出来るように待機する必要がある旨を警告するとき、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤出来るように待機する必要がある旨を警告するとき。

準備：水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するとき。

出勤：水防機関が出勤する必要があるとき。

警戒：出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき。

解除：水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

イ 海岸（高潮時）

準備：気象に関する情報、注意報、警報により高潮の危険が予想されるとき。

出勤：潮位が異常を呈し、高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本県、若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。

解除：潮位が警戒を要する水位以下に減じ水防作業の必要がなくなったとき。

ウ 河川及び海岸（津波時）

準備：津波警報が発表される等必要と認めるとき。

出勤：津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。

解除：巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

③ 水防警報の発表担当者及び受領者

ア 河川

水系名	河川名	発報担当者	受報担当者
広渡川	広渡川	日南土木事務所長	日南市長
	酒谷川		
細田川	細田川		
潟上川	潟上川		

イ 海岸（高潮）

海岸名	発報担当者	受報担当者
日南市沿岸	油津港湾事務所長	日南市長

ウ 海岸（津波）

海岸名	発報担当者	受報担当者
津波警報等が発	沿岸土木事務所長	関係市町長

表された沿岸	(複数の事務所にわたる場合は県水防本部)	
--------	----------------------	--

④ 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は資料編のとおりである。

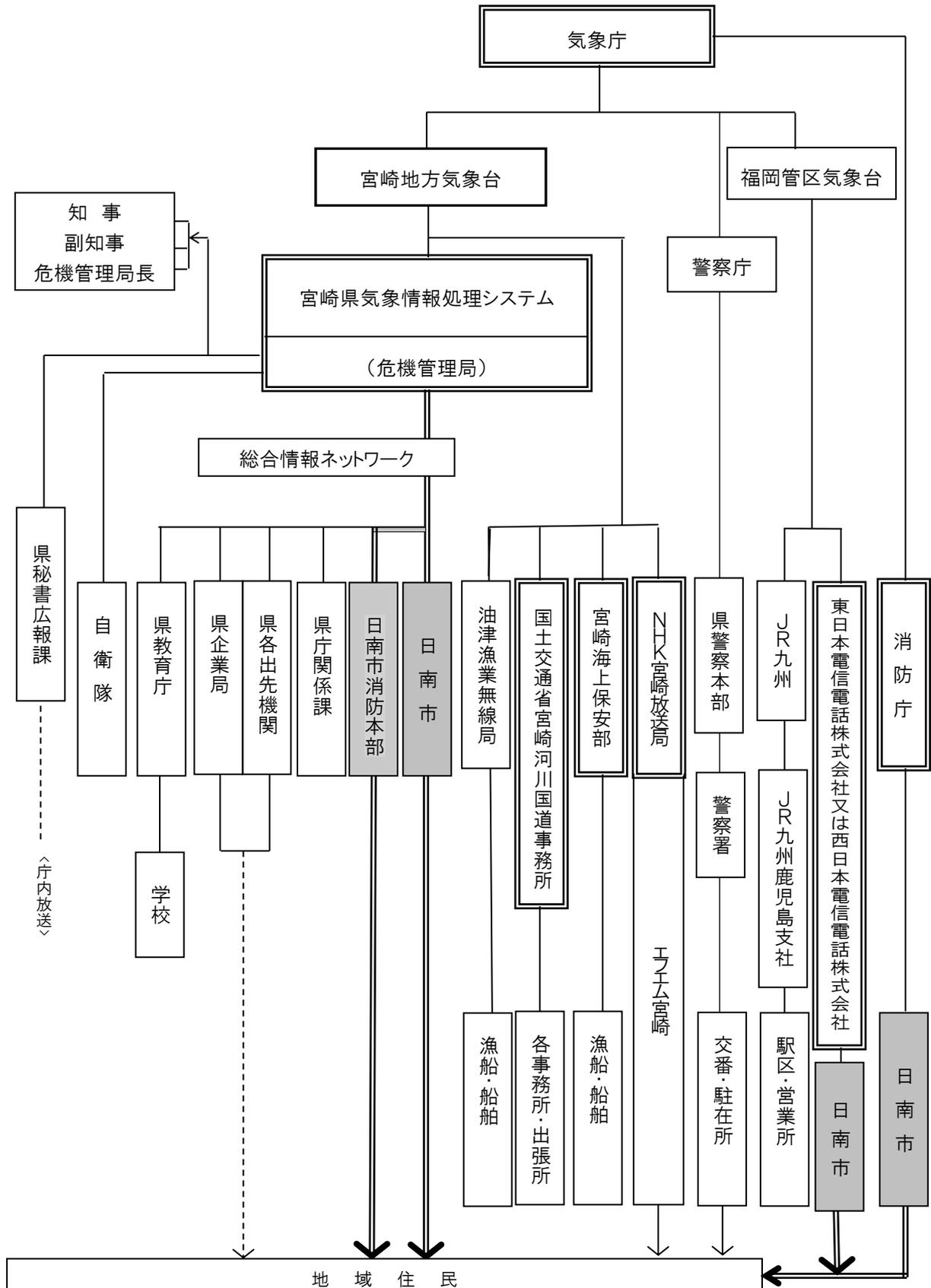
※水防信号：資料編参照

3 土砂災害緊急情報

深層崩壊など、大規模な土砂災害が緊迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

第4 警報等の伝達系統

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達する。



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第5 避難誘導の実施

1 警戒活動等の実施

市は、風水害発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して早めに高齢者等避難の発令や避難指示の発令等を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

2 要避難状況の早期把握

市は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難の発令や避難指示の発令等をはじめ、迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の提供を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ、災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

3 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

(1) 河川災害のおそれのある箇所

市は、気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、高齢者等避難、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害のおそれのある箇所

市は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずる。

4 早期自主避難の実施

市は、風水害発生のおそれがある洪水浸水想定区域内の住民や、土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を誘導する。

(1) 洪水浸水想定区域内について

河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合

(2) 土砂災害発生の前兆現象

- ・ がけ崩れの前兆現象
 - がけにひび割れができる
 - 小石がパラパラと落ちてくる
 - がけから水が湧き出る
 - 湧き水が止まる
 - 湧き水が濁る
 - 地鳴りがする

- ・ 地すべりの前兆現象
 - 地盤がひび割れしたり陥没したりする
 - がけや斜面から水が噴き出す
 - 井戸や沢の水が濁る
 - 地鳴り・山鳴りがする
 - 樹木が傾く
 - 亀裂や段差が発生する

- ・ 土石流の前兆現象
 - 山鳴りがする
 - 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める
 - 腐った土の匂いがする
 - 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
 - 立木がさける音や石がぶつかり合う音が聞こえる

5 屋外での待避等の安全確保措置の指示

状況によっては屋外に移動して避難所等へ避難するよりも、屋内に留まる方が安全であると市が認める場合は、必要と求める地域の居住者等に対し、屋内での避難等の安全確保措置を指示する。

第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、地域自治課、建設課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部
災害対策本部体制	全対策部、水防本部

第 1 災害情報の収集・連絡

1 被害状況の調査

市は、市内において災害が発生した場合、その被災状況を把握するために、被害状況調査を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 被害状況調査は、関係機関、消防団、自治会等の協力のもとで実施する。特に初期の状況は、自治会等を通じて直ちに本部に通報されるよう体制を整えておく。また、職員が庁舎等に参集する途中で収集できる情報を活用する。
- (2) 地震が発生し、被害が想定されるときは、直ちに被害状況調査を実施する。
- (3) 被害が甚大なため、市本部において被災状況等の把握及び被害状況調査が不可能なとき、あるいは被害状況調査に専門的な技術を必要とするときは、県本部に応援を求めて実施する。
- (4) 被災状況の把握、被害状況調査については、警察、県及び他の関係機関との密接な連絡を講じるものとする。
- (5) 最終的には、おおむね「被害状況即報」に準じた総括表にまとめておくものとする。

2 被害情報収集

(1) 災害報告の取扱要領

① 報告すべき災害

ア 災害の定義

災害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火災、事故等、災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により発生する災害をいう。

イ 報告すべき災害

市本部は、「ア 災害の定義」に定めるところの災害により被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。なお、通信途絶等により県本部又は県地方支部と連絡が取れない場合は、総務省消防庁に報告するものとし、県本部又は県地方支部との連絡が確保でき次第、速やかに報告する。

(2) 情報の収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総務班及び広報班は直ちに災害状況に応じた的確な応急対策を実施するため、あらゆる情報媒体を活用して情報の収集に当たる。また、情報を入手した各班は、総務班に速やかにその情報を報告する。

3 現地被害状況調査

(1) 地域における被害

市内で災害が発生し、被害にあった地域については、各地区の調査員が各自治会長に被害状況について確認を行い、総務班へ報告する。地域対策班及び北郷・南郷班は、その必要性に応じて調査隊を編成し、被害状況の詳細を精査する。被害状況調査は、住民生活に影響のあるところを中心に調査する。

(2) 公共施設等の被害

土木、農林、上下水道等の公共施設については、所管する部署がその被害状況調査を実施する。なお、各地区の調査員が公共施設被害等を発見した場合には、所属部署に速やかに連絡する。

(3) 地域からの情報

住民や自治会等から地域の被害状況の通報があった場合には、各地区の調査員が現地調査を実施する。

(4) 被害状況記録写真

被害状況調査に当たっては、必ず被害状況の写真撮影を行う。

被害状況写真は、災害の分析、活動内容の検討にとって貴重な資料となり、かつ、記録保存のため重要なものであるため、被害状況が明瞭にわかるよう撮影し、撮影年月日、時刻、場所、被害者氏名等を記入しておく。

4 被害の取りまとめ

(1) 地域における被害

地域における被害については、各地区の調査員が総務班又は北郷・南郷班に報告し、総務班はその被害状況を取りまとめる。

(2) 公共施設等の被害

土木、農林、上下水道等の公共施設の被害報告については、施設を所管する部署が総務班に報告する。

5 建物被害調査

災害等により建物が被災した場合、建物被害調査を実施する。なお、被災建築物応急危険度判定については、別途実施するものとし、この調査結果はその基礎資料として活用する。

(1) 建物被害調査の実施部署

建物被害調査は税務班が実施する。

(2) 被害調査の内容

① 概括的な被害調査

概括的な被害調査は、災害発生直後において、どの地域にどれくらいの建物被害が発生しているかを把握するために行う。この調査結果は、災害応急対策の実施内容、建物の本格的な被害調査及び被災建築物応急危険度判定等の基礎資料として活用する。

② 本格的な被害調査

本格的な被害調査は、「被害状況判定基準」に基づき実施するもので、災害救助法の適用、被災者への救助、り災（罹災）証明の発行等の基礎資料とする。

ア 被害を受けた建物について、被災の程度、被害額等の調査を行う。

イ 被害の判定等については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料」等により判定する。ただし、大規模建築物等に係る調査については、建築士等専門的知識を有する者の応援による調査で判定する。

ウ イの基準により判定した結果を被災者台帳に記入し整理する。

エ 建物と併せ、被災した家族、従業員等の被災状況も調査する。

※被害状況判定基準:資料編参照

(3) 被害報告

被害状況を取りまとめ、総務班に報告する。

(4) 被害報告用紙

被害報告は被害概況即報（第4号様式（その1））による。

※被害概況即報(第4号様式(その1)):資料編参照

(5) 被害情報の共有

被害調査の内容は、災害救助法、被災者生活再建支援法に基づき、り災（罹災）証明担当部署等に伝達して情報の共有を図る。

6 公共施設等被害調査

(1) 公共施設

公共施設に係る被害調査は、所管する部署が実施し、施設等の被害額等を把握する。

(2) 農林水産商工業に関する施設等

農林水産商工業に関する施設等に係る被害調査は、施設を所管する部署が実施するものとし、経済的な被害額等について把握する。

(3) ライフライン等

ライフライン等に関する施設等の被害調査は、それぞれライフライン事業者が実施し、被害の程度を把握する。市は、ライフラインに係る被害の状況について、ライフライン事業者から情報を得るものとする。

(4) 被害報告等

「建物被害調査」と同じ。

7 その他

被害が甚大なため、市本部において被害状況等の収集及び調査が困難なとき、あるいは調査が専門的な技術を必要とするときには、県本部に応援を求めて実施する。

8 被害報告

市内で災害が発生した場合には、災害の状況に応じた災害応急対策及び災害復旧対策を的確に実施するため、収集した被害報告を迅速かつ的確に実施する。

(1) 被害即報及び被害報告要領

① 被害報告の種類

被害報告の種類は次のとおりとする。

ア 被害即報

(ア) 電話連絡

地震が発生し、市内で震度 5 強以上を記録した場合又は消防機関への通報が殺到した場合、電話で連絡する。

(イ) 被害概況即報

災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合に、被害概況即報により概況を報告する。

※被害概況即報(第4号様式(その1)):資料編参照

(ウ) 被害状況即報

被害状況の欄に、報告の時点で判明している最新の数値を記入し、被害状況即報により報告する。

※被害状況即報(第4号様式(その2)):資料編参照

イ 被害確定報告

(ア) 災害確定報告

災害報告取扱要領に基づき、応急対策終了後 20 日以内に被害状況即報(第4号様式(その2))により報告する。

② 被害即報及び被害確定報告要領

ア 被害即報

(ア) 被害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害及び住宅被害を優先して即報する。

なお、火災、災害及びその他の事故について即報すべき基準は「被害状況判定基準」のとおりとする。

(イ) 被害即報の内容は、被害状況等の概要である。

(ウ) 消防庁火災・災害等即報要領即報基準に掲げる火災、災害及びその他の事故を覚知したときは、それぞれの被害即報様式により即報する。

なお、原則として、被害を覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第一報を行う。

※消防庁火災・災害等即報要領即報基準：資料編参照

(エ) 市本部及び消防本部は、消防庁火災・災害等即報要領直接即報基準（消防庁及び県への報告）に掲げる火災、災害及びその他の事故を覚知したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り第一報を県本部、国（総務省消防庁）へ所定の被害即報様式に基づいて報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

※消防庁火災・災害等即報要領直接即報基準：資料編参照

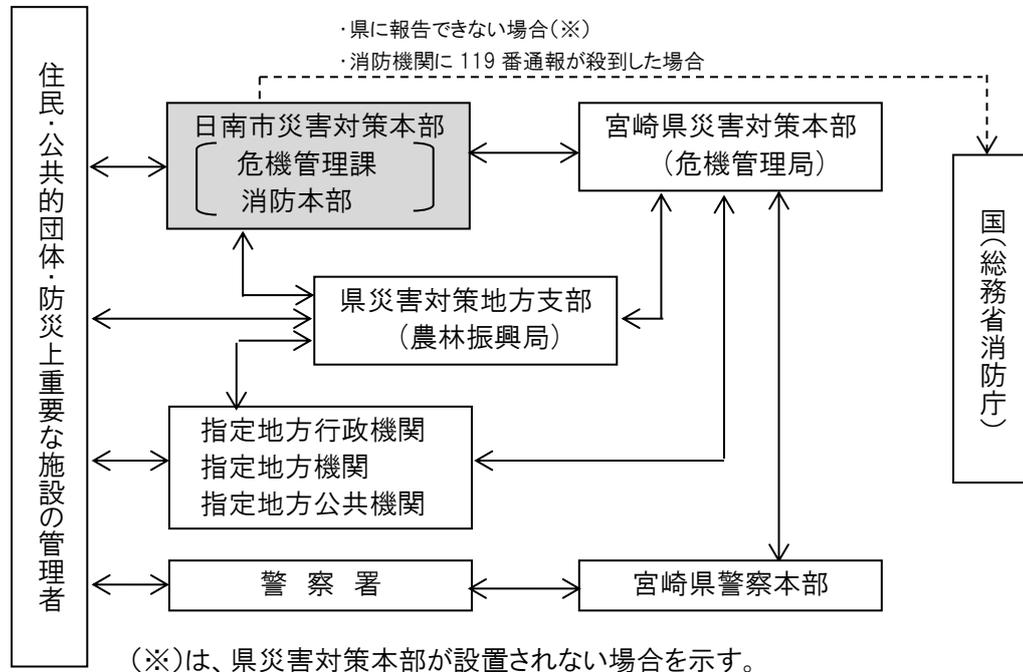
(オ) 被害即報事項は、管内の警察署（交番、駐在所等を含む）をはじめ関係機関と十分に連絡を取り合う。

(カ) 被害即報事項は、判明した事項から順次防災情報処理システムもしくは電話、ファックス等によって即報するもので、即報が 2 以上にわたるときは、先報との関連を把握するために一連の番号を付して報告現時を明らかにする。

イ 伝達系統

被害即報の伝達系統については、次図の情報収集・伝達の流れのとおりとする。

[情報収集・伝達の流れ図]



[消防庁連絡先]

平日		夜間・休日	
NTT回線	03-5253-7527	NTT回線	03-5253-7777
	03-5253-7537 (FAX)		03-5253-7557 (FAX)
消防防災無線	90-49013	消防防災無線	90-49012
	90-49033 (FAX)		90-49036 (FAX)
地域衛星通信ネットワーク	TN-048-500-90-49013	地域衛星通信ネットワーク	TN-048-500-90-49012
	TN-048-500-90-49033 (FAX)		TN-048-500-90-49036 (FAX)

(ア) 市本部からの報告

市本部から県本部への報告は、県防災情報処理システムによる報告経路を基本とする。ただし、システムが使用不可能な場合、又は県からの指示があった場合には、県地方支部を通じて県本部へ報告する。

通信の途絶等のため、市本部から県地方支部又は県本部への報告が不可能な場合には、市本部から直接消防庁へ報告し、県本部等への通信が回復した段階において速やかに県本部等へ報告を行う。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合には、市本部は直ちにその状況を電話にて消防庁及び県本部等へ報告する。

ウ 被害確定報告

- (ア) 被害確定報告は、災害復旧の基礎となることから、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて災害被害状況報告、災害確定報告と段階別に行う。
- (イ) 被害確定報告は災害応急対策を終了した後、県防災情報処理システムにより、20日以内に行う。ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、「災害確定報告（第1号様式）」により、報告する。
- (ウ) 土木、農林、衛生、救護等、直接県担当部署に報告を必要とする場合は、当該関係部署から直接報告する。
- (エ) 税務班は、建物等の被害の程度、被害額を把握するため、関係部署と連携し、情報の収集に当たる。
- (オ) 報告の詳細は、県の示す災害報告に関する要領等による。
- (カ) 被害情報の収集、調査については警察及びその他の関係機関と十分連絡をとる。

第2 通信手段の確保

災害発生後における迅速で的確な応急対策を実施するためには、災害による被害状況等を迅速・的確に伝達する通信手段の確保が不可欠であり、災害発生後においては速やかに通信手段の確保を図る。また、通信手段の確保が困難な状況を想定して多様な通信手段の活用を図る。

1 市防災行政無線の整備、運用

災害発生後、速やかに市防災行政無線の状況を点検し、機能確認を行う。なお、支障が生じている場合は、担当職員が必要に応じて専門業者の協力を求めて、速やかに復旧するものとする。

2 県総合情報ネットワークの活用

災害時において、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県と市や防災関係機関等との間で開設している不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

3 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次の代替手段を用いる。

(1) NTTの災害時優先電話

災害発生時において、通信の輻輳（ふくそう）時に優先的に通話可能とする「災害時優先電話」を活用する。なお、あらかじめ優先電話の取扱いについてNTT西日本宮崎支店へ依頼しておく。

(2) 携帯電話又は衛星携帯電話の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するために、携帯電話（携帯メール含む）又は衛星携帯電話を活用する。

(3) 非常無線通信の活用

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができない又はこれを利用することが著しく困難なときには、警察、消防、水防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関の自営通信回線等を活用する。

(4) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用する。

使用できる主な機関は、県（総合情報ネットワーク）、警察、九州地方整備局、宮崎地方气象台、宮崎海上保安部、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社、宮崎ガス株式会社であり、事前に協議しておく。

(5) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現場等において、災害応急対策のため他の防災関係機関と相互の連絡を行う場合、防災相互通信用無線電話を活用する。（保有機関は、宮崎県、県内24市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊、宮崎市消防局）

(6) 放送機能の利用

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を NHK 宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎に県知事を通じて要請する。

(7) 総合通信局の災害対策用移動通信機器の利用

九州総合通信局が備蓄する災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）について、災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。

(8) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合、使送により通信を確保するものとする。

(9) 自衛隊の通信支援

自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、自衛隊派遣要請の手続きに基づき要請手続きを行う。

第4節 広報計画

災害時において、被災地や隣接地域の住民に対し正確な情報を速やかに提供すると共に、被災地住民の状況や要望事項を把握するため、広報活動を速やかに実施する。

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、秘書広報課、地域自治課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部、消防対策部、水防本部

第 1 広報体制の整備

1 運用体制の整備

市は、次により広報運用体制を整備する。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地区）
- (2) 地区住民並びに要配慮者の把握
- (3) 専任の広報担当者の配置
- (4) 広報文案の作成
- (5) 広報優先順位の検討
- (6) 伝達ルートの確立（多ルート化）

2 広報手段

市は、次の広報手段の整備・拡充を図り、住民に対する災害広報を実施する。

- (1) テレビ（ケーブルテレビ）、ラジオ等
- (2) 同報系防災行政無線、防災ラジオ
- (3) 広報車、消防車等
- (4) 市防災気象メールにちなんを活用した災害情報のメール配信
- (5) 市ホームページ
- (6) 臨時広報の配布、避難所への掲示

第2 広報要領

市は、被災地や隣接地域の住民に対し正確な情報を速やかに提供するため、以下の内容等について広報活動を実施する。また、報道機関との連絡調整を緊密にし、適時に的確な情報提供を図ると共に、報道機関との協力体制を確立し、被災者の立場に立った報道が行われるよう努める。広報活動は、広報班が担当する。

1 広報の内容

災害の広報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階の各段階に応じて、市民に必要な情報を提供する。

- (1) 災害時における市民の心構え
- (2) 災害に係る雨量・水位等の気象情報及び災害危険箇所等に関する状況
- (3) 被害状況（一般的な被害状況のほか、安否情報も含む）
- (4) 災害応急対策の実施状況
- (5) 避難の準備、指示並びに避難先の指示等
- (6) 電気、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
- (7) 災害復旧の見通し
- (8) 交通規制及び交通機関の運行状況
- (9) その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ゴミの収集、運搬等生活関連情報等）
必要な事項
- (10) 災害の補償や融資に関すること。

2 広報の方法

(1) 市民に対する広報

広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。

なお、要配慮者や日本語を十分理解できない外国人に対しては、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、広報活動を行う。

- ① 防災行政無線等、第1の2 広報手段による広報
- ② 県防災救急ヘリコプター（あおぞら）、警察ヘリコプターによる広報
- ③ 広報車、ハンドマイクによる広報
- ④ 自治会、市民団体の協力による広報
- ⑤ 避難所等における派遣職員による広報
- ⑥ チラシ等の印刷物による広報
- ⑦ 看板、掲示板による周知
- ⑧ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関（メディア）の協力による広報
- ⑨ 携帯電話（緊急速報メールを含む）、インターネット

(2) 具体的な広報体制

市民に対する具体的な広報については、原則として次の方法により実施する。

- ① 防災行政無線等による市全域や地域限定的な広報
- ② 広報車による巡回広報
- ③ 災害危険箇所情報などの自治会の長に対して電話等で行う広報
- ④ 避難指示等の避難誘導員による戸別訪問による広報
- ⑤ 緊急一斉的なものや広範囲にわたる広報が必要なもので、報道機関等を通じたもの

(3) 広報資料のとりまとめ

- ① 各機関でとりまとめた資料を最大限に活用し、災害現場の現地取材も行う。
- ② 災害写真の撮影
 - ア 現場に写真撮影員を派遣して、被害写真を撮影する。
 - イ 他の機関が撮影した写真の収集にも努める。
 - ウ 災害写真は速やかに引伸し掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は必要に応じて提供する。

3 報道機関を活用した広報

広報班は、必要に応じ災害の状況や応急活動の実施状況等を報道機関に発表する。報道機関に対する情報の提供は、情報内容の一元化を図るため広報班においてすべて行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、出来るだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知して発表する。また、定期的な発表に努める。

第3 相談窓口の設置

地域対策班は、災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じるため、相談窓口を速やかに設置し、住民要望等の把握に努める。また、相談窓口で寄せられた相談・照会・苦情等の情報については、関係機関へ適宜伝達し、迅速な処理を求める。

なお、障がい者や外国人に対しては、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、相談に応じることとする。

第5節 応援要請・受入れ

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、職員課、福祉課
災害対策本部体制	総合政策対策部、民生対策部

第 1 県・他自治体への応援要請・受入れ

1 応援の要請

(1) 連絡体制の確保

本部長（市長）は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 県への応援要請

- ① 本部長（市長）は、被害の状況等により応援の要請が必要であると判断した場合には、知事（危機管理局）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ）を要請するものとする。
- ② 本部長（市長）が県本部長に応援又は応援の斡旋（あっせん）を求める場合には、県本部（危機管理局）に対して次にあげる事項について口頭又は電話を持って要請し、後日文書により改めて処理するものとする。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由
 - イ 応援を希望する機関名
 - ウ 応援を希望する人員、物資等
 - エ 応援を必要とする場所
 - オ 応援を必要とする活動内容

※宮崎縣市町村防災相互応援協定：資料編参照

(3) 他市町村等への応援要請

災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。また、本部長（市長）は、災害応援に関する協定を締結した自治体や団体等に対して応援要請を行う。

※災害時における民間等との応援協定締結状況：資料編参照

※防災関係機関連絡窓口：資料編参照

① 応援要請の内容

- ア 物資等の提供及び斡旋（あっせん）並びに人員の派遣
- イ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及び斡旋（あっせん）
- ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋（あっせん）
- エ 救援及び救急活動に必要な車両、舟艇等の提供及び斡旋（あっせん）
- オ 前記に掲げるもののほか、特に必要な事項

② 応援要請等の手続き

応援を受けようとする場合は、無線等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- ア 被害の状況
- イ 物資、資機材の搬入を要請する場合
物資等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ウ 人員の派遣を要請する場合
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(4) 物資等の受入体制の確保

① 連絡窓口の明確化等

本部長（市長）は、県・他市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定める。

② 物資等の受入体制の整備

本部長（市長）は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制を確保する。また、ボランティア等の人的な応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておく。

なお、県内の他市町村が被災した場合の支援にも備え、物資等の受入体制の確保について検討する。

第2 大規模災害時の受援体制

1 受援本部の設置

南海トラフ地震による巨大津波で甚大な被害を受けた場合は、自治体、企業、NPO等の多くの応援が予想されるため、これらの受入れの窓口として受援本部を設置する。

受援本部は、外部からの問合せに一元的に対応し、必要な事務を各対策部に引き継ぐ役割を担う。

(1) 受援本部の構成

- 本部長：部課長級職員（総合政策部長をあてる。）
- 事務局：3～4名（危機管理部門1名含む）

(2) 受援本部の役割

- ① 一元的な総合窓口と関係部局への取次ぎ
- ② 支援自治体、関係機関の現地対策本部との連絡調整
- ③ 関係各部からの要請に基づく応援要請
- ④ 被災状況及び応援に対するニーズの情報提供、情報発信

2 現場対応環境の整備

受援本部は、活動拠点として執務スペースを確保するとともに、被災地の地図（フリガナ付）や資料、資機材、業務フローマニュアルを準備・提供し、活動体制を整備する。

3 災害ボランティアの受入れ

市は、災害発生後、市社会福祉協議会に「災害ボランティア情報センター」を設置する。災害ボランティア情報センターは、本部と連携し、被害状況やボランティア等に関する情報の収集・提供を行うとともに、現地支援のためのボランティアの受入れを行う。

第3 自衛隊派遣要請・受入れ

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合には必要事項を明確にして、円滑な支援を受けられるようにする。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲については、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるものであり、ほかに要員を確保する組織等がない場合とする。

1 派遣要請の内容

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等を用いた災害状況に適した手段による情報収集活動

(2) 避難者の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等

(5) 消防活動

利用可能な消防車等その他防火用具による消防機関への協力

(6) 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫

(8) 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で実施

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送。ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。

(10) 炊飯及び給水・給湯

炊飯及び給水・給湯の支援

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(12) 危険物の保安及び除去

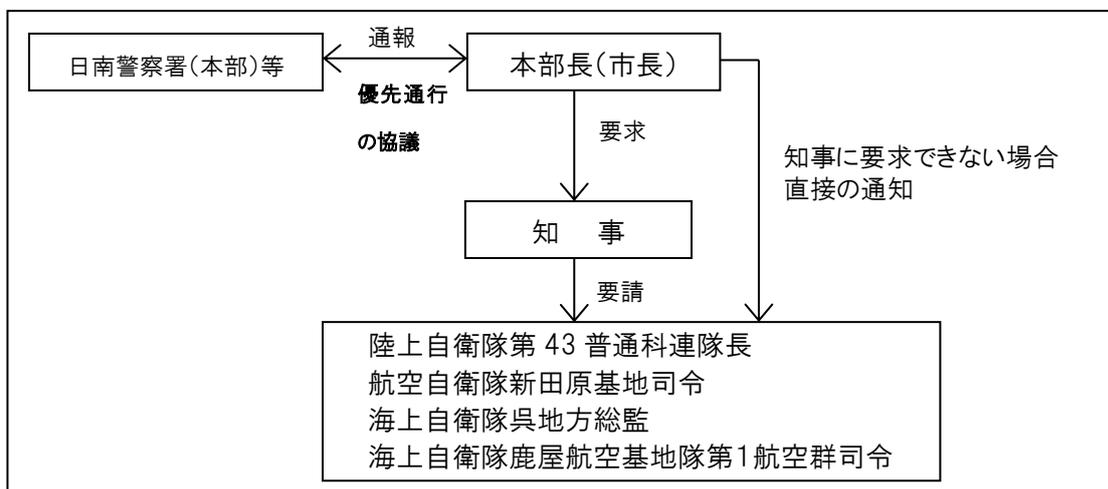
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の処置をとることとする。

2 派遣要請手続

[自衛隊派遣要請の流れ]



(1) 派遣要請の申し入れは、本部長（市長）が知事に行うものとする。

(2) 急迫した事態により知事への要請ができない場合、本部長（市長）は直接自衛隊に対して派遣要求の通知をすることができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合には自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。本部長（市長）は、派遣要請を通知した旨を知事へ速やかに報告することとする。

(3) 派遣要請の申し入れは、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。

- | |
|---------------------------|
| ① 災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| ② 派遣を希望する期間 |
| ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| ④ 要請責任者の役職、氏名 |
| ⑤ 特殊携行装備又は作業の種類 |
| ⑥ 派遣地への最適経路 |
| ⑦ 連絡場所、現場責任者氏名及び標識又は誘導地点等 |
| ⑧ その他参考になるべき事項 |

ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合には、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出するものとする。

※自衛隊災害派遣要求様式：資料編参照

(4) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は次のとおりとする。

要 請 先	所 在 地	電 話 等
陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町1街区12号	0986(23)3944
航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町大字新田19581	0983(35)1121
海上自衛隊呉地方総監	広島県呉市幸町8-1	0823(22)5511
海上自衛隊鹿屋航空基地隊 第1航空群司令	鹿児島県鹿屋市西原3丁目11-2 同上	0994(43)3111

3 派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定された場合、直ちにその旨を関係機関に連絡すると共に、その受入体制について、次の事項に留意し派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

(1) 出勤時における県警察本部への協力要請

出勤時に際しては、県警察本部へ派遣部隊が優先通行できるよう要請する。

(2) 自衛隊の受入担当

自衛隊の受入、市本部と自衛隊の間における総合調整は、総務班が当たる。

(3) 自衛隊の本部事務室の設置

自衛隊との緊密な連携を図るため、自衛隊の本部事務室を市役所内に設ける。必要に応じて本部会議に参加を要請する。

(4) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

派遣部隊の宿泊・野営適地として日南総合運動公園を充てる。

(5) 派遣部隊に必要な資機材の準備

応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市本部で準備するよう努める。

(6) ヘリポートの確保

派遣部隊のヘリポートについては、日南総合運動公園等とするが、被害の状況に応じて他の指定ヘリポートも活用し対応する。

4 派遣部隊等の撤収要請

本部長（市長）は、作業の進捗状況を把握した上で、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなると判断したときには、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対して撤収の要請を依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

※自衛隊災害派遣部隊の撤収要求様式：資料編参照

第4 海上保安庁への支援要請

本部長（市長）は、災害応急対策を円滑に実施するため、その必要があると認められるときは知事に対し、海上保安庁への支援要請について依頼する。

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策活動の支援

2 支援要請の依頼手続き

本部長（市長）は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援について支援要請事項等を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合においては、直接、最寄りの海上保安庁の事務所（宮崎海上保安部：油津港湾合同庁舎）又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇、若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

要請先は次のとおりとする。

要 請 先	所 在 地	電 話 等
第十管区海上保安本部	鹿児島市東郡元町4	(昼間)0992(50)9800 (夜間)0992(50)9801～9802
宮崎海上保安部	日南市油津4-12-1	0987(22)3021
鹿児島航空基地	霧島市溝辺町麓字曲迫276-2	0995(58)2541

第6節 水防計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、建設課、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、産業建設対策部、消防対策部、水防本部

第 1 水防計画の目的

市域において、洪水・津波又は高潮に際して水災を警戒し、これを防ぎよし、被害を軽減して市民生命及び財産を守ることを目的とする。

なお、水防計画の策定にあたっては、津波発生時等危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮する。

第 2 水防組織

「日南市水防計画」による。なお、水害に関し、市災害対策本部が設置された場合には、水防本部は市災害対策本部に吸収される。

第 3 配備体制

「日南市水防計画」による。

第 4 水防活動

市長（水防管理者）は、市域において洪水・津波又は高潮による水害が予想される場合には、市水防計画に基づき、迅速に次の水防活動を実施する。

- (1) 各水防区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- (2) 水防に必要な資機材の点検整備
- (3) 水閘門（農業用も含む）、せき堤等の遅延のない操作及び樋門等の管理者に対する閉鎖の応援

市長（水防管理者）は、出動命令を出した水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、重要箇所を中心に巡回し、下記の異常を発見したときは直ちに水防作業を開始する。

- (1) 堤防の亀裂・がけ崩れ、沈下等
- (2) 堤防の溢水状況
- (3) 水閘門等の水漏れ
- (4) 橋りょう等構造物の異常

第7節 救助・救急及び消火活動

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、消防対策部、水防本部

第 1 救急・救助活動

市は、住民の生命を地震、台風、その他の災害時から保護するため、救急・救助の機能を最大限に活用して被害の軽減を図る。なお、災害時には、集中的な救急、救助活動が予想されるため、以下の要領で救急、救助活動を効果的に実施する。

1 人命救助の原則

- (1) 人命救助は、火災防ぎょ行動より優先するが、両者は原則として併用行動をとる。
- (2) 救急、救助活動は、人的被害規模の大きい現場を優先して実施する。
- (3) 負傷者が多い場合は、幼児、高齢者及び重症者を優先して救助する。

2 実施体制

被災者の救出は消防署が中心となって行うものとし、消防団あるいは派遣された自衛隊や日本赤十字奉仕団との連携のもとで作業を進める。

なお、必要に応じて県外の消防機関に応援を求める。

3 救出方法

被災者の救出は災害の状況と被災者の疾病、傷病の程度を勘案し、関係機関及び各部との緊密な連携のもとに行う。

特に災害発生直後には地域の自主防災組織がそれら機関の救助活動に協力すると共に、自主的に救助活動を行う。

また、山間部や交通の途絶等で目的地への到達が困難な場合においては、県防災救急ヘリコプター（あおぞら）の出動を要請するなど、迅速かつ的確な措置を講じる。

(1) 被災者が少ない場合

消防署長の指揮により救出作業に当たり、負傷者をただちに救護所又は病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの避難所へ誘導する。

(2) 被災者が多い場合

被災者救出本部を設置し、消防署長の指揮下で救出作業を行う。

市内の病院の応援・協力のもとに、傷病者の重傷度の判定を行うと共に応急処置を実施する。二次救護等の必要な重症者については、後方医療施設に移送する。

(3) 非常時における救急応援要請

人的被害が大きく救急、救助活動が消防本部及び市内関係機関の総力をあげても措置不能と判断した場合は、関係機関及び緊急指定病院等に連絡して応援を求める。

(4) 救急、救助隊への協力

人的被害が大きく救急、救助活動が消防署をもって措置できない場合は、消防団員の協力を求める。

(5) 孤立時での救急、救助対策

孤立時での救急、救助は、消防団員が中心となって地域の協力を得て応急的な救助隊を編成して実施する。

(6) 医療救護関係機関との連携

医療救護関係機関と連携を図りながら、人命救助を実施する。

(7) その他

消防等防災機関のみでは被災者の救出が困難なときは、自衛隊及び近隣市町村、県外の消防機関等に対し、応援を要請する。

第2 消火活動

住民の生命を地震、風水害等の非常時から保護するため消防の機能を最大限に活用し、被害の軽減を図る。

1 情報収集、伝達

(1) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を本部長（市長）、また場合によっては知事に対して報告すると共に、応援要請等の手続きが遅れないよう努める。

2 応援派遣要請

市は自らの消防力で十分な活動が困難である場合においては、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時には、知事に対し電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

※日南市消防本部・消防署組織：資料編参照

※日南市消防団組織：資料編参照

※宮崎県広域消防相互応援協定書：資料編参照

3 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応が困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」、「宮崎県緊急消防救助受援計画」に基づいて行う。

4 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 4 項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

※緊急通行車両確認証明書:資料編参照

※緊急通行車両を示す標章:資料編参照

第8節 医療救護活動

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、財務課、財産マネジメント課、健康増進課、 消防本部、市立中部病院
災害対策本部体制	総合政策対策部、避難対策部、消防本部

第 1 市域における医療救護体制

風水害や地震などの自然災害や事故災害のため、被災地の住民が医療及び助産の手段を失ったとき、県及び(一社)南那珂医師会と連携し、応急的に医療、助産を施し、被災者の保護を図る。

1 医療救護活動

(1) 地震などの自然災害や大規模事故等の災害現場等において、県は急性期（災害発生時～72時間）の救命処置を行う災害派遣医療チーム（以下、宮崎 DMAT）の派遣の必要があると認めるときは、宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱に基づき、宮崎 DMAT 指定病院（以下、指定病院）に対して宮崎 DMAT の派遣を要請する。

また、市長及び消防長は、次のすべてに該当する場合においては、宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱に基づき、指定病院の長に対して宮崎 DMAT の派遣要請をすることができる。なお、派遣要請または派遣を受けた場合、市長及び消防長は可能な限り速やかに県に報告を行い、承認を得るものとする。

- ① 災害、事故等により 20 名以上の重症・中等症の傷病者が発生し、または発生することが予想される場合
- ② 通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができない場合
- ③ 災害等の現場における救命措置の遅れが被災した傷病者の生命、身体に重大な影響を及ぼすと判断される場合

(2) 市本部は、(一社)南那珂医師会と連携し、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。また、市本部だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市町及び相互応援協定締結市町や県に応援を要請する。

(3) (一社)南那珂医師会は、災害時において市本部から医療救護班の派遣要請を受けた場合には、「(一社)南那珂医師会災害医療計画」に基づいて災害現場に医療救護班を派遣し、救急医療活動を実施する。

※(一社)南那珂医師会災害医療計画:資料編参照

(4) 県は、市本部から医療救護班に関して派遣を要請された場合には、宮崎県災害医療活動マニュアル（平成24年4月）に基づき、速やかに医療救護班を編成して派遣する。医療救護班は、災害現場で速やかに救急医療活動を実施する。

(5) 実施体制

① 医療救護の実施体制

医務防疫班は、(一社)南那珂医師会に医療救護班の派遣を要請し、医療チームによる被災現場及び救護所（避難所等に設置）での医療、助産活動に当たる。なお、医療救護の実施に当たっては、日南保健所及び県立日南病院の協力を得ながら市内及び近隣市町の病院にも協力を求める。

② 医療救護班の編成

医療救護班の人員構成は、医師1人、看護師2～3人（必要に応じ助産師1人を加配）とし、必要に応じて事務員（保健師を含む）を追加する。

なお、医師を医療救護班の責任者とする。

③ 医療救護所の設置

被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じて医療救護所を設置し、医療及び助産を必要とする者に対して迅速かつ適切に医療救護や助産活動を行う。

なお、医療救護所の設置予定場所については、おおむね次の場所とし、災害の発生状況に合わせつつ、必要に応じその設置場所を定める。

ア 集中して負傷者が出ている地域

イ 避難所

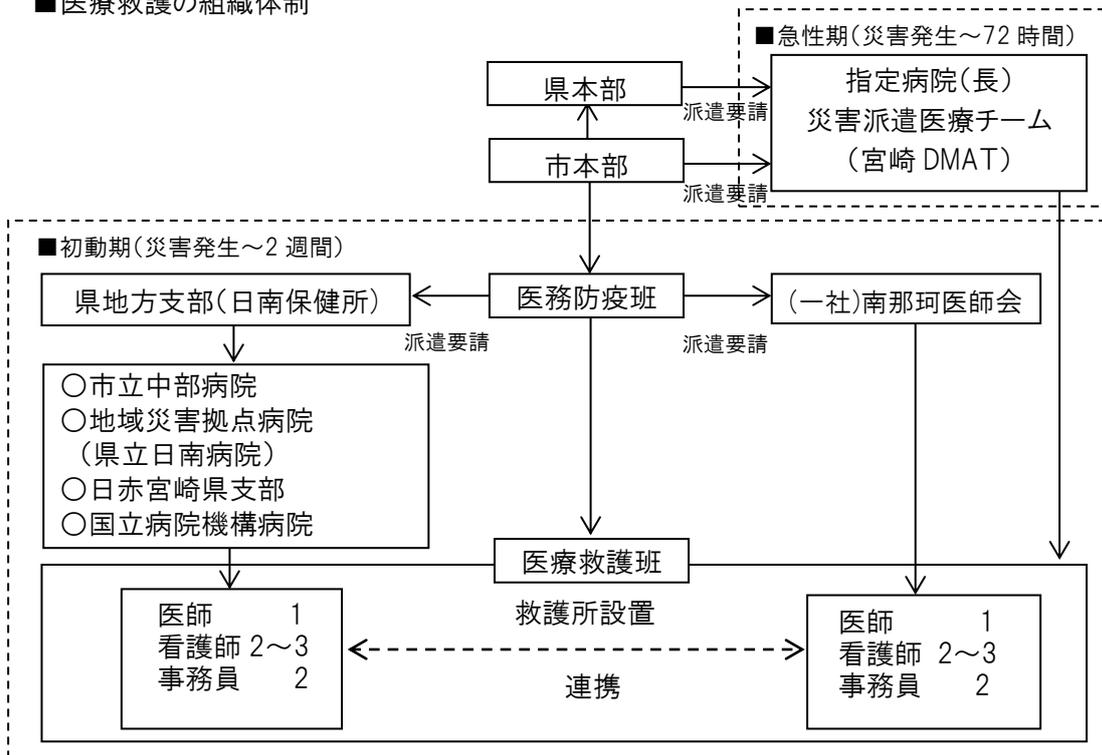
ウ 市の公共施設等

エ その他、医療救護所の設置が必要な場所

④ 医療救護班の派遣要請

被害の程度が深刻で、本市における医療救護体制のみでは応急医療対策の実施が不十分と判断される場合には、県地方支部を通じ県本部に対して医療救護班の派遣要請を行う。

■医療救護の組織体制



2 病院等の被災状況等の把握

医務防疫班は消防本部等と連携し、消防無線、携帯電話（一般携帯電話、衛星携帯電話）、防災行政無線、自動二輪車や徒歩等あらゆる手段を用い、病院等の被災状況等を把握する。

※市内医療施設一覧：資料編参照

(1) 重症及び人工透析等の継続的な治療を要する患者の受入可能限度の確認

- ① 患者受入に当たっての不足医療資器材及び不足医療従事者（医師・看護師等）等

(2) 医療救護班の派遣体制の確認

- ① 派遣可能医療救護班数
- ② 派遣可能医療従事者数
- ③ 救護活動に要する不足医薬品等の医療資器材
- ④ 不足医療従事者（医師・看護師等）等

(3) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能の停止又は低下している病院等の確認

- ① 簡易な修繕等により原状復旧が可能な病院等
 - (7) 重症及び人工透析等、継続治療を要する入院患者の実態確認（一時的な搬送）
 - (4) 原状復帰に要する修繕等
- ② 修繕等が不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処が立たない病院等）
 - (7) 入院患者の実態

第2 宮崎 DMAT による医療救護活動

1 活動内容

- (1) 災害現場での医療情報の収集と伝達
- (2) 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- (3) 被災地内の病院におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- (4) 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置

※宮崎県災害派遣医療チーム要綱:資料編参照

第3 医療救護班による医療救護活動

1 医療救護班((一社)南那珂医師会による医療救護班編制を含む)の業務

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への搬送の要否及び優先順位の決定 (トリアージ)
- (3) 搬送困難な患者及び軽症患者の医療
- (4) 死亡の確認及び遺体の検案への協力 (死因その他の医学的検査)
- (5) 市本部との連絡と調整
- (6) 助産活動 (状況により実施)

2 トリアージ

人員・医薬品・医療材料等を勘案のうえ治療の優先順位を決定し、効率的な治療を実現するため、次のようなトリアージを実施する。

[トリアージの内容]

順位	分類	識別色	傷病等の状態
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤色 (Ⅰ)	・直ちに処置を行えば、救命が可能な者
第2順位	非緊急治療群 (中等症群)	黄色 (Ⅱ)	・多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 ・基本的には、バイタルサインが安定している者
第3順位	軽処置群 (軽症群)	緑色 (Ⅲ)	・上記以外の軽易な傷病であり、ほとんど専門医による治療を必要としない者
第4順位	不処置群 (死亡群)	黒色 (Ⅳ)	・既に死亡している者、又は直ちに処置を行っても救命が不可能と考えられる者

3 医療救護の対象、範囲等

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあり、かつ、災害のため医療の手段を失ったものであること。

(2) 範囲

応急的なものは次のとおりとする。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置手術、その他治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

4 助産救護の対象、範囲等

(1) 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者で、災害のため助産の手段を失ったもの

(2) 範囲

- ① 分べん介助
- ② 分べん前及び分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

第4 搬送体制の確保

医療救護活動を適切に進めるため、搬送体制を速やかに確立し、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の搬送を迅速かつ的確に実施する。

1 傷病者の搬送

病院での治療が必要な傷病者については、地域災害及び基幹災害拠点病院である県立日南病院又は市内のその他の病院に搬送する。

(1) 市内病院への搬送

市内の病院への搬送は、自動車による搬送を基本とし、市有自動車、消防本部の自動車及びタクシー等により行う。

なお、道路の被害等により自動車搬送ができない場合には、県防災救急ヘリコプター（あおぞら）及びドクターヘリによる搬送とする。

(2) 宮崎市内の病院への搬送

宮崎市内の病院への搬送は、自動車による搬送を基本とし、市有自動車、消防本部の自動車及びタクシー等により行う。また、傷病者の数や状況によっては、船舶による搬送を活用することとする。その場合、油津港等を利用して海運会社の船舶を調達することとする。

なお、道路の被害等により自動車搬送ができない場合には、県防災救急ヘリコプター（あおぞら）及びドクターヘリによる搬送とする。

2 医療救護スタッフの搬送

(1) 市内における医療救護スタッフの搬送

市内における医療救護スタッフの搬送は、自動車による搬送とする。

なお、道路の被害等により自動車搬送ができない地区への搬送については、県防災救急ヘリコプター（あおぞら）による搬送とする。

(2) 市外からの医療救護スタッフの搬送

自動車による搬送と、鉄道、船舶等の輸送手段と自動車を組み合わせた搬送による。

3 医薬品等の医療用物資の搬送

医療物資の供給元が車両により搬送する。道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、自衛隊等関係機関と連携を図り、船舶、ヘリコプターを活用して行う。

第5 医薬品等の供給

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材の調達については、市内の主要薬局薬店より調達する。また日南保健所を通じ宮崎県医薬品卸協会等に協力を要請する。また、市内での調達で不足する場合については、宮崎県災害医療活動マニュアル（平成24年4月）に基づき、県に対して医薬品の供給を要請する。

なお、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターに供給を要請する。

第6 医療情報の確保

市は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ等により迅速に把握し、宮崎県災害医療活動マニュアル（平成24年4月）に基づき、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

第7 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

本部は、災害の発見者等から通報を受けた場合は、日時、場所、状況等を保健所長及び知事（危機管理局）へ報告する。

また、直ちにその規模や内容等を検討し、必要な場合は日赤地区長、分区長及び南那珂医師会長へ医療救護班の出動を要請する。

第9節 緊急輸送のための交通の確保

[市の体制]

主な担当課	総務課、危機管理課、財務課、財産マネジメント課、 南郷町地域振興センター
災害対策本部体制	総合政策対策部、地方支部

第1 緊急輸送車両の確保

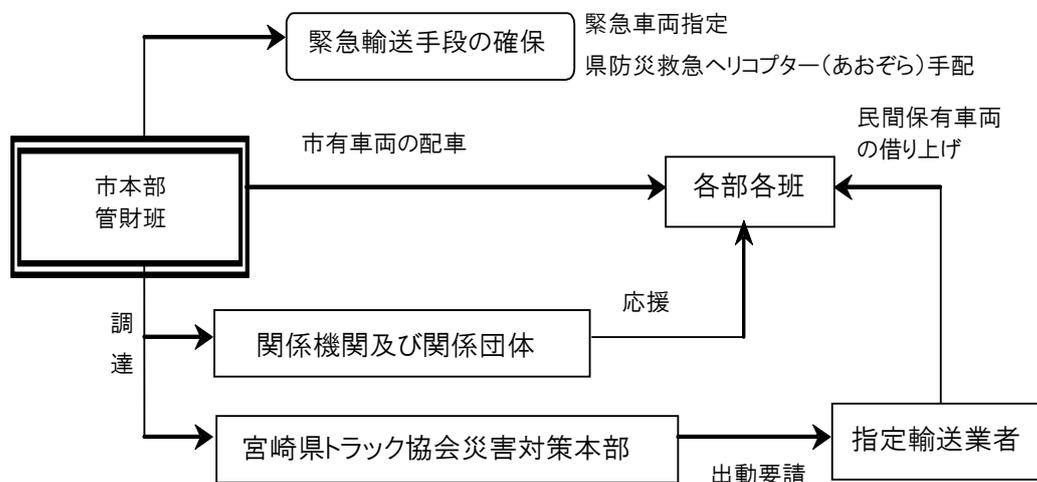
災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速な輸送を確保するため、緊急輸送車両を確保し迅速に緊急輸送を実施する。

1 緊急輸送車両の確保

管財班は、以下により災（罹災）害時における緊急輸送用車両を確保し、車両による緊急輸送体制を確立する。ただし、公共施設の応急復旧作業に係る必要車両の調達及び運用は応急復旧対策を実施する各部各班において実施し、その結果を管財班に報告するものとする。

- (1) 市有自動車の確保
- (2) 市内のレンタカーの調達
- (3) (社)宮崎県トラック協会所有自動車の調達
- (4) 市内タクシー業者所有自動車の調達
- (5) 市内輸送業者所有自動車の調達

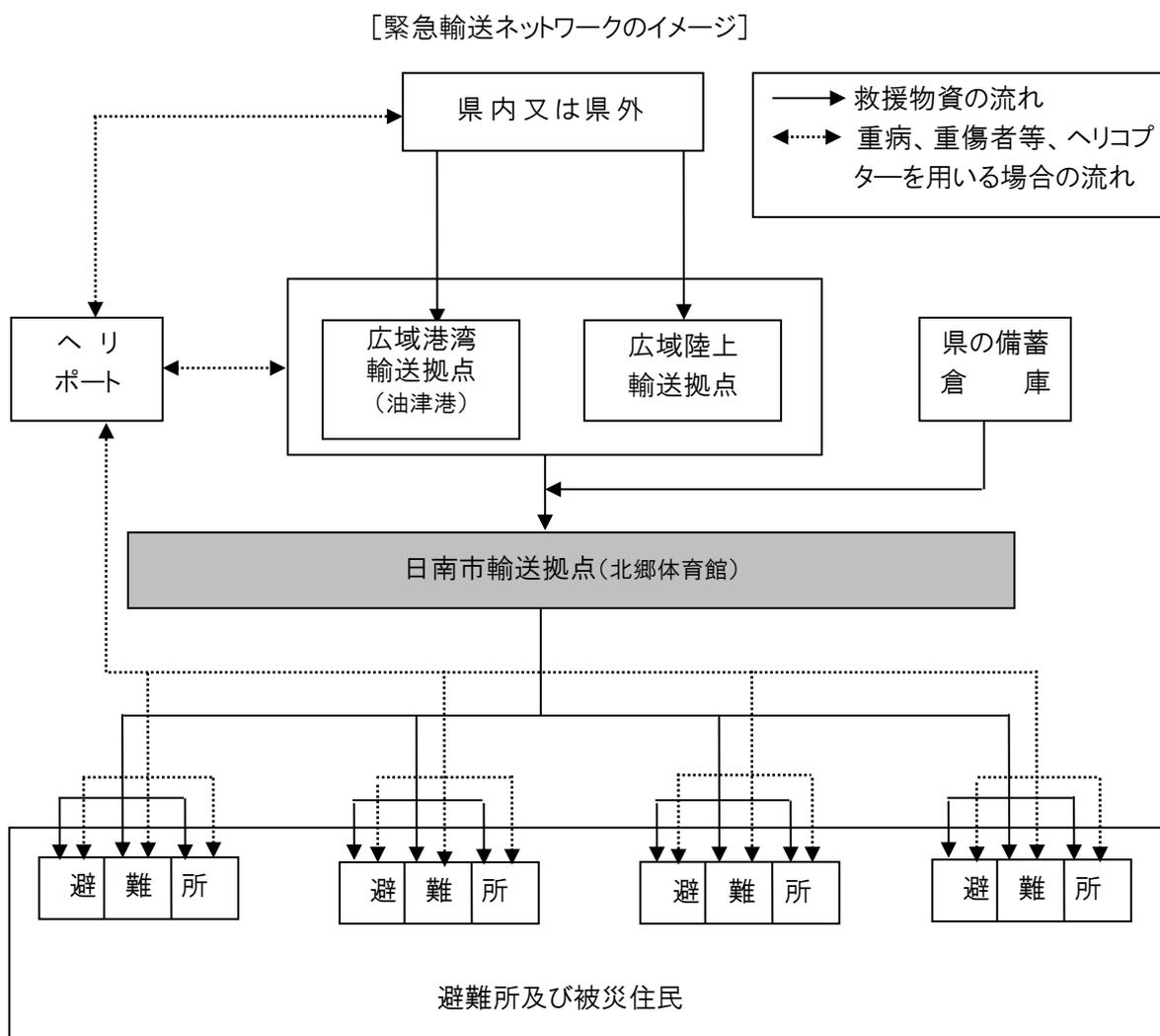
■緊急輸送車両の確保体制



第2 輸送体制の確立

1 緊急輸送ネットワークの確立

市は、災害時において、県が指定する緊急輸送道路、救援物資の受入場所となる輸送拠点、市庁舎、市内の避難所、ヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークを確立する。



2 輸送の範囲と優先順位

(1) 輸送の範囲

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動及び搬送については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するために、極力控える。

- ① 被災者の避難及び救出
- ② 給水
- ③ 救護活動における救護員、患者、医薬品等の搬送

- ④ 食料、生活必需品等の生活物資の搬送
- ⑤ 公共施設の応急復旧要員等の搬送
- ⑥ 遺体の移送

(2) 輸送対象の優先順位

- ① 災害発生後 24 時間程度まで
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員及び物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
 - ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員及び物資
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設や輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員、及び物資
- ② 災害発生後 3 日程度まで
 - 上記①の事項に加えて、
 - ア 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - イ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- ③ 災害発生後 4 日目を以降
 - 上記②の事項に加えて、
 - ア 災害復旧に必要な要員及び物資
 - イ 生活必需品

3 輸送拠点及び方法

(1) 地域内輸送拠点

- ① 日南市輸送中心拠点
北郷体育館を援助物資の集出荷を担う輸送中心拠点とし、市外からの救援物資の集積場所とする。
- ② 日南市輸送副拠点
日南総合運動公園及び南郷中央公園を援助物資の集出荷を担う輸送副拠点とし、市外及び輸送中心拠点からの救援物資地域（北郷地域及び南郷地域）集積場所とする。
- ③ 輸送地区拠点
各防災地区の小・中学校グラウンド（跡地を含む）を輸送地区拠点とし、輸送中心拠点及び輸送副拠点からの救援物資地区集積場所とする。

(2) 広域港湾輸送拠点

油津港（油津漁港を含む）を広域港湾輸送拠点として位置づけ、海上輸送による救援物資の集積場所とする。

(3) 緊急輸送道路

市の輸送拠点及び県指定の緊急輸送道路と避難所等の市防災拠点を結ぶ道路を市の緊急輸送優先道路と位置付ける。

(4) 輸送の方法

輸送拠点や避難所への輸送、人員等の輸送については、鉄道、車両、船艇、ヘリコプター等により輸送する。

※緊急ヘリポート一覧:資料編参照

※宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領:資料編参照

(5) 避難所等に対する救援物資の輸送

市は、県本部から配送された救援物資を仕分し、宮崎県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院及び社会福祉施設等に搬送し、被災者に配布する。

(6) 航空交通の確保

- ① 必要な場合、県防災救急ヘリコプター（あおぞら）の支援を要請する。
- ② 県本部（危機管理局）を通じて、自衛隊に対し航空機による人員及び物資の輸送について支援を要請する。
- ③ 県本部（危機管理局）を通じて、国及び他県に対して応援要請を行う。
- ④ 赤十字飛行隊派遣要請計画に基づき、赤十字飛行隊に対して応援要請を行う。

(7) 緊急輸送用機器及び要員の確保

① 車両及び陸上輸送要員の確保

市が実施する緊急輸送を確保するため、以下により車両及び陸上輸送要員を確保する。

ア 自動車等の輸送力は、民間事業者、宮崎県トラック協会、宮崎県バス協会等に支援を依頼する。

イ 市が所有する車両が調達不可能となった場合には、次の輸送条件を示し県地方本部に応援を要請する。

- (ア) 輸送区間又は借上期間
- (イ) 輸送量又は車両の台数等
- (ウ) 集合の場所及び日時
- (エ) その他の条件

ウ 緊急輸送力の確保のため、事業所等の所有する車について事前に出動要請計画を策定しておく。

② 鉄道輸送の確保

市が実施する緊急輸送のため鉄道を用いる場合は、それぞれの実施機関において、九州旅客鉄道株式会社と協議して行う。緊急輸送の要請は最寄りの駅長を通じて行い、九州旅客鉄道株式会社は、防災関係機関等からの要請で緊急輸送の必要があると認めるときは、その輸送に万全を期す。

③ 空中輸送

交通途絶による孤立地帯への輸送は航空機（主にヘリコプター）によるものとする。

④ 海上輸送

離島や交通途絶による孤立地帯への輸送は、状況に応じて市保有船等を確保して行うものとし、実施に当たっては、九州運輸局・宮崎海上保安部・宮崎県（油津港湾事務所）等の関係機関と協議して行う。

⑤ 人夫による輸送

車両及びその他による輸送が不可能なときは、人力により輸送する。

第3 燃料の確保

市の緊急輸送に必要な燃料の調達は、市内の業者から行うものとし、事前に災害時における燃料の確保について協定を締結しておくものとする。

第10節 避難収容活動

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、福祉課、長寿課、こども課、学校教育課、建設課、消防本部、市立中部病院
災害対策本部体制	全対策部、水防本部

第1 高齢者等避難及び指示等の伝達

あらかじめ避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を発令する。さらに災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、直ちに避難指示を行う。

また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

なお、国や県に必要な助言を求められるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決め、共有する。

1 避難対象地区

災害の発生により人命の危険が予想される次に掲げる地区

- (1) 河川の氾濫等により人命、住家に被害の発生が予想される地区
- (2) 土砂災害等により人命、住家に被害の発生が予想される地区
- (3) 津波により人命、住家に被害の発生が予想される地区
- (4) その他避難を必要とする地区

2 高齢者等避難及び避難指示等

(1) 実施責任者、措置、実施の基準は次のとおりである。

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
高齢者等 避難	市長	高齢者等に対する避難情報の発表	○高齢者等が避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったとき
避難指示	知事及びその命を受けた職員 水防法 29 条 地すべり等防止法 25 条	立退きの指示	○洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	水防管理者 水防法 29 条	立退きの指示	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	本部長（市長） 災害対策基本法 60 条第 1 項	必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退きを指示	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき
	警察官 災害対策基本法 61 条 警察官職務執行法 4 条	立退きの指示警告 屋内での待避等の安全確保措置	○本部長（市長）が避難のための立退き等を指示することができないとき ○本部長（市長）から要求があったとき ○重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
	自衛官 自衛隊法 94 条	避難について必要な措置	○災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる
緊急安全 確保	本部長（市長） 災害対策基本法 60 条第 3 項	緊急安全確保	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合
知事による避難の指示の代行		○知事は、本部長（市長）がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立退き及び指示に関する措置、屋内での待避等の安全確保措置の全部又は一部を代行する	

※高齢者等避難及び避難指示又は緊急安全確保、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

※屋内での待避等の安全確保措置は、津波は除く。

(2) 高齢者等避難及び避難指示又は緊急安全確保、屋内での待避等の安全確保措置については、次の内容を示して行う。

- ① 避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等
 - ア 火気危険物等の始末
 - イ 家屋の補強及び家財の整理
 - ウ 携帯品

エ その他

(3) 高齢者等避難及び避難指示又は緊急安全確保を行ったものは、必要な事項を関係機関へ通知する。

- ① 本部長（市長）から知事への報告は、県防災情報処理システムでの報告を基本とし、高齢者等避難の発令についても同様に報告する。
- ② 県防災情報処理システムが使用不可能な場合又は県からの別途指示があった場合には、県地方本部を通じ県本部へ報告する。
- ③ 避難指示等が洪水等によって行われた場合には、このことを上下流の水防管理者へ連絡する。

ア 市長（本部長）の措置

市長 → 県知事

イ 警察官の災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 市長（本部長） → 県知事

ウ 警察官職務執行法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 県警察本部長 → 県知事 → 市長（本部長）

エ 自衛官の措置

自衛官 → 市長（本部長） → 県知事

(4) 市長（本部長）は、自ら高齢者等避難及び避難指示又は緊急安全確保、屋内での待避等の安全確保措置を行った場合、あるいは他の機関からその旨の通知を受けた場合には、速やかにその内容を住民に対し周知する。なお、避難の必要がなくなった場合についても同様とする。

3 警戒区域の設定等

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の立入禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

[警戒区域の設定内容について]

設定権者	災害の種類	内 容 (要 件)	根 拠
市 長 (市本部長)	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 63 条
警 察 官	災害全般	同上の場合において、本部長若しくはその委任を受けた市本部の吏員が現場にいないとき、又はこれらのものから要求があったとき	災害対策基本法 第 63 条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第 4 条
自 衛 官	災害全般	本部長等、警察官及び海上保安官がその場に行かない場合に限る	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員 又は 消防団員	火災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条
水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要な場所において	水防法第 21 条
知事による応急措置の代行		本部長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する	災害対策基本法 第 73 条

※警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

4 避難者の確認

- (1) 避難指示を発した地域に対しては、避難終了後、速やかに警察官、消防職団員、市職員等によるパトロールを行い、立退きに遅れた者等の有無を確認する。
- (2) 避難指示に従わない者については、避難の説得に努め、状況に応じた措置をとる。
- (3) 市は、警察署、消防署、民生委員、児童委員及び自治会等の協力を得て、在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者、難病患者等の要配慮者の把握に努め、名簿を利用して住居に取り残された者の迅速な発見、避難所等への移送、社会福祉施設等への緊急入所等の処置をとる。

5 避難情報の伝達

災害により多大な被害を受ける場合又は受けるおそれがある場合において、市長（本部長）は住民に高齢者等避難及び避難指示又は緊急安全確保を行い、住民にその情報を速やかに伝達する。

(1) 避難情報の種類

[避難情報の種類と住民の避難行動]

発令等順位	発令等時の状況	住民の避難行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、地域の指定された緊急避難場所等への避難行動を開始する
自主避難	災害の発生する可能性が高まった状況周辺の危険性により住民自らの判断により避難を必要とした場合	○地域の指定された緊急避難場所等への避難行動を開始する ○親戚、知人宅等に避難を行う
【警戒レベル4】 避難指示	災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	○危険な場所から全員避難 ○立ち退き避難 ○屋内安全確保
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場	○命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する ○命の危険 直ちに安全確保

(2) 情報伝達手段

高齢者等避難及び避難指示又は緊急安全確保については、次の情報伝達手段により住民に周知を行う。

- ① 自治会・自主防災組織、消防団組織による伝達
- ② 防災行政無線等による伝達
- ③ ファックスによる伝達
- ④ 広報車による伝達
- ⑤ ラジオ、テレビ、携帯電話（緊急速報メール）等による伝達
- ⑥ 市ホームページ（インターネット）による伝達
- ⑦ サイレン、警鐘、拡声器による伝達

(3) 情報伝達内容

避難情報は、その状況を住民に的確に伝えることによって、迅速な避難行動に移れることから、下記の事項について、解りやすく簡潔に伝える。

- ① 「堤防決壊や河川の氾濫のおそれがあることや」、「1時間後に浸水や道路冠水のおそれがあること」など、河川や堤防等の状況、発災が予想される時期、予想される被害の状況等について説明を含めること。
- ② 住民がいつまでに、どのような行動をとるべきかを併せて伝えること。

■伝達内容の例

情報の種類	内 容
高齢者等避難の一例	〇〇地区において、土砂災害の発生する危険が高いので（〇〇川の〇〇付近の水位が高くなり危険な状況ですので）、〇〇地区の皆さんは避難準備をしてください。また、高齢者の方等移動に時間を要する方は、避難場所に移動

情報の種類	内 容
	を始めてください。
避難指示の一例	<p><土砂災害> 昨日から非常に多くの降雨となり、〇〇地区においては、土砂災害の発生する危険が非常に高いため、〇〇地区の住民の皆さんは、〇〇〇〇に避難を完了するよう、避難指示します。また、移動が不可能な場合は、とりあえず安全な場所に大至急移動してください。</p>
	<p><河川洪水> 〇〇川の水位が氾濫危険水位を超え、大変危険な状況ですので、〇〇地区の皆さんは、〇〇〇〇に避難を完了するよう、避難指示します。又、移動が不可能な場合は、とりあえず安全な場所に大至急移動してください。</p>
	<p><地震> ただ今、震度〇の非常に強い地震が発生しました。住宅の倒壊等で、地域に大きな被害が発生したようですので、火の元を確認のうえ、指定された避難場所に避難を完了するよう避難指示します。避難場所に移動できない場合は、居る場所を知人等に連絡をしてください。</p>

(4) 報道機関に対する放送要請

① 災害放送

市は、災害情報を住民に伝達するため、より効果的な手段として、NHK宮崎放送局に対して放送を行うことを求めることができる。

この際、要配慮者に対する情報提供について、特に配慮するものとし、聴覚障がい者のために手話放送及び文字放送等を要請する。

放送要請を行う場合、市は要請理由、放送事項、希望する放送日時等を明示し、前記放送局は要請のあった事項について、放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

② 緊急警報放送

市は、災害に関して次の事項を緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合には、県本部を経由して(市本部と県本部との間が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接放送局に要請を行う) NHK宮崎放送局に放送を求めることができる。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため避難指示等を行う。

イ 災害に関する重要な情報の伝達並びに予想される災害の事態(態様)及びこれに対してとるべき処置。

ウ 災害時における混乱を防止するための指示等を行う。

エ その他、特に必要と認める事項

③ ポータルサイト・サーバー運営事業者による情報提供

市は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイ

ト・サーバー運営事業者に対し、避難指示等に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

第2 避難誘導の実施

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に、避難者の生命、身体を守るため、避難誘導を実施する。特に、要配慮者の避難誘導には留意する。

1 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、警察署、消防本部、消防団、自治会及び自主防災組織等が協力して行い、次の事項に配慮する。

- (1) 避難の際は、火気危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 避難者は、運転免許証など身分を証明できるもの、食料、飲料水（水筒等）、手拭、毛布等の日用品、携帯ラジオ、懐中電灯、救急薬品等、平素から非常持出品として準備している必要最小限の品物を携行する。
- (3) 服装は軽装とするが、素足、長靴、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- (4) 家具類等大量の荷物は、持ち出さない。
- (5) 移送の方法

ア 車両による移送

孤立家屋または避難途中に危険がある場合、あるいは高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、傷病者等通常的手段では避難できない住民については、車両を利用して移送する。

イ 航空機による移送

車両による移送が困難な場合は、ヘリコプターによる移送を検討し、県本部に県防災救急ヘリコプター（あおぞら）の出動又は赤十字飛行隊等の出動を要請する。

ウ 船舶による移送

車両による移送が困難な場合には、船舶による移送を検討し、県本部及び海上保安部等に船舶の出動を要請する。

2 保育園、幼稚園、小・中学校、病院、駅等の避難誘導

(1) 学校(保育園、幼稚園、小・中学校の児童・生徒等の集団避難)

① 避難誘導

ア 園長・学校長は、あらかじめ定めている避難計画に基づいて、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

イ 各教職員は園長・学校長の指示を的確に把握し、校舎配置別又は学年別等を考慮

しつつ、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速かつ確実に校外の安全な緊急避難場所等に誘導する。

② 避難指示の周知

ア 園長・学校長は、職員及び児童等に対する避難指示を、サイレン又はマイク等により周知徹底を図る。

イ 園長・学校長は児童等に対する避難指示を行ったときは、直ちに市本部、警察、消防署等にその旨を連絡する。

③ 移送方法

適宜班を編成し、各教職員は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得ながら、次の事項に留意しつつ安全、かつ効率的に移送行動を行う。

ア 危険な橋りょう、堤防、その他崖崩れや土石流、河川による浸水等、新たに災害発生のおそれがある場所や区域を避けて、安全な道路を選定する。

イ 引率責任者は、メガホン、携帯マイクを所持する。

ウ 感電、水没等の事故防止を図る。

エ 浸水地域等をやむなく移送するときは、ロープ等を利用する。

(2) 病院

① 避難誘導

病院長若しくは病院の管理者は、あらかじめ患者を移送患者と徒歩患者とに区分し、徒歩患者については、適当な人数ごとに編成させ、移送患者は医師、看護師その他職員が引率して病院の空地又は野外の仮設避難場所、その他の安全な場所に誘導する。

② 避難指示の周知

病院長等は、病院のサイレン、マイク放送等により避難指示の周知を図る。

③ 移送方法

ア 病院長等は、入院患者を院外の安全な医療機関等に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師、職員等を引率責任者として、消防職員等の協力を得て患者の移送を行う。

イ 病院長等は、院外への患者移送について自力をもって行うことが不可能な場合には、市本部、消防署等の車両の応援を得て行う。

④ 緊急避難場所等の確保

病院長等は、災害時における患者の緊急避難場所等についてあらかじめ定めておくと共に、移送に必要な医療品、食料、衣類、担架、車両、手押し車等を備蓄しておく。

(3) 駅等

① 避難誘導

ア 駅長等は、災害時において運行の停・休止等により、輸送中の交通機関利用者(乗

客)に対する避難措置の必要が生じた場合においては、駅施設内の安全な場所に乗客を誘導する。

イ 駅長等は、駅施設内に安全な場所がない場合には、直ちに本部長（市長）、警察署に連絡し、その指示に従い緊急避難場所等へ交通機関利用者（乗客）を安全に誘導する。

② 移送方法

駅長等は、災害の状況により乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合には、市有自動車等の車両等の応援を得て行う。

(4) 大型商業施設、事業所等の避難対策

① 避難誘導

ア 大型商業施設等、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、誘導責任者により、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用し施設又は施設外の安全な場所へ誘導する。

イ 管理者は、施設内等に安全な場所がない場合においては、直ちに市本部、警察署に連絡し、その指示に従って適切な緊急避難場所等へ誘導すると共に、管理者において誘導が不可能な場合においては市本部の応援を得て行う。

② 移送方法

管理者は、災害の状況により出入者、勤務者等の移送について、自力をもって行うことが不可能な場合には、市本部等に応援要請を行う。

③ 避難場所等の確保

管理者は、災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくと共に、避難に必要な非常口、非常階段、救助袋等を整備しておく。

(5) 社会福祉施設の避難対策

① 避難誘導

施設長（施設の管理者）は、あらゆる災害に対処できるように、施設ごとにあらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づき迅速かつ適切に避難誘導を実施する。

② 移送方法

施設長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、消防・警察等関係機関と連携を密にし、消防、警察等の協力のもとに移送を行う。

3 避難路の選定

(1) 避難路は緊急時の混乱を避けるために、できるだけ車両用、徒歩用に区分して選定する。

(2) 避難路は、できるだけ河川等の氾濫による浸水や土石流が予想される箇所、道路冠水や路肩崩壊のおそれのある箇所、あるいは土砂災害危険箇所等を避けて設定する。

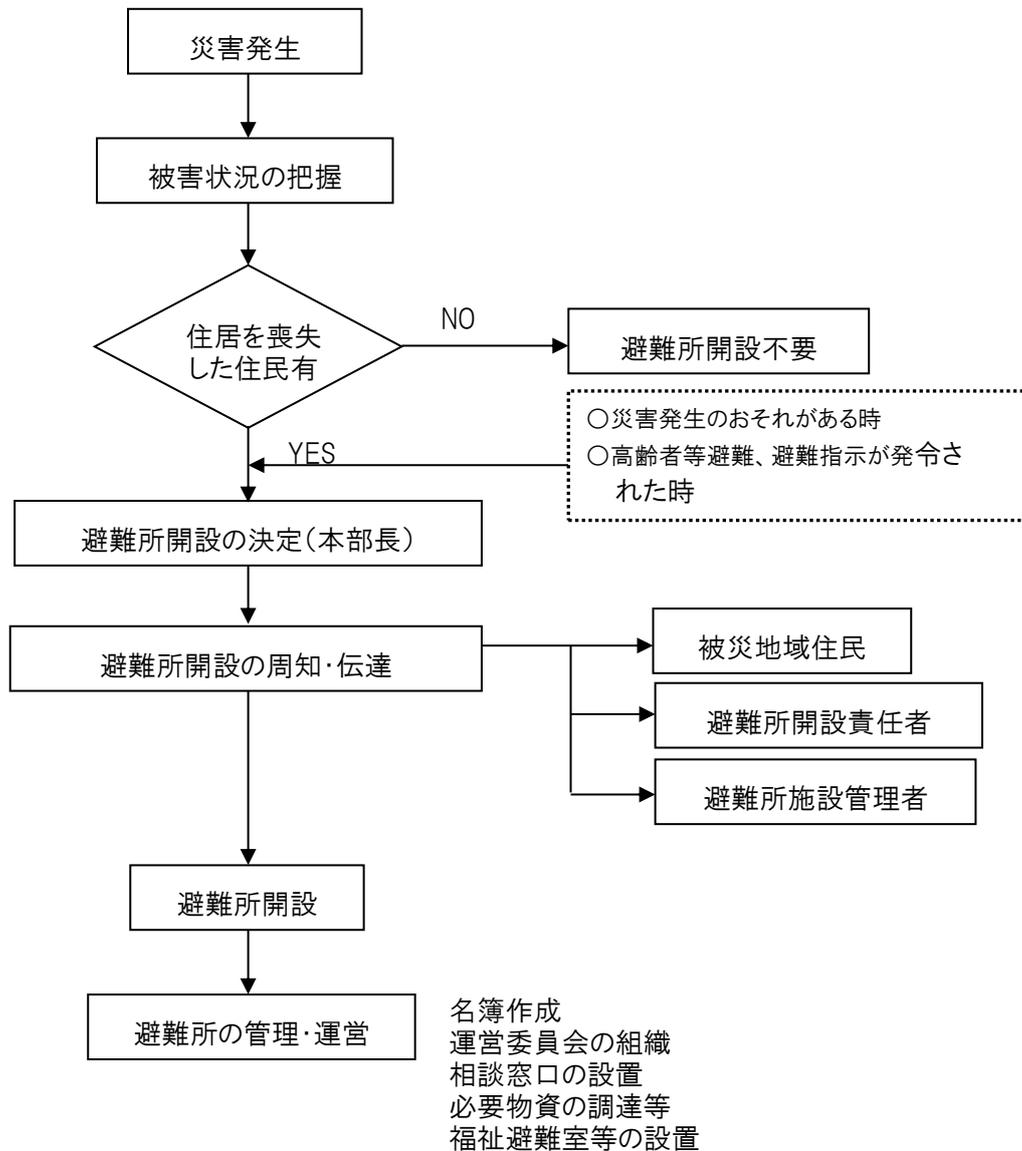
- (3) 避難路には市職員及び消防団員等を配置する。
- (4) 必要に応じて、誘導標識、誘導灯、誘導柵を設ける。
- (5) 避難路上の障害物等を除去する。

第3 避難所の開設、運営

被災者が安全に安心して過ごすことができる避難所を速やかに開設し、適切に管理運営する。

また、要配慮者の状況に配慮して運営する。

[避難所開設・運営フロー]



1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

本部は避難が行われたときは、指定する職員を避難所責任者（原則として男女双方を配置）とし、直ちに避難所を開設する。また、県本部に次の事項を通知すると共に、速やかに被災者に避難所開設を周知する。

- ① 避難所開設日時、場所及び施設名
- ② 収容状況及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み
- ④ その他参考となる事項

※風水害時の緊急避難場所・避難所：資料編参照

(2) 避難所の運営

① 避難所の管理

避難所を開設したときは、直ちに避難所に担当職員を派遣し、避難者の把握と保護及び避難所の秩序保持等の管理を行う。本部は、避難所における生活環境に注意を払い、良好な環境を維持するものとする。また、必要に応じ簡易パーティションを設置する等して、プライバシーの確保、女性や子育て家庭のニーズ、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ等に配慮し、運営する。

なお、避難所の運営には女性の参画を推進する。

② 管理様式

避難所責任者は、被災者の出入を確実に把握し、一定時間ごとに本部へ報告する。

③ 給水、給食等の実施

避難者に対し、世帯人員や不足状況に応じて公平に給水、給食を実施すると共に、生活必需品等の供与・貸与を行う。

④ 健康対策

避難者の健康保持のため、市本部、県本部、県地方本部及び医療機関が連携して、健康相談、健康教育を行うと共に、必要な保健・医療・福祉のサービスが確保されるように調整する。

⑤ 要配慮者に対する配慮

避難所においては、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、給食、健康診断等において十分な対策を行うと共に、避難所内の諸施設及び設備においても、要配慮者等が容易に施設利用できるように適切な対策を行う。

また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

ア 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置

イ 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫する

ウ 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする

エ 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明を付ける

オ 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める

カ 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮する

(3) 野外収容施設の設置

災害の規模が大きく、既存の避難施設被害が甚大であるか、あるいは被災者が多数のため既存避難施設の収容能力を超えている場合には、屋外に仮設避難所を設置する。

(4) 開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内である。このため、延長する必要がある場合には、本部長（市長）は県本部長の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けなければならない。

2 住民による自主的運営

市は、避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努める。

また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援する。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮する。

3 指定避難所以外に避難している避難者への支援

自動車や簡易テントなどは、自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後、災害時においては、多くの避難者が車中泊等を行うことが予想される。

市は、指定避難所以外の避難者の車中泊等の実態把握に努めるとともに、必要に応じて食糧や物資等の提供、保健師などによる巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の提供などの支援に努める。特に、水分不足や運動不足等から静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こしやすくなるため、その予防方法を周知する。

市が行う業務は、以下のとおりである。

① 避難者の状況調査

ア 広場や空き地等で車中泊等をしている避難者の把握に努める。

イ 行政区や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の可否・内容等）の把握に努める。

② 避難者への支援

- ア 新たな避難先の提供（避難所、テント、ユニットハウスなど）
- イ 食料や物資の供給
- ウ 避難者の健康管理、健康指導
- エ SNS 等を利用した情報の提供

③ 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防対策

- ア エコノミークラス症候群の予防対策の周知
- イ エコノミークラス症候群の予防対策資材の配布

④ 排気ガス車内充満の予防

- ア 就寝時における排ガスの車内充満等の危険性等について注意喚起

第4 被災者の把握

1 避難所における被災者の把握

避難所において避難者名簿を作成すると共に、避難者の被災状況について聴き取り調査等を実施して、被災者の実態確認を行う。

- (1) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- (2) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- (3) 親族の連絡先
- (4) 住家被害の状況や人的被害の状況
- (5) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- (6) 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- (7) 外部からの問合せに対する情報開示の可否
- (8) その他必要とする項目

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれることも想定されるため、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

2 在宅被災者の把握

- (1) 避難指示を行った地域において、住民が避難した後に、速やかに警察官、消防職員や消防団員等によるパトロールを行い、被災者の確認及び避難をしていない住民の有無等について確認を行う。
- (2) 避難指示に従わない住民には、避難するよう説得に努める。

第5 避難生活環境の確保

避難所は、安全性と一定の居住環境が必要であり、以下の設備等の整備に努め、常に良好な避難生活環境を確保する。

また、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努めるとともに、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康管理や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

(1) 被災者の収容に必要な面積の確保

十分な面積を確保できない場合は、他の避難所又は臨時の避難所等を確保する。

(2) 通信設備の確保

有線電話、防災行政無線、ファックス、テレビ等通信設備や回線を確保する。

(3) 非常用電源の確保

避難生活には電気が不可欠であるため、非常用電源を確保する。

(4) トイレ(仮設トイレを含む)の確保

避難生活に不可欠なトイレ（仮設トイレを含む）を確保する。

(5) 給水設備の確保等

避難者の給水のため、給水設備を確保する。

(6) 高齢者、障がい者に対応した設備等の確保

高齢者、障がい者等が円滑に生活できるようスロープや手すりなどのバリアフリー機能を有する設備を確保する。

(7) 救護設備等の確保

避難中の負傷や病気に対応するため、担架など救護設備等を確保する。

(8) 福祉避難室の確保

高齢者、障がい者等のうち、特別な介護や支援が必要される要配慮者に対応するための福祉避難室の確保に努める。

(9) 調理器具の確保

避難生活において温かい食事ができるように携帯コンロなどの調理器具を確保する。

(10) 避難生活に必要な物資の確保

寝具、畳、マット、カーペットなど避難生活に必要な物資を確保する。

(11) プライバシーの確保

男女のニーズ、男女双方の視点や性的マイノリティ等に配慮してプライバシーを確保する。

第6 要配慮者等への配慮

1 避難行動要支援者の避難支援等

地域住民や自主防災組織等と連携して、自力で避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導する。

(1) 避難支援

市は、地域住民や自主防災組織、民生委員や児童委員等と連携して避難行動要支援者の避難支援を実施し、速やかな避難の完了をめざす。

(2) 安否確認の実施

市は、地域住民や自主防災組織、民生委員や児童委員等の協力により、避難行動要支援者名簿等に基づく避難行動要支援者の安否確認を速やかに実施する。

また、外国人については、警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力を得て安否の確認を行う。

(3) 避難所での対策

避難所責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、保健福祉サービスの提供、食べやすい食品の供給、情報の伝達等、生活支援に当たる。

(4) 避難行動要支援者に対する安全確保対策

① 要員の確保

市は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

② 安否確認、救助活動

市は、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生・児童委員、自主防災組織、福祉団体、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

③ 搬送体制の確保

市は、避難行動要支援者の搬送手段として、自主防災組織等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

④ 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

⑤ 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

⑥ 保健・福祉巡回サービス

市は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

⑦ 保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

⑧ 避難所における要配慮者に対する支援対策

市は、車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮者の要望を把握する為、避難所等に要援護者のための相談窓口を設置する。

2 社会福祉施設への緊急入所措置

市は、災害により在宅生活が困難と判断される寝たきり等の高齢者や障がい者等を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に進める。

3 福祉避難所等の収容措置

介護の程度等から一般の避難所への収容が適切でないと判断される要配慮者について、社会福祉施設への緊急入所できない要配慮者を収容するため、あらかじめ指定した福祉避難所への収容措置を速やかに実施する。福祉避難所への収容をできない場合に備えて、避難所（小学校等）に福祉避難室を確保して要配慮者を収容する。

民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、市と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結する。

また、福祉避難所には、要配慮者の避難生活を支援するため生活相談員を配置する。

4 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線などを活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

市は、警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

また、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語等による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

市は、外国人のための相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

第7 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

第8 被災者の安否確認

被災者の安否について照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努める。

この場合において、安否確認の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、積極的に被災者に関する情報の収集に努める。

また、発災時の安否不明者（行方不明となる疑いのある者）の氏名等の公表については、県の災害対策本部が、各市町村の情報を集約し行う。ただし、災害エリアが小集落などで限定される場合は、市災害対策本部でその可否を判断し、公表することができる。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第11節 応急住宅の確保

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、税務課、福祉課、財産マネジメント課
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部、建設対策部

第1 応急仮設住宅の建設

市は、日常生活の基盤である住宅に重大な被害を受けた者に対して、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅を建設し救済措置をとる。

1 応急仮設住宅建設の実施手順

(1) 住宅に関する被害状況の把握

税務班は、住宅の被害状況について調査を行う。なお、被害調査に当たっては、市民からの情報を参考にしつつ行う。

(2) 被害状況の報告

税務班は住宅被害の状況について把握し、これを取りまとめた上で本部に速やかに報告する。

(3) 住宅の応急危険度判定

市民の安全確保を図るため、住宅対策班は、県建築住宅課や県地方支部（県土木事務所）並びに応急危険度判定士と連携して、住宅の応急危険度判定を速やかに実施する。

(4) 応急仮設住宅建設戸数の算定

総務班は、住宅の被災状況及び被災者の意向調査から応急仮設住宅の必要建設戸数を算定する。また、併せて応急仮設住宅の建設用地の確保に努める。（建設用地については、平常時において、候補地の選定及び確保に努める。）

(5) 応急仮設住宅建設計画の作成

建設戸数及び建設用地が確定した段階で、県と協議の上で、これを支援する形で応急仮設住宅建設計画の速やかな策定に努める（実施主体は県）。

(6) 入居者の選定

住宅対策班は、応急仮設住宅建設計画の作成を支援することと並行して、入居者の選定を実施する。なお、選定にあたっては、被災状況を考慮のうえ公平・公正に行うと共に、要配慮者に配慮して行うものとする。

(7) 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅建設計画に基づき、応急仮設住宅を迅速に建設する。なお、建設にあたってはバリアフリー機能をできるだけ確保するものとする。

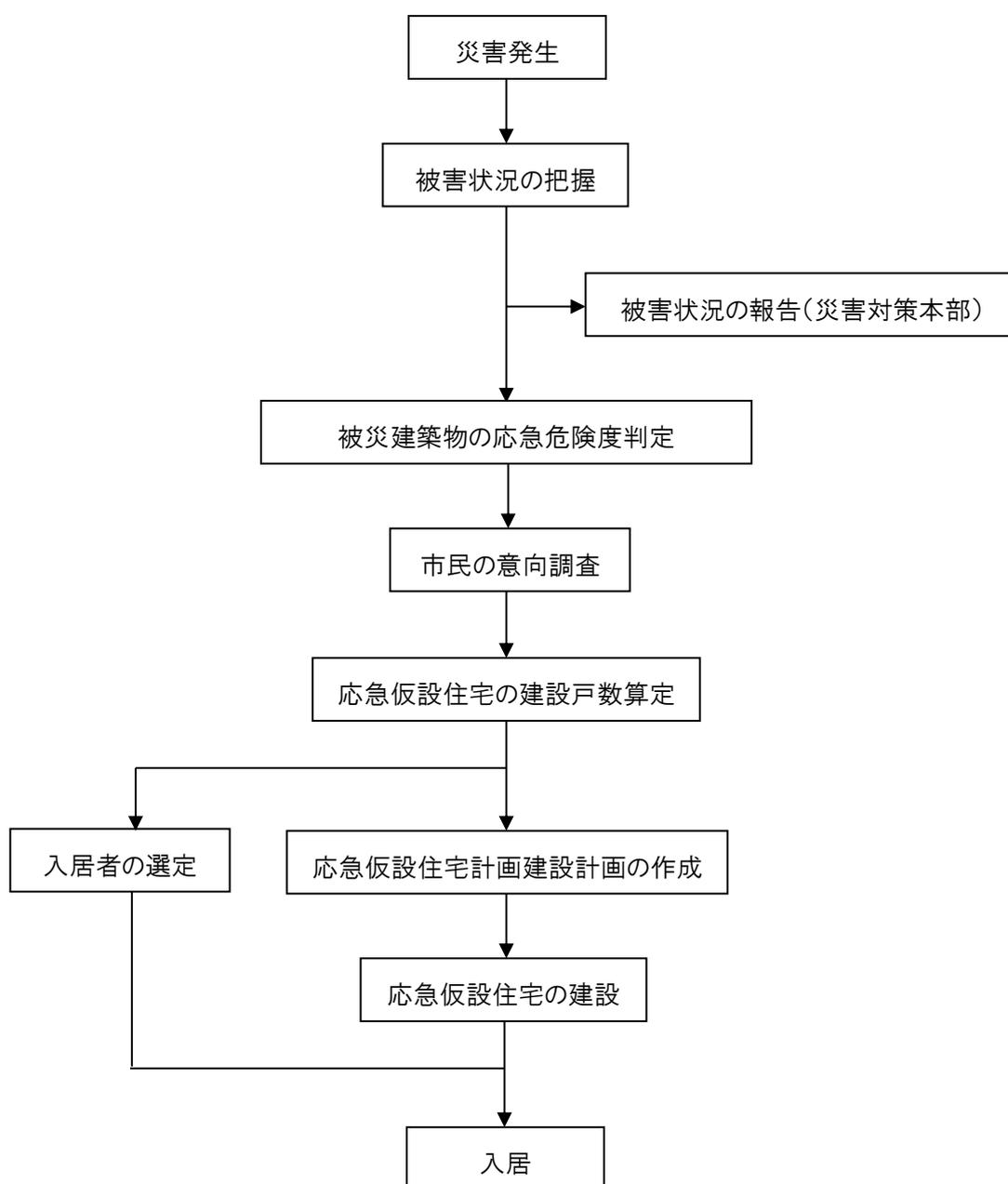
(8) 応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅の建設後、選定した被災者の入居を速やかに実施する。

(9) 公営住宅等の活用

被災者の住宅確保にあたっては、応急仮設住宅への入居に加え、公営住宅の空家活用を推進する。

[応急仮設住宅の建設フロー]



2 応急仮設住宅の建設

(1) 建設の実施

① 実施者

応急仮設住宅の建設は、特別な事情がある場合を除き、県が実施する。

② 対象者

ア 入居対象者

住家に被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

(ア) 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある者

(イ) 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない者

(ウ) 住宅を賃借し、又は購入する資力がない者

イ 災害救助法の適用による応急仮設住宅に収容される者

災害により、住家が全壊または全焼し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

ウ 要配慮者への配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した構造のものとするように努める。

エ 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与の期間は、完成の日から2年以内とする。

(2) 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、市が提供するものとする。用地は市有地であり、被災地に近い場所を原則とするが、災害発生地区の状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの整備状況等を考慮して決定する。

(3) 入居者の選定

入居者の選定は、県からの委任を受け市が実施し、その選定に当たっては十分な調査を行い、必要に応じて民生委員や児童委員の意見を聴取する等、被災者の資力、その他生活条件を参考にした上で行う。その際、次のいずれかに該当する者を優先的に選定する。

① 生活保護法の被保護者及び要保護者

② 特定の資産を持たない失業者、一人親世帯、高齢者、病弱者及び障がい者、勤労者及び小規模企業者

③ 上記に準ずる経済的な弱者

(4) 入居者への配慮

高齢者、障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー及び手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康維持及び精神的安定に努める。

(5) 応急仮設住宅の管理

管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めるものとし、応急仮設住宅に管理人を置く場合には男女両方を配置する。

また、応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成することとし、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載する。個人情報取扱及び管理には十分に注意する。

(6) 地域社会づくり

- ① 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。
- ② 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進める。
- ③ 自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行う。
- ④ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮する。
- ⑤ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動が行われるよう配慮する。

(7) 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住場所を与えるための仮設建築物であって、その目的が達成されたときは、撤去されるべき性格のものである。このため、市は入居者にこの趣旨を徹底させると共に、住宅の斡旋等を積極的に行う。

第2 一時的住宅の提供

1 公営住宅等の活用

- (1) 公営住宅等への一時的な入居の斡旋（あっせん）、手続は住宅対策班が行う。
- (2) 入居の対象者は、原則として、応急仮設住宅への入居の基準に準じる。

2 協力の要請

住宅対策班は、必要に応じて民間賃貸住宅の借り上げ、又は他市町への公営住宅提供の協力要請を行う。

※市営住宅一覧：資料編参照

第3 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次による。

(1) 実施責任者

知事から委任された場合、本部長（市長）が実施する。

(2) 対象者

住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力により応急修理をすることができない者とする。

(3) 応急修理内容

応急修理は、被災家屋の居室、炊事場、便所等の最低限日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(4) 実施期間

応急修理は、原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

2 住宅関連の障害物の除去

住宅又はその周辺等の日常生活に欠くことのできない場所にたい積した土砂、廃材等を除去する応急対策を行い、日常生活の回復を図る。

なお、災害救助法適用以前の応急対策については、下記による。

(1) 対象者

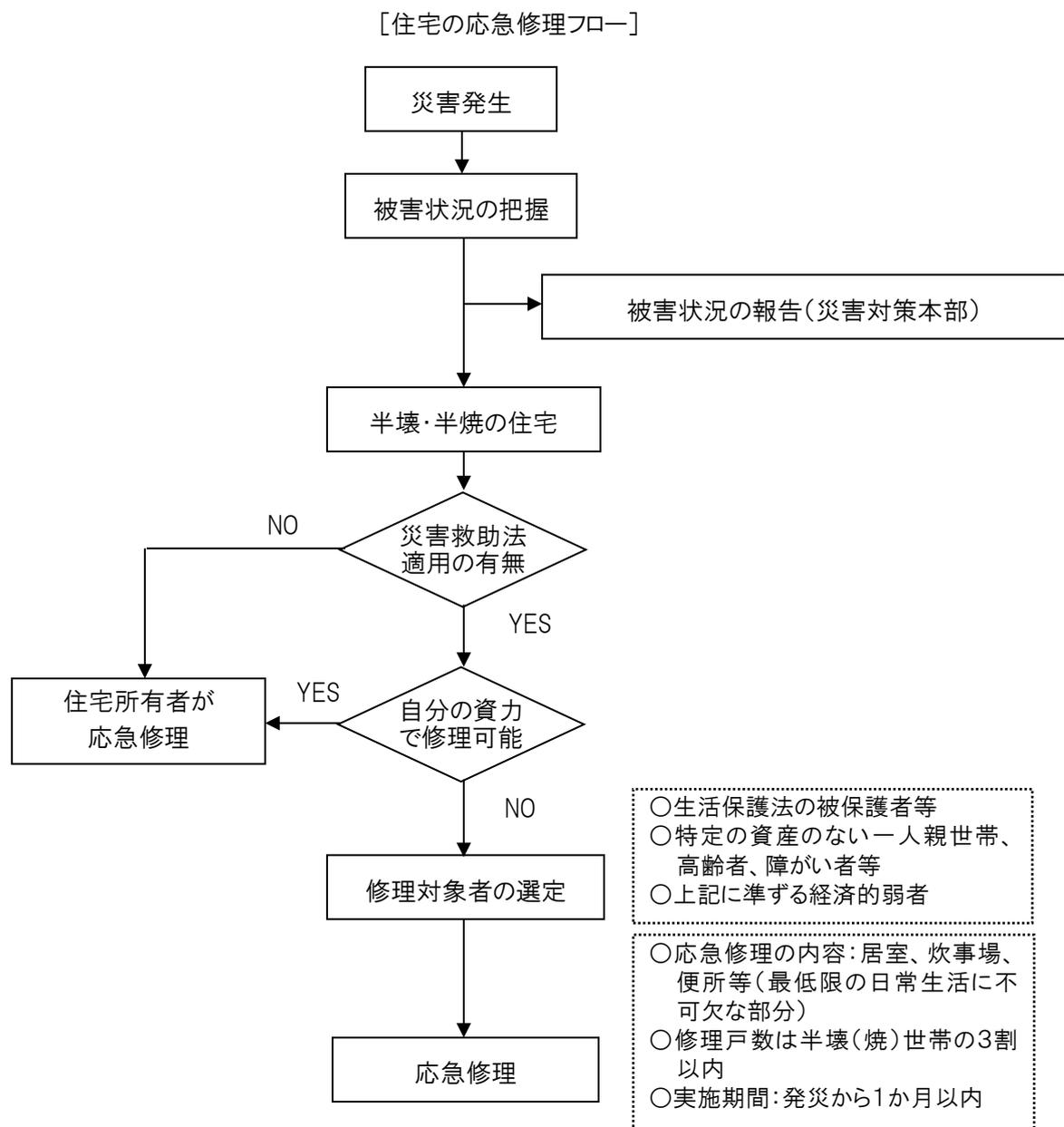
住宅又はその周辺等の日常生活に欠くことのできない場所に障害物が存在するため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者を対象とする。

(2) 実施

労力または機械力が不足する場合には、県、関係機関及び他の市町等に対して協力を要請する。

(3) 実施期間

実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。



第12節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

[市の体制]

主な担当課	総務課、危機管理課、市民課、福祉課、水道課、その他全課
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部、健康福祉対策部、建設対策部、 その他全対策部

第1 食料の供給

災害により被災し、食料を失った市民のため、備蓄食料の配給、炊き出し業者の手配等を行うものとする。

なお、災害規模が著しく大きい場合は、食料集積地を設け、ここで食料等を扱うものとする。また、災害救助法が適用された場合においては、その費用の範囲及び実施期間については、災害救助法の定めるところによる。

1 対象者

食料の供給については、おおむね次の者を対象とする。

- (1) 避難指示等に基づき避難所に収容された者
- (2) 住家が被害（全・半焼、全・半壊）を受けたため、炊事の不可能な者
- (3) 住家に被害を受けたため、一時的に縁故先等へ避難する者
- (4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- (5) 災害応急対策活動の従事者
- (6) 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者

2 食料供給の内容

緊急時には備蓄食料を配分すると共に、市と災害時の応援協定を締結しているホテル・旅館に食料供給要請を行い、主食として米穀、パン等の他、弁当等を購入してこれを配給する。

また、必要に応じて副食や調味料等を支給すると共に、入院患者、乳幼児、高齢者等で特別な食料を必要とする者についても配慮する。

3 食料の確保

- (1) 食料供給の必要量の把握を行い、その確保に努める。
- (2) 食料の不足が見込まれる場合には、応援協定企業及び農業協同組合等に支援協力を要請し、確保する。

- (3) 市内での調達が困難な場合は、他の市町、自衛隊等へ要請する。
- (4) 災害救助法が適用された場合等においては、県に対して食料供給を要請する。

4 食料供給活動の実施

(1) 備蓄食料の配分

災害の程度、避難者の状況等により、緊急に食料の配給が必要な場合には、車両手配を行うと共に、必要な職員を直ちに備蓄倉庫等の備蓄食料保管場所及び避難場所に派遣する。併せて消防団、自治会、自主防災組織、災害ボランティア等に協力を依頼して、備蓄食料の配送及び避難者や被災者へ配給を行う。

なお、備蓄食料が不足するときは、相互応援協定市、近隣の市町、県等に支援を要請すると共に、政府所有の米穀・乾パン等の調達を併せて要請する。

※災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領:資料編参照

(2) 保 管

食料は、原則として食料集積地又は避難所等に保管する。

(3) 輸 送

調達した食料の輸送は、原則として、調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、市が輸送を行う。

(4) 配給の方法

避難所における食料の配給は、避難所の開設責任者が、自治会等の協力を得て実施する。また、配給に当たっては、乳幼児に適した粉ミルク、高齢者、障がい者等に適した食品を優先的に調達して、これを供与する。

なお、必要量の食品が確保できない場合には、公平な配給という立場から、追加調達等を行って、必要量を確保した後で配給を行う。数量が確保できないときには、住宅を失う等により、生活必需品に困窮する世帯や要配慮者を優先させる等の措置をとる。

(5) 炊 出 し

避難が行われたときは、炊出しを実施するものとし、自治会や自主防災組織、災害ボランティア等に協力を依頼し、食料供給拠点、避難所又はその近くの公民館、自治会館等の調理施設や機能を有する適当な場所にて行う。なお、炊出しは衛生面について十分に留意して行う。

第2 飲料水の供給及び給水の実施

飲料水は、生命の維持にとって食料以上に重要といえるものである。このため、災害による水道施設の破損又は汚染のために飲料水の確保ができなくなった市民に対して、速やかに給水活動を行う。なお、災害救助法が適用された場合においては、その費用の範囲及び実施期間については、災害救助法の定めるところによる。

1 飲料水等の確保

取水、送配水施設が、破損又は汚染された場合には、次の方法で飲料水等を確保する。

(1) 浄水の確保

- ① 非常用発電装置により、水源井から水を確保する。
- ② 井戸、プール、耐震性貯水槽等の水をろ水機によりろ過し、これに滅菌剤を投入して、飲料水として適合基準を満たすものを、飲料水として利用する。
- ③ 市民に理解を求め、市民1人1日当たり約3リットルを目安に、3日分程度に相当する飲料水を、市民の備蓄により確保する。
- ④ 福祉施設等（入居施設）、医療機関等においても、必要な飲料水の備蓄に努める。

2 給水計画

災害が発生した場合、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水の対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を策定し、応急給水を実施する。

3 給水の準備

(1) 給水の広報

給水時間、給水場所等を市民に広報する。

(2) 給水地点の設定

給水地点は、避難所又は被災地区周辺の便利の良い場所に設定する。

(3) 給水用資機材の確保

給水タンク車等が不足する場合には、県、自衛隊又は他の市町に対して協力を要請する。水袋等の備蓄資機材が不足する場合には、業者から調達する。

※宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書：資料編参照

4 給水の方法

(1) 給水基準

発災後の期間	応急給水量(1人1日あたり)
発災後 3日間	3 リットル
発災後 4日～10日	20 リットル
発災後 11日～21日	100 リットル
復興期 22日～	250 リットル

(2) 方法

応急給水の方法は、「運搬給水」と「仮設給水栓給水」とする。

なお、「運搬給水」とは、給水拠点等の水を利用して給水車等であらかじめ指定した給水ポイントや避難所等への給水とし、「仮設給水栓給水」については、通水可能な配水管の消火栓上に適宜仮設給水栓を設置して給水するものである。

(3) 特別措置

病院、社会福祉施設等に対しては、特別給水を実施し、医療活動に支障のないよう努め、必要に応じて貯水槽の設置や仮設配管を行う。

第3 生活必需品の供給

災害発生時には速やかに生活必需品供給計画を確立し、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与及び物資の供給を行うことにより被災者の生活の安定を図る。

1 実施

市が主体となって実施するものとするが、災害救助法が適用された場合は、被災者に対する給与の実施は、市長が知事の委任を受けて実施する。

2 供給対象者

避難所に収容された者及び災害で被害を受け日常生活を営むことが困難な者とする。

3 物資の購入

救援班は、市、県等の備蓄物資を使用すると共に、農業協同組合、生活協同組合、大規模量販店、市内業者等に対して協力を要請する。

生活必需品は、次に掲げるもののうちで、災害の状況により必要と認められるものとする。

- (1) 寝具（毛布等）
- (2) 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）
- (3) 様々なサイズの衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
- (4) 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- (5) 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳びん等）
- (6) 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- (7) 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類

- (8) 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資（生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等）
- (9) その他（ビニールシート等）

4 供給及び配分

救援班は避難所の責任者（施設管理者）又は自治会長等の協力を得て、迅速かつ的確に供給を行う。

第13節 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動

[市の体制]

主 な 担 当 課	美化推進課、健康増進課、建設課、下水道課
災害対策本部体制	市民生活対策部、健康福祉対策部、建設対策部

災害発生時においては、慢性疾患患者の救護及び感染症患者の早期発見等が必要となる。

そこで、市は保健活動、検病調査、予防宣伝及び感染症まんえんのおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒並びに防疫活動等を迅速に行い、病弱者救済と被災地における飲食等に起因する病害発生の防止、感染症発生と流行病の未然防止に万全を期し、市民生活の安定を図る。

また、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護、同行避難時の適切な飼育指導を行う。

第1 保健衛生対策の実施

1 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮する。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

2 保健活動

(1) 実施者

- ① 災害発生時における保健活動については、医務防疫班が保健所の指導、指示に基づき実施する。
- ② 市独自での処理が不能である場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 巡回健康相談

医務防疫班は、保健所と連携し次の保健活動を実施する。

- ① 避難所や被災家庭において、被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談や家庭訪問を実施する。
- ② 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるように訪問指導、健康相談等を実施する。
- ③ 保健所と連携して、慢性疾患患者等への対応を行う。
- ④ 市は、災害発生時における保健活動の実施にあたって、必要な場合には保健師の派遣について保健所長に要請する。
- ⑤ 保健師の活動

災害直後の初動期 (～7日目)	ア 救護活動を行う。 イ 入院、入所の必要な者について関係機関と連絡調整を行う。 ウ 市本部、避難所の代表者との連携のもとに避難者、避難所の現状把握、情報提供及び関係機関やボランティアの連絡調整を行う。
避難者が定着しはじめる時期 (8日目～15日目)	ア 救護活動 イ 関係機関との連絡調整 ウ 保健予防活動
避難所が一時的な滞在施設として確立する時期 (16日目～1カ月)	ア 保健予防活動 イ 関係機関との連絡調整 ウ 避難者の健康状態調査と要配慮者と要指導者の把握
避難所が生活の場として定着した時期 (2カ月目～)	ア 保健予防活動 イ 関係機関との連絡調整 ウ 避難所巡回健康相談 エ 健康教育 オ 健康診査活動

(3) 巡回栄養相談

市は、保健所と連携し次の巡回栄養相談活動を実施する。

- ① 避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回して、被災者の栄養状態の把握、栄養状態を改善するための栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- ② 避難所解消後における被災者の食の自立が困難な場合には、巡回栄養相談を継続する等と共に、小グループ単位で栄養健康教育を実施する等して被災者の栄養バランスの適正化について支援する。
- ③ 巡回栄養相談の実施に当たり、県と連携して要配慮者など被災者の栄養状態の把握に努める。
- ④ 在宅慢性疾患患者に対する栄養指導を実施する。

(4) 巡回歯科相談の実施

ア 市は、歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得ながら、被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するため、早期に歯科医師、歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。

イ 特に、要介護者、障がい者は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。

ウ 避難生活解消後も、必要に応じて歯科相談、健康教育等を実施する。

3 メンタルヘルスケア

(1) メンタルヘルスケアの実施

市は、県による保健所への「心の相談所」設置に協力し、被災者に対するメンタルヘルスケアの実施を推進する。

(2) 心のケアに対する知識の普及

被災者の心理的ケアに対応するため、市は県と連携して、「心のケア」や「P. T. S. D. (ポスト・トラウマティック・ストレス・デザスター)」等に対するパンフレットを被災者に配布すると共に、「心のケア」に対する相談窓口を継続的に設置する。

第2 防疫・食品衛生対策の実施

1 災害時食品衛生・環境衛生対策

(1) 食品衛生指導班の編成

市は災害の状況により必要と認めたときは、県に食品衛生指導班の編成を要請する。食品衛生指導班は、災害の規模に応じて、食品衛生監視員をもって構成する。

(2) 食品衛生指導班は、次の活動を行う。

- ① 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保状況の把握と監視指導を実施する。
- ② 食品衛生監視員を避難所等に派遣し、食品の衛生的取扱い、加熱処理、加熱調理、食用不適食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。
- ③ 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水について、必要に応じ衛生上の改善を指導する。
- ④ 食品衛生協会の食品衛生指導員に対し、食品関係営業施設の食品の衛生的取扱いについて、相談及び指導を要請する。
- ⑤ 食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員に検査を実施させて食中毒の発生原因となった食品及び施設の状況把握を行い、被害の拡大及び再発防止に努める。

2 防疫活動

(1) 実施者

- ① 市は、災害発生時における検病検査、防疫等について、保健所の指導や指示に基づいて実施する。
- ② 市独自で処理が不可能な場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関に応援を要請して実施する。
- ③ 県本部は、被災等の状況、市の処理能力を勘案しつつ、予防接種法第6条による代執行を行う。

(2) 市が行う防疫活動の種別と方法

- ① 保健所と連携して、検病調査及び予防宣伝を実施する。
- ② 家屋、道路等の消毒を行う。
- ③ そ族昆虫、害虫等の駆除を行うものとする。
- ④ 臨時予防接種の実施を県本部に要請する。
- ⑤ 県防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施する。
- ⑥ 染症患者又は病原体保有者が発生したときには、感染症指定医療機関への入院を勧告する。

(3) 県の措置

- ① 被災地の衛生状態の維持、消毒、そ族昆虫・害虫等の駆除、検病調査、その他防疫措置の指導を行うものとする。
- ② 災害の規模、態様等に応じた範囲並びに期間を定めて、感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示、そ族昆虫・害虫等の駆除に関する命令、家庭用水供給の指示等を行うものとする。
- ③ 被災地、集団避難所等における検病調査結果に基づく健康診断を実施する。

(4) 報告、記録、整備

市及び県本部は、災害状況報告書、防疫活動状況報告書等、必要関係書類を整備しておく。

(5) 防疫及び保健衛生器材の調達

- ① 市は、防疫及び保健衛生器材を迅速に調達する。また、防疫及び保健衛生器材の調達についてあらかじめ計画を確立しておくものとする。
- ② 調達計画
 - ア 医薬品取扱業者への依頼
 - イ 不足器材についての県本部への支援要請

第3 愛護動物の救援の実施

1 愛護動物の飼育場所の設置

市は、被災地の避難所に愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化を防止する。

なお、避難所等における愛護動物の飼育について適切な指導等を行う。

2 被災地における愛護動物の保護等

市は、県が実施する負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担軽減への対応について、獣医師会等関係団体や動物愛護ボランティア等とともに協力する。

3 応急仮設住宅における愛護動物の受入れ

市は、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。

第4 し尿、ゴミ、がれきの処理

1 し尿処理

(1) 初期対応

- ① 上下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- ② し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ③ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 処理活動

- ① 速やかに、し尿の収集処理体制を確保し、円滑な収集に努める。
- ② 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- ③ 必要に応じて、県、近隣市町、関係団体に応援を要請する。
- ④ 下水道普及地域については、被災状況を把握できるまで、水洗便所を使用せずに仮設トイレを使用するよう広報する。

※し尿処理施設：資料編参照

2 ごみ処理

(1) 初期対応

- ① 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

- ② ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ① 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- ③ 災害時には通常のごみ収集を中止する。
- ④ 生活ごみはできるだけ各家庭に留め置くよう市民に広報を行う。
- ⑤ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、ごみの仮置場や一時保管場所の衛生状態を保つ。
- ⑥ 必要に応じて、県、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

※ごみ処理・粗大ゴミ・不燃物処理施設：資料編参照

3 がれき処理

(1) 初期対応

- ① がれきの発生量を把握する。
- ② がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保すると共に、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 処理活動

- ① がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集し運搬する。
- ② がれきの適正な分別・処理・処分を行うと共に、可能な限り木材やコンクリート等についてはリサイクルに努める。
- ③ アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染の未然防止に努めると共に、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- ④ 必要に応じて、県、近隣市町、関係団体に応援を要請する。
- ⑤ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

※ごみ処理・粗大ゴミ・不燃物処理施設：資料編参照

第14節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

[市の体制]

主 な 担 当 課	市民課、美化推進課、福祉課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部、健康福祉対策部、消防本部

第1 行方不明者及び遺体の搜索

行方不明又は死亡者が発生したときには、市は警察署と緊密な連携を保ちつつ、その搜索及び収容を行う。

1 行方不明の搜索

- (1) 行方不明の搜索は、市が警察署と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。
- (2) 遺体が流失等により、他市町に漂着していると認められる場合には、県地方本部及び遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の搜索を行う。
- (3) 市は、身元不明遺体の写真撮影を行う他、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い、その身元を確認する。
- (4) 市は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すと共に情報の入手に努め、搜索に当たる。

2 遺体の検視及び処理

- (1) 市は、遺体を発見した場合には、速やかに警察官に連絡し、警察官は医師の立会のもとで検視を行う。
- (2) 遺族が混乱期で遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存、あるいは検索を行うことが出来ない場合には、現場において仮設収容所等を設けて処理器具資材等搬入の上で遺体の洗浄、縫合、消毒等について処理する。

3 遺体の収容

- (1) 医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、市が関係機関等の協力を得て、その収容、引渡しに当たる。
- (2) 遺体が多数ある場合は、近接の公共施設を利用して遺体を収容し、検視、引渡等を行う。なお、遺体収容等のための適切な建物がない場合は、天幕、幕張り等の施設を設ける。

- (3) 検視後遺体を毛布に包み、担架でもって搬送車で遺体収容所に搬送し、収容する。
- (4) 遺体は、遺体収容所に到着順に仮安置する。
- (5) 仮安置した遺体を医師と看護師の指示を得て洗浄、縫合及び消毒等の処理を行う。
- (6) 遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。
- (7) 遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票の整理の上で納棺し、遺体検案書と共に引渡す。
- (8) 性別、推定年齢及び遺品等を遺体処理台帳に記載して収容所に提出する。
- (9) 身元の確定した遺体については、遺族に引き渡す。
- (10) 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

4 遺体の処理に関わる手続等

収容棺及び納棺に際して必要な物品は、市内外の業者から調達する。

5 行方不明者に対する措置

行方不明者の届出のあった際は、住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し記録する。

6 災害救助法による基準

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、処理は基準により処理する。

第2 遺体の埋葬

死亡者については、検視の上、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合には、市は火葬を実施する。

1 遺体の火葬

遺体は、火葬場に移送し火葬台帳に記載の上、火葬に付する。市単独で対応不可能な場合は、県本部に対して応援を要請する。

また、市は火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

- (1) 死亡者数の把握
- (2) 火葬計画の作成
- (3) 遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保
- (4) 燃料、ドライアイス及び棺等資材の在庫状況の把握・確保
- (5) 火葬のための関係者に対する協力要請
- (6) 相談窓口の設置及び住民への情報提供

※火葬場：資料編参照

第 15 節 社会秩序の維持

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、地域自治課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部

第 1 社会秩序の維持

災害時における市内の社会秩序維持を図るために、必要な場合において本部長（市長）は、以下の措置をとる。

1 警察への要請

災害時における市内の社会秩序維持を図るため、市長は必要な場合、日南警察署長を通じて警察本部長に警察官の出動を要請する。

2 協力要請

警察署に協力を求めるときは、日南警察署長に対して要請する。

3 相互協力

市は、災害応急対策の実施に当たり、市と警察相互の協力が必要な事項については、日南警察署長に連絡し協力関係の保持に努める。

4 自主的警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、必要な場合、市は警察、消防団等と連携し、防犯等を行う自主防災組織の立ち上げ及び地域住民組織による巡回、社会秩序の維持に努める。

第 2 帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

また、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

第16節 公共施設等の応急復旧活動

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、財務課、財産マネジメント課、建設課、 北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター
災害対策本部体制	総合政策対策部、建設対策部

第1 通信施設等の応急復旧

通信設備に災害が発生した場合において、施設の応急復旧に努め、機能の確保に努める。

1 県防災行政無線

災害の発生が予想される場合には、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合には、被災実態を早期に把握し、的確かつ臨機の措置を行うと共に、障害の早期復旧に努め、県本部と市本部及び防災関係機関相互間の通信回線を確保する。

(1) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ① 要員の確保
- ② 非常用電源用燃料の確保
- ③ 機器動作状態の監視の強化
- ④ 車載型地球局の配置
- ⑤ 通信局舎、機器等の保護強化

(2) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ① 車載型地球局による臨時通信回線の設定
- ② 職員による仮復旧の実施

2 NTT災害優先電話の活用

通信施設が被災した場合は、被害を早急に把握し、早急に復旧するよう、西日本電信電話株式会社宮崎支店に要請する。また、災害時の優先電話を活用し、情報収集及び伝達に使用する。

3 市防災行政無線

災害の発生が予想される場合には、通信施設の防護策の強化を図るため以下の処置をとると共に、被災した場合は被災実態を早期に把握し、その早期復旧を行う。

- (1) 要員の確保
- (2) 非常用電源用燃料の確保
- (3) 機器動作状態の監視の強化
- (4) 局舎、機器等の保護強化
- (5) 職員による仮復旧の実施

第2 公共施設等の応急復旧

1 道路・橋りょう

道路管理者は、災害が発生した場合、それぞれ所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

① 被害状況等の調査

土木対策班は、災害が発生した場合には、道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を調査し、その状況を本部長（市長）に直ちに報告する。

② 交通規制・迂回路の設定

土木対策班は、通行が危険な路線・区間を確認した場合には、直ちに警察署へ通報し、通行止め、道路通行規制等の措置を講ずる。また、迂回路がある場合には、これを利用し交通を確保する。

③ 被害の報告

市が管理する道路に被害が発生した場合には、直ちに県地方支部に報告する。

④ 道路管理者への通報

本部長（市長）は、市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたす場合には、その道路管理者に通報し、応急復旧の実施について要請を行う。

(2) 応急復旧対策

① 道路の応急復旧

土木対策班は、被害を受けた市道について、重要度が高い順に次のとおり応急復旧を実施する。

なお、市道以外の道路について、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合には、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。

ア 排土作業又は盛土作業

イ 仮舗装作業

ウ 障害物の除去

エ 仮道、仮橋等の設置

② 資機材・人員の確保

復旧工事の資機材・人員については、市内の建設業者等の協力を得て確保する。

③ 応援・派遣要請

本部長(市長)は、被害が甚大であり、市単独での応急復旧工事が困難な場合には、国、県等に応援を要請する。

2 河川施設

(1) 河川施設の応急対策

災害により河川施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、河川管理者と連携し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて実施する。

① 河川施設の緊急点検

堤防護岸は見回りを行い、決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所の緊急点検を実施する。

② 復旧計画の樹立

堤防及び護岸については、洪水による被害が増大するおそれがある区間や洗掘箇所の補強、クラック等による増破を防ぐため、速やかに復旧計画を樹立し復旧に当たる。

③ 住民への広報

被害の状況、災害の危険性、復旧状況、避難情報等について、報道機関、広報車等により住民に広報する。

(2) 排水対策

① 水門及び排水機等の破損については、二次災害の危険性を考慮し速やかに対処する。

② 排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(3) 関係機関との連携

河川施設等は、上流域から下流域までの一貫した流域管理対策が望まれるため、国、県の管理部署やダム施設管理者等と相互に連携しつつ応急措置を講じる。

第17節 ライフライン施設の応急復旧

[市の体制]

主 な 担 当 課	水道課、下水道課、美化推進課
災害対策本部体制	建設対策部

第1 水道・下水道施設の応急対策

1 水道施設の応急対策

災害の発生により、水道施設に被害が生じた場合には、応急復旧を速やかに実施し、水道水の供給を維持することに努める。

(1) 事前対策

- ① 給水班は被害想定をもとに、あらかじめ管類、弁類等被災施設の復旧に必要な資材を調達できるよう、近隣水道事業者と調整を取りつつ備蓄する。
- ② 給水班は関係事業者及び他の水道事業者等と事前に協議調整（相互応援体制の整備等）し、被災時の人員等の確保を図る。
- ③ 給水班は、水道管路図等の整備を行うと共に分散保管を行う。

(2) 応急復旧対策

- ① 給水班は、被災施設の給水能力を保持することを前提として、取水、導水、浄水施設の機能の確保を行うと共に、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を最優先して行う。その後、病院、避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら順次、配水支管、小管、給水装置等の復旧を行い、断水区域を解消する。
- ② 給水班は復旧後の施設の使用開始に当たって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。
- ③ 給水班は、道路管理者の許可を得て、管路等の地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について、下水道班等の他の地下埋設施設管理者とも相互に連絡調整を図る。また、給水班は復旧後の施設の使用開始に当たっては、下水道班と調整連絡を行う。

2 下水道施設の応急対策

下水道施設の災害復旧は、他の公共土木施設の復旧と同様に、社会全体の復旧活動や住民生活に与える影響が大きいため、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、復旧計画に基づいて関係機関との調整を図りつつ、広報班や清掃班と連携して速やかな復旧作業に努める。

(1) 応急措置

- ① 汚水処理施設の防護
- ② 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- ③ 汚水処理（マンホールトイレ等の設置）に関する調整
- ④ 施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討）

(2) 下水道施設の応急対策

① 汚水処理対策

災害により被害を受けた下水道施設は、速やかに復旧することとするが、水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。また、下水処理施設による受入についても、計画的な処理に努める。

② 管路

- ア 管路の被害に対しては、汚水の流下に支障のないよう、迅速に応急措置を講じると共に本復旧方針について検討立案する。
- イ 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限にとどめるように指揮監督すると共に、状況に応じ現場要員、資機材の補給を行う。
- ウ 可搬式ポンプ等の資機材は、所要量を整備・調達して応急対策にあたる。

③ ポンプ場及び処理場

- ア 停電のためポンプ場及び処理場機能が停止した場合には、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の臨時運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
- イ 特に防護の必要のあるものに対しては、洪水、その他の被害に備え、所要の資機材を調達して応急復旧を行う。

第2 電力、通信施設の応急対策

1 電力施設応急対策計画

九州電力株式会社（宮崎支店）は、電力施設を災害から防護するため、各種施策を行うと共に、災害が発生した場合には、応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

(1) 災害情報の収集等

非常災害対策組織による情報の収集を実施すると共に、状況について市本部へ速やかに連絡する。

(2) 広報伝達等

- ① 関係官公庁に対する迅速な状況報告
- ② 広報宣伝車、新聞その他の報道機関等、広報媒体を活用した住民への広報
- ③ 2次災害事故防止のため、電気施設、電気機器使用上の注意並びに復旧の見通し等の広報宣伝

(3) 応急復旧

施設設備の応急復旧に当たっては、各事業者が定めた応急復旧計画に従い、迅速に対処する。

2 通信施設応急対策計画

西日本電信電話株式会社（宮崎支店）は、通信施設が被災した場合には、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、早期に通信の機能回復を図る。

(1) 応急対策の基本

災害が発生した場合は次の応急対策を実施する。また、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧対策等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

- ① 通信用電源の確保（非常用電源設備、移動電源車等の出動）
- ② 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）
- ③ 特設公衆電話の設置
- ④ 輻輳（ふくそう）対策（発信規制、災害時伝言ダイヤル等の運用）

(2) 通信確保のための応急措置事項

最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を講じる。

- ① 所管通信用建物及び電気通信設備に対する応急措置
- ② 臨時電話等受付所の開設
- ③ 特設公衆電話等の開設
- ④ 通信の利用制限
- ⑤ 利用者への周知
- ⑥ 非常・緊急通話の取扱い

(3) 復旧計画の方針

災害により被災した通信回路の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事等を盛り込んだ復旧工事を行う。

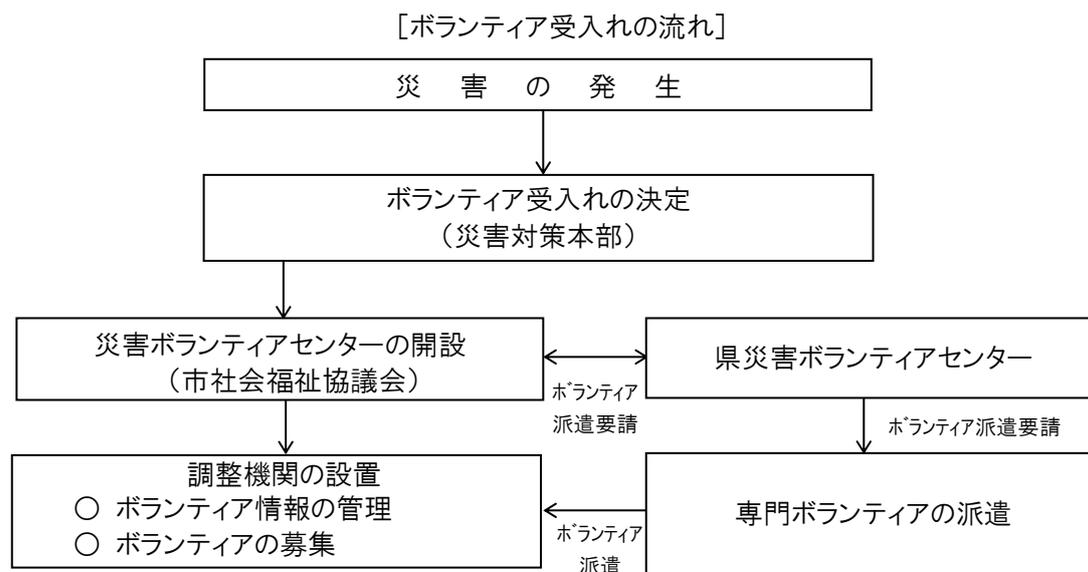
第18節 ボランティア活動との連携

[市の体制]

主な担当課	総務課、危機管理課、福祉課
災害対策本部体制	総合政策対策部、健康福祉対策部

第1 ボランティアの受入れ

災害時におけるボランティア活動の重要性を考慮し、市は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置をとる。



1 災害ボランティアの支援に関する計画

(1) 受入れ窓口の開設

災害ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等については災害ボランティアで組織する調整機関の自主性を尊重するものとする。救援班は、災害ボランティア調整機関と連携を図ると共に、その活動に対して情報の提供や調整支援を行う窓口を開設する。

(2) 活動拠点の提供

市は、市社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティアの活動の拠点となる災害ボランティアセンターを日南総合運動公園等に設置する。

なお、災害ボランティアセンターは次の業務を行う。

- ① ボランティアニーズの把握及び情報提供
- ② 派遣の要請（要否を含む）等の現地ボランティアセンターとの連携
- ③ ボランティアの受入・受付
- ④ 活動に関する事前研修（活動形態、宿泊、内容等）
- ⑤ 地区内のボランティア活動情報の集約・管理
- ⑥ 本部との連絡調整
- ⑦ その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアとのネットワークを形成し、活動を支援する。

(3) 市は、災害ボランティアの必要な数、支援業務の内容、受付体制、災害ボランティアセンターの設置場所等の受付体制について、県災害ボランティアセンターと緊密な連携をとる。また、県と連携を図り、ボランティア保険の加入を促進するため、必要に応じて保険加入の受付窓口を設置する。

2 災害ボランティア等への啓発

市は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- (1) 被災地では基本的に2人以上で行動する
- (2) 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい
- (3) 被災者は、同性でないとは把握できない悩みを抱えている場合を想定する
- (4) 女性に対する暴力等を予防する（防犯ブザーの携帯等）

3 災害ボランティアの活動

災害ボランティアは、おおむね次のような内容に対するサポート業務を行う。

活動項目	活動内容等
炊出し (食糧供給)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊出しのための物資の調達、必要数量の把握 ○ 調理、分配
物資の搬送・仕分け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内外からの物資の搬送及び搬入作業 ○ 物資の数量、品目種類等の整理、把握 ○ 必要物資、数量の把握及び本部への連絡、避難者への公平・適正な配布 ○ 輸送手段、要員等の計画・確保
避難所での 救援活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定施設・緊急的に設営した施設等での活動 ○ 避難者の実態把握 ○ 負傷者、高齢者等の介助 ○ 避難所生活から自立するための支援活動 ○ 避難者の自立のための情報提供・援助、避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 ○ 問合せ等への対応 ○ 在宅居住被災者への支援

活動項目	活 動 内 容 等
救護所での活動	○ 医療活動の補助 ○ 必要な物資の搬送 ○ 医療機関等への連絡
情報伝達・広報	○ 避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報紙の配布等 ○ 外国語による外国人への情報伝達・広報・広報紙の配布等
情報収集（調査活動）	○ 災害発生地域、被害実態、不足品調査、その他緊急的に必要な措置、物資等の調査 ○ 避難所内及び災害発生地域での各種情報の収集及び本部への連絡
募金活動	○ 義援金の受付、整理、団体内の呼びかけ

第2 ボランティアの派遣要請

1 専門ボランティアの派遣要請

救援班は、各班から専門的スキルを有するボランティアの要請があったときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボランティアセンター、関係団体等に対してボランティアの派遣を要請する。

- (1) 医療、助産分野
- (2) 障がい者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
- (3) 建築分野（被災建築物危険度判定士）
- (4) 語学分野
- (5) 輸送分野
- (6) 情報通信分野
- (7) その他専門的なスキルを有する分野

2 災害ボランティアコーディネーターの活動支援及び派遣要請

市は、平時より災害時に各部署において災害ボランティアを指示・統括できる者を登録者の中から募り、災害ボランティアコーディネーターとしての活動を支援する。なお、災害ボランティアコーディネーターがいない場合は、県災害ボランティアセンターに対して派遣を要請する。

第3 災害救援ボランティアセンターとの連携

市は、市災害ボランティアセンターを設置した上で、災害時に県が設置する災害救援ボランティアセンターと緊密な連携を確保し、市の災害応急対策の実施に必要な災害ボランティアの速やかな派遣等の実現に努める。

第19節 義援金・義援物資の受入れ

[市の体制]

主 な 担 当 課	会計課、財務課、財産マネジメント課、福祉課
災害対策本部体制	総合政策対策部、建設対策部、健康福祉対策部、

第1 義援金の受入れ、配分

市内外から被害者に寄贈される義援金について、募集の便宜を図ると共に、その受入れ、管理を行い被災者への公平な配分を行う。

1 義援金の募集

義援金の募集について、市は被災地の状況を十分考慮しながら、県、他の被災市町、日本赤十字社及び県共同募金会等の関係団体により協議会を結成し、義援金の募集を行う。これと共に、市独自でも補足的に義援金の募集を行う。

2 義援金の受付

義援金の受付に当たって、市は、県、他市町及び関係機関と共に、必要に応じて受付窓口を開設し、受付を行う。

義援金を受付けた場合において、その都度県の機関へ引継を行うものとし、それが難しい場合には、金融機関等へ預け入れる等、安全な方法で保管を行う。また、受付に当たっては、寄託者に対して受領書を発行すると共に、授受について必要な記録を整備する。

3 義援金の配分

協議会は、各市町の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき各市町に配分を行う。

市は、被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯等、災害の状況に応じて協議会で協議の上、決定する。

4 記録等

- (1) 義援金の募集実施機関は、義援金拠出者名簿、義援金引継書、義援金受領書、現金出納簿、義援金受払簿を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。
- (2) 義援金の募集に要する経費は、それぞれの募集実施機関において負担する。
ただし、募集実施機関で負担ができない場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は、整備保管しておく。

※義援金・義援物資関係書式：資料編参照

第2 義援物資の受入れ、配分

市内外から被害者に寄贈される義援物資について、募集の便宜を図ると共に、その受入れ、管理を行い、迅速に仕分け等を行って、公平性に配慮しつつ速やかに配分を行う。

1 義援物資の募集

災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要とする物資がある場合には、関係機関の協力のもと、義援物資の拠出を以下により広報等で呼びかける。

- (1) 被災地において必要とする物資
- (2) 被災地において不要である物資
- (3) 当面必要でない物資
- (4) 義援物資送付の際の仕分けの徹底・周知
- (5) 応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること

2 義援物資の受付

- (1) 市は、県と共に、必要に応じて義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。
その際、大量の義援物資が予想される場合には、集積拠点等においてボランティア等の協力により仕分けを行う。
- (2) 市において、物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県及び他の市町に協力を要請するものとする。

3 義援物資の配分

義援物資は、他の救援物資等とあわせて、できる限り早く配分を行う。配分に当たっては公平を原則とするが、その性格上、公平に配分することが困難である場合が多い。この場合、被害の大きい者や要配慮者を優先として配分する。

4 記録等

- (1) 義援物資の募集実施機関は、義援物資拠出者名簿、義援物資引継書等を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。
- (2) 義援物資の募集に要する経費は、それぞれの募集実施機関において負担する。
ただし、募集実施機関で負担ができない場合においては、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は整備保管しておく。

※義援金・義援物資関係書式:資料編参照

第20節 災害救助法の適用

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、財務課、財産マネジメント課、税務課、福祉課、 消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部、建設対策部、消防対策部

第1 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、同法、同法施行令等の定めるところによるものであり、その内容は次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

[災害救助法の適用基準]

指 標	滅 失 世 帯
○市内の住宅滅失世帯数（1号適用）	80世帯以上
○県内の住宅滅失世帯数 かつ市内の住宅滅失世帯数（2号適用）	1,500世帯以上 40世帯以上
○県内の住宅滅失世帯数 かつ市内の住宅滅失世帯数（3号適用）	7,000世帯以上 多数の世帯
○災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市域で多数の住宅が滅失（3号適用）	
○多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（4号適用）	

2 災害救助法の適用申請

市長は、前記1「適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告すると共に、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を申請しなければならない。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

3 災害救助法による救助の種類と実施

(1) 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- ① 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊出しその他による食品及び飲料水の供与
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な賃金、器具又は資料の給与又は貸与（現在運用されていない）
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の実施者

- ① 知事は、救助を迅速、的確に行うため、必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を本部長（市長）に委任するものとし、委任を受けた本部長は委任された事項については、実施責任者となる。
- ② 県知事により市長に事前に委任されている救助の種類

- | |
|--|
| ア 避難所及び応急仮設住宅の供与 |
| イ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給 |
| ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 |
| エ 医療及び助産 |
| オ 被災者の救出 |
| カ 被災した住宅の応急修理 |
| キ 学用品の供与 |
| ク 埋葬 |
| ケ 死体の捜索及び処理 |
| コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準については、資料編「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。また、救助期間については、やむを得ない特別の事情があるときには、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

5 救助の実施状況及び報告

法に基づく救助の実施状況を毎日、記録整理すると共に、その状況を知事に報告する。

第2 被害状況の調査

税務班は、災害救助法の適用申請をする必要がある災害が発生した場合、住宅の被害状況を速やかに調査する。

第3 被害の認定

税務班は、被害状況の調査結果に基づき、住宅の被害認定を速やかに実施する。

1 住宅の被害認定

住宅に関する被害の認定は、以下の認定基準により実施する。

被害の区分	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住宅の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価50%以上に達した程度のもの。
住家半壊 (半焼)	住宅の損傷又は焼失した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積20%以上70%未満のもの又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水・ 土砂の堆積等	上記に該当しない場合であって、浸水がその住宅の床上に達した程度のもの又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

※被害状況判定基準：資料編参照

2 住宅の滅失等の算定

住宅が滅失した世帯の数の算定に当たって、全壊、全焼、流失等住宅が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住宅が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した1世帯とみなす。

被害程度	滅失世帯
全壊(全焼・流失)	1世帯
半壊(半焼)	1/2世帯
床上浸水	1/3世帯

第4 り災（罹災）証明の発行

り災（罹災）証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的として、市長及び消防長が確認できる範囲の被害について証明するものである。

1 り災（罹災）証明の対象

り災（罹災）証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものである。

なお、家屋以外のものがり災（罹災）した場合において、証明の発行が必要な場合には、本部長（市長）が行うり災（罹災）証明で対応する。

- (1) 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2 被害家屋調査

被害家屋調査は、税務班が実施する。調査員が不足する場合は他の職員の応援を求めるものとする。なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合には、近隣市町及び民間団体へ協力を要請する。

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1か月以内に実施する。なお、再調査は判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

なお、災害時にり災証明書の交付が遅延なく行われるよう、平時より被害家屋の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進めるなどり災証明の交付に必要な業務の実施体制を確立する。

※被害調査報告書：資料編参照

3 り災（罹災）台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、り災（罹災）証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災（罹災）台帳を作成する。

4 り災（罹災）証明書の発行

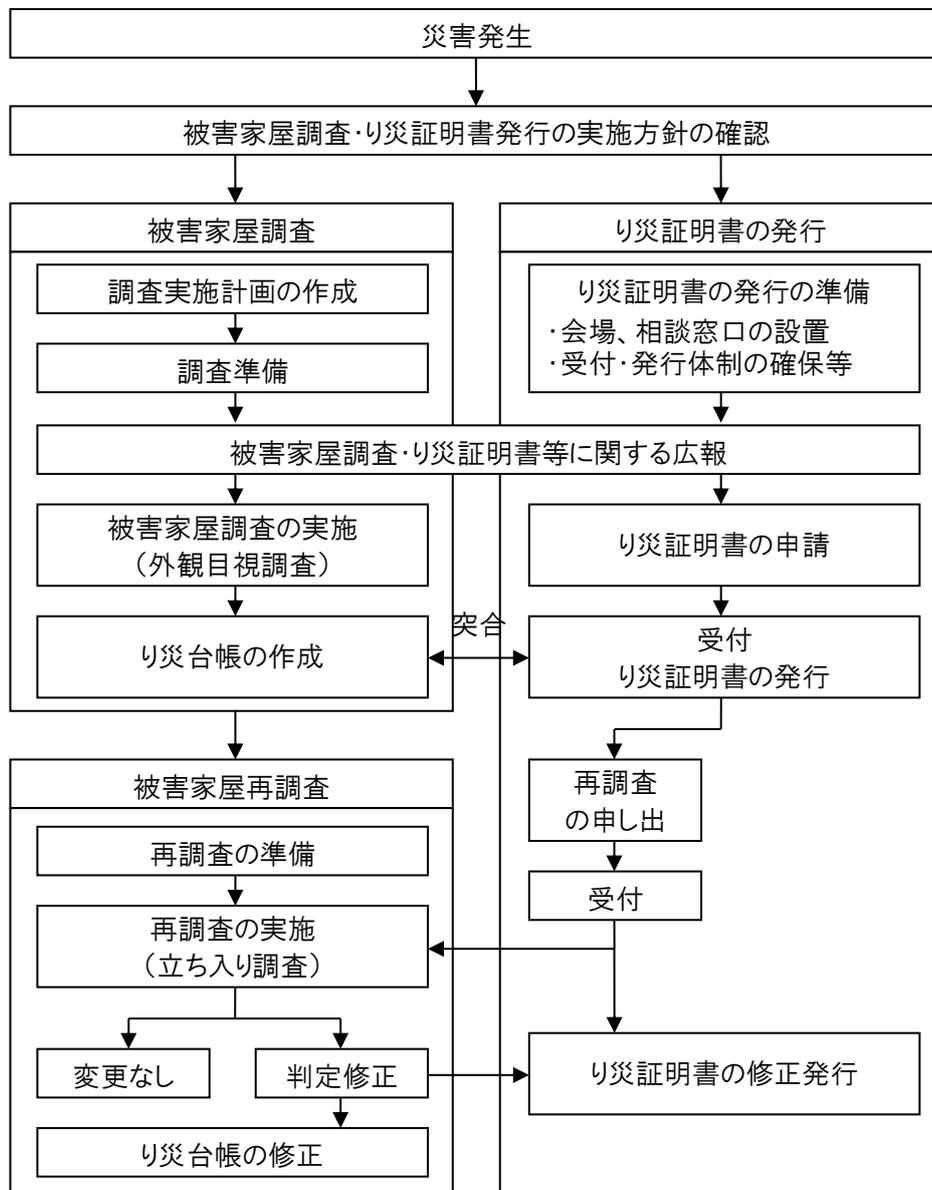
市は、り災（罹災）台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災（罹災）証明書を発行する。

※り災証明願：資料編参照

5 り災（罹災）証明に関する広報

り災（罹災）証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置すると共に、市広報紙等により被災者へ周知を図る。

[り災証明書の発行の流れ]



第 21 節 文教対策

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、こども課、学校教育課、生涯学習課
災害対策本部体制	総合政策対策部、健康福祉対策部、教育対策部

第 1 学校教育対策

学校教育班は、災害が発生した場合には、教職員と連携し児童生徒の安全を最優先に確保する。また、災害発生直後における教員の確保、文教施設の応急復旧、教科書・学用品の応急処理等の措置を速やかに実施する。

1 計画の内容

(1) 学校における防災体制

風水害、地震、火災等の非常時に備え、学校長は、学校の実状や児童生徒の実態に応じた防災マニュアルをあらかじめ作成しておき、毎年所要の見直しを行う。また、市内保育園も学校の対策に準じた防災体制による対応を行う。

① 関係情報の収集

気象の状況によって災害の発生が予想される場合には、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に留意する。

(2) 児童生徒の安全確保措置

① 大雨警報等の発令時等における措置

大雨警報等が発令され、災害発生のおそれがある場合には、次により災害に備える。

ア 臨時休業

登校前においては、児童生徒は自宅待機とし、大雨警報や暴風警報等が発令中の場合には、天候の推移を検討した上で臨時休業の検討を行う。

イ 終業時刻の繰上げ・繰下げ

児童生徒が学校の管理下にあつて大雨警報等が発令された場合には、下校の措置をとる。その際、児童生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況を勘案の上、適切な措置をとる。

② 大雨警報等発令前における特例措置

登校時刻における大雨警報等の発令が必至で天候悪化が確実であると判断される場合においては、学校長は市教育委員会と協議の上で、臨時休業等の措置をとる。

また、学校の管理下にあつて、大雨警報等の発令が必至と判断される場合においても、事前に下校の措置をとる。

③ 大雨警報等解除後の措置

登校時刻前までに大雨警報等が解除された場合においても、通学途上において災害等の危険が予測される場合においては、学校長は市教育委員会と協議の上で、児童生徒を自宅待機させ、必要に応じ始業時刻の繰下げ又は臨時休業等の措置をとる。

④ 始業時刻以前の休業及び始業時刻の繰下げの伝達

登校前時点で大雨警報等が発令中の場合においては、学校長の判断による休業又は始業時刻の繰下げ等の措置は、始業時刻以前は、非常連絡網等を使った電話網等を活用し、伝達する。

(3) 学校長の措置

① 学校長は、学校の立地条件等を考慮し、常に災害時における応急の教育計画を作成すると共に、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し、職員に周知する。また、児童生徒の避難訓練の実施及び災害時における登下校対策等の措置を講じる。

② 学校長は常に気象状況に注意し、災害発生のおそれがある場合には、次の事項に留意して、応急教育体制に備える。

ア 防災に関わる施設・設備の計画的な点検・整備

イ 学校行事、会議、出張等の中止

ウ 災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の検討

エ 市教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認

オ 時間外における所属職員の所在確認と非常召集方法の周知

(4) 応急教育実施の予定場所及び教員の確保措置

市教育委員会はあらかじめ、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、学校授業が災害のため中断することのないように、応急教育の実施予定場所の選定、その他災害により教職員に欠員が生じた場合の措置対策他について、教職員・住民に対し周知徹底を図る。

[応急教育の予定場所や教員確保の措置について]

災害の程度	応急教育の予定場所	教員確保の措置
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	○特別教室、屋外施設等を利用する。 ○二部授業等、授業の実施方法について柔軟に対応する。	○被災し勤務できない者が少数の場合は、学校内において対応する。
学校の校舎の全部が災害を受けた場合	○公民館等公共施設を利用する。 ○隣接学校の校舎を利用する。	○管内の学校間において対応する。

災害の程度	応急教育の予定場所	教員確保の措置
特定の地区全体について相当大きな被害を受けたとき	○住民避難先の最寄りの災害を受けなかった学校、公民館等公共施設を利用する。	○隣接学校より可能な範囲内において応援を受ける。 ○被災し勤務できない者が多数のため、前記の方法によっても授業の実施が困難な場合は、県教育委員会に派遣を要請する。
県内大部分（広域な範囲）について大規模災害を受けた場合	○避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。 ○市内に適当な施設のない場合は、県教育委員会に施設の斡旋（あつせん）を要請する。	

(5) 応急教育対策

① 被災状況調査の実施

学校教育班は、応急対策等の方針を決定するために、次の項目について被災状況を速やかに収集し、市教育委員会及び市本部に報告する。

- ア 学校施設の被災状況
- イ 教職員の被災状況
- ウ 児童生徒の被災状況

② 教育施設の応急復旧対策

学校の応急復旧対策は、次に定める内容に即して実施する。なお、学校施設以外の教育施設については、速やかに平常業務を行えるような応急措置をとる。

ア 校舎、運動場の応急復旧

軽易な校舎等の被害については、早期に応急修理を行い、通学の危険がなくなった場合には、直ちに授業を再開できるようにする。ただし、教室に不足が生じた場合においては、特別教室を転用するなどの措置を講じる。運動場の被害については、危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待って復旧する。

また、いずれも被害が甚だしく、応急修理では使用に耐えないと判断されたときは、一時学校を閉鎖する。

イ 備品関係の応急復旧

破損又は冠水等によって使用不能になった児童生徒用の机・椅子の補充は、被災していない市内の学校等から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。

ウ 学校施設の緊急使用

避難所又は災害対策関連施設の設置等で体育館等を使用するときは、施設の被害程度を考慮し、市本部及び防災機関とよく協議した上で決定する。

③ 応急教育の実施

応急教育の実施については、被害状況に応じ、教育の実施場所、実施方法及び児童生徒への連絡方法等を考慮の上、学校教育班において事態に即応した措置をとる。

ア 学校施設の確保

学校施設の著しい被害、多数の避難者収容又は通学路の遮断等によって通常の授業を行うことができないときは、被害等のない最寄りの学校又は他の公共施設において授業を行うなどの措置をとる。

イ 教職員の確保

応急教育を実施するに当たって、学校教育班は必要な教職員の確保を行う。災害により教職員の多くが被災し、応急教育の実施に支障がある場合には、県教育委員会との協議の上、次の方法によって教職員を確保する。

(ア) 学校教育班は、各学校の教員不足数の状況により、一時的な教員組織の編成を検討し、出務等を指示する。

(イ) 教員免許状所持者で現職にない者の一覧表を学校教育班に備え、必要に応じて派遣する。

(ウ) 応急教育の方法

被害の程度に応じて、教育の場所を公民館等に変更し、又は学校が避難所等として学校教育の目的外に使用される場合や、教科書、学用品等の損失が生じることもあるため、次の点に留意して応急教育を実施する。

- a 教科書、学用品を損失した児童生徒のみが負担にならないよう措置する。
- b 授業が不可能になる事態が予想される場合、勉学の方法、量等をあらかじめ通知する。
- c 授業が不可能な事態が長期にわたる時は、連絡の方法、組織(PTA、子ども会等)の整備を工夫する。

(6) 教科書の確保

① 市教育委員会は、教科書の喪失、き損の状況を速やかに調査して、県教育委員会に報告すると共に教科書取扱店に連絡する。

② 教科書の支給は、各学校が損失状況を把握した上で取次店に発注して行う。文房具及び通学用品等の支給は、学校教育班が各学校からの損失状況報告に基づいて一括発注して行う。

(7) 給食等の措置

① 災害状況により応急給食が実施できるようにする。

② 給食の中止

ア 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき

イ 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

ウ 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき

エ 給食物資の調達が困難なとき

オ その他、給食の実施が外因的な事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき

(8) 就学援助等

① 学校納付金等の減免

被災した児童生徒に対して、納付金等の減額、免除・貸付等を行う。その減免額については、被害の程度及び実情に応じて決定する。

② 就学援助

学校教育班は、学校長から就学援助を必要とする児童生徒の報告があった場合には、被害の程度及び実情に応じて就学援助を行う。

(9) 避難所開設時の対応

学校において避難所が開設される場合には、学校長は次の措置を講じる。

① 避難場所の開設等に協力し、学校等の管理に必要な職員を確保して、万全の体制を確立する。この際には次の点に留意する。

ア 授業中に発災した場合においては、児童生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について本部と協議する。

イ 各学校の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌について明らかにしておき、職員に周知する。

ウ 学校は平素より市教育委員会との情報交換・連絡を行っておく。

エ 学校へ避難をしてくる被災者は、児童生徒の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所の運営組織のあり方について避難者による自治的な運営ができるように、学校、地域、保護者間で十分な意志疎通を図っておく。

② 高校生については、安全が確保できた段階で、地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させることについても検討する。

(10) 避難等に係る防災体制

① 通信機器の確保

緊急時に対応できる通信機器（携帯電話等）を確保するように努める。

② 巡回・引率体制の確立

職員による巡回・引率体制を確立し、保護者の協力を得る。

③ 防災マップの作成

通学路等の危険箇所、地域の避難場所等を明らかにした防災マップを作成して、関係機関に周知する。

④ 職員への周知徹底

各学校については、防災体制について校内研修等を位置づけるなどして職員への周知徹底を図る。

(11) 心の健康への支援

健康相談等を実施するなど児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

第2 保育対策

1 事前措置

民生対策部長は、災害発生のおそれがある場合において、休園措置について検討し、保育所長を通じて保護者へ伝達する。

また、民間の保育所及び幼稚園に対して、災害情報等の伝達を行う。

2 災害発生直後の体制

- (1) 保育所長は、状況に応じて緊急避難の措置を講ずる。この場合、園児の安全確保を第一とし、園において保護者に確実に引渡す。
- (2) 保育所長は、災害の規模、園児・職員及び施設・設備等の被害状況を把握し、速やかに児童福祉班に報告する。
- (3) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は所属の保育所に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力する。保育所長は、応急保育の実施及び保育所管理等のための体制を確立する。
- (4) 保育所長は、状況に応じ臨時の保育編成を行い、速やかに園児及び保護者に周知する。
- (5) 本部長（市長）は、児童福祉班を通じて、保育所長に対して適切な緊急対策を指示する。
- (6) 児童福祉班は、民間の保育所及び幼稚園に対し、災害情報や避難情報等を伝達する。また、必要に応じて、被害状況等の情報提供を求める。

3 応急保育の実施

災害が発生した場合には、市内の保育所に臨時保育所を開設して、応急保育を実施する。保育士は、臨時保育所に充てられた保育士がこれにあたる。

- (1) 保育所長は、職員を掌握して保育所の整理を行い、園児の被災状況を把握した上で児童福祉班に連絡して復旧作業に努める。
- (2) 児童福祉班は、情報、指令の伝達について十分な措置を講ずる。
- (3) 受入れ可能な園児は、保育所において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域毎に実情を把握するよう努める。
- (4) 衛生管理には、十分注意する。

第3 社会教育施設等対策

地区公民館等の施設管理者は、被災状況の把握に努めると共に、被災施設の応急修理を速やかに実施する。なお、施設の被災状況については、的確に文化施設班に報告する。

第4 文化財保護対策

文化施設等は、災害が発生した場合には、文化財等の被害を最小限に抑えるように迅速な応急対策を実施する。万一文化財に破損等が生じた場合には、管理者より被災状況報告を届出させ、この報告を関係機関に報告すると共に、関係機関の指導のもとで復旧計画を策定する。

なお、災害が発生した場合、速やかに以下の措置をとる。

- (1) 文化財管理者に対し、被災状況に係る情報を速やかに収集し、状況に応じた応急対策を指導すると共に必要に応じ係員を現地に派遣する。
- (2) 被災状況調査の実施を行う。
- (3) 被害の著しい場合には、管理者及び県教育委員会と協議しながら移設可能な文化財を一時的に安全な場所に保管する。
- (4) 文化財の移設若しくは、破損等が生じた場合には、関係機関（国、県）に対し、事後報告を行う。

※文化財一覧：資料編参照

第 22 節 貯木及び在港船舶対策計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、水産林政課
災害対策本部体制	総合政策対策部、産業経済対策部

第 1 貯木対策

1 山元貯木場における流木対策

本部長（市長）は、関係機関と連携して、山元貯木場における流木対策措置を以下の方法により講ずる。

- (1) 災害の発生するおそれがある場合は、災害に関する情報を木材所有者等に伝達して、災害回避の事前措置等について指導する。
- (2) 台風等の災害時における木材の流出対策として、木材の流出予防措置等に必要な資材等の準備をあらかじめ木材所有者等に指導する。
- (3) 木材が流出するおそれがある場合には、木材を安全な場所に搬出又は確実に固縛するよう木材所有者に指導又は勧告する。
- (4) 搬出不可能な木材で、かつ、それが流出するおそれがある場合には、その所有者等に対して流木防止処置を施すよう指導又は勧告する。

2 港湾内貯木場における災害対策

本部長（市長）は、関係機関と連携して、港湾内貯木場における流木対策措置について、以下の方法により講ずる。

- (1) 災害の発生するおそれがある場合は、災害に関する情報を港湾内貯木場の木材所有者等に伝達して、災害回避の事前措置等について指導する。
- (2) 貯木に際しては、災害防止のために、その収容能力を超えないようにする適切な対策を講ずるよう指導する。
- (3) 台風、高潮及び津波等の発生時における木材の流動に対処するために、流動予防措置の方法及び予防措置に必要な資材等の確保について、あらかじめ木材所有者等に指導する。
- (4) 陸上にあたり流出するおそれがある木材又は漁船については、速やかに移動又は確実に固縛するよう、その所有者に指導又は勧告する。

第2 在港船舶対策

市、海上保安部等関係機関は、船舶の被害防止対策として次の措置をとる。

- (1) 災害の発生するおそれがある場合には、災害情報等を関係機関に周知する。
- (2) 港内に停泊している船舶に対しては、安全な停泊地に移動又は港内での停泊方法について指導する。
- (3) 岸壁係留船舶は、離岸して錨泊させるが、離岸できない場合においては、岸壁に乗り上げない措置を指導する。
- (4) 荷役中の船舶は、作業を中止させる。
- (5) 港内又はその周辺において漂流物、沈殿物等の交通を阻害する障害物が発生した場合は、その所有者に除去を命ずる。また、他の船舶に対しては、障害物情報として通報する。

第23節 農林水産関係対策計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	農政課、水産林政課、北郷町地域振興センター、 南郷町地域振興センター
災害対策本部体制	総合政策対策部、産業経済対策部

第1 農林水産物の事前及び事後対策

1 事前対策

農業対策班、林水対策班は、台風等により農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を樹立し、農林漁業者に周知徹底を図ると共に、県等関係機関と連携して事前対策の指導を行う。

2 事後対策

台風等の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、農林漁業者に周知徹底を図ると共に、県等関係機関と連携して事後対策の指導を行う。

第2 農産業対策

1 事前対策

農業対策班は、台風等により被害を生じるおそれがあるときは、農業改良普及センター及び農業協同組合と連携して、農家に対し事前対策を指導する。

2 応急対策

- (1) 災害によって農作物の播き直し、又は植え替えをする場合には、農業協同組合に対し種苗の確保を要請すると共に、県にその旨を報告する。
- (2) 緊急に病虫害防除の実施が必要な場合には、農業改良普及センター、農業協同組合と連携して防除対策を指導する。
- (3) 緊急的に農薬を必要とする場合には、県を通じ宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸商業協同組合に対し緊急供給を依頼する。

第3 畜産業対策

1 事前対策

農業対策班は、台風等により被害を生じるおそれがあるときには、施設の安全措置、家畜の避難をするように指導する。

2 応急対策

- (1) がけ崩れ、浸水等の危険がある場合には、家畜を避難させるよう指導する。
- (2) 家畜に伝染病の疑いがある場合には、県の家畜防疫班及び畜舎消毒班並びに家畜衛生班の派遣を要請する。また、家畜の診療が得られない場合には、県に診療班の派遣を要請する。
- (3) 飼料の確保が困難となった場合には、農業団体や飼料業者に対して、必要数量の確保及び供給を依頼すると共に、県に斡旋（あっせん）を依頼する。

第4 林産業対策

1 事前対策

林水対策班は、台風等により被害を生じるおそれがあるときには、森林組合等と連絡をとり、林家に対して事前対策を指導する。

2 応急対策

市は、災害時において被災立木竹による二次災害防止と、林道機能の確保及び林産物の被害を軽減するために、次のとおり県と協議の上で被災立木竹の除去、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

(1) 被災立木竹の除去、土砂の除去

被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。また、被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

(2) 病虫害の防除

被災立木竹は菌による腐朽や害虫の食害を受けやすいため、健全木竹への被害まんえんを防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹については速やかに林外へ搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

(3) 林業用種苗の確保

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、市は森林組合等と協力して対策の技術指導を行うと共に、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

第5 水産業対策

1 事前対策

林水対策班は、台風等により被害が発生するおそれがあるときは、漁業協同組合等と連絡をとり、漁業施設、漁船等の安全対策を指導する。

2 応急対策

(1) 水産養殖用種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するため、県に斡旋（あっせん）を要請する。

(2) 病虫害の防疫指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合、県水産試験機関に対し、防疫対策についての指導を要請する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

[市の体制]

主 な 担 当 課	地域自治課、税務課、市民課、福祉課、商工政策課、こども課、財産マネジメント、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部、健康福祉対策部、産業経済対策部、建設対策部

第 1 被災者への相談窓口の設置

災害によって被害を受けた市民が早期に生活の安定を図れるように支援する。

その実施に当たっては、相談窓口を設置して被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図るなど、可能な限り細やかな対応に努める。

第 2 生活確保資金の融資等

1 災害弔慰金等及び災害援護資金の給貸与

市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給すると共に、身体又は精神に障がいが残った場合には、その者に対し災害障害見舞金を支給する。

※日南市災害弔慰金の支給等に関する条例：資料編参照

※日南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則：資料編参照

[災害弔慰金の支給]

対象災害	自然災害	○1 市町村において住家が5世帯以上滅失した災害 ○都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ○都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ○災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給額	①生計維持者	500万円
	②その他の者	250万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 (兄弟姉妹については、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者が対象となる)

[災害障がい見舞金の支給]

対象災害	自然災害	○1 市町村において住家が5世帯以上滅失した災害 ○都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ○都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ○災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給額	①生計維持者	250万円
	②その他の者	125万円
障がいの程度		1 両眼が失明したもの 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項と同程度以上と認められるもの

出典：宮崎県地域防災計画第2編 共通対策編第4節1 災害弔慰金等の支給

[災害援護資金の貸付け]

対象災害	自然災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		
貸付限度額	①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	②家財の1/3以上の損害	150万円	
	③住居の半壊	170万円(250)	
	④住居の全壊	250万円(350)	
	⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円	
		※特別の事情がある場合には()内の額とする。 ※重複する場合には50万円を調整する。	
貸付条件	所得制限	世帯人員	(市民税における総所得金額)
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
利率	年3%(据置期間は無利子)		
据置期間	3年(特別の事情がある場合は5年)		
償還期限	10年(据置期間を含む)		
償還方法	年賦又は半年賦		

出典：宮崎県地域防災計画第2編 共通対策編第4節2 災害援護資金の貸付

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、生活福祉資金の貸付けを行う。

[生活福祉資金の災害援護資金貸付け]

資金名	生活福祉資金(福祉資金・福祉費)の「災害臨時経費」、「住宅経費」
実施主体	県社会福祉協議会(窓口は日南市社会福祉協議会)
対象災害	災害弔意金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対象世帯	災害を受けた低所得者・障害者世帯・高齢世帯 ※低所得者とは、概ね市町村民税非課税程度。または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度。
貸付限度額	① 災害臨時経費 150万円以内 ② 住宅経費 250万円以内

貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
据置期間	6ヶ月以内
償還期限	7年以内
償還方法	月賦

出典：宮崎県地域防災計画第2編 共通対策編第4節3生活福祉資金の災害援護資金の貸付

3 母子寡婦福祉資金の貸付

「母子及び寡婦福祉法」に基づき、災害による被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

[母子寡婦福祉資金の貸付]

資金名	母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県(窓口は、市福祉事務所)
貸付対象者	母子家庭の母又は寡婦
貸付限度額	200万円以内
貸付利率	保証人有り、無利子
据置期間	貸付の日から7か月
償還期間	据置期間経過後6年以内
償還方法	年賦、半年賦、月賦

出典：宮崎県地域防災計画第2編 共通対策編第4節4母子寡婦福祉資金の貸付

4 被災者生活支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準については次のとおりである。

- ① 被害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市内における災害
- ② 市内における住宅全壊の世帯数が10以上である災害
- ③ 県内における住宅全壊の世帯数が100以上である災害
- ④ 上記の①項から③項に規定する市町又は都道府県の区域に隣接する場合で、市内における全壊世帯数が5以上である災害(市の人口が10万人未満である場合に適用)

(2) 被害の認定

被害の認定は、参考に掲げる「災害の被害認定基準」に基づき、市は適正かつ迅速に行うものとする。ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、又は損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。

(3) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((3)項①に該当)	解体 ((3)項②に該当)	長期避難 ((3)項③に該当)	大規模半壊 ((3)項④に該当)	中規模半壊 (3)項④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

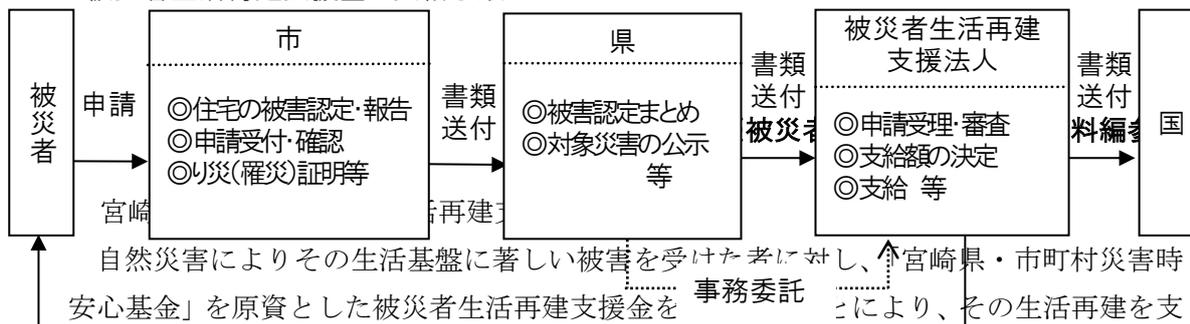
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
(支給額) 全壊・解体・長期避難・ 大規模半壊・ (3)①～④に該当	200万円	100万円	50万円
中規模半壊 (3)項④に該当)	100万円	50万円	25万円

（※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合には、合計で200（又は100）万円）

(5) 支給申請

市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は市から申請書類の送付があった場合、これを審査の上、支給の可否を決定する。

■ 被災者生活再建支援金の支給手順



(1) 対象となる自然災害

6と同じ

(2) 支給対象世帯

国の支援法が適用された自然災害により、支援法の適用以外の市町村において以下の住家被害が発生

した被災世帯。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

4と同じ

6 宮崎県・市町村災害時安心基金支援金の支給

宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱(平成19年7月23日公益財団法人宮崎県市町村振興協会)に基づき、災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、市を介して「宮崎県・市町村災害時安心基金支援金」を支給する。

[宮崎県・市町村災害時安心基金支援金の支給]

区分	支給の内容等
実施主体	公益財団法人宮崎県市町村振興協会
対象災害	自然災害により全壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった市町村(1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村)
支援金の額	(1) 住家の全壊世帯 20万円 (2) 住家の半壊世帯 15万円 (3) 床上浸水世帯 10万円

第3 市税の減免等

1 市税の減免

(1) 市民税の減免

日南市税条例の規定に基づき、風水害、その他これに類する災害を受け、家財道具に甚大な損失を被った者に対して、必要があると認められるものに対して市民税を減免する。

(2) 固定資産税の減免

日南市税条例の規定に基づき、市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産については、必要があると認められるものは、その所有者に対し課する固定資産税を減免する。

※日南市税減免の基準に関する規則：資料編参照

(3) 国民健康保険税の減免

日南市国民健康保険税条例の規定に基づき、不慮の災害により、生活の基盤となる資産に甚大な損害を被った者のうち特に必要があると求めるものに対し、保険税を減免することができる。

※日南市国民健康保険税条例(抜粋)：資料編参照
※日南市国民健康保険税減免に関する規則：資料編参照

2 県税の減免等の措置

- (1) 県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長
- (2) 県税の徴収猶予（1年以内やむを得ない場合は2年）
- (3) 滞納処分の執行の停止等
- (4) 県税の減免

被災した納税義務者は、次の各税目について減免される。

- ① 個人事業税
- ② 不動産取得税
- ③ 自動車税
- ④ 特別地方消費税
- ⑤ 軽油引取税

3 国税の減免等の措置

- (1) 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長
- (2) 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予
- (3) 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予
 - ① 納期限未到来の場合の徴収猶予

- ② 通常の場合の徴収猶予
- ③ 災害減免法に基づく徴収猶予等

第4 雇用の確保

(1) 就職の斡旋(あっせん)

被災により他に転職を希望するものに対しては、公共職業安定所と連携し、積極的に就職の斡旋(あっせん)を行う。

(2) 職業訓練の実施

就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するように努める。

第5 災害公営住宅の建設、住宅資金の融資

公営住宅法(最終改正平成19年法律第52号)に基づき、自力で住宅を建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市は災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。

また、住宅の建設又は補修を行う者に対しては、住宅金融支援機構の災害復興住宅資金融資を受けられるようにする。

1 災害公営住宅の建設条件

災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者等に賃貸するため、市は、次に該当する場合において国の補助を受けて災害公営住宅の建設を行う。

(1) 暴風雨、洪水その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合(公営住宅法第8条第1項第1号)

- ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上
- ② 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上(激甚災害は別途適用条件あり)
- ③ 滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

(2) 火災による場合(公営住宅法第8条第1項第2号)

- ① 被災地全域の滅失戸数が200戸以上
- ② 滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

2 災害公営住宅の入居者資格

災害公営住宅の入居者は、次の(1)～(4)に示す条件に該当する者とする。

- (1) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族があること
- (3) その者の収入が公営住宅法施行令第6条第5項第2号に規定する金額を越えないこと

と

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかなものであること

[公営住宅法第23条による入居者の条件について]

- ア 現に同居し、又は同居しようとする親族がある（ただし、公営住宅法施行令第6条第6項各号に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要があるものを除く）こと（公営住宅法第23条第1号）
- イ 災害により滅失した住宅に居住していた者で、その者の収入が公営住宅施工令第6条第5項第2号で定める金額以下であること（公営住宅法第23条第2号ロ）
- ウ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること（公営住宅法第23条第3号）

3 災害公営住宅の建設戸数(公営住宅法第10条第1項)

災害公営住宅の建設戸数は、被災滅失住宅戸数の3割以内とする。ただし、激甚災害においては被災滅失住宅戸数の5割以内とする。

4 住宅復興資金の融資

(1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、市及び県は、被害状況を調査し、住宅金融公庫支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅資金貸付の実施が決定したときは、罹災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

(2) 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していたり災者（り災の日から2年を経過しない場合に限る。）は、融資を受けることができるので、市及び県は、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

また、市は、罹災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努めるものとする。

(1) 資金の種類

① 災害復興住宅建設資金

県及び市は、災害地の住宅被害状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構南九州支店に報告を行い、災害復興住宅資金の融資について支援要請を行う。県及び市は、災

害復興住宅資金貸付けを住宅支援機構が決定した場合には、借入れ手続の指導、融資希望者住宅の被害状況や被害率の調査及び「全壊」、「大規模半壊」並びに「半壊」した旨のり災（罹災）証明書発行等を早期に行い、災害復興資金の円滑な借入れ促進を図れるように努める。

- ア 建設及び新築・リユース（中古）購入及び10万円以上の被害を受けた住宅補修
- イ 親孝行ローン
- ウ 地すべり等関連住宅融資（地すべり関連住宅、土砂災害関連住宅、密集市街地関連住宅の移転や代替え住宅の建設又は購入）

② マイホーム新築資金（特別貸付）

災害により滅失した住宅を当時所有し、又は使用していたり災（罹災）者（り災（罹災）の日から1年を経過しない場合のみ）は、マイホーム新築資金の特別融資を受ける事ができるため、県及び市は、り災（罹災）者に対して当該資金が円滑に行われるよう、制度の周知を図ると共に、借入れ手続きに相談にのる等の支援を行う。

第2節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

[市の体制]

主 な 担 当 課	農政課、水産林政課、商工政策課、観光・クルーズ課
災害対策本部体制	産業経済対策部

第 1 風評被害対策

1 計画方針

被災後の産業の復興を図るために、農産物や水産物の安全性、観光地としての安全性・快適性等について市内外に向けて情報を発信することにより、風評被害による産業への打撃を防止する対策を進める。

2 風評被害対策

災害後の風評被害の実態を把握して、必要に応じ風評被害対策会議を開催のうえで、風評被害を早期に解決する。

第 2 中小企業の復興支援

1 計画方針

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び日本政策金融公庫の融資並びに信用保証協会による融資の保証等が迅速かつ円滑に行われるように、市は次の措置を実施し、県及び国に対して要望する。

2 中小企業復興支援対策

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。また、関係機関に緊急に連絡を行い、その状況について通報する。

(2) 資金貸付けの簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化並びに貸付け条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

市は、中小企業関係団体を通じて、国、県並びに日本政策金融公庫等が行う金融の特別措置について中小企業者に対して周知徹底を図る。

(4) 融資の弾力的運用

市は、県と連携して、関係金融機関に対し融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予などについて弾力的な対応を要請すると共に、「経済変動・災害対策貸付け」、「セーフティネット貸付け」による融資が円滑に行われるように必要な措置をとる。

① 経済変動・災害対策貸付けの融資条件等 (H26. 4. 1 現在)

資金名	経済変動・災害対策貸付け	
融資対象	災害復旧、事業の再建等を行う中小企業者及び組合	
資金使途	設備資金	運転資金
融資限度額	5千万円(組合8千万円)	3千万円(組合8千万円)
利率	1.4%~1.9%(別途、保証料0.4%~1.5%)	
据置期間	18月以内	12月以内
償還期間	10年以内	7年以内

② セーフティネット貸付けの融資条件等 (H26. 4. 1 現在)

資金名	セーフティネット貸付け	
融資対象	セーフティネット保証4号(突発的災害(自然災害等))の要件に該当する中小企業者及び組合	
資金使途	設備資金	運転資金
融資限度額	5千万円(組合8千万円)	3千万円(組合8千万円)
利率	1.2%~1.7%(別途、保証料0.55%)	
据置期間	18月以内	12月以内
償還期間	10年以内	7年以内

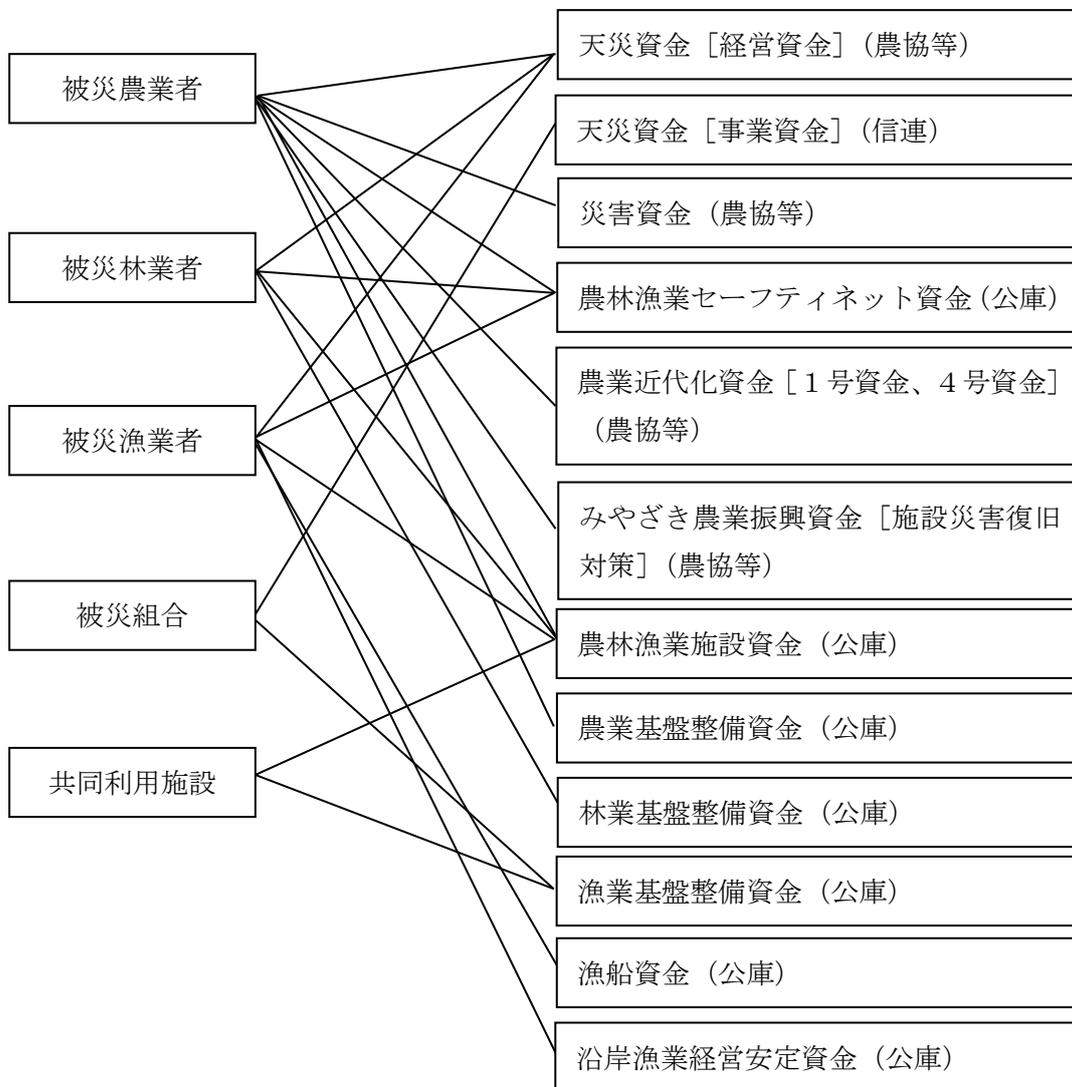
第3 農林水産業の復興支援

1 計画方針

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金等による融資を促進する。また、農業共済団体や漁業共催団体は、農業災害補償法や漁業災害補償法に基づく農業共済や漁業共済の災害補償業務を円滑に実施する。

2 農林漁業復旧資金の貸付

(1) 資金等の種類



(2) 県及び市の措置

- ① 県及び市は、関係行政機関と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときには、各資金の融資について借入手続の指導等を行う。
- ② 農業災害補償法や漁業災害補償法に基づく農漁業共済について、災害時において農業共済団体や漁業共済団体等が災害補償業務を迅速かつ適正に行い、また仮払いによる共済金の早期支払いができるように措置する。

第3節 災害復興

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、総合政策課、未来創生課、地域自治課、建設課、その他全課
災害対策本部体制	総合政策対策部、その他全対策部

第 1 災害復興計画の策定

1 復旧・復興の基本的方向の決定

(1) 基本方針

地域の復旧・復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うと共に、地域住民の意向等を反映した基本方針を策定する。

(2) 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方向の決定、復興計画を策定する必要がある。

このため市は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関との緊密な連携を図りながら、収集し整理分析を行う。

(3) 地域住民の意向の把握

市は、被災した住民等関係者との話し合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

その際は、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画も促進する。

(4) 基本方針の策定

市は、復旧・復興の基本方針の策定に当たり、県や関係機関等との緊密な意志疎通を図りつつ、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

2 復旧・復興計画の策定

(1) 基本方針

風水害や地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復旧・復興計画を策定すると共に、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興に向けた指針の策定

市は、県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための指針を策定する。

(3) 計画推進のための体制の整備

復旧・復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、市が中心となり国・県・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

その際、マンパワーの動員等の体制、復旧・復興事業のための資機材の確保、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方を確立する。

(4) 国・県・他の団体への協力要請

復旧・復興には多大な費用を要することから、必要に応じ県や国に財政措置を要請する。

また、復旧・復興対策の推進のため必要に応じ県や国、他の団体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。

(5) 地域住民への情報提供

地域復興の主体は住民であり、市は定期的に住民との話し合い等の機会を設定して十分な意志疎通を図ると共に、復興計画に関する情報提供、広報及び啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

3 災害復興本部等の設置

(1) 災害復興本部の設置

災害対策本部と連携を図りながら、将来目標に向かっての復興計画策定の事務局となる災害復興本部を庁内に設置する。

(2) 復興計画策定委員会の設置

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、災害復興の基本方針などを検討するため、必要に応じて復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

第2 災害復旧事業

1 災害復旧の計画方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

① 河川災害復旧事業

- ② 砂防設備復旧事業
- ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ④ 道路災害復旧事業
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦ 港湾災害復旧事業
- ⑧ 漁港災害復旧事業
- ⑨ 下水道災害復旧事業
- ⑩ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、その実施に必要なとなる職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、あるいは補助するものは、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定の実施が速やかに行えるように努める。

(3) 緊急調査の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法、その他に規定する緊急査定が実施されるように必要な措置を講じて、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮して、再度災害の防止及び速やかな効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるように措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

第3 災害復旧事業に伴う財政援助

災害復旧事業費の決定は、知事、市長の報告、資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて援助される。

1 法律により一部負担又は補助されるもの

- (1) 公共土木施設災害復旧費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しい激甚である災害（激甚災害）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し、その実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

3 災害復旧資金計画

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

第3編 地震災害対策編

第1章 地震災害予防計画

第1節 地震防災対策の推進

[市の体制]

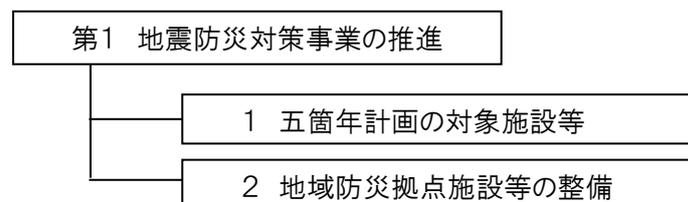
主 な 担 当 課	総務課、危機管理課
関 係 課	全課

第 1 地震防災対策事業の推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、県は地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関するものについて、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、防災対策に資する施設整備を推進することになっており、県では、第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23年度～平成27年度）を策定し、施設整備等の計画的な推進を図っている。

市は、県計画に基づき、地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災緊急事業五箇年計画」における事業の推進を図る。

[施策の体系]



1 五箇年計画の対象施設等

五箇年計画に定めることにより、平成23年度から平成27年度までの期間において、地震防災上、緊急に整備すべき施設等は法律第3条第1項各号に掲げる次の施設等である。

(1) 避難地

地震災害時において避難者の一時的な安全を確保する場所

(2) 避難路

地震災害時における避難者の安全な避難ルートの確保を図る道路

(3) 消防用施設

地震災害時における火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両等

(4) 緊急輸送道路

地震災害時における救急救助、消火、負傷者の搬送、避難及び収容、救援物資の搬送、情報の収集伝達並びにその他の応急対策を円滑に行うために、緊急の輸送を確保するための道路

(5) 電線共同溝等

地震災害時における都市ライフラインの確保を図るための共同溝

(6) 市立小中学校の地震防災上の改築・補強

地震災害時の児童・生徒の安全及び緊急避難場所、避難所等となる小中学校の耐震構造化

(7) 公的建造物

昭和56年以前に建築された公共施設のうちで、避難所に指定され、かつ、地震防災上、改築若しくは補強が必要と判断された建造物

(8) 飲料水・電源確保施設

地震災害時において、地域住民等の安全を確保する飲料水等の生活用水の確保に必要な施設、設備

2 地域防災拠点施設等の整備

市は、地域における防災拠点及び防災上重要な施設について、計画的な耐震診断、耐震改修等を講ずるほか、防災拠点等の管理者に対して同様の措置を講ずるよう指導、要請する。

また、地域に必要な地域防災拠点等の整備促進について積極的に取り組む。

(1) 地域防災拠点施設の整備

市は、地震災害発生時における本部等の防災活動の拠点としての機能及び平常時における防災に関する広報、教育及び訓練等のコミュニティ活動の場としての機能を果たす地域の防災拠点施設にふさわしい設備等を備えた施設等の積極的な整備に努める。

地域防災拠点施設の設置については、地域の防災活動状況を勘案した区域（防災地区）ごとに、当該区域の防災拠点として配置する。

(2) 防災拠点以外に定めるべき防災上重要な施設

防災拠点以外に定めるべき防災上重要な施設は、おおむね次のとおりとする。

- ① 地域振興センター（北郷・南郷）、その他支所、消防団、自主防災組織、災害ボランティア活動拠点となる施設・設備等
- ② 市が指定する避難場所及び避難所又は救護所となる施設
- ③ 市の区域内の医療機関、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設等
- ④ 市の区域内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設等

(3) 備蓄拠点の整備

市は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活関連物資等の確保対策の一環として、備蓄拠点を整備し、計画的な推進を図る。また、保管場所については、被災者の避難生活も考慮し、避難場所等に指定されている学校、公民館等のスペースを活用する。

(4) 市の事業計画

市の事業計画については別に定めることとする。

第2 減災計画の実施

本市では、日向灘南部地震、日向灘北部地震、えびのー小林地震、東南海・南海地震を含む南海トラフ地震によって、甚大な人的被害、建物被害、土木施設被害、ライフライン被害等が発生する危険性がある。

国の防災基本計画及び新・宮崎県地震減災計画を踏まえて、本市における地震被害を半減させることを本市の減災目標として、県及び防災関係機関、住民等と一体となって地震防災対策を効果的に実施する。

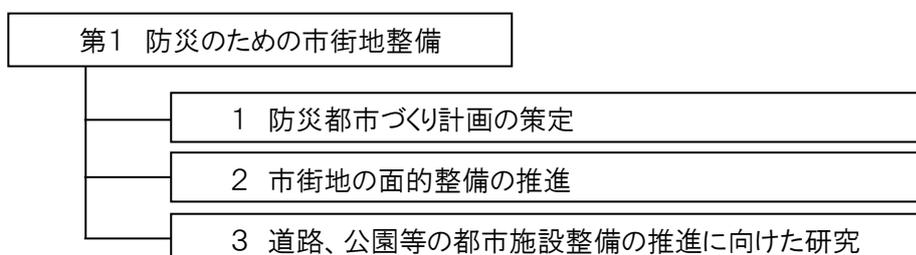
第2節 市街地の地震対策

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、総合政策課、未来創生課、消防本部
関 係 課	建設課、財産マネジメント、生涯学習課

第1 防災のための市街地整備

[施策の体系]



1 防災都市づくり計画の策定

市は、地震・津波に強い都市づくりを計画的に推進するため、防災都市づくり計画を策定する。防災都市づくり計画には、主に以下の内容を定める。

- (1) 都市づくりにおいて考慮する災害リスク
- (2) 災害リスクを考慮した都市の課題
- (3) 防災都市づくりの基本方針
- (4) 防災都市づくりの具体的施策

2 市街地の面的整備の推進

既成市街地で木造住宅が密集している地域、公共施設が不足している地域等、災害に対して構造的にぜい弱な地域については、市の総合計画と整合性を図りつつ、防災都市づくり計画に基づき、面的な整備等を促進することによって、建築物の耐震不燃化及び道路、公園等の公共施設の整備に努める。

- (1) 地区計画を活用した市街地の整備
- (2) 土地区画整理事業
- (3) 市街地再開発事業
- (4) 住宅市街地総合整備事業
- (5) 密集住宅市街地整備促進事業

3 道路、公園等の都市施設整備の推進に向けた研究

都市計画道路及び都市公園の整備を計画的に推進していくことにより、市街地の延焼遮断効果や災害時における道路交通の確保を図り、都市の防災化を推進する。

(1) 都市計画道路の整備推進

市街地をおおむね 500m 間隔の街区に区分する都市計画道路として計画的に整備し、それぞれの道路に必要とされる交通機能や空間機能に応じた幅員構成と修景、緑化（植樹帯）等によって延焼遮断効果を高め、都市防火対策を推進するように、市総合計画とも整合性を図りつつ研究を進めていく。

(2) 緊急輸送道路及び避難路の整備推進

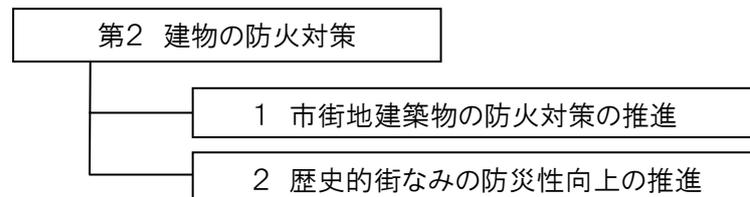
災害時のための緊急輸送道路や避難路を指定し、これを整備していくと共に、沿道に耐震・耐火建築物を整備することにより延焼遮断効果を高め、大火災等の場合における避難効果を高めるように、道路整備のあり方について研究を進める。

(3) 都市計画公園の整備推進

都市公園は、災害時における緊急避難場所、火災時における延焼を防止するためのオープンスペースとして、防災上重要な役割を持つ。よって、防災効果の高い都市公園と緑道等によるネットワーク化を推進していくことにより、市街地大火災の防止と市民の安全確保を図るように計画的な公園整備に努める。

第2 建物の防火対策

[施策の体系]



1 市街地建築物の防火対策の推進

大火又は地震の場合の延焼火災に備えて、密集住宅地で、特に防火性の改善を必要とする地域については、準防火地域を、また沿道型の商業地域で、特に道路による延焼遮断効果を上げる必要がある地域については、防火地域の指定に向けた対策研究を進めていく。

2 歴史的街なみの防災性向上の推進

重要伝統的建造物群保存地区に指定されている歴史的街並みを災害から守るため、次の施策を推進する。

(1) 延焼遮断帯となる道路、河川等の整備

市街地を流れる河川・水路・堀などを延焼遮断帯として有効活用すると共に、延焼遮断帯となる公園や都市計画道路等の整備を推進する。

(2) 建物対策

歴史的建築物の建替えにあたっては、歴史的な街並みと調和を図りつつ、建築物の不燃化を推進する。

(3) 消防水利の確保

火災から歴史的建築物を守るため、消防水利の確保に努める。

① 消火栓、防火水槽の整備

② 河川、水路等自然水利の活用

(4) 狭あい道路用消防機器の整備

歴史的街並みで、消防活動が困難となる狭あい道路が多い地区に対しては、初期消火活動に必要となる消防用機器の整備を推進する。

(5) 消防設備等の整備

災害の発生に備え、消防設備等を各戸又は自治会ごとの設置に努める。

(6) 市民に対する防災、火災予防対策の周知徹底

市民に対して防災、火災予防対策の周知徹底を図る。

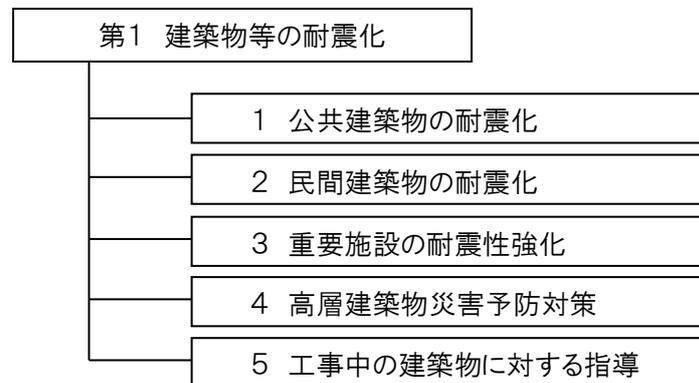
第3節 建築物等災害予防計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、財産マネジメント、農村整備課、下水道課、生涯学習課、消防本部
関 係 課	その他全課

第 1 建築物等の耐震化

[施策の体系]



1 公共建築物の耐震化

公共建築物は、災害時における緊急避難場所、避難所等として重要なだけでなく、応急活動や復旧支援活動の機能が期待される。このため、支援拠点として機能を果たすよう計画を行う。

既存の公共建築物で庁舎等の防災拠点となる施設については、耐震化を計画的に進めると共に、停電時に備えて非常用電源の確保に努める。

- (1) 防災中枢施設（市役所等）
- (2) 消防施設（消防本部、消防署等）
- (3) 医療施設（救急施設、総合病院等）
- (4) 避難施設（公民館、小学校、中学校等）
- (5) 要配慮者施設（社会福祉施設等）

2 民間建築物の耐震化

(1) 耐震診断及び耐震改修の促進

地震から人命を守る上で最も有効な対策については、「倒壊しない住宅等の建築物を整備すること」というのが阪神淡路大震災の教訓である。昭和56年以前に建築された建築物については、本市で想定される震度7の地震が発生した場合に、倒壊する危険性が極めて高いことから、市は、県や建築関係団体と連携し、次の取組を推進する。

① 耐震診断を行う建築技術者の養成

② 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会等を開催するとともに、広報活動を行う。

③ 所有者等への指導等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導する。

④ 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、建築士等の第三者によるアドバイス等の促進、事業者情報などの情報提供を行う。

(2) 建築物の落下物対策の推進

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

① 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。

② 実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。

③ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(3) 家具等の転倒防止対策の推進

地震発生時に家具等の転倒による被害を防止するため、住民に対して家具類の安全対策に関する知識の普及を図る。

(4) ブロック塀の倒壊防止対策の推進

地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも大きな支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の安全対策の実施を推進する。

(5) 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

3 重要施設の耐震性強化

(1) 耐震性が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果、補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。市は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

4 高層建築物災害予防対策

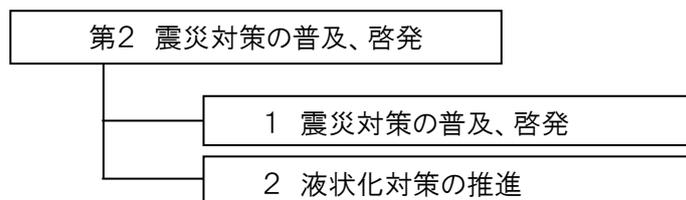
- (1) 建築基準法、消防法の規定に基づく査察を強化し、構造、設備等の設置及び維持状況で不備なものについては、所有者等に対し、必要な改善、使用停止等の措置を命ずる。
- (2) 建物の所有者、管理者及び占有者に対し、消防計画の作成、避難誘導訓練の実施、施設の点検・整備、火気使用の監督等、管理上必要な業務の実施を指導する。
- (3) 実態調査に基づき、ビル落下物等（窓ガラス、屋外広告物）の改修を指導し、住民及び通行人の安全確保を図る。

5 工事中の建築物に対する指導

工事中の建築物については、落下物の防止、工事現場の危険防止等について指導する。

第2 震災対策の普及、啓発

[施策の体系]



1 震災対策の普及、啓発

民間の建築物について、防災上の観点から建築物の耐震化に関する重要性を広報し、その周知徹底を図る。

- (1) 落下物防止対策の指導
- (2) 住宅等の耐震診断・耐震補強の推進
- (3) ブロック塀等の安全対策の推進
- (3) 液状化ハザードマップの作成・公表

2 液状化対策の推進

市は、建築物の液状化対策として、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策の推進に努める。

(1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策

① 地盤改良工事

(2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

① 木造建築物

- ア 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- イ アンカーボルトの適正施工
- ウ 上部構造部分の剛性を持たせる
- エ 荷重偏在となる建築計画を避ける
- オ 屋根等の重量を軽くする

② 鉄筋コンクリート造等建築物

- ア 支持杭基礎工法
- イ 地階を設ける方法
- ウ 面的に広がりのある建築計画とする
- エ 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める

③ コンクリートブロック塀

- ア 法令等の技術基準を正しく履行する
- イ 基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

第3 ため池の整備と管理

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたものが多いことから、市は受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化を進める。

また、ため池等の決壊等に係るハザードマップの作成も進めていく。

第4 下水道施設の整備

処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根本的施設については、下水道が有すべき機能を確保できるように、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じるものとし、耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道 BCP 策定等を行い、対応を図る。

第5 文化財災害予防計画

文化財は、貴重な国民的財産であり、文化財保存のためには万全の配慮が必要である。

このため、市は文化財の現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画して施設の整備を推進し、保護思想の普及、訓練及び現地指導を強化する。なお、文化財の所有者又は施設の管理者は、良好な文化財環境の維持管理に当たるものとする。

(1) 立入検査

文化財保護対象物について、定期的あるいは随時に、立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

(2) 保護思想の普及及び訓練

文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財愛護思想の高揚を図るため、啓発活動を展開する。

(3) 自主防火管理体制の強化

防火管理者等に対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導すると共に、防火研修会、講演会等を通じ、防火管理業務が適切に実行されるよう指導する。

(4) 文化財防火施設の整備拡充

文化財保護対象物に対して、警備設備、消火設備、避雷設備、防火壁、消防隊進入道路、保存庫等防災施設の設置及び改修を啓発する。

(5) 自衛消防隊等の育成指導

自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図ると共に、付近住民等による自衛組織の結成について指導する。

(6) 火気の使用制限区域の設定

文化財保護対象物の建造物付近を、たき火又は喫煙を制限する区域に指定し、市民に周知すると共に、指定区域内に禁止の立て札による掲示を行い、出火防止を図る。

※文化財一覧:資料編参照

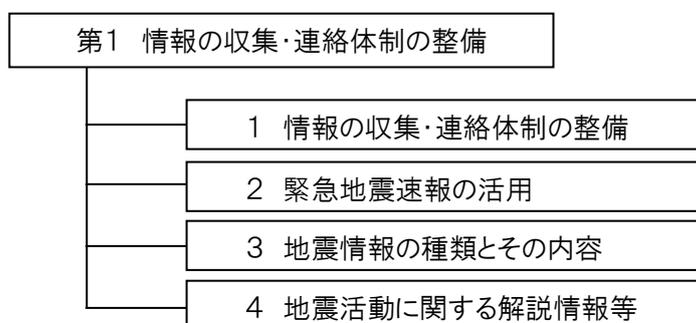
第4節 活動体制の整備

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、地域自治課、消防本部
関 係 課	その他全課

第1 情報の収集・連絡体制の整備

[施策の体系]



1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県総合情報ネットワークの充実・維持管理

県が平成5年度から整備を進めてきた総合情報ネットワークは、県と市町村及び防災関係機関を結ぶもので、災害に強いネットワークである。市は、県と連携し、この総合情報ネットワークをより効果的に運用できるよう、ネットワークの充実と維持管理に努め、防災対策の推進を図る。

(2) 市防災行政無線の整備・充実

災害時における情報伝達を円滑に行うため、市防災行政無線の整備・充実を図る。

① 移動系通信機器の充実

大規模災害時における被災現場と本部との間の情報連絡を確実に確保するため、衛星携帯機器や無線機等の移動系無線機器の質的・量的充実を図る。

② 同報系防災行政無線の充実

要配慮者等への情報伝達を円滑に行うため、同報系防災行政無線の戸別受信機の拡充を図る。

※日南市防災行政無線設置場所一覧:資料編参照

(3) 代替手段の整備

地震により情報伝達手段の機能が損なわれる事態を想定し、設備の代替手段の整備を検討しておく。

(4) 多様な情報手段の整備

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線に加え、有線系や携帯電話を含む多様な情報手段の整備に努める。

2 緊急地震速報の活用

(1) 緊急地震速報の周知

緊急地震速報は、気象庁より発表されるもので、テレビやラジオ等を通じて放送される。地震への速やかな対応を確保するものとして、速報の内容、受信の方法やその後の対応などについて住民への周知を図る。

(2) 緊急地震速報の内容

① 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

[緊急地震速報で用いる区域の名称]

緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
宮崎	宮崎県北部 平野部	延岡市、日向市、西都市、門川町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
	宮崎県北部 山沿い	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、美郷町、西米良村、諸塚村、椎葉村
	宮崎県南部 平野部	宮崎市、日南市、串間市、国富町、綾町
	宮崎県南部 山沿い	小林市、えびの市、都城市、高原町、三股町

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある

② 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警

報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

③ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

④ 普及啓発の推進

宮崎地方気象台は、県、市町村その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

(3) 緊急地震速報への対応

本市に大きな影響を及ぼすと考えられる「南海トラフ地震」は、海洋型の地震であり緊急地震速報の果たす役割は大きいものがある。なお、震源から本市までの距離が短いことも想定され、地震の発生から緊急地震速報の発表までの時間は非常に短いことも考えられる。

よって、不特定多数の者が利用する市庁舎や学校、公共施設等について、直接的に緊急地震速報を受信して知らせる設備の整備を推進し、各自が緊急地震速報に対応して行動することが必要である。

3 地震情報の種類とその内容

[地震情報の種類と内容]

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報、または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

4 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるため、宮崎地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等で発表している資料として次のものがある。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・宮崎県で津波警報、津波注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・宮崎県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・宮崎県で津波警報、津波注意報発表時 ・宮崎県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1～2 時間を目途に第 1 号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。

地震活動図	・ 定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の宮崎県及び九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課
災害対策本部体制	全対策部、水防本部

第 1 地震災害時の活動体制

市域において震度4以上の地震が発生した場合、震度に応じて必要な体制を確立し、災害応急対策に万全を期すこととする。

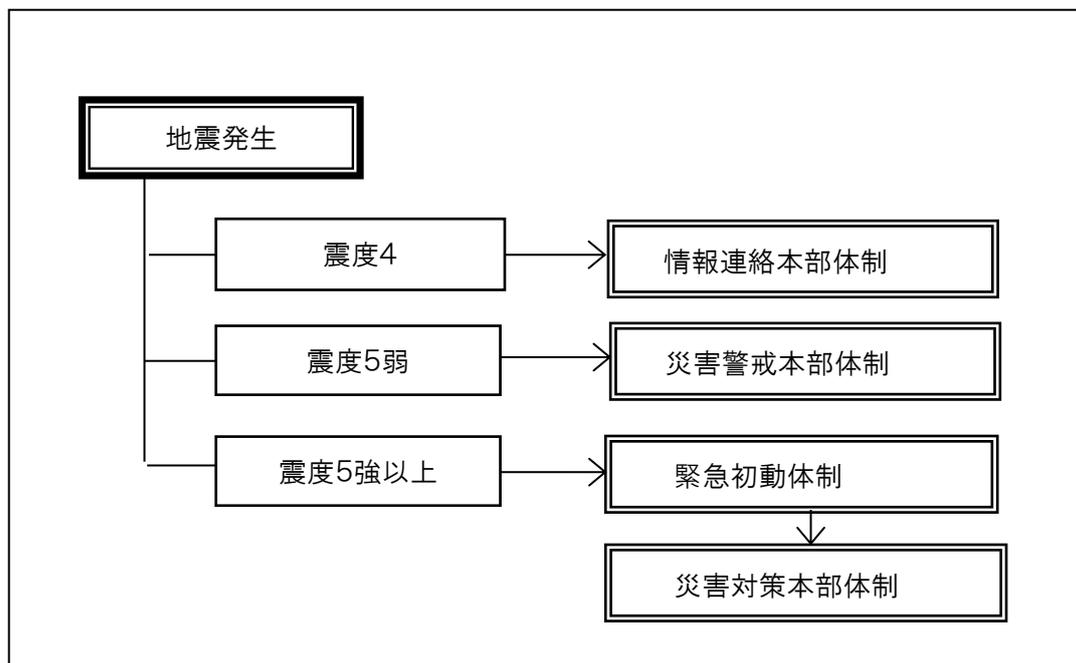
1 地震災害発生時の体制と災害対策本部の設置基準

市域において以下の地震が発生した場合、以下の体制を速やかに確立のうえ災害応急対策活動に当たる。

- (1) 市域において震度4の地震が発生した場合には、情報連絡本部体制を確立して、情報収集に当たる。
- (2) 市域において震度5弱の地震が発生した場合には、災害警戒本部体制を確立し、情報収集及び応急対策に当たる。
- (3) 市域において震度5強以上の地震が発生した場合には、災害対策本部体制を確立して、災害応急対策活動に当たる。
- (4) 災害対策本部が設置されるまでの間の初期応急対策活動を補完し、かつ、迅速な対策機能の確立を図るための配備体制である「緊急初動体制（災害対策本部と同じ組織構成）」によって、応急災害対策を実施する。

なお、「緊急初動体制」は、災害対策本部が設置されたときに自動的に廃止する。

[震度別の体制]



第2 地震災害時の配備体制

震度別の配備体制及び配備基準は以下による。

配備の種別	配備の内容	配備の基準
予備配備	○情報連絡本部に指名された者が配備につく。(15名程度) ○災害警戒本部要員に指名されたものは待機体制をとる。	○市域で震度4が観測されたとき
警戒配備	○災害警戒本部要員に指名された職員は配備につく。(50名程度) ○その他の職員は待機体制をとる。	○市域で震度5弱が観測されたとき
非常配備	○災害対策本部非常配備要員に指名された職員は配備につく。 ○その他の職員は必要に応じて配備につける体制をとる。	○市域で震度5強が観測されたとき
特別非常配備	○全職員が災害対策本部特別非常配備につく。	○市域で震度6弱以上が観測されたとき

第3 地震災害時の配備指令

1 自主参集

地震災害が発生した場合における配備は、自主参集を原則とする。

2 情報連絡本部体制及び災害警戒本部体制における配備指令

情報連絡本部体制及び災害警戒本部体制の配備の場合は、自主参集を原則としつつ、総合政策部長又は危機管理課長から各部課長を通じて配備指令を行う。

(1) 情報連絡本部体制

震度4の地震が発生して、被害状況及び情報の把握のために危機管理課長が必要と認めるときは、情報連絡本部体制をとる。

(2) 災害警戒本部体制

震度5弱の地震が発生して、市域に災害の発生が予測され、被害状況及び情報の把握が必要なときは、総合政策部長が災害警戒本部体制をとる。

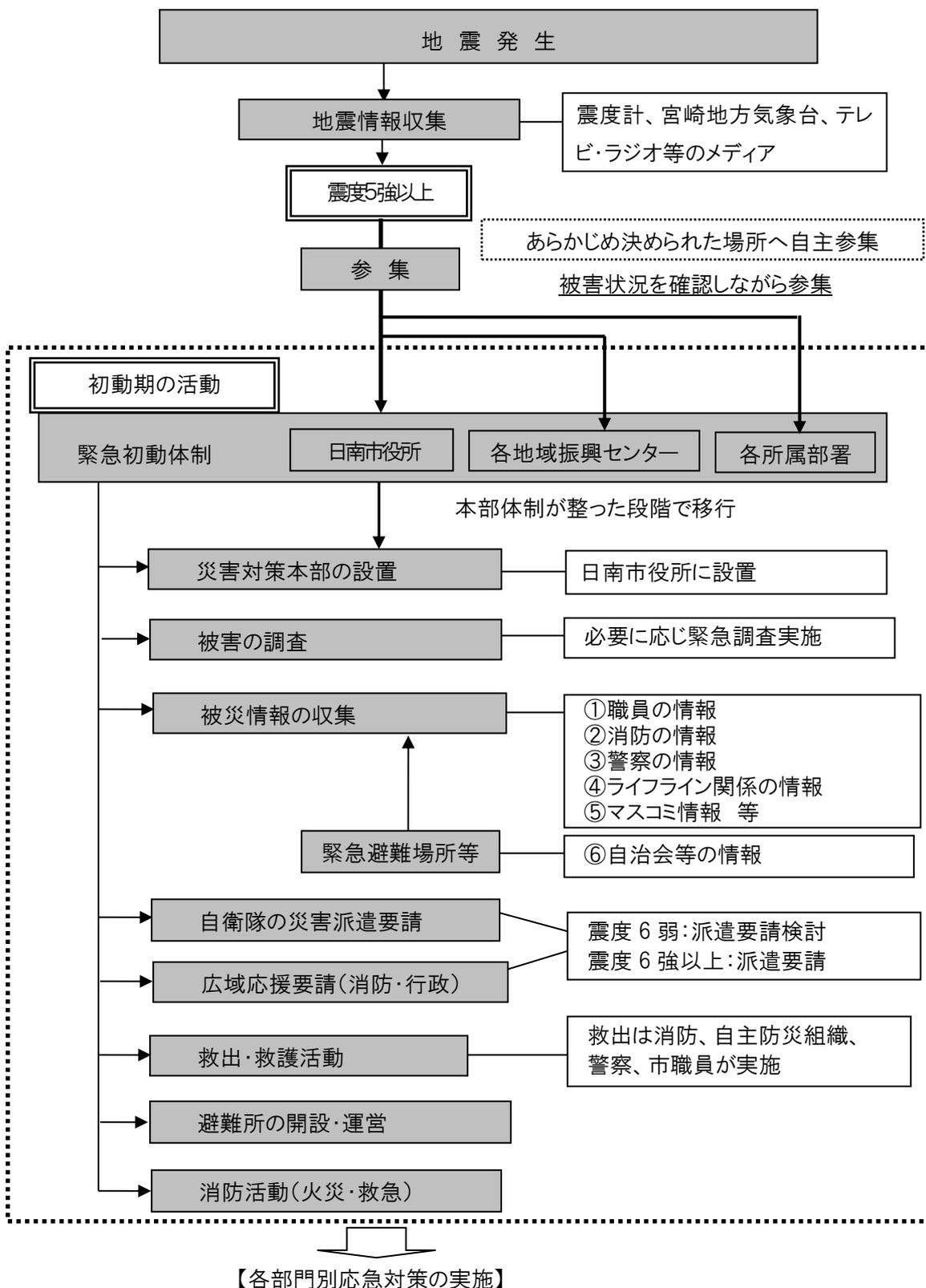
第4 緊急初動体制

市域での震度5強以上の地震の発生又は災害発生直後においては、災害対策本部体制と同じ部からなる緊急初動体制をとる。

緊急初動体制は災害直後の緊急業務として、部ごとに参集した職員から「緊急初動体制における各部の主な任務」を実施するものとする。

なお、緊急初動体制は原則として災害発生後24時間の体制とし、それ以降は通常の災害対策本部体制に移行する。

1 緊急初動体制における活動内容



2 緊急初動体制における各部の主な任務

部 名	任務分担
総合政策対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における緊急初動活動の総合調整 ○県への情報伝達 ○災害対策本部の設置 ○参集職員の確認 ○応援部隊の受入対策 ○県、協定市、自衛隊等への応援要請 ○防災関係機関、市民等からの情報の収集 ○被害状況の調査 ○未調査地区に関する情報収集の指示 ○参集職員、地域対策班、支所等からの情報収集 ○来庁者及び職員の安全確保、負傷者の救護 ○庁舎の被害状況の把握 ○緊急初動活動に従事する職員の飲料水、食料の確保 ○被害に関する情報等の整理及び事務局及び各部への報告 ○被害情報の地図への転記 ○災害についての市民・企業等に対する対応 ○市民等から得た情報の報告書への整理と事務局への提出 ○報道機関、防災関係機関等への対応 ○広報等についての報道機関への協力要請 ○テレビ、ラジオ、新聞報道等からの情報の収集・整理 ○避難所開設に関する指示及び連絡調整 ○受援本部の設置・運営 ○避難所における広報
市民生活対策部 保健福祉対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難状況の集約等に関する業務 ○避難所における情報収集 ○避難所の開設・運営 ○被災住民の安否に関する情報の整理 ○被災者の人命救助 ○被災地での避難場所への誘導活動の実施 ○避難者の確認及び安否情報の収集 ○警察、消防との避難誘導における連携の確保 ○災害に関する市民相談窓口の設置 ○要配慮者の安否確認の指示・依頼 ○要配慮者の安否確認のとりまとめ ○避難行動要支援者の避難支援の指示・依頼 ○福祉避難所の開設 ○ボランティアとの調整 ○要配慮者の必需物資の調達・確保 ○緊急入所等の手配 ○医療救護所の設置 ○県本部及び県地方本部(保健所)との連絡調整 ○南那珂医師会との調整 ○災害拠点病院等との連絡調整 ○医薬品等の調達

部 名	任務分担
市民生活対策部 保健福祉対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等の搬送の手配 ○医療機関、救助機関に対する要請 ○仮設トイレの調達と設置 ○災害廃棄物の対応
産業経済対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設への協力 ○所管施設の施設利用者等の安否確認 ○所管施設の被害調査 ○ため池の被害調査
建設対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○道路・公園の被害調査、道路関係情報の収集 ○通行不能箇所に関する応急措置の実施 ○河川の被害調査 ○建設業者に対する応援要請及び建設機械の借上げ ○公共建築物の被害調査、公共建築物の応急措置 ○住宅等の被害調査 ○災害時における緊急輸送道路の確保に関する業務 ○交通確保に関する警察との連絡調整 ○上水道施設の被害調査 ○浄水の確保に関する業務 ○被災地での給水活動の実施 ○下水道の被害調査、被災箇所に対する応急措置 ○上下水道の被災に関する情報の住民への広報
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○地震発生直後における学校等の被害状況調査 ○地震発生直後における児童・生徒の安否確認 ○所管施設の被害調査
消防対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難及び救出 ○行方不明者の捜索 ○火災・地震その他の災害の防御

第2節 救出・医療救護活動

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、消防本部
災害対策本部体制	全対策部

第 1 救出活動

市は、災害による被災者の人命救助を最優先とした活動を実施するため、市民、関係防災機関との協力体制を構築し、迅速で的確な救出活動を実施する。

1 救出活動の実施

- (1) 被災直後においては、消防本部班及び消防団班が警察署と連携して救出活動を行うものとするが、必要に応じ自主防災組織に対して協力を求める。
- (2) 消防本部班及び消防団班は、警察署等関係機関と相互に緊密な連携を図り、協力して救出に当たるものとするが、必要に応じ県、自衛隊、隣接消防機関等に協力を要請する。
- (3) 情報収集の実施と分析を行い、救命が高いと判断したところから救出活動に当たり重傷者から順次搬送を実施する。
- (4) 救出活動では、二次災害の予防措置の徹底を図り実施する。
- (5) 消防本部班、救急隊、消防団班、自主防災組織等の相互協力により、迅速な救出活動を実施する。
- (6) 救出活動に必要な資機材は、市の備蓄倉庫に備蓄しておくものとし、必要な重機等については、土木対策班が建設業者に要請して調達する。

2 応援要請

消防本部班（市）は、救出活動が困難と判断されたときは、県本部に可能な限りの情報を明らかにして救出活動の応援を要請するものとする。

第3節 二次災害の防止活動

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、建設課、財産マネジメント、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、建設対策部、消防対策部

第 1 二次災害の防止活動

1 土砂災害応急対策計画

地震が発生した場合において、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所、あるいは国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）等では土石流、斜面崩壊・崩落が発生し、被災者が避難時にこれらの土砂災害に巻き込まれるおそれがある。従って災害発生後、被害の状況把握を行うと共に、住民の安全確保や施設の復旧を行うなど、二次災害の防止対策を実施するものとする。

また、国や県が提供する土砂災害緊急情報（被害が想定される区域や時期）をもとに、住民の避難等の対策を適切に行う。

(1) 応急対策計画

市は、地震による被害を最小限に留めるため、消防本部及び消防団の応急活動が円滑に行われるよう配慮し、被災地やその周辺等の巡視を強化すると共に、各関係機関と協力し、被災箇所の早期応急復旧を図る。

① 危険箇所の警戒巡視活動

ア 実施体制

土木対策班及び消防機関は、斜面の崩壊・崩落等による二次災害から住民を守るため、災害発生後直ちに危険箇所の現地パトロールを実施し、危険箇所の把握と警戒に努める。なお、必要に応じて県地方本部等に応援協力、情報提供等を依頼する。

イ 巡視の優先順位

巡視は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域、山地災害危険地及びその他の箇所について、次の順位で行う。

- (ア) 住宅地周辺の危険箇所
- (イ) 緊急輸送道路沿道の危険箇所
- (ウ) 住宅地から避難所までの避難ルート沿道の危険箇所
- (エ) その他の危険箇所
- (オ) 危険箇所以外で必要な場所

② 被害発見時の措置

ア 被害発見者

- (ア) 巡視の際に被害を発見した者は、現場にロープを張るなどの処置を行うと共に、速やかに周辺の状況を確認の上、直ちに本部に通報し、次の指示を待つ。
- (イ) 本部の指示を受けるまでに、消防本部、警察署等の関係機関から交通規制等の実施の協力要請があった場合は、その指示に従う。

イ 広報

連絡を受けた後に、本部長（市長）が交通規制等の実施を決定した場合においては、これを受けた広報班は、被害にあった施設の管理者、県、消防本部、警察署等関係機関に速やかに連絡すると共に、住民等に対する広報活動を実施する。

ウ 避難誘導

避難誘導の際、避難路に関する被害情報等を得た場合には、警察署及び消防本部の指示に従って避難行動を実施する。また、特に指示がなくとも、状況を的確に判断し、避難経路を変更する等して迅速な避難誘導に心がける。なお、避難経路を変える場合においては、できる限り、前もって警察署及び消防本部にその旨を連絡する。

(2) 二次災害予防

- ① 二次災害が生じないように点検巡視を強化すると共に、二次災害のおそれのある場合においては住民の避難等の対策を適切に行う。
- ② 震災後の降雨等による地すべり、がけ崩れ、土石流等の二次災害の危険性が高い地域については、住民に対して警戒や避難指示等を周知すると共に、ブルーシートがけ、土のう積み等の応急対策を実施する。

(3) 危険箇所の応急対策

土石流や土砂の崩壊・崩落等によって被害を受けた施設については、県、施設管理者及びその他関係機関の協力のもと、迅速な応急対策を行う。

(4) 土石流危険渓流周辺及び急傾斜地崩壊危険箇所等における応急対策

土石流危険渓流周辺及び急傾斜地崩壊危険箇所等における土砂災害から人命を守るため、危険箇所を発見した場合は、避難対策を行う。

2 道路災害応急対策計画

地震による落石、土砂崩壊等により被害を受けた道路施設、交通安全施設等については、速やかな復旧に努め、早期の交通機能の確保を図るものとする。なお、応急対策及び復旧に当たっては、優先順位を設定し、道路管理者間で密な連携を図りつつ行う。

3 河川災害応急対策計画

地震により、河川管理施設等が破堤等の被害を受けたときには、河川管理施設等の管理者は、二次災害の発生を防止し、施設の応急復旧を行う。

4 ダム施設応急対策計画

ダムの管理者は、ダムに設置した観測点において気象庁震度 4 以上の地震が発生した場合において、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果、ダムの安全管理上必要があると認めた場合には応急措置を行い、ダム機能の安全を確保する。

(1) 臨時点検

震度 4 以上の地震が発生した場合には、臨時点検を行い、所要の事項を電話等によって即報する。

① 一次点検(地震発生直後)

堤体及び取付部、周辺地山、放流設備、電気通信設備及びその他の目視による外観点検を行う。

② 二次点検(一時点検終了後)

一次点検に引き続き詳細な外観点検と、漏水量、変位量等の計測項目及び放流警報設備に関する項目を加えた点検を行う。

(2) 応急対策

臨時点検の結果で、漏水量、変形等のダム本体の挙動に異常が生じ、かつ、急速に変状の増加傾向を示す場合には、臨機に止水措置、貯水位の制限等の応急措置を行う。

この場合、ダム管理者から関係機関及び一般住民への連絡・通報については、各ダムの操作規則により行う。

第2 被災建築物等の応急危険度判定

災害発生時には、二次災害を防止するため、被災建築物等の応急危険度判定を実施し、避難、応急修理、その他必要な処置を行うよう指導する。

1 災害発生以前(平常時)における対策

住宅対策班は、平常時において、大規模な地震災害が発生した場合の被災建築物応急危険度判定実施マニュアルを次の事項により、あらかじめ整備しておく。

なお、被災建築物応急危険度判定実施マニュアルには、想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等の震前判定計画を含むものとする。

また、判定活動に必要な判定業務用品は、建築物の被害想定に応じて配備する。

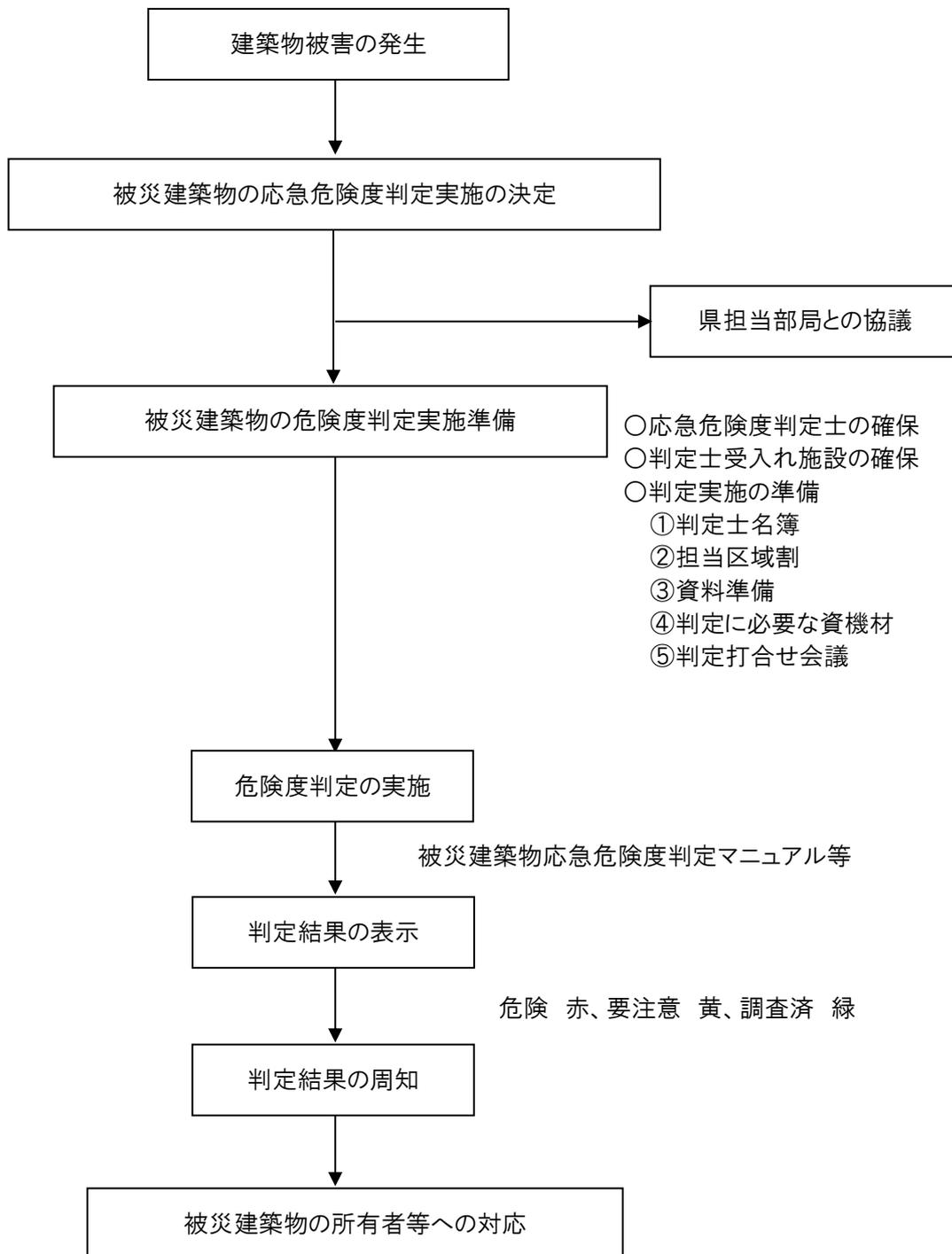
- (1) 判定士の確保方法
- (2) 判定士の受入れ施設
- (3) 判定実施の準備
- (4) その他

2 応急危険度判定の実施

(1) 応急危険度判定の実施手順

- ① 建築物に関する被害状況の把握
建築物の被害調査マニュアル等に基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。
なお、被害調査にあたっては、市民からの情報を参考にする。
- ② 被災建築物に対する応急危険度判定の実施準備
県と連携して、被災建築物に係る応急危険度判定の実施を準備する。
 - ア 応急危険度判定士の確保
県に応急危険度判定士の確保を要請する。
 - イ 応急危険度判定士の受入れ施設の確保
 - ウ 作業実施のための準備
次の事項を準備する。
 - (ア) 担当区域の配分
 - (イ) 判定に必要な資料の準備
 - (ウ) 判定作業に必要な資機材の確保
 - (エ) 判定統一のための打合せ実施
- ③ 応急危険度判定の実施
市は、専門ボランティア（建築士）等の被災建築物の応急危険度判定士と協力し、被災建築物の応急危険度判定を実施する。なお、被災建築物の応急危険度判定については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づいて実施する。
- ④ 判定結果の表示等
 - ア 応急危険度判定結果の表示
被災建築物応急危険度判定の結果を「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載した上で、建物の見やすい場所に貼る。
 - イ 応急危険度判定結果の周知
「危険」又は「要注意」と判定された建築物については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を市民に周知する。
- ⑤ 「危険」と判定された所有者等への対応
応急危険度判定によって「危険」と判定された建築物の所有者・管理者に対しては、相談に応じ、その修理・復旧等の促進を図る。

[被災建築物の応急危険度判定実施フロー]



第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課
関 係 課	その他全課

第 1 計画の方針

「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」によると、本市域内は、南海トラフ地震が発生した場合、最大で震度7が想定され、また、津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域でもあるため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）第3条第1項に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された。

このため、南海トラフ地震対策を充実させることにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として同法第5条に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保並びに迅速な救助に関する事項、防災訓練に関する事項、関係者との連帯協力の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を定めるものとする。また、この推進計画の中では「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」を定める。

なお、本計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものとしておこななければならないとされている。したがって、本市においても南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議、平成26年3月）の修正、他の機関の南海トラフ地震防災対策推進計画の修正が行われた場合はもとより、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じて検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

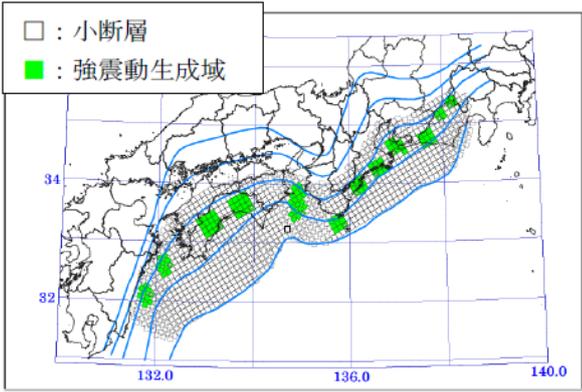
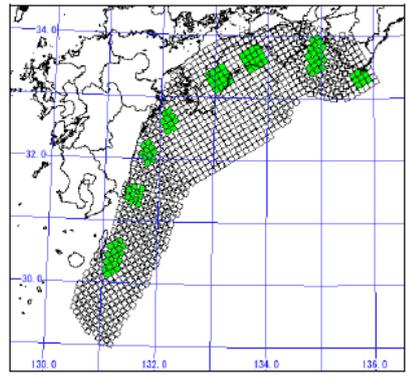
第2 災害想定

1 南海トラフ地震による被害概要

(1) 地震・津波断層モデル

「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（平成25年10月）」では、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）のうち宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる「宮崎県が独自に設定したケース」の2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定している。

[地震断層モデル]

予測手法	統計的グリーン関数法+震度増幅	
震源特性	内閣府モデル (M9.0)	宮崎県独自モデル (M8.9)
	内閣府 (2012) の陸側ケース※1 	宮崎県独自に設定したケース 
サイト特性	深い地盤構造 (予測単位)	宮崎県モデル※2 (約1km 毎)
	浅い地盤構造 (予測単位)	J-SHIS※3モデルを元に再設定 (約50m 毎)

※1 内閣府 (2012) では SMGA (強振動生成域: 強い振動波を発生させるところ) を基本、東側、西側、陸側に設置した4ケースがある。

※2 内閣府 (2012) の全国1次モデル微動アレイ観測等により更新

※3 J-SHIS 地震ハザードステーション (<http://www.j-shis.bosai.go.jp/shm>)

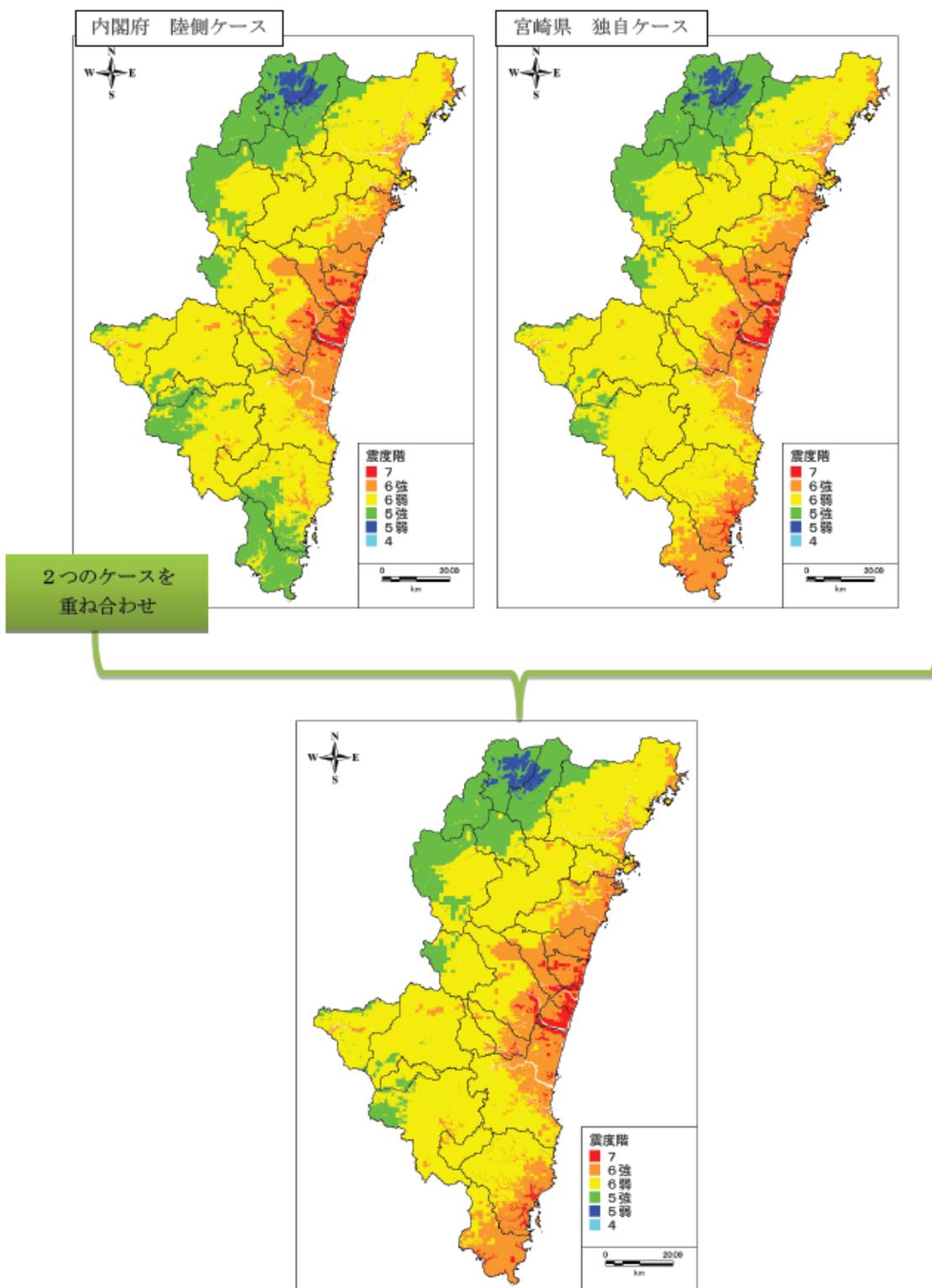
また、最大クラスの津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）のうち宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④・⑪」、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる「宮崎県が独自に設定したケース」の3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合わせて想定している。

[津波断層モデル]

	内閣府モデル		宮崎県独自モデル (Mw9.1)
	ケース④(Mw9.1)	ケース⑩(Mw9.1)	
説明	内閣府が東北地方太平洋地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波として想定。		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域（セグメント）まで広がった場合の巨大な地震・津波として想定。
震源域			
地盤の鉛直方向変動量分布			

(2) 被害想定の概要

[震度分布図]



[津波浸水想定]

	想定	備考
最大震度	震度7	
津波高(最大値)	14m	津波水位に地殻変動量を考慮し、メートル以下第2位を四捨五入し、第1位を切り上げた数値。
津波高(最小値)	9 m	
浸水面積	1,340ha	河川等の部分を除いた陸域部の浸水深1 cm以上の浸水面積。
津波到達時間	14分	海岸線から沖合約30m地点において地震発生直後から水位の変化+1 mになるまでの時間を表示。

2 南海トラフ地震による地震・津波被害想定

(1) 想定ケース

[想定ケース]

	被害想定的前提とする地震動・津波
想定ケース①	内閣府(2012)が設定した強震断層モデル(陸側ケース)、及び津波断層モデル(ケース⑩)を用いて、宮崎県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース
想定ケース②	宮崎県が独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース

(2) 被害想定

南海トラフ地震による地震・津波被害は、以下に示すとおりである。

なお、南海トラフ地震による被害想定には2つのケースがあるため、被害想定には幅がある。

① 予想震度

- ・市内の大部分は震度6弱から6強、市街地部では震度7の揺れが想定される。

② 液状化発生の可能性

- ・日向灘南部地震と同様の状況が想定される。

③ 人的被害

- ・建物倒壊等による死者は市全体で約1,000～2,600人(建物倒壊が約50～470人、急傾斜地崩壊が約10人、津波が約960～2,600人、火災が約20人)と想定される。
- ・要救助者数は、揺れによる建物倒壊に伴う場合が約150～1,800人(冬深夜)、津波による場合が約330～540人(夏12時)と想定される。

④ 建物被害

- ・全壊棟数は市全体で約4,200～9,500棟(揺れが約770～6,700棟、液状化が約810棟、急傾斜地崩壊が約60棟、津波が約2,300～2,700棟)と想定される。

⑤ 出火件数

- ・焼失件数が約20～110棟(冬18時)と想定される。

⑥ ライフライン

- ・被災直後の支障率は、上水道が約95～100%、下水道が約86～98%、電力が約85～97%、固定電話が86～98%、携帯電話が非常につながりにくいと想定される。
- ・被災1週間後には、それぞれの支障率は上水道は約50%以内、それ以外は30%以内（携帯電話はつながりにくい又はややつながりにくい）にまで緩和されると想定される。
- ・その他、道路、鉄道（日南線）では津波浸水域の内外で被害が想定され、港湾（油津港、外浦港）、漁港（鶯巣港、富士漁港、宮浦漁港）では岸壁、その他の係留施設、防波堤で被害が想定される。

⑦ 生活への影響

- ・被災1日後の避難者は約16,000～26,000人（うち要配慮者は約4,700～7,700人）、被災1ヶ月後の避難者は約13,000～31,000人（うち要配慮者は約3,900～9,400人）と想定される。
- ・被災1日後の物資需要量は、食糧約36,000～62,000食、飲料水約121,000～155,000L、毛布約14,000～30,000枚と想定される。
- ・医療機能については、死者約1,000～2,600人、負傷者約750～2,100人、重傷者390～1,100人が想定されるなか、要転院患者数約230～370人、要入院700～1,800人、要外来360～1,000人が想定される。

[建物被害 単位:約()棟]

想定	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災		合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊		全壊	半壊	全壊	半壊	
ケース①	660	2,700	770	3,100	60	110	2,700	1,700	20	4,200	7,600	
ケース②	660	2,700	6,700	5,200	60	140	2,300	1,500	110	9,800	9,500	

※冬18時を想定

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。－：わずか。

[人的被害(死傷者数) 単位:約()人]

想定	建物倒壊				急傾斜地崩壊		津波		火災		ブロック塀他		合計	
	死者	(家具)	負傷者	(家具)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
ケース①	50	—	590	40	10	10	960	150	—	—	—	—	1,000	750
ケース②	470	20	1,800	280	10	10	2,100	310	20	10	—	—	2,600	2,100

※冬・深夜、現状の津波避難ビル有を想定

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。－：わずか。

[人的被害(要救助者数) 単位:約()人]

第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

想定	揺れによる建物倒壊に伴う 要救助者数			津波による要救助者数			合計		
	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
ケース①	150	80	110	420	330	350	570	410	460
ケース②	1,300	730	990	520	540	510	1,900	1,300	1,500

※冬・深夜、現状の津波避難ビル有を想定

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。－：わずか。

[ライフライン被害(上水道) 単位:約()人、%]

想定	給水人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
ケース①	53,000	50,000	95	40,000	76	27,000	51	8,500	17
ケース②	53,000	53,000	100	53,000	98	45,000	86	21,000	40

※断水率は給水人口に占める断水人口の割合。

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。－：わずか。

[ライフライン被害(下水道) 単位:約()人、%]

想定	処理人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率
ケース①	22,000	19,000	86	9,100	41	2,900	13	1,300	6
ケース②	22,000	22,000	98	18,000	81	6,300	29	2,400	11

※機能支障率は処理人口に占める支障人口の割合。

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[ライフライン被害(電力) 単位:約()軒、%]

想定	電灯軒数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		停電件数	停電率	停電件数	停電率	停電件数	停電率	停電件数	停電率
ケース①	33,000	28,000	85	12,000	36	3,400	10	2,400	7
ケース②	33,000	32,000	97	25,000	76	9,900	30	4,800	15

※停電率は電灯軒数に占める停電軒数の割合。

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[ライフライン被害(通信・固定電話) 単位:約()回線、%]

想定	回線数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
ケース①	20,000	17,000	86	8,300	41	2,800	14	1,400	7
ケース②	20,000	20,000	98	16,000	79	4,900	24	2,200	11

※不通回線率は回線数に占める不通回線数の割合。

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[ライフライン被害(通信・携帯電話) 単位:約()回線、%]

想定	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク
ケース①	13	A	49	B	23	—	20	—
ケース②	14	A	91	A	44	C	29	—

※停波基地局率は基地局全体に占める停波した基地局の割合。

※携帯電話不通ランク A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。—：わずか。

[交通施設(道路、鉄道、港湾) 単位:約()箇所・m]

想定	道路		鉄道(日南線)		港湾	岸壁		その他係留施設		防波堤	
	津波 浸水域 被害	津波 浸水域外 被害	津波 浸水域 被害	津波 浸水域外 被害		岸壁数	被害数	その他 係留 施設数	被害数	防波堤延 長	被災延 長
ケース①	20	50	20	140	油津港	10	3	16	4	1,700	50
					外浦港	5	1	26	4	600	240
ケース②	40	70	30	180	油津港	10	9	16	14	1,700	870
					外浦港	5	4	26	21	600	460

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[交通施設(漁港) 単位:約()箇所・m]

想定	漁港	岸壁		その他係留施設		防波堤	
		岸壁数	被害数	施設数	被害数	防波堤延長	被災延長
ケース①	鶯巣漁港	/	/	3	1	100	100
	富士漁港	/	/	5	3	70	—
	宮浦漁港	/	/	4	2	340	310
	鵜戸漁港	/	/	5	2	380	380
	夫婦浦漁港	1	1	3	—	150	90
	大堂津漁港	5	1	4	1	700	—
	油津漁港	1	—	15	4	/	/
	目井津漁港	8	2	12	2	2,300	790
ケース②	鶯巣漁港	/	/	3	2	100	100
	富士漁港	/	/	5	3	70	70
	宮浦漁港	/	/	4	3	340	310
	鵜戸漁港	/	/	5	4	380	190
	夫婦浦漁港	1	1	3	2	150	150
	大堂津漁港	5	4	4	3	700	700
	油津漁港	1	1	15	13	/	/
	目井津漁港	8	7	12	11	2,300	2,300

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[生活への影響(避難者) 単位:約()人]

第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第1節 総則

想定	避難者									帰宅困難者	
	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後			通学者数・ 就学者数	帰宅困難者数
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外		
ケース①	17,000	11,000	6,000	17,000	12,000	5,100	15,000	4,400	10,000	24,000	1,500
ケース②	27,000	17,000	9,900	31,000	20,000	11,000	32,000	9,700	23,000	24,000	1,500

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[その他の被害(要配慮者) 単位:約()人]

想定	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	避難者	避難所	避難所以外	避難者	避難所	避難所以外	避難者	避難所	避難所以外
ケース①	ケース①	16,000	10,000	5,400	15,000	11,000	4,700	13,000	3,900
ケース②	ケース②	26,000	16,000	9,300	30,000	19,000	10,000	31,000	9,400

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

※属性間での重複がある。

[生活への影響(物資需要量) 単位:約()食・L・枚]

想定	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	食糧	飲料水	毛布	食糧	飲料水	毛布	食糧	飲料水	毛布
ケース①	40,000	126,000	16,000	42,000	84,000	19,000	16,000	28,000	7,500
ケース②	62,000	162,000	35,000	73,000	142,000	38,000	35,000	67,000	17,000

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[生活への影響(医療機能) 単位:約()人]

想定	人的被害			要転院患者数	医療需要	
	死者	負傷者	重傷者		要入院	要外来
ケース①	1,000	750	390	230	720	360
ケース②	2,600	2,100	1,100	370	1,800	1,000

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

[災害廃棄物等 単位:約()万トン]

想定	災害廃棄物(万トン)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計
ケース①	60	30	90
ケース②	130	40	170

※数値はある程度の幅をもってみる必要がある。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

第3 対策の基本方針

1 南海トラフ地震防災対策の推進に係る基本的方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合も想定される。これらのことも考慮しつつ、市は、県・国等の防災関係機関、民間事業者、地域住民等、様々な主体と連携をとって計画的かつ速やかに以下のような防災対策を推進することを基本とする。

(1) 各般にわたる甚大な被害への対応

市は、人的・物的被害双方の軽減につなげるため建築物の耐震化を推進する。この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靭さ」という観点からも対策を推進する。

「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が多数発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。経済活動の継続を確保する観点からは、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

また、ライフラインやインフラの事業者に対し、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進するよう促す。

(2) 津波からの人命の確保

市は、施設管理者による海岸保全施設等の整備・維持とともに、地域住民等の避難を軸に、情報伝達体制、緊急避難場所・避難所、避難路の整備及び防災教育、避難訓練、避難行動要支援者の支援等の総合的な対策を推進する。

また、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含め地域における最良の方策を検討する。

(3) 超広域にわたる被害への対応

市は、国、地方及び民間を通じて人的・物的資源が不足すること、発災直後には被害情報が不足することを前提に、災害応急対策に優先順位を付けて対処する。

また、広域的な避難者の一時受入先の事前確保など各種対策を講じるとともに、市街地や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態に応じた対応策の検討に取り組みものとする。

(4) 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

市は、復旧・復興を早め、経済への二次的な波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者と連携し、道路ネットワークや水上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化を図る。

また、市内の民間事業者等に対し、事業継続計画（BCP）の策定、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理、企業間や業種を超えた連携を推進するよう促す。

(5) 時間差発生等への対応

市は、地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、臨機応変に対応できるよう応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

(6) 外力レベルに応じた対策

市は、最大クラスの地震が発生した場合、震度6強から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶことが想定されていることから、各施設管理者は施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を進めるとともに、施設分野によっては長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討するよう促す。

津波対策については、市は、県・国等防災関係機関、民間事業者等と連携し、最大クラスの津波を対象として「命を守る」ことを目標とし、住民避難を軸に、情報伝達、緊急避難場所・避難所、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する。

なお、対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案するものとする。

(7) 戦略的な取組の強化

市は、南海トラフ地震による被害の最小化を図るため、国・県等防災関係機関、民間事業者、関係団体と連携し、以下のとおり戦略的な取組を強化する。

- ① 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。
- ② 防災・減災目標を達成するため、国との連携、産官学民との連携、地方公共団体との広域連携、地域住民、自主防災組織、民間事業者との連携等、あらゆる力を結集し、自助、共助、公助により防災対策に取り組む。
- ③ 今後の地域防災の主体を担う小中学校の児童・生徒が防災・減災に関する知識を系統的に学び、災害情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。
- ④ 市職員について、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、様々な機関が実施する研修や人材ネットワークの構築等を通じて資質向上を図り、人材育成を強化する。
- ⑤ 所管施設の整備に当たっては、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、国・県・ライフライン事業者等相互の施設の関連性等を認識した上で整備を進める。

(8) 訓練等を通じた対策手法の高度化

市は、防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、行政・民間事業者・地域団体等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果は、防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。

また、津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を住民一人ひとりに定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなど、地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

(9) 科学的知見の蓄積と活用

市は、以下のような、国・県等防災関係機関、研究機関等による南海トラフ地震防災対策への科学的知見の蓄積と活用の動向について、絶えず留意しその成果の活用に努める。

- ① 地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や地域住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究
- ② 緊急地震速報の迅速性とその精度の向上、津波に関する情報に対する関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上、津波高・津波到達時間・継続時間等の予測の精度向上に関する調査研究
- ③ 安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対応に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術及び早期復旧技術

2 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

南海トラフ地震による被害は極めて広域的かつ甚大になると想定されると同時に、人的・物的資源が不足すること、発災直後の被害情報が著しく不足すること、大量の避難者が発生すること、津波が時間差で繰り返し襲来する恐れがあること、東海・東南海・南海地震が単独又は連動して発生する可能性があること等に留意する必要がある。

また、被害の全容を把握することを待つことなく直ちに災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより、被害を最小化することが何よりも重要である。

このため、市は、以下のような災害応急対策を推進することを基本方針とする。

(1) 迅速な被害情報の把握

市は、超広域にわたる被災状況を正確に把握するための行動を直ちに開始できるような役割や調査手順をあらかじめ定め、画像情報や位置情報を含めた情報収集に当たるとともに、防災情報システムを整備・活用し、その情報を共有する。特に災害応急対策上重要なインフラの被災状況、津波被害で多く発生する孤立者・孤立集落の状況等をヘリコプター等により迅速に把握するよう努める。

また、通信の途絶等により、被害の全体像を速やかに把握することは困難な可能性が高いことから、民間からの情報や各種地図情報も活用し、情報空白域の特定を含む網羅的な情報把握に努める。

(2) 津波からの緊急避難への対応

市は、時間差で繰り返し到達する津波の危険性を正確に住民等に認識させるため、国等と連携して津波情報の伝達、避難指示を的確に行うとともに、住民等の避難誘導、水門等の確実な操作等を適切に行う。その際、消防団等は、自らの安全確保の範囲内で、負傷者等による逃げ遅れ者の救助を適切に行う。

(3) 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保

市は、国や関係機関が実施する救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保に関する以下の対策について、随時把握するよう努める。

- ① 国の各省庁は、全国から被災地に、防衛、社会秩序の維持、消防上不可欠な部隊を除く最大勢力の自衛隊の災害派遣部隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する。
- ② 救助・救急活動に当たる実動部隊は、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水・交通規制等）との密接な連携体制の下、人命及び身体の安全を最優先にして事態に対処する。
- ③ 関係機関は、救助・救急活動の円滑な実施を図るため、災害応急対策に支障となる航空機の飛行制限の措置や、現場レベルでの実動部隊間の調整・情報共有を図る措置を講ずる。
- ④ 内閣府に設置する緊急災害対策本部は、一般車両が通行困難な区間においては自衛隊等による輸送を活用する。

(4) 津波火災対策

市は、津波により発生する大規模火災について、初期消火、部隊等の現場への到達、消防水利の確保、放水活動等が通常の火災よりも困難であることを踏まえ、国及び県等の支援協力を得て、ヘリコプターを活用した応援部隊等の人員・資機材の搬送、空中消火等を図る。

(5) 膨大な傷病者等への医療活動

市は、医療施設が被災し、機能が低下する中で、大量の傷病者が発生し、入院患者への対応が必要となること、対象患者の広域医療搬送のための輸送手段には限界があることを踏まえ、国・県その他の関係機関と連携し、災対法第86条の3の規定に基づく臨時の医療施設の開設や、民間事業者を活用した負傷者等の緊急輸送を含め、被災地内における医療体制の確立を最優先に医療活動に取り組む。

また、広域医療搬送に当たっては、自衛隊航空機、防災関係機関が所有する航空機、民間航空機等を最大限活用して、迅速な対応に努める。

(6) 物資の絶対的な不足への対応

市は、発災後、食料、生活必需品等の備蓄物資等が不足する事態を想定し、国が講ずる以下の対策、その動向を随時把握するよう努める。

- ① 国は、必要に応じて受け入れ体制等の情報収集に努めつつ、被災地方公共団体からの要請又は要求を待たずに、物資を供給（調達・輸送）する。
- ② この方法による救援物資の供給は、発災直後の情報混乱期に限定して行うものとし、できる限り早期に地方公共団体の要請に基づく救援物資の供給に切り替えるよう留意する。
- ③ 被害が超広域かつ甚大な場合、国及び地方公共団体による救援物資だけでは物資が絶対的に不足することから、流通や物流施設の早期回復、小売店の早期営業再開のためのインフラ・ライフラインの復旧、燃料の供給等に努める。

(7) 膨大な避難者等への対応

市は、市が開設する避難所への避難者だけでなく、在宅避難者も含め被災者が膨大な数に上ることを念頭に置き、飲料水、食料等の物資の円滑な供給、的確な情報の提供に努める。指定した避難所で不足する場合は、民間事業者の協力を得つつ、空き家・空室、ホテル・旅館、賃貸住宅や船舶等の活用を促進する。

また、他の地域への広域一時滞在の調整、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者の受け入れを図るとともに、国からの情報等に基づき応急仮設住宅の早期提供に努める。

なお、様々なニーズに配慮した避難所運営を行うとともに、被災者の心のケアのための被災者対応に当たる。

(8) 国内外への適切な情報提供

市は、被災者ニーズを十分把握し、被害の状況や二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインの復旧状況等の被災者等に役立つ情報を、報道関係機関及びポータルサイト・サーバー運営者と連携し、定期的に公表する等、適切に提供する。

(9) 施設・設備等の二次災害対策

市は、所管する施設等に関し、余震や降雨による二次災害防止のため、地盤の緩みや施設の損傷等に対する緊急点検・調査及びそれを踏まえた応急措置を行うとともに、住民の安全確保のため、被災建築物応急危険度判定等を迅速に行う。

また、危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者が、大規模地震発生後、爆発等の二次災害防止のために施設の点検を緊急的に行い、異常が見られる場合は関係法令に従って速やかに対処するよう促す。

(10) ライフライン・インフラの復旧対策

市は、全国から要員や資機材を確保し、中枢機関や重要施設に関するライフラインやインフラを早期に復旧するため、輸送手段・ルート情報や航空写真、画像情報等の的確な提供を行う。

(11) 広域応援体制の確立

市は、超広域かつ甚大な被害の発生を想定し、国による支援だけでなく、市町村及び都道府県間での人的・物的支援や広域一時滞在の仕組みなど、広域的な応援を円滑に実施できる体制をできる限り具体化する。

第4 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、地域防災計画第1編総論第2章第1節に定めるところによる。

【総論第2章第1節参照】

第2節 災害予防計画

南海トラフ地震が発生した場合には、東海地方から九州地方にかけての太平洋沿岸を中心として、極めて広域にわたって甚大な被害が発生することが予想されるため、防災関係機関の連携した広域的な防災体制の構築が必要となる。

また、住民が自らを守る「自助」、地域で助け合う「共助」、さらに県、市をはじめ県内防災関係各機関による「公助」による防災対策の推進が重要となる。

このため、市は、防災関係機関との日常的な連携を強化すると共に、住民、自治会、自主防災組織、あるいはNPO及び事業所等と一体となって、南海トラフ地震による被害を最小限にとどめることを目標に、災害予防対策を推進する。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すると共に、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課
関 係 課	その他全課

第1 地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備等

1 地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備等

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化、土砂災害防止施設、津波防護施設の整備を図るとともに、避難場所、避難（経）路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

また、宮崎県地震防災緊急事業五箇年計画等に定める地震防災上、緊急に整備すべき施設等についても整備を推進する。

なお、事業の実施に当たっては、概ね5ヶ年を目途として行うものとし、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分に調整を行う。

(1) 建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

① 公共建築物の耐震化

市は、既存の公共建築物で庁舎等の防災拠点となる施設の耐震化を計画的に進めると共に、停電時に備えて非常用電源の確保に努める。

- ア 防災中枢施設（市役所等）
- イ 消防施設（消防本部、消防署等）
- ウ 医療施設（救急施設、総合病院等）
- エ 避難施設（公民館、小学校、中学校等）
- オ 要配慮者施設（社会福祉施設等）

【地震災害対策編 第1章 第3節 第1建築物等の耐震化に準拠】

② 民間建築物の耐震化

ア 耐震診断及び耐震改修の促進

市は想定される震度7の地震が発生した場合に、倒壊する危険性が極めて高い昭和56年以前に建築された建築物について、県や建築関係団体と連携し、次の取組を推進する。

- (ア) 耐震診断を行う建築技術者の養成
- (イ) 広報活動等
- (ウ) 所有者等への指導等
- (エ) 木造住宅の耐震化に対する支援等

イ 建築物の落下物対策の推進

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

ウ 家具等の転倒防止対策の推進

市は、地震発生時に家具等の転倒による被害を防止するため、住民に対して家具類の安全対策に関する知識の普及を図る。

エ ブロック塀の倒壊防止対策の推進

市は、地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも大きな支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の安全対策の実施を推進する。

オ 建築物の地震対策の促進

市は、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

【地震災害対策編 第1章 第3節 第1建築物等の耐震化に準拠】

③ 重要施設の耐震性強化

ア 耐震性が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等が、耐震診断の結果、補強が必要と判定された場合に、耐震補強工事を計画的に推進するよう必要な指導及び助言を行う。

イ 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

市は、耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等が、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう必要な指導及び助言を行う。

【地震災害対策編 第1章 第3節 第1建築物等の耐震化に準拠】

④ 歴史的街なみの防災性向上の推進

重要伝統的建造物群保存地区に指定されている歴史的街並みを災害から守るため、次の施策を推進する。

ア 延焼遮断帯となる道路、河川等の整備

イ 建物対策（不燃化）

ウ 消防水利の確保

エ 狭あい道路用消防機器の整備

オ 消防設備等の整備

カ 市民に対する防災、火災予防対策の周知徹底

【地震災害対策編 第1章 第2節 第2建物の防火対策に準拠】

⑤ 河川・海岸保全施設・港湾施設等の整備等

市は、県等の関係機関と連携し、河川河口部、港湾部等における海岸保全施設の自然と調和した整備をはじめ、海難船舶、漂流物による船行船舶二次災害の防止等を推進し、住民の安全確保を図る。これらの施設の整備については発生頻度の高い津波を想定して設計対象とするが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスに対しても施設の効果が粘り強く発揮できるようにする。

【津波災害対策編 第1章 第1節 第2河川・海岸保全施設・港湾施設等の整備と管理に準拠】

⑥ 道路・橋りょうの整備

ア 防災道路の構築

市は、都市計画道路の整備を推進していくことにより、災害発生時における道路交通の確保や地震時の市街地での火災による延焼遮断効果を図りつつ、都市の総合防災化に努める。

イ 橋りょうの整備

市は、橋りょうの整備に当たっては、日頃より適切な維持管理に努め、新設や拡幅を行う際には橋りょう基礎の洗掘や耐震性等に十分配慮して整備計画を行う。

また、既設の橋りょうで老朽化の進んでいる、耐荷力の不足する橋りょうについては、維持補修（橋脚基礎の強化等）に努めていく。

【風水害・共通対策編 第1章 第1節 第2道路・橋りょうの整備に準拠】

⑦ ライフライン施設の整備

ア 水道施設の整備

市は、水道施設の耐震化を図り、災害による給配水施設の被害軽減と飲料水確保を図るため、日頃から導水管、浄水施設、送水管、幹線配水管等の水道施設を整備点検し、円滑な給配水に努める。

なお、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水が行えるよう、あるいは、甚大な被害を受けて一時的に送水不可能になった場合においても、迅速な応急処置による給水が可能となるよう、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

(ア) 浄水場、配水池、管路、消火栓等の主要施設の点検と補修改良

(イ) 老朽管の布設替えの推進、管路の耐震性の向上

(ウ) 各配水系統間の相互連絡

(エ) 配管、水質、機械、電気等の技術者及び配管、給水装置等の作業員の確保

(オ) 復旧用資機材の備蓄

(カ) 水道台帳や管路網図等の図面の電子化等を含めた整備の推進

(キ) 応急給水体制の整備

(ク) 緊急措置訓練の実施

(ケ) 市民による応急給水体制の育成

(コ) 緊急時の飲料水供給施設の整備（既存の耐震性貯水槽等の活用、ポリタンクの備蓄等）

イ 下水道施設の整備

市は、災害による被害を最小限にとどめるため、災害に強い下水道施設の整備に努める。

(ア) ポンプ場及び処理場の整備

(イ) 管路施設の整備

(ウ) 資機材の備蓄

(エ) 緊急時措置訓練の実施

ウ 廃棄物処理施設の整備

市は、一般廃棄物処理施設の整備並びに災害時収集・処理の応急体制を整備することにより、廃棄物処理に係る防災体制の確立を図る。

- (ア) 一般廃棄物処理施設に関する防災機能の整備
 - ・ 一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅ろう化
 - ・ 非常用自家発電設備の整備
- (イ) 廃棄物処理に係る災害時応急体制の整備
 - ・ 災害時に必要な仮設トイレの確保
 - ・ 消毒剤や消臭剤の備蓄並びに迅速な調達体制の整備
 - ・ 一般廃棄物処理施設の補修に必要な資機材の備蓄
 - ・ 収集車両や機器等の整備
 - ・ 災害時における廃棄物等の一時保管場所用地の確保
 - ・ 災害時におけるごみ・し尿収集・処分計画の作成

【風水害・共通対策編 第1章 第1節 第7ライフライン施設の整備に準拠】

(2) 土砂災害防止施設、津波防護施設の整備

① 土砂災害防止対策の推進

ア 土石流対策の推進

市は、震災後の地盤の緩み等による土石流等の災害から人家、人命を守るため、砂防事業、総合土石流対策を推進する。

イ 急傾斜地崩壊対策の推進

市は、がけ崩れ災害による被害を未然に防止又は軽減するために、急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止対策の促進に努める。

ウ 地すべり対策の推進

市は、地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため、地すべり防止対策を推進する。

【風水害・共通対策編 第1章 第1節 第5土砂災害防止対策の推進に準拠】

② 津波防護施設の整備

ア 海岸保全対策の推進

市は、県と連携し、高潮・波浪及び地震・津波による被害を防止する事業の推進を図る。また、高波、高潮、波浪等からの防護、海岸環境の保全、適切な海浜利用を柱として海岸の整備、保全を推進する。

【風水害・共通対策編 第1章 第1節 第6海岸・河川・ため池の整備と管理に準拠】

(3) 避難場所、避難(経)路の整備

① 緊急避難場所、避難所、避難路の指定、確保

ア 緊急避難場所の指定

市は、延焼火災、がけ崩れ、洪水・津波等及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、指定基準に従って災害の種類ごとに緊急避難場所の指定を行う。

イ 避難所の指定

市は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を基準に従って指定する。

ウ 避難所の設備の整備

市は、避難所には、安全性と一定期間の居住環境が必要であることから、以下に示すような設備を確保するものとし、条件を満たさない場合は、必要な整備を推進するように努める。

- ・ 優先電話、衛星携帯電話、防災行政無線、ファックス、テレビ、ラジオ等
- ・ 非常用電源整備
- ・ トイレ（仮設トイレ、洋式トイレ）
- ・ 給水施設
- ・ 高齢者、障がい者に対応したスロープ、車椅子対応トイレ等
- ・ 負傷者を一時的に収容するための救護設備
- ・ 要配慮者に対応可能な福祉避難室
- ・ 空調設備、照明設備
- ・ 緊急救護用の資機材
- ・ カセットコンロ等の調理器具
- ・ 寝具（マット、簡易ベッドを含む）や給湯に必要な資機材
- ・ 男女双方の視点に配慮したプライバシーを確保する設備（パーティション）等
- ・ 伝達事項の掲示板

エ 福祉避難所の整備

市は、要配慮者の避難生活を支えるものとして、福祉避難所を整備する。福祉避難所はデイサービスセンター等を充てることを原則とするが、それでも不足する場合においては、ホテル・旅館等の借上げ措置で対応する。

オ 避難路の確保

市は、緊急避難場所、避難所に至る避難路を確保するため、従来の街路事業等に防災性を付与し整備の推進を図るとともに、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じる。

カ 繁華街、観光地における避難場所等の確保

市は、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難場所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

② 緊急避難場所、避難所等の広報と周知

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所、避難路、災害危険地域等について市民に対して広報し、周知を図る。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第6避難体制の整備に準拠】

(4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設の整備

① 情報通信拠点の整備

市は、市役所を情報通信の中心拠点、北郷・南郷の各地域振興センターを情報通信の副拠点、「防災地区」の中心となる小・中学校又は公民館を情報通信の地区拠点と位置付け、各施設の耐震性能及び風水害への対抗性を期待できる施設として、情報通信機器整備（インターネットや衛星携帯通信施設整備など）の整備推進に努める。

② 医療救護拠点の整備

市は、市立中部病院を市の医療救護拠点と位置付け、災害時の医療機関相互の連絡調整、医療救護班の支援編成など、市の医療救護活動の支援施設として整備に努める。

また、防災地区の小・中学校や公民館を医療救護活動の地区拠点と位置付け、災害時の各地区における必要な医療救護活動を効率的に実施できるよう、整備に努める。

③ 輸送拠点の整備

市は、北郷体育館を援助物資の集出荷を担う輸送中心拠点、日南総合運動公園及び南郷中央公園を輸送副拠点、各防災地区の小・中学校グラウンド及び体育館を輸送地区拠点と位置付け、物資の輸送拠点としての必要な機能整備について研究する。

なお、宮崎県と九州各県との協定により、広域港湾輸送拠点に指定されている油津港についても有効に機能するよう必要な措置に関して、港湾管理者をはじめとする関係機関との協議、研究を行う。

④ 食料供給拠点の整備

市は、中央共同調理場等を災害時食料供給拠点として位置付け、災害時において炊き出し等を行い、各避難所に食料を供給する拠点として、その機能充実に努める。

⑤ ボランティア拠点の整備

市は、市域のボランティア拠点として災害ボランティアセンターを市の中心拠点として位置付け、各防災地区の拠点候補として地区ボランティア拠点等の設置について検討を進める。

⑥ 救援活動拠点の整備

市は、災害時の広域応援活動を円滑に受け入れるための施設として、日南総合運動公園を自衛隊、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊、DMAT などによる活動拠点（後方支援拠点）と位置付け、さらにこの活動拠点を支援する目的として、市内にて複数箇所の地区拠点の整備を研究し、その配置に努める。

【風水害・共通対策編 第1章 第1節 第1防災組織及び拠点等の整備に準拠】

(5) その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク

① 予防消防の強化充実

火災の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、消防施設の整備を促進する。

- ア 化学消防力の整備
- イ 化学消火薬剤の備蓄
- ウ 消防無線の充実
- エ 消防水利の確保

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第3 救急・救助及び消火活動体制の整備に準拠】

② 緊急輸送道路整備計画

市は、災害発生時に備え、緊急輸送道路の道路整備に努めていく。なお、本市域の緊急輸送道路を次のとおり指定するように中・長期的な視点から計画していくことにより、その整備に努める。

- ア 第1次緊急輸送道路（県指定）
広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
- イ 第2次緊急輸送道路（県指定）
市役所、応援拠点（警察、消防、自衛隊等）、医療拠点（病院等）及び集積拠点と第1次緊急輸送道路を結ぶ道路
- ウ 第3次緊急輸送道路（市が指定）
市が指定した防災拠点と第1次及び第2次緊急輸送道路とを結ぶ道路

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第5 緊急避難体制の整備に準拠】

[地震防災上緊急に整備すべき施設等]

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から悲嘆するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
鵜戸地区	1号 避難施設その他の避難場所	4 箇所	平成 31 年度
油津地区	1号 避難施設その他の避難場所	1 箇所	平成 27 年度
細田地区	1号 避難施設その他の避難場所	2 箇所	平成 28 年度
南郷地区	1号 避難施設その他の避難場所	1 箇所	平成 27 年度

2 レベル2の津波にも対応できる避難場所の整備

レベル2の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

(1) レベル2に対応できる津波避難ビル等の指定(国、地方公共団体の庁舎等、民間施設)

① 緊急避難場所の確保

市は、津波から住民の生命を保護するため、様々な形態の緊急避難場所を確保、指定する。なお、津波災害時における緊急避難場所には、次のような形態があり、これらを総称して津波緊急避難先と称するものとする。

ア 津波緊急避難場所

避難対象地域の外に位置する広場などの面的なスペースを有する避難先

イ 津波緊急避難路

避難対象地域の外に位置する道路等を活用した線的なスペースを有する避難先

ウ 津波緊急避難ビル・津波緊急避難タワー

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物や構造物

エ 海外の地震時の津波避難所

海外での地震に伴う津波発生時に避難する建物

【津波災害対策編 第1章 第2節 第3避難体制の整備に準拠】

② 津波緊急避難先、避難路等の整備

市は、高台等への経路については住民の避難が安全かつ円滑に行われるようスロープや階段、手すり、夜間照明等の整備を行うものとする。夜間照明については、地震による停電時にも点灯可能な太陽蓄電池式パネル等の導入に努めるものとする。

【津波災害対策編 第1章 第2節 第3避難体制の整備に準拠】

(2) 延焼被害軽減対策の推進(木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合)

① 建築物火災予防対策の推進

市は、市街地の建築物、特に木造建築物密集地域において、大規模地震時等に同時多発的に発生する火災を予防するため、地震時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策を行う。

ア 予防消防の強化充実

イ 消防力の整備充実

ウ 初期消火体制の確立

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第3救急・救助及び消火活動体制の整備に準拠】

第2 津波からの防護施設等の整備等

1 津波防護施設等の整備

市は、津波による被害を防止・軽減するため、国・県等と連携し、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化、補強等を推進する。また、発災に備えて、内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被害防止措置について、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮し、検討する。

2 津波防護施設等の閉鎖のため実施体制の整備

市は、国・県等と連携し、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順、平常時の管理方法等を整備する。

3 孤立化が懸念される地域におけるヘリポート等の整備

市は、津波により住家等の孤立が懸念される地域にあつては、ヘリポート、ヘリコプター一臨時発着場等の整備を推進する。

(1) ヘリポートの整備

市は、現在指定されている緊急時離発着場（緊急時ヘリポート）の活用に併せて、これらが災害発生時において別の防災対策機能を発揮しなければならない事態を想定し、支所エリア（各防災圏）にヘリポート整備を推進し、傷病者の緊急搬送等への災害即応対応能力向上に努める。

【風水害・共通対策編 第1章 第1節 第1 防災組織及び拠点等の整備に準拠】

(2) 緊急ヘリポートの指定促進

市は、災害による交通途絶又は緊急を要する場合に備え緊急ヘリポート追加指定を研究する。また、緊急ヘリポート周辺のアクセス道路について、緊急輸送道路と位置づけ整備促進する。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第5 緊急輸送体制の整備に準拠】

第3 津波からの円滑な避難の確保

1 津波に関する情報伝達手段の整備

市は、津波警報等の迅速な伝達を行うため、防災行政無線等の整備を推進する。なお、整備にあたっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。

(1) 防災行政無線の整備

市は、地震災害により有線が途絶した場合においても、緊急に情報伝達が可能な防災行政無線の整備を推進する。海岸線の地区ごとに一斉放送が可能な同報系及び各戸に直接連絡可能な戸別受信装置の整備を図る。また、災害による停電等にも対応可能な非常用電源設備についても併せて整備を推進する。

(2) 要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立

要配慮者に対する迅速な津波避難を確保するためには、津波に関する緊急情報をより迅速、かつ、確実に要配慮者及びその支援者に伝達することが必要であることから、要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立を図る。

① 要配慮者別の緊急情報伝達手段の整備

- ア 音による伝達手段としての防災行政無線（同報系屋外拡声器）、ラジオ、電話、ケーブルテレビ等
- イ 映像による伝達手段としてのテレビ等
- ウ 文字による伝達手段としてのテレビの文字放送、ファックス等

② 緊急情報伝達網の整備

市は、要配慮者への確実な緊急情報伝達を確保するために、要配慮者の支援者を含む緊急情報伝達網の整備を推進する。また、庁内に要配慮者に対する緊急情報を担当する職員を配置し、確実な伝達の確保を図る。

【津波災害対策編 第1章 第2節 第2津波に関する情報伝達体制の整備に準拠】

2 避難意識等の普及啓発

市は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるようハザードマップを周知する。また、被害想定や津波緊急避難先等の状況変化に対応し、住民ワークショップによるハザードマップや津波避難計画の見直し、災害図上訓練の実施等を通じて津波避難への意識を啓発する。

(1) 防災ハザードマップの周知、見直し

市は、県による浸水想定区域図等をもとに作成した津波ハザードマップ（防災マップ）を津波浸水被害が想定される地域住民へ周知・徹底を図るとともに、必要な場合は津波ハザードマップを見直し、更新する。

【津波災害対策編 第1章 第3節 第2津波ハザードマップの整備・更新に準拠】

(2) 住民ワークショップによるハザードマップや津波避難計画の見直しを通じた津波避難への意識の啓発

① 津波避難訓練の内容

市は、津波の危険性及び以下の内容を確認する目的で避難訓練を実施する。また、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の熟知を図る。

ア 浸水想定区域、避難対象地域、避難困難地域の確認

イ 避難目標地点（避難対象地域外の安全な場所、高台等）の確認

ウ 津波緊急避難路及び避難経路の確認

エ 津波緊急避難場所の確認

オ 津波緊急避難ビルの確認

② 津波避難訓練に関する普及啓発

市は、津波発生時に迅速で円滑な避難を実施するためには、日頃から訓練により自らの避難方法を体得しておくことが非常に重要であることから、対象地域の住民に対し、津波避難訓練への参加を積極的に呼びかけ、その普及啓発を図る。また、普及啓発のために市は以下の取組を実施する。

ア 浸水想定区域等を示した防災マップ等の配布

イ 津波避難計画の配布

ウ 市ホームページにおける津波避難計画等の掲載

③ 津波避難訓練ワークショップの開催

市は、津波避難訓練にあわせて、住民による津波避難計画づくりを効果的に進めるため、市主催で避難訓練ワークショップを開催する。その中で、具体的に一人ひとりの住民がどのように避難するのかを明確にして、地域ごとの津波避難計画を作成していく。また、障がい者や高齢者などの要配慮者について、どのように避難支援するか等についても、より具体的に明確にしていく。

④ 教育施設における訓練等

教育施設においては、日常の教育で避難場所や避難方法等の周知を図るとともに、津波発生時に適切な判断や行動選択ができるよう、必要に応じて地域住民や関係機関と連携しながら、定期的に防災訓練を行う。

また、野外活動中における津波発生に備え、避難場所や避難経路等の事前確認や事前指導、発生時における引率者の具体的な対応について周知徹底を図る。

【津波災害対策編 第1章 第3節 第3津波に対する防災訓練の実施に準拠】

3 地域住民等への避難実施方法等の周知、見直し

市は、避難対象地域、津波緊急避難先、主な避難路等の避難実施方法について津波災害の特性を考慮して策定した津波避難計画を地域住民等に周知する。津波避難計画は、津波緊急避難先等の整備状況、被害想定を検証等をふまえ、必要に応じて見直す。

なお、高台にある津波緊急避難場所及び津波緊急避難路への避難に相当の時間を要する平野部等においては、津波避難ビル等の活用を推進する。

また、避難方法や家族との連絡方法等について平常時から確認するなど津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう地域住民等に対して啓発を行う。

(1) 津波避難計画の住民への周知、津波避難計画の見直し

① 津波避難計画の策定・更新

市は、津波による被害を回避する基本は迅速な避難であり、この考え方にに基づき作成した津波避難計画を住民、自主防災組織等に周知を図るとともに、状況の変化等に応じて更新する。

また、市による津波避難計画とは別に地域住民一人ひとりの津波避難計画を市の計画をもとに作成することとし、津波からの避難に万全を期することとする。

【津波災害対策編 第1章 第2節 第3避難体制の整備に準拠】

② 緊急避難場所の確保

市は、津波から住民の生命を保護するため、様々な形態の緊急避難場所を確保、指定する。なお、津波災害時における緊急避難場所には、次のような形態があり、これらを総称して津波緊急避難先と称するものとする。

ア 津波緊急避難場所

避難対象地域の外に位置する広場などの面的なスペースを有する避難先

イ 津波緊急避難路

避難対象地域の外に位置する道路等を活用した線的なスペースを有する避難先

ウ 津波緊急避難ビル・津波緊急避難タワー

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物や構造物

エ 海外の地震時の津波避難所

海外での地震に伴う津波発生時に避難する建物

【津波災害対策編 第1章 第2節 第3避難体制の整備に準拠】

(2) 平常時からの備えに関する住民への啓発(避難方法、家族との連絡方法等)

① 住民に対する防災知識の普及

市は、津波被害から住民の生命を守る上で最も重要なことは、「自分の身は自分で守る」という住民自身の防災意識であり、津波被害を回避するために、津波の特徴や危険性などについて防災知識の普及を図る。

② 学校における防災教育

市は、学校に通学している児童・生徒について、津波による被害を回避するため、学校教育において津波の危険性及び避難方法等について学習機会を設定する。

【津波災害対策編 第1章 第3節 第1津波に関する知識の普及に準拠】

4 避難行動要支援者等の避難支援等

市は、消防団、自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うための体制の整備を推進する。

なお、体制の整備に当たっては、避難支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

(1) 避難行動要支援者の避難支援等の体制の整備

① 要配慮者等に対する支援計画

- ア 個別の支援計画の作成
- イ 「避難行動要支援者支援協議会（仮称）」の設置
- ウ 緊急通報システム等の整備
- エ 避難行動要支援者への情報伝達体制の確立
- オ 安否確認体制の確立
- カ 生活支援体制及び健康管理体制の構築
- キ 避難所における要配慮者相談窓口の設置

② 避難に必要な施設整備

- ア 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりの推進
- イ 「福祉避難所」の整備
- ウ 福祉避難室の整備
- エ 緊急入所

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第10 要配慮者支援体制の整備に準拠】

(2) 外国人、出張者及び旅行者と避難誘導等の体制の整備

① 外国人に対する防災対策の充実

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう平常時から外国人の人数や所在地等を把握するように努める。

また、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口を充実するなど災害時に対応できる体制づくりに努める。

なお、生活情報や防災情報などの日常生活に係る行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の各種の広報媒体をはじめ、ホテル・旅館及び観光地、外国人との交流機会や受入機関等を利用して多様な言語やひらがな等の分かりやすい言葉・文字による情報提供を行う。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第10 要配慮者支援体制の整備に準拠】

5 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難所開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制を整備するとともに、各避難所における避難者のリスト作成等に必要な準備を行う。

※あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示

(1) 避難所開設時の応急危険度判定のための体制の整備

① 宅地災害防止体制の整備

市は、大規模災害、特に地震時における宅地等の被災程度及び安全性を確認するものとして、被災宅地応急危険度判定の円滑な実施体制を整備し、宅地に係る二次災害防止に努める。

② 被災宅地応急危険度判定実施マニュアルの作成

市は、大規模地震発生時における「日南市被災宅地応急危険度判定実施マニュアル」をあらかじめ作成しておき、被災宅地応急危険度判定が円滑に実施できるように努める。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第11 二次災害防止体制の整備に準拠】

(2) 各避難所との連絡体制の整備

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制及び要員の派遣方法をあらかじめ定めておく。また、円滑な避難所の運営を確保するため、自治会（自主防災組織）等の避難住民による運営を中心に据えると共に、ボランティアに協力を求める。

運営に必要な事項については、あらかじめ作成する「避難所運営マニュアル」に基づき、市と自主防災組織等の組織が協議しながら決定していく。また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第6 避難体制の整備に準拠】

6 船舶の避難

市は、宮崎海上保安部及び海事関係者と連携し、津波襲来時における船舶の避難方法を確立すると共に、避難方法等に関する講習会の実施等により、津波襲来時の避難体制を整備する。

【津波災害対策編 第1章 第2節 第4 船舶等の避難体制の整備に準拠】

7 自ら管理を行う施設等に関する対策

市は、庁舎等の公共施設のうち、津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できる施設については、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器等の整備を推進する。

(1) 非常用電源装置の整備

① 公共建築物の耐震化

市は、公共建築物は災害時における避難場所等として重要なだけでなく、応急活動や復旧支援活動の機能が期待されるため、支援拠点として機能を果たすよう計画を行う。

ア 災害時において防災拠点施設となる市庁舎や、避難場所等となる公民館等その他公共施設の耐震診断を継続的に実施し、耐震化に努める。

イ 庁舎等の防災拠点となる施設については、耐震補強に努め、停電時に備えて必要最低限の非常用電源の確保に努める。

【風水害・共通対策編 第1章 第1節 第4 建築物・住宅の安全対策に準拠】

(2) 水・食料等の備蓄の整備

① 食料供給拠点の整備

市は、中央共同調理場等を災害時食料供給拠点として位置付け、災害時において炊き出し等を行い、各避難所に食料を供給する拠点として、その機能充実に努める。

【風水害・共通対策編 第1章 第1節 第1 防災組織及び拠点等の整備に準拠】

② 確保すべき物資の種類

多数の避難者を収容し、生活支援を行うために必要な主要物資及び資機材は、次のとおりである。これらの中で備蓄を要するものは、人の生存に最低限必要であり、貯蔵性のあるものとする。また、女性や子ども等の要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努める。

なお、供給の長期化に供え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。

ア 食料等

乾パン、アルファ米（缶詰）、粉ミルク、離乳食用品、缶詰、その他

イ 飲料等

水（ペットボトル）、茶、その他

ウ 生活必需品

寝 具：毛布、マット、枕、その他

衣 服：作業着、婦人服、子供服、肌着、靴下、その他

日 用 品：紙おむつ、おむつカバー、生理用品、ちり紙（ティッシュペーパー）、
タオル、石鹸、歯ブラシ、歯みがき粉、ひげ剃り、ビニール袋、ゴム
長靴、バケツ、洗剤、ロープ、その他

炊事道具：鍋、缶切り、包丁、まな板、その他

食 器：ほ乳ビン、紙皿、割り箸、紙コップ、携帯ポリ容器、その他

光熱材料：ローソク、懐中電灯・乾電池、ライター（マッチ）、カセットコンロ等

エ 医薬品等

救急セット、医薬品

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第7食料・飲料水及び生活必需品等の調達・備蓄、供給体制の整備に準拠】

(3) テレビ・ラジオ・コンピューター等の情報入手のための機器等の整備

① 情報伝達手段の多重化・多様化

市民に対する情報伝達漏れを回避するため、情報伝達手段の多重化・多様化を計画的に推進していくこととし、以下の情報伝達手段の整備を検討する。

ア 無線関係

メール配信（市防災・気象メールにちなん）、災害伝言板サービス

イ 市の防災ホームページによる情報発信（音声化の検討）

ウ ファックス

聴覚障がい者を中心としたファックス送信体制の整備

エ 防災ラジオ

オ その他、テレビ・ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む）などの報道メディアやケーブルテレビ回線などと連携した体制整備

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第8被災者等への的確な情報伝達体制の整備に準拠】

第4 津波からの迅速な救助体制の整備

1 人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等を作成するなど緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を推進する。

(1) 受援体制の整備

市は、南海トラフ巨大地震による巨大津波で甚大な被害を受けた場合を想定し、応援の受入窓口として受援本部を設置する。そのため、支援可能な自治体との間で受援内容等について協定を締結し、以下の取組を行う。

① 災害対策業務の標準化・共通化

② 教育訓練

ア 防災研修

イ 図上訓練

ウ 共同での防災訓練

エ 県が実施する総合防災訓練での検証

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第2活動体制の整備に準拠】

2 救助活動の連携体制の整備

市は、自衛隊、警察、消防等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保など救助活動における連携体制の整備を推進する。

(1) 救急救助体制の整備

消防本部は、災害時に集中する多くの救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化を図る。

- ① 救急救助資機材の整備
- ② 救急医療情報通信体制の整備
- ③ 要配慮者に対する救急救助体制の整備
- ④ 消防団の救急救助及び消火活動能力向上の推進
- ⑤ 医師会・医療機関による救急体制の整備
- ⑥ 市民による救急体制の整備

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第3 救急・救助及び消火活動体制の整備に準拠】

(2) 水防活動の実施

市長（水防管理者）は、市域において洪水・津波又は高潮による水害が予想される場合には、市水防計画に基づき、迅速に次の水防活動を実施する。

- ① 各水防区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- ② 水防に必要な資機材の点検整備
- ③ 水閘門（農業用も含む）、せき堤等の遅延のない操作及び樋門等の管理者に対する閉鎖の応援

市長（水防管理者）は、出動命令を出した水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、重要箇所を中心に巡回し、下記の異常を発見したときは直ちに水防作業を開始する。

- ① 堤防の亀裂・がけ崩れ、沈下等
- ② 堤防の溢水状況
- ③ 水閘門等の水漏れ
- ④ 橋りょう等構造物の異常

【風水害・共通対策編 第2章 第6節 第4 水防計画に準拠】

3 消防団の人員等の充実

市は、消防団への加入促進による人員の確保、消防団における車両・資機材、教育・訓練の充実を図る。

(1) 消防団における教育・訓練の充実

- ① 防火思想の普及及び火災予防の徹底

市及び消防本部は、春秋2回の火災予防運動及び文化財防火デー、年末特別警戒、林野火災予防運動等を通じて火災予防思想の普及徹底を図るとともに、火災警報を発令した場合、広報車等を通じて火災予防を周知徹底させる。

また、消防団員の消防に関する知識及び技術の向上を図るため、消防学校における教養訓練（消防団員に係る初任教養・幹部教養等）に派遣する。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第3 救急・救助及び消火活動体制の整備に準拠】

(2) 消防団における車両・資機材の充実

市は、火災の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、消防施設の整備を促進する。

① 化学消防力の整備

危険物施設等の増加に伴い、化学消防化、機動力の強化等を図るため、化学消防力の充実に努める。

② 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火剤等の化学消火薬剤の備蓄に努めるものとする。

③ 消防無線の充実

④ 消防水利の確保

特に地震時における消防水利の確保のために、防火水槽の増設及び耐震化を図る。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第3 救急・救助及び消火活動体制の整備に準拠】

第5 関係者との連携・協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

市は、応急対策を実施するために広域的な措置が必要な場合に備え、被災時の物資等の調達手配の手段、人員の配備方法についてあらかじめ定める。また、他の機関の応援等を求める必要がある場合に備え、事前応援協定の締結等を推進する。

(1) 物資等の調達手段、人員の配備方法の検討・設定(広域的な措置が必要な場合への備え)

① 物資確保対策

市は、広域交通及び市内交通網に大きな被害が生じ、補給ルートが遮断されることに備えて、次の対策を行う。

ア 物資の確保

(ア) 市の備蓄

市は、食料・生活必需品等について備蓄目標を定め、計画的な備蓄管理を推進する。

(イ) 市民の備蓄

市は、市民に対し、災害発生後3日分程度の食料、飲料水、生活必需物資を各家庭で備蓄に努めるよう広報・防災パンフレット・防災に関する各種イベントや地域住民が参加した防災訓練の実施等を通じて指導、啓発を行う。市民は、その備蓄に努めるものとする。

(ウ) 流通備蓄

市内外の商品販売業者との災害時における協定締結を促進し、在庫の積み増し、緊急手配による調達等による協力体制整備に努める。

(エ) 県備蓄

緊急時においては県への要請を速やかに行い、県による物資調達に関する協力を得るほか、県を通じ他県も含めた広域での他市町への協力要請を行う。

なお、米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

(オ) その他

県外を含め、広域の市町と、物資その他についての相互応援協定の締結を推進する。

イ 補給ルートの確保

(ア) 国、県に要請して、広域道路網（緊急輸送道路）の耐震化や通行機能の確保に重点をおいた整備を促進する。

(イ) 備蓄倉庫、収容避難所、港湾（輸送拠点）を含めた市内の各防災拠点を結ぶ道路交通網の整備拡充に努める（代替性の確保に努める）。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第7食料・飲料水及び生活必需品等の調達・備蓄、供給体制の整備に準拠】

(2) 他の機関等との事前応援協定等の締結の推進

① 災害時医療体制の整備

近隣市町、広域市町との医療救護に関する応援協定の締結に努める。また、地域災害拠点病院である県立日南病院をはじめ、市立中部病院、(一社)南那珂医師会、関係機関等と災害時における医療体制を確立するため、平素から諸調整を図るように努める。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第4医療救護体制の整備に準拠】

② 建設業団体等との協定

市は、必要に応じてあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結するものとする。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第6避難体制の整備に準拠】

2 物資の備蓄・調達

市は、被害想定等をもとに、必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画を作成する。

3 帰宅困難者への対応

市は、民間事業者と連携、協力し、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供等の対策を検討する。

また、船舶、列車等の乗客、駅や港湾等に滞在する者の避難誘導計画を策定し、周知、広報する。

(1) 一時滞在施設の確保検討(民間事業者との連携・協力)

市は、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

また、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

【風水害・共通対策編 第2章 第15節 第2 帰宅困難者対策に準拠】

(2) 情報提供等の対策検討(民間事業者との連携・協力)

市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供する。

【風水害・共通対策編 第2章 第15節 第2 帰宅困難者対策に準拠】

4 防災訓練の実施

市は、他の機関と共同し、大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。防災訓練の実施に当たっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることから、住民、防災関係機関との連携を図ることに特に配慮する。また、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

(1) 津波避難訓練の実施体制

市は、「津波防災の日」等を活用し、地域ごとに自治会や自主防災組織の協力を得て津波避難訓練を市主催で実施する。

(2) 津波避難訓練の内容

市は、津波の危険性及び以下の内容を確認する目的で避難訓練を実施する。また、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の熟知を図る。

- ① 浸水想定区域、避難対象地域、避難困難地域の確認
- ② 避難目標地点（避難対象地域外の安全な場所、高台等）の確認
- ③ 津波緊急避難路及び避難経路の確認
- ④ 津波緊急避難場所の確認
- ⑤ 津波緊急避難ビルの確認

(3) 津波避難訓練に関する普及啓発

市は、津波発生時に迅速で円滑な避難を実施するためには、日頃から訓練により自らの避難方法を体得しておくことが非常に重要であるため、対象地域の住民に対し、津波避難訓練への参加を積極的に呼びかけ、その普及啓発を図る。また、普及啓発のために市は以下の取組を実施する。

- ① 浸水想定区域等を示した防災マップ等の配布
- ② 津波避難計画の配布
- ③ 市ホームページにおける津波避難計画等の掲載

【津波災害対策編 第1章 第3節 第3津波に対する防災訓練の実施に準拠】

第6 地震防災上必要な教育及び広報の実施

1 職員等の役割に対応した教育の実施

市は、職員等に対して果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施する。

(1) 市職員に対する防災教育

① 防災教育の内容

- ア 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

② 防災教育研修

応急対策を実施する職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救援活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

【風水害・共通対策編 第1章 第3節 第1防災知識の普及に準拠】

(2) 防災関係職員の防災研修

津波被害を回避するためには短時間での円滑な避難が必要であり、防災関係職員による住民への津波避難情報の速やかな伝達が不可欠である。そのためには、防災関係職員が津波について精通し、情報伝達等についても熟練していることが求められる。よって、市は防災関係職員への防災研修を以下により実施する。

- ① 研修の方法
 - ア 県や国が実施する研修等への参加
 - イ 見学、現地調査等の実施
 - ウ 訓練による実践的研修
- ② 研修の内容
 - ア 市地域防災計画の内容及び各機関の防災体制と各自の任務分担
 - イ 非常参集の方法
 - ウ 津波災害特性
 - エ 津波避難計画
 - オ その他必要な事項

【津波災害対策編 第1章 第3節 第1津波に対する知識の普及に準拠】

2 南海トラフ地震に係る教育・広報の実施

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとしての的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を行う。

なお、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。

(1) 南海トラフ地震等に係る防災知識の住民への普及・啓発

市は、津波発生時に円滑な避難を確保するため、津波の特徴及びおそろしさ、海岸地域における津波の危険性、津波避難情報の伝達方法、津波避難計画等について、津波の危険地域の住民等を対象として学習機会を設定する。

- ① 津波の特徴
 - ア 津波と高潮や波浪との相違
 - イ 津波の到達時間
 - ウ 津波が発生する地震等
- ② 津波の危険性
 - ア 津波のスピード
 - イ 津波の破壊力
 - ウ 津波の到達距離等
- ③ 津波被害の状況
 - ア 浸水予想区域
 - イ 避難困難地域等

④ 津波警戒・避難

- ア 津波警報、避難指示等の意味合い
- イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、高台などの安全な場所に急いで避難する
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、無線放送などを通じて入手する
- エ 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する
- オ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない
- カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除までは気をゆるめず、海浜部には近づかない

【津波災害対策編 第1章 第3節 第1津波に対する知識の普及に準拠】

(2) 住民の立場を考慮した多用な手段を用いた具体的な教育・広報の実施

① 広報体制の整備

市は、災害発生時において、報道機関からの取材要請に対して適切な情報提供を行うこと及び本部から報道要請を迅速に行うことは、災害対策を円滑に進めるうえで重要であるため、あらかじめ対応方針を定めることにより、災害時の備えに万全を期すものとする。

ア 広報窓口の一本化

取材に対する対応窓口を広報班に一本化し、災害対策業務及び情報の混乱等を防ぐ。

イ 放送要請窓口等の明確化

災害時における報道機関に対する放送要請の窓口を広報班に一本化すると共に、要請文書の案文をあらかじめ作成しておくことにより、速やかな報道要請を実現する。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第8被災者等への的確な情報伝達体制の整備に準拠】

3 教育・広報の実施手段等の整備

教育及び広報の実施に当たっては、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行う。

また、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制を整備する。

(1) ラジオ、テレビ、映画、新聞等を活用した教育・広報内容の整備

① 情報伝達手段の多重化・多様化

市は、市民に対する情報伝達漏れを回避するため、情報伝達手段の多重化・多様化を計画的に推進していくこととし、以下の情報伝達手段の整備を検討する。

ア 無線関係

メール配信（市防災・気象メールにちなん）、災害伝言板サービス

イ 市の防災ホームページによる情報発信（音声化の検討）

ウ ファックス

聴覚障がい者を中心としたファックス送信体制の整備

エ 防災ラジオ

オ その他、テレビ・ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む）などの報道メディアやケーブルテレビ回線などと連携した体制整備

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第8被災者等への的確な情報伝達体制の整備に準拠】

② 防災広報

ア 広報紙、パンフレットによる広報

イ ビデオ・スライド等による広報

ウ 出前講座など巡回による広報

エ ポスター・作文・標語等の募集による広報

オ インターネットによる防災知識の広報

カ 講演会、講習会、シンポジウム等による広報

【風水害・共通対策編 第1章 第3節 第1防災知識の普及に準拠】

(2) 観光客等に対応したパンフレット・チラシの作成・配布

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう平常時から外国人の人数や所在地等を把握するように努める。

また、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口を充実するなど災害時に対応できる体制づくりに努める。

なお、生活情報や防災情報などの日常生活に係る行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の各種の広報媒体をはじめ、ホテル・旅館及び観光地、外国人との交流機会や受入機関等を利用して多様な言語やひらがな等の分かりやすい言葉・文字による情報提供を行う。

【風水害・共通対策編 第1章 第2節 第10要配慮者支援体制の整備に準拠】

第7 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

1 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

本市域における特別強化地域に関し、「津波避難対策緊急事業計画」の基本となるべき事項は、「推進基本計画」に基づき、以下のとおりとする。

(1) 津波避難対策の推進に関する基本的な方針

市は、高台等を中心に緊急避難場所の整備を実施し、避難困難地域や避難困難者の解消を図るものとする。また、高台等が近隣にない地域については、既存の施設を活用した避難施設や津波避難タワーの整備により、安全な避難場所の確保を図るものとする。

(2) 津波避難対策の目標及びその達成期間

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から悲嘆するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
鵜戸地区	1号 避難施設その他の避難場所	4箇所	平成31年度
油津地区	1号 避難施設その他の避難場所	1箇所	平成27年度
細田地区	1号 避難施設その他の避難場所	2箇所	平成28年度
南郷地区	1号 避難施設その他の避難場所	1箇所	平成27年度

2 津波避難対策緊急事業計画の作成

「津波避難対策緊急事業計画」は、南海トラフ法第12条各項の定めるところに基づき、市長が関係機関、当該地区住民自治組織等との調整・協議の上、素案を作成し、県知事の意見を添えて内閣総理大臣に協議し、その同意を受けて定める。

なお、素案の作成に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 「津波避難対策の推進に関する基本的な方針」においては、本市における津波の浸水想定に基づき、区域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類を記載する。
- (2) 「津波避難対策の目標及びその達成期間」は、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定する。

第3節 災害応急対策計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部、その他全課
災害対策本部体制	総合政策対策部、消防対策部、その他全対策部

第1 広域防災体制の確立

広域かつ甚大な被害が想定される南海トラフ地震では、直下型地震以上に、県や国と連携し、地震対策を実施する必要があるため、広域防災体制の確立に努める。

また、災害発生直後は国や他県からの応援が困難となることが想定されるため、できる限り県及び県内市町村並びに県内防災関係機関等により対応できる体制作りを目指し、対策を検討する。

第2 防災体制の確立

1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、市長（本部長）に事故等あるときの指揮順位については、次のとおりとする。

順位	代 理 者
1	副市長 教育長
2	総合政策部長
3	危機管理課長

2 要員参集体制

災害対策本部員及びその他の職員の動員については、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるため、配備体制及び参集場所等、職員の参集計画を別途定める。

第3 応急対策

1 情報の伝達

市は、気象庁の発表する津波警報が関係機関相互、関係機関内部において確実に情報伝達を行うとともに、地域住民等に対しては防災行政無線、緊急速報メール等により正確かつ広範情報伝達を行う。

【風水害・共通対策編 第2章 第3節 第1 災害情報の収集・連絡に準拠】

【地震災害対策編 第2章 第4節 第1 情報の収集・連絡体制の整備に準拠】

【津波災害対策編 第2章 第2節 第2 津波情報等の迅速な伝達に準拠】

2 避難指示等の発令

あらかじめ避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を発令する。さらに災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、直ちに避難指示を行う。

また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

【風水害・共通対策編 第2章 第10節 第1 高齢者等避始及び避難指示等の伝達に準拠】

【津波災害対策編 第2章 第2節 第4 沿岸住民、釣り人、海水浴客の避難誘導に準拠】

3 船舶に対する津波警報等の伝達等

船舶等に対して津波警報等を伝達する。津波による危険が予想される場合は、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずる。

4 避難誘導

市は、消防団、自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行う。その際は、避難支援等を行う者の避難に要する時間、その他の安全な避難の確保に配慮する。

【風水害・共通対策編 第2章 第10節 第2 避難誘導の実施に準拠】

【津波災害対策編 第2章 第2節 第4 沿岸住民、釣り人、海水浴客の避難誘導に準拠】

5 緊急避難場所及び避難所の運営、安全の確保

緊急避難場所及び避難所は、自主防災組織等の単位ごとに避難した住民等が互いに協力しつつ運営に協力する。また、避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全を確保するため、津波警報等の情報提供を行う。

【風水害・共通対策編 第2章 第10節 第3 避難所の開設・運営に準拠】

【津波災害対策編 第2章 第2節 第1 津波警報等の発表に準拠】

6 迅速な救助

市は、被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動を行う。なお、自衛隊、警察、消防等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保など救助活動を支援する。

【風水害・共通対策編 第2章 第7節 第1 救急・救助活動に準拠】

【津波災害対策編 第2章 第3節 第1 水害防止活動に準拠】

7 消防本部、消防団の活動

消防本部、消防団は、津波からの円滑な避難の確保のため、次の応急対策を実施する。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

8 帰宅困難者への対応

市は、民間事業者等と協力し、一斉徒歩帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保・提供、必要な情報提供等を行う。

【風水害・共通対策編 第2章 第15節 第2 帰宅困難者対策に準拠】

第4節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第1 南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ地震に関する各種観測データの監視を行っており、異常現象を検知した場合は、次の南海トラフ地震に関する情報を発表する。

南海トラフ地震に関連する情報	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

【「南海トラフ地震に関連する情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測

		○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(※1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

(※2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

(※3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

(※4) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード

第2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の防災対応について

1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された際には、迅速に初動体制(情報連絡本部)の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。

なお、気象庁が巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも該当しないと判断し、南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合は、情報連絡本部を廃止する。

【風水害・共通対策編 第2章 第3節 第1 災害情報の収集・連絡に準拠】

【地震災害対策編 第2章 第4節 第1 情報の収集・連絡体制の整備に準拠】

【津波災害対策編 第2章 第2節 第2 津波情報等の迅速な伝達に準拠】

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応について

1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、防災対応体制（災害対策本部）の確立を図る。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

【風水害・共通対策編 第2章 第3節 第1 災害情報の収集・連絡に準拠】

【地震災害対策編 第2章 第4節 第1 情報の収集・連絡体制の整備に準拠】

【津波災害対策編 第2章 第2節 第2 津波情報等の迅速な伝達に準拠】

3 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から1週間を基本に、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また当該機関経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。なお、状況に応じて防災対応体制については見直しを行うこととする。

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市長は、災害が発生するおそれのある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、高齢者等事前避難対象地域の住民に対して、あらかじめ避難情報を発令するとともに、より危険な状況が進展し、事態が切迫している場合等の緊急の場合においては、直ちに避難指示を行う。

(2) 高齢者等事前避難対象地域

要配慮者等の避難に時間を要する方が逃げ遅れることがないよう、後発地震発生後では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、津波浸水想定区域のうち、30分以内に30cm以上の浸水が想定される地域を高齢者等事前避難対象地域とする。本市において、高齢者等事前避難対象地域は、次の地域である。

地 区	対 象 地 域
吾田地区	下限谷（一部）、中平野（一部）
東郷地区	益安（一部）、平山（一部）、風田（一部）
油津地区	岩上（一部）、岩下、材木、瀬西（一部）、西町（一部）、上町、下西、下東、梅上（一部）、春日、園田、木山（一部）、瀬貝、梅下
細田地区	下方（一部）、塩鶴、大堂津1区、大堂津2区、大堂津3区
鵜戸地区	大浦、小吹毛井、鵜戸（一部）、宮浦、小目井、富士、富士河内、伊比井、鶯巣
南郷地区	中央町（一部）、目井津、栄松、脇本（一部）、潟上下（一部）、外浦、贄波、夫婦浦

【風水害・共通対策編 第2章 第10節 第2避難誘導の実施に準拠】

【津波災害対策編 第2章 第2節 第4沿岸住民、釣り人、海水浴客の避難誘導に準拠】

(3) 避難収容活動

住民等が安全に安心して過ごすことができる避難所を速やかに開設し、適切に管理運営する。また、要配慮者の状況に配慮して運営する。

【風水害・共通対策編 第2章 第10節 第2避難誘導の実施に準拠】

【風水害・共通対策編 第2章 第10節 第3避難所の開設、運営に準拠】

【津波災害対策編 第2章 第2節 第4沿岸住民、釣り人、海水浴客の避難誘導に準拠】

5 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 地域住民等の避難誘導、避難路の確保

【風水害・共通対策編 第2章 第7節 第1救急・救助活動に準拠】

【津波災害対策編 第2章 第3節 第1水害防止活動に準拠】

6 ライフライン対策

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における、各ライフラインの供給体制を整備する。

また市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

7 交通対策

(1) 道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ必要な事項を一般に広く周知させるものとする。（テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など）

(2) 海上

海上交通の安全を確保するために、宮崎海上保安部及び海事関係者と連携し、津波襲来時における船舶の避難方法を確立するとともに、避難方法等に関する講習会の実施等により、津波襲来時の避難体制を整備し、津波に対する安全性に留意する。

【津波災害対策編 第1章 第2節 第4船舶等の避難体制の整備に準拠】

8 市が管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策については、「風水害・共通 第1章 第1節」、「風水害・共通 第2章 第16節」を再確認し、適切な対策をとるものとする。
また、防災上考慮する施設等（危険物等を取り扱う施設や百貨店など不特定多数の者が出入りする施設等）は、事業所等の災害時における防災体制を再確認するものとする。

【風水害・共通対策編 第1章 第1節災害に強いまちづくりに準拠】

【風水害・共通対策編 第1章 第2節公共施設等の応急復旧活動に準拠】

9 観光客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表を周知するため、パンフレットやチラシの配布等を行い、避難場所や避難路等について広報を行うように努める。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の防災対応について

1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、防災対応体制（災害警戒本部）の確立を図る。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知す

る。

【風水害・共通対策編 第2章 第3節 第1 災害情報の収集・連絡に準拠】

【地震災害対策編 第2章 第4節 第1 情報の収集・連絡体制の整備に準拠】

【津波災害対策編 第2章 第2節 第2 津波情報等の迅速な伝達に準拠】

3 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。なお、状況に応じて防災対応体制については見直しを行うこととする。

4 市の取るべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民に対し、日ごろからの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけると共に、施設・整備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。
また、地域住民等より、避難所開設の要望があった際には、避難所開設の検討を行うなど、状況に応じた対応を行うこととする。

第4編 津波災害対策編

第1章 津波災害予防計画

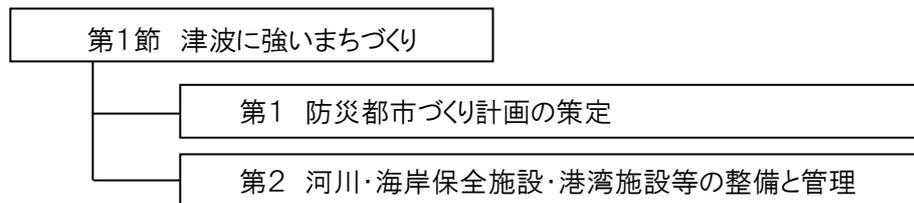
第1節 津波に強いまちづくり

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、建設課、農村整備課、南郷町地域振興センター
関 係 課	その他全課

津波による被害を軽減するための施設整備及び津波被害を回避する体制整備を推進し、住民の生命の安全を確保する。その際、最大クラスの津波が発生した場合でも、何としても人命を守るという考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて、国、県、関係機関との連携、協力のもと、津波防災を効率的かつ効果的に推進する。

[施策の体系]



第1 防災都市づくり計画の策定

第3編第1章第2節第1「1 防災都市づくり計画の策定」による。

第2 河川・海岸保全施設・港湾施設等の整備と管理

津波被害の防止及び軽減を図るため、市は海岸線の防災機能の強化を図る。本市の海岸線は、日南海岸国定公園に指定されたリアス式海岸で、岬とその間に存在する小規模のポケットビーチで構成されている海岸区域を主体としている。また、急な断崖地形も多いが、主要河川が注ぎ込むポケット状の地形の箇所には、砂浜も存在している。また、ウミガメの産卵する砂浜もあり、施設整備を推進する上では、自然と調和した防災対策が必要となっている。

このような地勢・環境を踏まえ、市は県等の関係機関と連携し、河川河口部、港湾部等における海岸保全施設の自然と調和した整備をはじめ、海難船舶、漂流物による船行船舶二次災害の防止等を推進し、住民の安全確保を図る。これらの施設の整備については発生頻度の

高い津波を想定して設計対象とするが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスに対しても施設の効果が粘り強く発揮できるようにする。

なお、水門、陸閘等の施設は、県、操作・点検等を受託した団体等が連携してそれぞれの役割に応じて維持管理を行い、有事の際には操作者の安全確保が図られた上で適切な措置（水門等開閉操作等）が講じられるようあらかじめ体制を整えておく。

※海岸保全区域:資料編参照

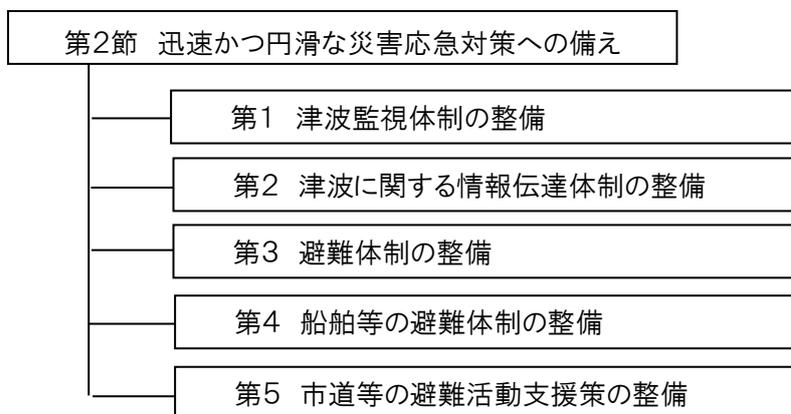
※港湾施設一覧:資料編参照

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、秘書広報課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部
関 係 課	建設課

[施策の体系]



第1 津波監視体制の整備

市は、震度4以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、放送機関等を通じて発表される津波に関する情報により津波・浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るが、必要に応じて津波の監視担当者、監視場所をあらかじめ定めておく。

1 遠方監視設備等の導入

潮位観測のために職員を海岸近くに配置することは危険であることから、地震発生直後からの潮位等海面の変化を監視するための遠方監視設備（監視カメラ等）の導入に努める。

2 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として市職員から選任する。

3 陸上からの監視

陸上における津波監視場所は、津波監視担当者の安全性の確保を第一とし、海岸近くの低地での監視は行わない。当面は、過去の津波記録等も勘案し、津波の早期発見に適した場所として、「道の駅なんごう」、「南郷団地」、「祇園公園」及び「鵜戸神宮」等を設定する。

第2 津波に関する情報伝達体制の整備

津波災害は、近海で発生した地震の場合には予警報の発令から襲来までの時間がほとんどないのが特徴であり、住民に対する迅速で確実な情報伝達が必要不可欠である。したがって、防災行政無線をはじめ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、サイレン、半鐘など多様な情報伝達手段によって、全住民及び旅行者等に対して情報を速やかに伝達できる体制の整備を推進する。

1 防災行政無線の整備

地震災害により有線が途絶した場合においても、緊急に情報伝達が可能な防災行政無線の整備を推進する。海岸線の地区ごとに一斉放送が可能な同報系及び各戸に直接連絡可能な戸別受信装置の整備を図る。また、災害による停電等にも対応可能な非常用電源設備についても併せて整備を推進する。

2 その他の通信手段の活用

(1) 市内の無線局との連携

情報伝達の多重化によって緊急時における確実な情報伝達手段を確保するため、市内で無線局を有する他機関との間にて、災害時における協力体制等を確立する。

(2) その他の通信手段の活用

- ① 携帯電話の活用
- ② 警察無線等の活用
- ③ アマチュア無線の活用
- ④ 市ホームページ（インターネット）の活用

3 要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立

要配慮者に対する迅速な津波避難を確保するためには、津波に関する緊急情報をより迅速、かつ、確実に要配慮者及びその支援者に伝達することが必要である。

よって、以下により、要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立を図る。

(1) 要配慮者別の緊急情報伝達手段の整備

要配慮者に確実に緊急情報伝達を図るため、市は以下のような情報伝達手段について整備を推進する。

- ① 音による伝達手段としての防災行政無線（同報系屋外拡声器）、ラジオ、電話、ケーブルテレビ等
 - ② 映像による伝達手段としてのテレビ等
 - ③ 文字による伝達手段としてのテレビの文字放送、ファックス等
- (2) 緊急情報伝達網の整備
- 市は、要配慮者への確実な緊急情報伝達を確保するために、要配慮者の支援者を含む緊急情報伝達網の整備を推進する。また、市内に要配慮者に対する緊急情報を担当する職員を配置し、確実な伝達の確保を図る。

第3 避難体制の整備

1 津波避難計画の策定・更新

津波による被害を回避する基本は迅速な避難である。市は、この考え方にに基づき作成した津波避難計画を住民、自主防災組織等に周知を図るとともに、状況の変化等に応じて更新する。

また、市による津波避難計画とは別に地域住民一人ひとりの津波避難計画を市の計画をもとに作成することとし、津波からの避難に万全を期すこととする。

2 緊急避難場所の確保

市は、津波から住民の生命を保護するため、様々な形態の緊急避難場所を確保、指定する。なお、津波災害時における緊急避難場所には、次のような形態があり、これらを総称して津波緊急避難先と称するものとする。

(1) 津波緊急避難場所

避難対象地域の外に位置する広場などの面的なスペースを有する避難先

(2) 津波緊急避難路

避難対象地域の外に位置する道路等を活用した線的なスペースを有する避難先

(3) 津波緊急避難ビル・津波緊急避難タワー

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物や構造物

(4) 海外の地震時の津波避難所

海外での地震に伴う津波発生時に避難する建物

3 避難路の確保

市は、海岸や河川、土砂災害警戒区域等をできるだけ避けて津波緊急避難先への避難路を確保、指定する。

4 避難所の確保

市は、津波災害により居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を確保、指定する。

5 津波緊急避難先、避難路等の整備

市は、高台等への経路については住民の避難が安全かつ円滑に行われるようスロープや階段、手すり、夜間照明等の整備を行うものとする。夜間照明については、地震による停電時にも点灯可能な太陽蓄電池式パネル等の導入に努めるものとする。

6 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は徒歩避難が原則であるが、徒歩困難者は避難する場合など自動車避難を検討せざるを得ない場合がある。その場合は、自動車使用の限界量以下に抑制するように各地域で合意形成を図るものとする。

7 防災対応にあたる者の安全確保等

消防団員、警察官、市職員等、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動のルール化を図るものとする。

※津波時避難場所：資料編参照

第4 船舶等の避難体制の整備

市は、宮崎海上保安部及び海事関係者と連携し、津波襲来時における船舶の避難方法を確立すると共に、避難方法等に関する講習会の実施等により、津波襲来時の避難体制を整備する。

第5 市道等の避難活動支援策の整備

津波浸水のおそれのある市道等について、道路利用者の安全確保及び地域住民の迅速な避難活動を支援するため、広域的な整合性に配慮しつつ、交通管理者と調整のうえ、道路規制の実施方法や周知方法などの対応策を定める。

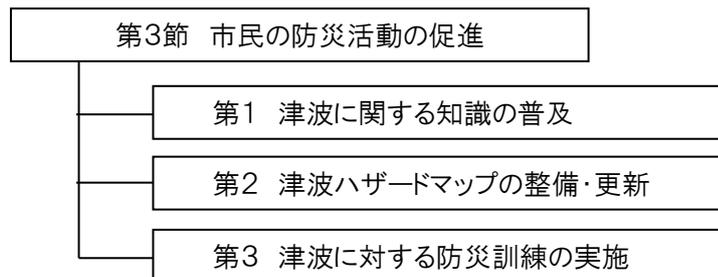
第3節 市民の防災活動の促進

市は、津波による被害を軽減するために、津波のおそろしさ、津波に関する情報の種類並びに避難措置等について住民へ周知徹底を図ると共に、防災訓練の実施等によって津波が発生した場合における自主的な退避措置が講じられるように指導することにより、住民の安全を確保する。

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、学校教育課、消防本部
関 係 課	総合政策課、未来創生課、地域自治課、福祉課、長寿課、 北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、その他全課

[施策の体系]



第1 津波に関する知識の普及

津波発生時に円滑な避難を確保するため、津波の特徴及びおそろしさ、海岸地域における津波の危険性、津波避難情報の伝達方法、津波避難計画等について、津波の危険地域の住民等を対象として学習機会を設定する。

1 住民に対する防災知識の普及

津波被害から住民の生命を守る上で最も重要なことは、「自分の身は自分で守る」という住民自身の防災意識である。よって、津波被害を回避するために、津波の特徴や危険性などについて防災知識の普及を図る。

(1) 津波の特徴

- ① 津波と高潮や波浪との相違
- ② 津波の到達時間
- ③ 津波が発生する地震等
- ④ 津波高（津波水位、浸水高、浸水浸の違い）

(2) 津波の危険性

- ① 津波のスピード、破壊力
- ② 津波の到達距離等
- ③ 砕波、段波
- ④ 津波による流れ（水流）

(3) 津波被害の状況

- ① 浸水予想区域
- ② 避難困難地域等

(4) 津波警戒・避難

- ① 避難行動に関する知識（強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要がある）
- ② 津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など）
- ③ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ④ 津波警報等の発表時にとるべき行動
- ⑤ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること
- ⑥ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない
- ⑦ 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、無線放送などを通じて入手する

2 学校における防災教育

学校に通学している児童・生徒については、津波による被害を回避するため、学校教育において津波の危険性及び避難方法等について学習機会を設定する。

3 防災関係職員の防災研修

津波被害を回避するためには短時間での円滑な避難が必要であり、防災関係職員による住民への津波避難情報の速やかな伝達が不可欠である。そのためには、防災関係職員が津波について精通し、情報伝達等についても熟練していることが求められる。よって、市は防災関係職員への防災研修を以下により実施する。

(1) 研修の方法

- ① 県や国が実施する研修等への参加
- ② 見学、現地調査等の実施
- ③ 訓練による実践的研修

(2) 研修の内容

- ① 市地域防災計画の内容及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 津波災害特性
- ④ 津波避難計画
- ⑤ その他必要な事項

4 船舶管理者に対する防災知識の普及

津波の特徴や危険性に加えて、以下の内容について防災知識の普及を図る。

- (1) 津波警報、避難指示等の意味合い
- (2) 警報・注意報が発表された場合は、津波の予報をもとに陸上避難又は港外退避について直ちに判断を行い行動する
- (3) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難行動を開始する
- (4) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手するとともに、避難後も情報入手を継続する
- (5) 全てのあらゆる通信手段を使用して連絡手段を確保する
- (6) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報・注意報解除又は安全が確認されるまでは避難を続ける

※港外退避、小型船の引き上げ等は、地震や津波の各種情報から津波到達時刻までに時間的余裕がある場合のみ行う。

第2 津波ハザードマップの整備・更新

市は、県による浸水想定区域図等をもとに作成した津波ハザードマップ（防災マップ）を津波浸水被害が想定される地域住民へ周知・徹底を図るとともに、必要な場合は津波ハザードマップを見直し、更新する。

※ハザードマップ(津波浸水予測図):資料編参照

第3 津波に対する防災訓練の実施

市が作成する津波避難計画を基に、住民や自治会、自主防災組織等による津波避難訓練を実施する。また、訓練では、個々の住民の具体的な避難方法を明確にする取組を進める。

1 津波避難訓練の実施体制

「津波防災の日」等を活用し、地域ごとに自治会や自主防災組織の協力を得て津波避難訓練を市主催で実施する。

2 津波避難訓練の内容

津波の危険性及び以下の内容を確認する目的で避難訓練を実施する。また、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の熟知を図る。

- (1) 浸水想定区域、避難対象地域、避難困難地域の確認
- (2) 避難目標地点（避難対象地域外の安全な場所、高台等）の確認
- (3) 津波緊急避難路及び避難経路の確認
- (4) 津波緊急避難場所の確認
- (5) 津波緊急避難ビルの確認

3 津波避難訓練に関する普及啓発

津波発生時に迅速で円滑な避難を実施するためには、日頃から訓練により自らの避難方法を体得しておくことが非常に重要である。よって、対象地域の住民に対し、津波避難訓練への参加を積極的に呼びかけ、その普及啓発を図る。また、普及啓発のために市は以下の取組を実施する。

- (1) 浸水想定区域等を示した防災マップ等の配布
- (2) 津波避難計画の配布
- (3) 市ホームページにおける津波避難計画等の掲載

4 津波避難訓練ワークショップの開催

津波避難訓練にあわせて、住民による津波避難計画づくりを効果的に進めるため、市主催で避難訓練ワークショップを開催する。その中で、具体的に一人ひとりの住民がどのように避難するのかを明確にして、地域ごとの津波避難計画を作成していく。また、障がい者や高齢者などの要配慮者について、どのように避難支援するか等についても、より具体的に明確にしていく。

5 教育施設における訓練等

教育施設においては、日常の教育で避難場所や避難方法等の周知を図るとともに、津波発生時に適切な判断や行動選択ができるよう、必要に応じて地域住民や関係機関と連携しながら、定期的に防災訓練を行う。

また、野外活動中における津波発生に備え、避難場所や避難経路等の事前確認や事前指導、発生時における引率者の具体的な対応について周知徹底を図る。

第2章 津波災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

津波警報等が発表された場合若しくは強い地震を観測し津波の発生が予想される場合、津波は短時間に発生することから、職員の緊急動員及び活動体制の確立を図る。

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、総合政策課、未来創生課、地域自治課、水産林政課、 北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部、 その他全課
災害対策本部体制	全対策部、水防本部

第 1 津波災害時の活動体制

市は地震が発生し、津波のおそれがある場合又は津波注意報が発表された場合や津波警報が発表された場合には、以下の活動体制を速やかに確立して、津波被害の防止及び災害対策に万全を期す。

[津波災害時の活動体制]

防災体制	災害の種別	災害の程度等
情報連絡本部	津波	○宮崎県沿岸部に津波注意報が発令されたとき
災害警戒本部	津波	○宮崎県沿岸部に津波警報が発令されたとき
災害対策本部	津波	○宮崎県沿岸部に大津波警報が発令されたとき

第 2 津波災害時の配備体制

津波災害時の活動体制に応じて、配備体制をとり、災害対策に万全を期す。

[津波災害時の配備体制]

配備の種別	配備の内容	配備の基準
予備配備	○情報連絡本部に指名された者が配備につく。(15名程度) ○災害警戒本部要員に指名されたものは待機体制をとる。	○宮崎県沿岸部に津波注意報が発令されたとき

配備の種別	配備の内容	配備の基準
警戒配備	○災害警戒本部要員に指名された職員は配備につく。(50名程度) ○その他の職員は待機体制をとる。	○宮崎県沿岸部に津波警報が発令されたとき
非常配備	○災害対策本部非常配備要員に指名された職員は配備につく。(100名程度) ○その他の職員は必要に応じて配備につける体制をとる。	○宮崎県沿岸部に大津波警報が発令されたとき
特別非常配備	○全職員が災害対策本部特別非常配備につく。	○宮崎県沿岸部に大津波警報が発令されたとき

第3 津波災害時の緊急連絡体制

1 平常時における緊急連絡体制

平常の勤務時間内において配備体制がとられた場合には、防災担当者は庁内放送及び庁内の内線電話によって配備の伝達を行う。参集場所については原則として各所属室とするが、防災担当者に指定された職員については指定された場所に参集する。

なお、防災担当者の指示により、津波監視及び避難指示等の伝達業務を直ちに実施するものとする。

2 非常時(勤務時間外)における緊急連絡体制

勤務時間外又は休日等の非常時において配備体制がとられた場合には、連絡を受けた防災担当者は、「非常時における動員伝達系統」に示す伝達経路で、指定職員に対して早急に参集を指示する。動員の連絡は、原則として有線電話を使用するが、被災による有線電話途絶時には、無線や携帯電話(携帯メールも含む)などを使用して早期の動員伝達を図る。

なお、全ての職員は、市域において津波警報等が発令された場合、あるいは強い地震を観測した場合には、安定した連絡が取れるよう自宅待機し、待機ができない場合においては防災担当者にその所在を連絡する。また、配備体制において指定された職員は連絡の有無に関わらず自主的に参集する。

第4 水防活動

市(水防管理者)は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等を図るため、次の対策を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策

- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (7) 水防活動に従事する者の安全の確保
- (8) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (9) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (10) 水防資機材の点検、整備、配備

第2節 情報の収集・連絡及び通信の確保

津波による被害を軽減するため、津波に関する情報を迅速に伝達する体制を整備し、沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等の安全を確保する。

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、北郷町地域振興センター、 南郷町地域振興センター、消防本部、その他全課
災害対策本部体制	全対策部、水防本部

第 1 津波警報等の発表

津波警報等、津波情報、津波予報の発表及び解除は、気象業務法に基づき気象庁が行う。また、津波警報等は、日本の沿岸を66の津波予報区に分けて発表されるが、宮崎県は全県が一つの津波予報区であり、予報区名称は「宮崎県」である。

1 大津波警報、津波警報、津波注意報

地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報が発表される。

ただし、予想される津波の高さは通常は数値で発表されるが、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に制度よく推定することが困難なため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さは定性的表現で発表される。

[津波警報等の種類と発表される津波の高さ等]

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	---------------------------	--

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(津波警報等の留意事項等)

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 津波情報

津波警報等を発表された場合は、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等が津波情報として発表される。

[津波情報の種類と内容]

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は前項を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（*1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

[沿岸で観測された津波の最大波の発表内容]

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

[沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値*注)の発表内容]

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

*注：沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

3 津波予報

津波発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合は、以下の内容が津波予報として発表される。

[津波予報の発表基準と発表内容]

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のための被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2 津波情報等の迅速な伝達

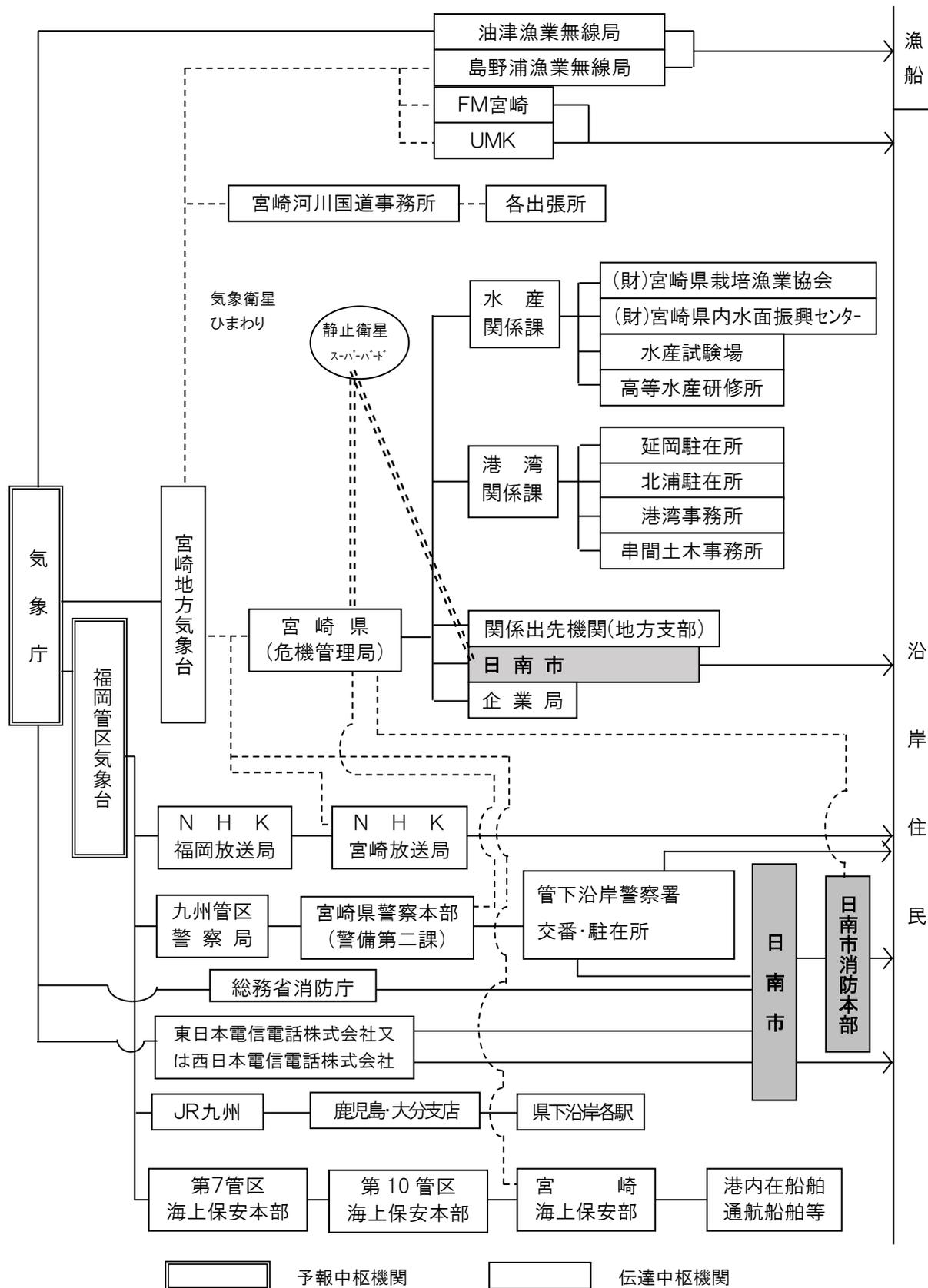
津波注意報又は津波警報・大津波警報が発表された場合は、当該情報を迅速、かつ正確に住民に伝達し、円滑な避難を促し、生命の危険を回避することが必要である。

なお、津波情報の収集・伝達には、総合政策対策部総務班が当たり、住民に対する広報は、広報班が当たる。気象庁から津波注意報又は津波警報の通知を受けた場合には、防災行政無線、サイレン等によって速やかに住民に伝達する。また、各部、各班及び関係機関へ迅速に連絡し、災害対策の円滑な実施の確保を図る。

異常事態発見に関する通報を受けた場合についても、同様の措置をとると共に、県及び宮崎地方気象台に対し通報する。

津波警報・注意報が発表された場合は、次ページに示す大津波警報・津波警報・注意報の情報伝達組織によって、危険地域の住民等に迅速に伝達する。

[大津波警報・津波警報・津波注意報の情報伝達組織]



[大津波警報・津波警報・津波注意報のサイレン吹鳴パターン]

事態の種類	サイレン吹鳴パターン	吹鳴回数
大津波警報		5回
津波警報		3回
津波注意報		2回

第3 津波潮位の監視

放送機関等を通じて発表される津波に関する情報により、津波浸水が発生すると判断した場合は、今後、整備を推進する遠方監視設備（監視カメラ等）等により、津波潮位の監視を速やかに実施する。海面の昇降等異常現象を発見した場合には、市本部及び県本部等に通報する。

第4 沿岸住民、釣り人、海水浴客等の避難誘導

津波警報等が発表された場合、市は避難指示等を速やかに発令し、防災行政無線等により避難の呼びかけ及び避難誘導を実施する。

1 沿岸住民等に対する避難指示等の実施

市は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表された場合や強い地震を感じた場合、弱い地震であっても長い期間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、海浜にいる人々（沖合にいる人々を含む）に対して、直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に退避するように避難指示を発令する。

また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河川河口部付近の住民等に対し避難するよう勧告又は指示する。

なお、必要と認める場合には、避難指示について、報道機関に対し県を通じて放送を要請する。

2 速やかな避難誘導の実施

市は、海浜にいる人々や海岸付近の住民に退避するように避難指示をした場合には、あらかじめ定めている津波避難計画に従って、状況に応じた避難場所、避難路を指示した上で、消防職員や消防団員、市職員、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。

3 避難指示等の基準

津波の避難指示基準を津波注意報・警報等に基づき、設定する。

区分	発令基準	対象地域	発令内容例
避難指示	○津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき ○強い地震(震度4程度以上)、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難を要すると判断されるとき ○災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき	海の中や海岸、漁港・港湾付近	津波注意報が発表されました。海の中や海岸付近にいる方は、ただちに海からあがって、海岸から離れてください。こちらは、防災日南です。
	○津波警報が発表されたとき ○法令(気象業務法施行令第10条)の規定により、災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合に、市長が自ら津波警報を発表したとき	避難対象地域(沿岸部の行政区)	津波警報が発表されました。海岸付近の方は、高台に避難してください。こちらは、防災日南です。
	○大津波警報が発表されたとき ○災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められたとき ○法令(気象業務法施行令第10条)の規定により、災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合に、市長が自ら大津波警報を発表したとき	避難対象地域(全行政区)	大津波警報が発表されました。海岸付近の方は、高台に避難してください。こちらは、防災日南です。

4 船舶関係者への避難指示等

津波や台風接近時など、危険が予想される場合に港内の船舶関係者に対し、あらかじめ荷役の中止や港内からの退去措置をとるよう退避の勧告や退去命令を港長又は海上保安部長が行う。

なお、日南市では、港則法に基づき「油津港、外浦港」が対象となり、宮崎海上保安部長が勧告を発令する。

区分	発令基準	対象地域	発令内容
警戒勧告	津波注意報が発表されたとき	油津港、外浦港	津波の襲来に備え速やかに「退避」を行う。
避難指示	津波警報又は大津波警報が発表されたとき	油津港、外浦港	

第5 県への報告

市は、津波被害防止のため実施した情報伝達、避難指示等、避難誘導等の措置について、その都度県へ報告し、災害対策の円滑な実施を図る。

第3節 二次災害の防止活動

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、農村整備課、建設課、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、産業経済対策部、建設対策部、消防対策部、水防本部

第 1 水害防止対策

市は、地震が発生した場合、河川施設、ダム、ため池等の被害、またはダム放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるため、水防管理者または市長は、地震（震度5強以上）が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。また、水防活動にあたっては、河川施設、ダム、ため池等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出を重点的に行う。

第4節 海上災害の応急・復旧対策

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、南郷町地域振興センター、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、消防対策部、水防本部

第 1 海上災害の防止活動

地震・津波発生時においては、船舶はもとより、沿岸住民の生命、財産に対しても多大な被害が生じることが予想される。市は、海上保安部が海上において実施する以下の防災対策について海上保安部と連携して当たり、災害の防止及び被害の軽減に努める。

- (1) 海難救助活動
- (2) 排出油等の防除活動
- (3) 海上交通安全の確保
- (4) 警戒区域の設定
- (5) 治安の維持
- (6) 危険物の保安措置

第 2 支援活動

市は、地震・津波災害時における海上災害の被災者及び被災地に対する以下の応急対策活動に対して、必要な場合に海上保安部に対して支援を求めるものとする。

- (1) 物資の無償貸与又は譲与
- (2) その他の災害応急対策の実施

第 3 海上災害復旧活動

市は、海上災害の被災地における復旧・復興に当たっては、海上保安部と連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建のための対策を講ずるものとする。

第5編 事故災害対策編

第1章 基本的考え方

第1節 基本的考え方

本編（事故災害対策編）は、主に人為的要因による以下の災害についての対策計画であり、市は市民生活に甚大な被害を及ぼすこれらの大規模な事故等に迅速・的確に対処し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、消防本部
関 係 課	その他全課

1 海上災害

本市周辺の海上において、船舶の座礁、接触、衝突、沈没等による災害並びにこれらの災害による大量の有害液体物質、廃棄物の排出及びそれに伴う火災等が発生。

2 航空災害

本市域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生。

3 鉄道災害

本市内において、相当規模の人的・物的被害が生じる大規模な鉄道災害が発生。

4 危険物災害

本市内において、危険物の漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生。

5 林野火災

本市内において、広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災が発生。

6 火山災害

本市内において、火山の噴火により降灰が発生し、市民生活や農林畜産物等への多大な被害が発生。

7 原子力災害

原子力事業所での事故により放射性物質が放出され、本市内において放出された放射性物質の影響により、市民生活や農林畜産物等への多大な被害が発生。

なお、本編に定めのない事項については、風水害・共通対策編に基づき運用する。

第2節 事故災害発生時の体制

本市の市域及び周辺並びに周辺海域において事故災害が発生した場合、事故の状況に応じて以下の体制を確立し、迅速・的確に対策を実施する。

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部、その他全課
災害対策本部体制	総合政策対策部、消防対策部、その他全対策部

1 事故災害時の体制

(1) 情報連絡体制

事故災害発生の情報があった場合

(2) 警戒本部体制

事故災害により多数の人命に損害が発生するおそれがある場合

(3) 災害対策本部体制

事故災害により多数の人命に損害が発生した場合

2 事故災害時の配備体制

防災体制	配備体制	動 員	事 故				
			海上災害	航空災害	鉄道災害	危険物災害	林野火災
情報連絡体制	予備配備	15名程度 (情報連絡体制に指名された職員)	○人命救助が必要なとき ○排出油等が漂着する可能性があるとき	○航空災害発生の情報があるとき	○鉄道災害発生の情報があるとき	○危険物等災害が発生し拡大するおそれがあるとき	○林野火災発生の情報があるとき
警戒本部体制	警戒配備	50名程度 (警戒本部体制に指名された職員)	○多数の人命に損害のおそれがあるとき ○排出油等が漂着する被害のおそれがあるとき	○多数の人命に損害のおそれがあるとき	○多数の人命に損害のおそれがあるとき	○多数の人命に損害のおそれがあるとき	○人命に損害のおそれがあるとき
災害対策本部体制	非常配備	100名程度 (災害対策本部体制非常配備に指名された職員)	○多数の人命に損害が発生したとき ○排出油等が漂着し相当の被害発生のおそれがあるとき	○多数の人命に損害が発生したとき	○多数の人命に損害が発生したとき	○多数の人命に損害が発生したとき	○多数の人命に損害が発生したとき
	特別非常配備	全職員	○災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき	○災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき	○災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき	○災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき	○災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき

防災体制	配備体制	動 員	事 故	
			火山災害	原子力災害
情報連絡体制	予備配備	15名程度 (情報連絡体制に指名された職員)	○火山災害発生の情報があるとき	○川内原子力発電所において警戒事態又はこれに準じる事象が発生したとき
警戒本部体制	警戒配備	50名程度 (警戒本部体制に指名された職員)	○火山灰の降灰による被害のおそれがあるとき	○川内原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生し、被害のおそれがあるとき
災害対策本部体制	非常配備	100名程度 (災害対策本部体制非常配備に指名された職員)	○火山灰の降灰による相当の被害発生のおそれがあるとき	○川内原子力発電所において全面緊急事態が発生し、相当の被害発生のおそれがあるとき
	特別非常配備	全職員	○災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき	○災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき

第2章 海上災害対策

第1節 海上災害予防計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、水産林政課、商工政策課、消防本部
関 係 課	その他全課

第 1 海上災害時における市の処理すべき事務

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 沿岸へ漂着した、又はそのおそれのある排出油の除去及び処理等
- (6) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (7) 警戒区域の設定及び立ち入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避避指示
- (8) 宮崎県又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 排出油が河川又は港湾等に流入し、又は流入するおそれがある場合における河川管理者、港湾（漁港）管理者等に対する通報及び河川流域又は港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (10) 排出油防除資機材及び消火資機材の整備
- (11) 漁業者、観光業者等の復旧支援

第 2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、海上災害が発生した場合に、人命救助、被害の拡大防止、沿岸住民及び沿岸施設等の安全確保等を迅速に実施するため、県及び関係機関と連携し緊急時の情報連絡体制を整備する。

2 活動体制の整備

海上災害により危険物等が大量に排出した場合に備え、以下の体制を整備する。

- (1) 海上災害時における地域住民の避難誘導體制
- (2) 海上災害時における危険物等の防除体制

3 救急・救助及び消防活動体制の整備

海上災害時における救急・救助及び消防活動に備え、以下の体制を整備する。

- (1) 水難救助用資機材（救命用ボート、救護用ゴムボート、水上バイク、救命胴衣、潜水用具セット等）の整備
- (2) 船舶火災用の消防用機械・資機材の整備

4 危険物等大量排出時における防除体制の整備

海上災害時における危険物等大量排出に備え、以下の体制を整備する。

- (1) 排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の整備
- (2) 宮崎県南部排出油防除協議会への参画

第2節 海上災害応急対策計画

[市の体制]

主な担当課	総務課、危機管理課、地域自治課、福祉課、健康増進課、水産林政課、建設課、南郷町地域振興センター、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部、健康福祉対策部、産業経済対策部、建設対策部、消防対策部

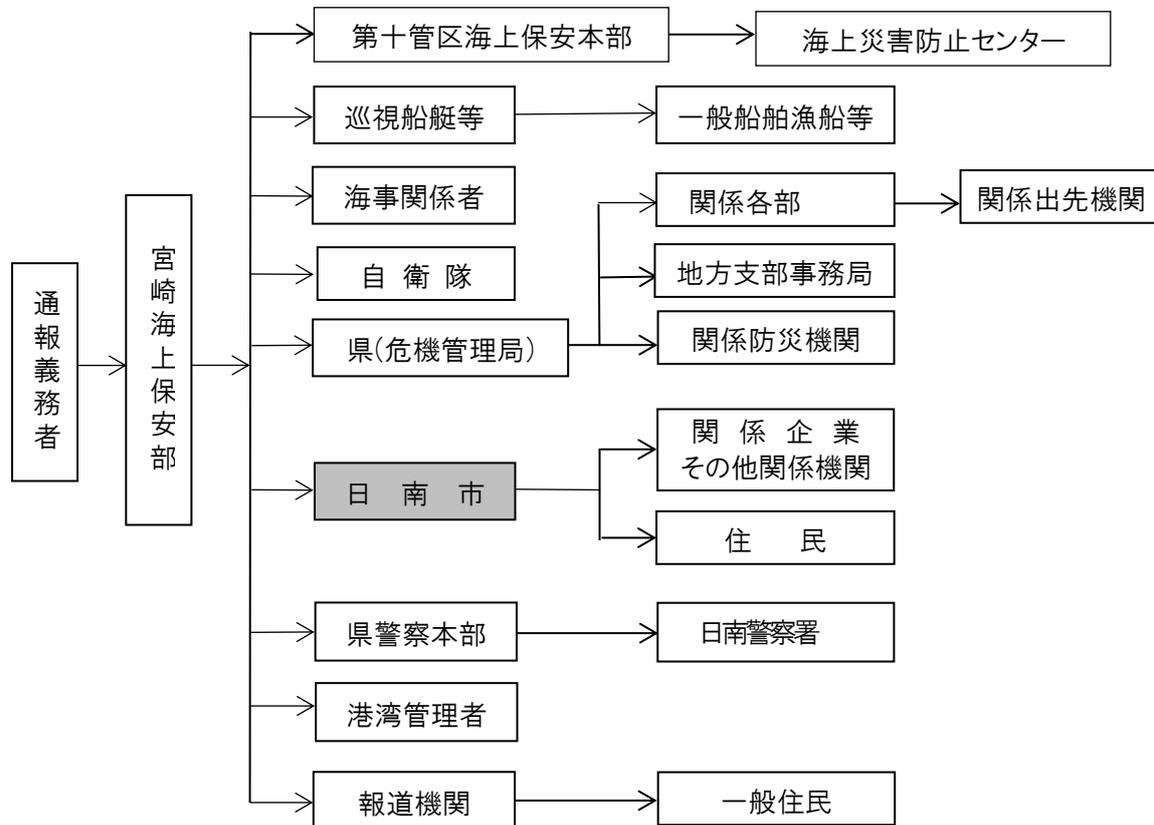
第1 活動体制の確立

本市の周辺海域において海上災害が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合、日南市災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、市の全機能をあげて被害予防・応急対策を実施する。

第2 情報の収集・連絡

1 通報連絡系統

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次の通りである。



第3 搜索、救助・救急及び消火活動

1 搜索活動及び救出救助活動

市は、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救助活動を実施する。

2 消火活動

宮崎海上保安部の協力を得て、以下の消火活動を実施する。

- (1) 埠頭又は岸壁等の陸岸施設に係留された船舶及び上架又は入渠（にゅうきょ）中の船舶火災
- (2) 河川湖沼における船舶火災

第4 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 被害状況の把握

市は、周辺海域において海上災害により石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施し、被害状況を速やかに取りまとめ、県地方支部を通じて県本部に報告する。

(1) 油漂着状況報告

本市の区域内に排出油が漂着したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 油防除措置状況報告

- ① 現場汚染の状況（地域別に記載。以下同じ。）
- ② 実施作業内容
- ③ 実施予定作業内容
- ④ 防除資機材の状況（現場集積量・使用済量・残量）
- ⑤ 不足する防除資機材の状況（種類・数量）
- ⑥ 防災出動勢力（人員・隻数）
- ⑦ 排出油等の回収量
- ⑧ 漂着の状況（既往分及び新たな漂着の有無）
- ⑨ 使用した油処理剤の数量
- ⑩ 作業済み割合
- ⑪ 問題点等の特記事項

(3) 報告の方法

原則としてファックスによって行う。また、災害の経過に応じて把握した事項から逐次報告する。

2 流出油の防除・除去

(1) 防除方針の決定

海上保安部、県等関係機関が排出油の状況を踏まえて防除方針を決定した場合、原因者活動のみでは十分でない場合、事故原因者等の要請に基づき、市は防除作業を実施する。

(2) 防除作業の実施

- ① 排出油の漂着により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合、回収等応急の防除措置の実施。
- ② 必要がある場合は、住民の避難誘導、立入禁止区域の設定。

(3) 回収計画の策定

市は、海岸線に漂着した油等の回収計画を策定し、効率的に防除作業を実施する。

- ① 地区ごとの計画的・効率的な回収方法の選定。
- ② 回収油の一時保管場所の指定。

3 油回収作業従事者の健康対策

(1) 健康対策の実施

市は、被害地における健康対策を実施する。なお、市が実施できない場合は県に実施を要請する。

(2) 健康相談の実施

市は、保健師、看護師等による健康相談チームを編成し、油回収作業従事者の健康相談を実施し、従事者の健康保持に努める。

① 活動体制

市は、油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を保健所長に報告する。必要な場合、保健所に協力要請を行う。

② 事業内容

救護所等と連携して健康相談所を開設し、油回収作業上の注意事項等について普及啓発を行う。回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等から来る健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

第5 被災者等への的確な情報伝達

1 広報活動

市は、広報担当者を定め県と連携して住民に対する広報活動を実施する。

- (1) 捜索、救助・救急活動の実施状況
- (2) 人命損失が生じた場合は、人数、氏名等
- (3) 県、市の措置状況
- (4) 排出油の漂流、漂着等の状況
- (5) 応急対策の実施状況
- (6) 回収した油の搬出作業状況
- (7) 環境影響等に関する調査結果
- (8) ボランティアの要請
- (9) その他必要と認められる事項

2 被災者等への対応

- (1) 海上災害により、死傷者が生じた場合は、被災者及びその家族に対し災害の状況及び救出作業等に係る情報をきめ細かく提供する。
- (2) 市は、被災地にて臨時被害相談所等を設置し、被災者が抱える生活上の不安を解消するため、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じる。また、相談内容については、速やかに関係機関に連絡しつつ早期解決に努める。
- (3) 市は、相談窓口及び担当者を決め、被災地住民等からの各種問い合わせに対応する。

第6 ボランティアの受入れ

1 ボランティア受入れ環境の整備

市は、漂着油回収作業に不可欠な災害ボランティアに対し、受入れ環境の整備を図る。

(1) 市は市社会福祉協議会と連携して、油回収作業現場との連絡を密にし、以下の情報をボランティア活動希望者に提供しつつ、災害ボランティアの受入・調整に当たる。

- ① 回収作業場所
- ② 必要人員
- ③ 作業実施に必要な所持品
- ④ 健康上の留意事項等

(2) 市は、県と連携し、ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努める。

- ① 市社会福祉協議会に対する必要な助言及び情報提供
- ② ボランティア保険への加入促進の利便提供

2 ボランティア受入上の留意事項

市は、油回収作業の実施に当たり、以下の点に留意する。

(1) ボランティアのコーディネート

- ① 漁業協同組合等関係団体と連携し、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として現場に派遣する。
- ② 市社会福祉協議会に対して、ボランティアコーディネーターの派遣を要請するなどにより、ボランティアのコーディネート体制を整備する。
- ③ 回収作業の実施に必要な防除資機材を確実に配備する。

(2) 作業実施上の安全性の確保

作業責任者等は、防除作業開始前に以下により作業実施上の安全性を確保する。

- ① ボランティア保険への加入の有無の確認及び加入促進
- ② 作業目的、役割分担、安全に関わる事項等、作業実施上の注意事項等の説明

第7 環境保護対策

市は、海上災害により大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合、住民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止し、住民への被害の防止と軽減を図る。

1 環境影響に対する応急及び拡大防止措置

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命及び身体に危険が予測される場合においては、住民への周知及び避難誘導を実施する。

(3) 県の行う施策に協力する。

2 文化財(天然記念物等)の応急対策

市は、文化財等について現地調査を行い被害状況等の把握を行う。また、文化財管理者と協議し、予防・応急・復旧計画を定める。

第3節 海上災害復旧計画

海上災害による石油類等危険物の排出に伴う災害復旧については、風水害・共通対策編第3章災害復旧・復興計画によるほか、以下の通りとする。

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、水産林政課、商工政策課、観光・クルーズ課、建設課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、その他全課
災害対策本部体制	総合政策対策部、産業経済対策部、建設対策部、消防対策部

第 1 水産業施設復旧計画

関係団体と連携し、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律激甚法第6条」等に基づいて、排出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図る対策を行う。

第 2 漁業経営安定対策の実施

「事業協同組合等の施設の災害復旧事業激甚法第14条」等に基づいて、被害を受けた漁業者及び水産業団体に対する融資制度活用による漁業生産の安定対策を行う。

第 3 風評被害対策の実施

排出油事故に起因する風評対策として以下の対策を実施。

- (1) 魚介類等水産物の消費離れ等の防止と消費拡大。
- (2) 風評による観光客離れの防止と観光客の拡大。
- (3) 必要に応じた風評被害対策のための観光キャンペーン実施。

第 4 補償対策等

漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求についての助言の実施。

1 補償対策

(1) タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づいて、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、市が同様の措置に要した経費について、船舶所有者に対して損害賠償請求等を行うことができるため、国、県と協議調整を行う。

(2) 貨物船等からの油流出の場合

海防法第41条の2に基づいて海上保安庁長官から要請があった場合には、市等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求することについて協議調整を行う。

第5 事後の監視等の実施

関係防災機関と連携し、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。

第3章 航空災害対策

第1節 航空災害予防計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課
関 係 課	その他全課

第 1 航空災害時における市の処理すべき事務

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立ち入り制限、現場警戒並びに付近住民への避難の勧告、指示
- (5) 宮崎県又は他の市町村等に対する応援要請

第 2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、航空災害が発生した場合に、人命救助、被害の拡大防止等を迅速に実施するため、県及び関係機関と連携し緊急時の情報連絡体制を整備する。

2 活動体制の整備

航空災害は、甚大な人的被害を伴い、救急・救助作業は困難を極める。よって、以下により活動体制の整備を図る。

- (1) 航空災害時における職員の非常参集体制の整備
- (2) 救急・救助などの応急活動に関する近隣市町や関係機関との相互応援協定の締結
- (3) 航空災害を想定した訓練の実施

第2節 航空災害応急対策計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、秘書広報課、地域自治課、 北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、 消防本部、その他全課
災害対策本部体制	総合政策対策部、避難対策部、消防対策部、その他全対策部

第 1 活動体制の確立

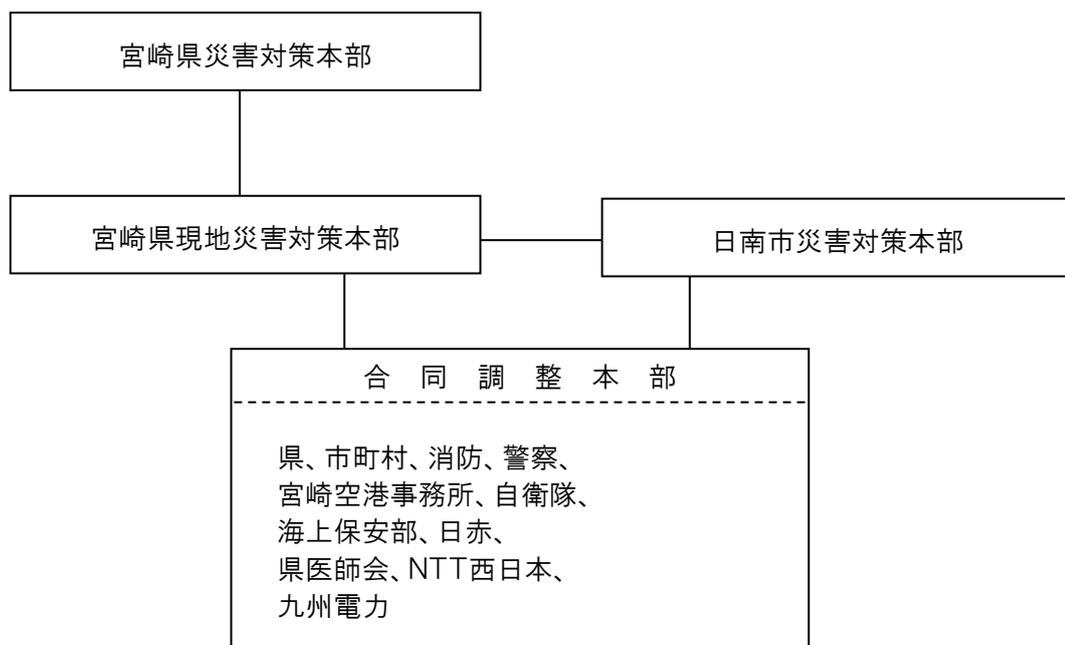
1 災害対策本部の設置

本市の区域及び周辺区域において航空災害が発生した場合、日南市災害対策本部を設置し、県災害対策本部と緊密に連携し市の全機能をあげて応急対策を実施する。

2 災害対策現地合同調整本部への職員の派遣

災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施するため、職員を派遣する。

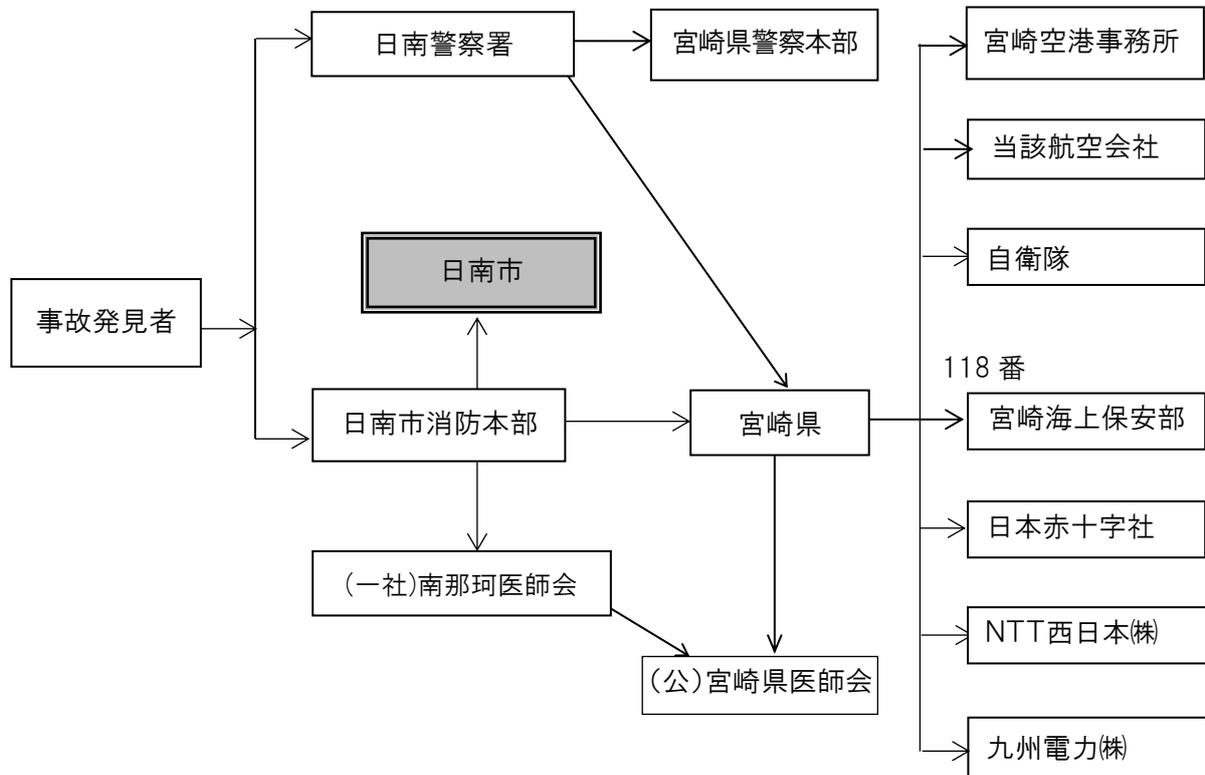
[航空災害応急対策の組織体制]



第2 情報の収集・連絡

1 通報連絡系統

航空災害が発生した場合の通報連絡系統は次の通りである。



2 情報収集活動の実施

市は、航空災害が発生した場合、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集に当たる。

第3 搜索、救助・救急及び消火活動

1 搜索活動

市は、航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になる遭難事故が発生した場合、消防職員、消防団員等を動員し、搜索活動を実施する。

2 消火救難活動

市は、航空災害が発生した場合、以下により消火救難活動を実施する。

- (1) 化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を重点的に実施する。
- (2) 地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図ると共に、消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(3) 災害の規模等が大きく、本市の消防力のみでは対処できないと判断される場合は、県及び近隣の消防機関に応援を要請する。

3 救助・救急活動

消防本部は、高規格救急車、救助工作車等を投入し、警察等関係防災機関と連携し、救急・救助活動を迅速に実施する。

第4 警戒区域の設定等

1 警戒区域の設定

市は、宮崎空港事務所と協力して危険防止措置を講ずると共に、必要な場合警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

2 地域住民等の避難誘導

航空機が人家密集地域に墜落した場合、被害の拡大を防止するため、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等を迅速に避難誘導する。

第5 関係者等への的確な情報伝達

1 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族への援助

市は、関係機関と連携し、被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を実施する。

(2) 関係機関との役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にすると共に、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

市は、航空会社及び県などと連携し、被災者及びその家族に対し航空災害及び救出作業等に係る情報をきめ細かく提供するように努める。

2 広報活動

市は、災害応急対策の実施についての理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

(1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 乗客及び乗務員の住所、氏名
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

第4章 鉄道災害対策

第1節 鉄道災害予防計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、総合政策課、未来創生課
関 係 課	その他全課

第 1 鉄道災害時における市の処理すべき事務

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (4) 宮崎県又は他の市町村等に対する応援要請

第 2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、鉄道災害が発生した場合、人命救助、被害の拡大防止等を迅速に実施するため、県、鉄道事業者及び関係機関と連携し緊急時の情報連絡体制を整備する。

2 活動体制の整備

鉄道災害は、甚大な人的被害を伴う。よって、以下により活動体制の整備を図る。

- (1) 鉄道災害時における職員の非常参集体制の整備
- (2) 鉄道災害時における応急活動に関する役割分担など関係機関との連携体制の確立
- (3) 鉄道災害を想定した訓練の実施

第2節 鉄道災害応急対策計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、総合政策課、未来創生課、秘書広報課、地域自治課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部、消防対策部、その他全対策部

第 1 活動体制の確立

1 災害対策本部の設置

本市の区域及び周辺区域において鉄道災害が発生した場合、日南市災害対策本部を設置し、県災害対策本部と緊密に連携し、市の全機能をあげて応急対策を実施する。

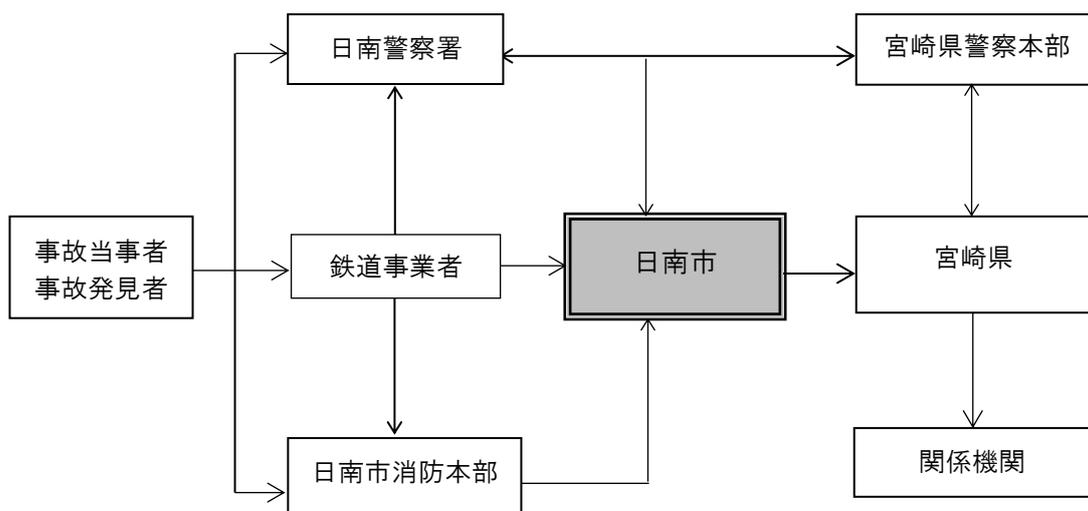
2 災害対策現地合同調整本部への職員の派遣

災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施するため、職員を派遣する。

第 2 情報の収集・連絡

1 通報連絡系統

鉄道災害が発生した場合の通報連絡系統は次の通りである。



2 情報収集活動の実施

市は、鉄道災害が発生した場合、消防職員等を事故現場に急行させ、情報収集に当たる。

第3 救助・救急活動

1 救助・救急活動

市は、大規模な鉄道災害が発生した場合、消防職員等を出動させ、警察等と連携して、乗客、乗務員等の救出、救助活動を迅速に行う。

第4 警戒区域の設定等

1 警戒区域の設定

市は、警察と連携し、脱線した鉄道車両が、高架から住宅や道路に転落するおそれがある場合、又はその他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定すると共に、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

第5 関係者等への的確な情報伝達

1 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族への援助

市は、鉄道事業者等と連携し、被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を実施する。

(2) 関係機関との役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にすると共に、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

市は、鉄道事業者及び県などと連携し、被災者及びその家族に対し鉄道災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

2 広報活動

被害の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とし、市は、関係機関の一つとして地域住民、旅客及び送迎者等に対し広報を行う。

第5章 危険物等災害対策

第1節 危険物等災害予防計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、消防本部
関 係 課	その他全課

第 1 危険物等施設の安全性確保

危険物施設、高圧ガス貯蔵施設等は、地震時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規定、防災計画等を実効あるものにする。また、災害時には、自衛消防組織の活動により、危険物被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

1 危険物施設の安全化

市（消防本部）は、消防法等の法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導を強化する。

- (1) 施設の保全及び安全化に対する指導
- (2) 大規模タンクの安全化に対する指導
- (3) 危険物施設への立入検査の実施及び保安確保の指導
- (4) 県の実施する危険物取扱者に対する保安に関する講習への参加指導
- (5) 自主防災体制確立に対する指導

[本市における危険物施設の状況]

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所
日南市 消防本部	168	0	82	10	31	0	25	0	13	3	86	56	1	3	0	26

出典：日南市消防年報

2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

市（消防本部）は、県と連携して、各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進する。

- (1) 防災マニュアル等の整備
- (2) 高圧ガス設備等の安全化の推進
- (3) 事業者間の相互応援体制の検討、整備
- (4) 災害対策用安全器具の普及
- (5) LPガス集中監視システムの普及

[本市における高圧ガス施設の状況]

(平成 26 年 9 月 30 日現在)

	一般高圧ガス製造施設	液化石油ガス製造施設	冷凍ガス製造施設	一般高圧ガス販売事業所	液化石油ガス販売事業所	容器検査所
日南市	2	4	6	25	22	1

出典：宮崎県地域防災計画

3 火薬類製造所の安全化

市（消防本部）は、県と連携して、火薬類販売所の安全化を促進する。

(1) 火薬庫への対策

- ① 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識と技術指導を図る。
- ② 定期自主検査の完全実施を指導する。
- ③ 保安検査を実施する。(年 1 回以上)

[日南市・串間市における火薬類施設(火薬類製造・販売所)の状況]

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	産業火薬類製造所	煙火製造所	販売所	計
南那珂	0	0	2	2

出典：宮崎県地域防災計画

[日南市・串間市における火薬類施設(火薬庫設置)の状況]

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	1 級	2 級	3 級	煙火	実包	計
南那珂	2	2	0	0	0	4

出典：宮崎県地域防災計画

4 大量の危険物等物質が保管されている施設

宮崎県漁連日南支部

5 毒物劇物取扱施設の安全化

市は、県と連携して、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対する安全指導を行う。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

市（消防本部）は、危険物等災害が発生した場合に、人命救助、被害の拡大防止等を迅速に実施するため、県及び関係機関と連携し緊急時の情報連絡体制を整備する。

2 活動体制の整備

危険物等災害は、危険物等の漏えい、爆破事故等によって甚大な人的被害を伴うことも予想される。よって、市（消防本部）は以下により活動体制の整備を図る。

- (1) 危険物等災害時における職員の非常参集体制の整備
- (2) 危険物等災害に備え、必要な資機材を整備
 - ① 生化学防護服、特殊型ガスマスク等防護用機材
 - ② ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

3 消火体制の整備

市（消防本部）は、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の消防計画を作成するなど、危険物等災害に対する消火体制を整備する。

- (1) 出火防止体制の整備
 - ① 化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対する適切な管理の指導
 - ② 一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対する規制及び消防法等の規定に基づく査察指導の実施
- (2) 消防力の充実強化
- (3) 消防水利の確保

4 防災訓練の実施

市（消防本部）は、危険物等災害の発生を防止し、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動を円滑に実施するため、関係機関と連携して訓練を実施する。

- (1) 訓練の方法
訓練計画を定め、単独又は共同で実施する。

(2) 消防力の充実強化

- ① 緊急通信訓練
- ② 避難救助訓練
- ③ 資機材調達輸送訓練
- ④ 火災防御訓練（危険物、高圧ガス等）
- ⑤ 総合訓練
- ⑥ その他

第3 防災知識の普及

市（消防本部）は、県及び危険物等の施設の管理者と連携して、講習会・研修会等を活用して防災知識の普及を図る。

第2節 危険物等災害応急対策計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、秘書広報課、商工政策課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部、市立中部病院、その他全課
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部、消防対策部、その他全対策部

第 1 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努める。

1 危険物等災害発生直後の被害情報の収集

(1) 危険物等施設管理者は、自己の管理する施設での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示すると共に、事故災害等状況の確認を行い、直ちに市及び関係機関に通報するものとする。

(2) 市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡するものとする。

ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。報告は、「事故等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話・ファックス等により行うものとする。

(3) 県は、市等から情報を収集すると共に、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、消防庁へ報告する。

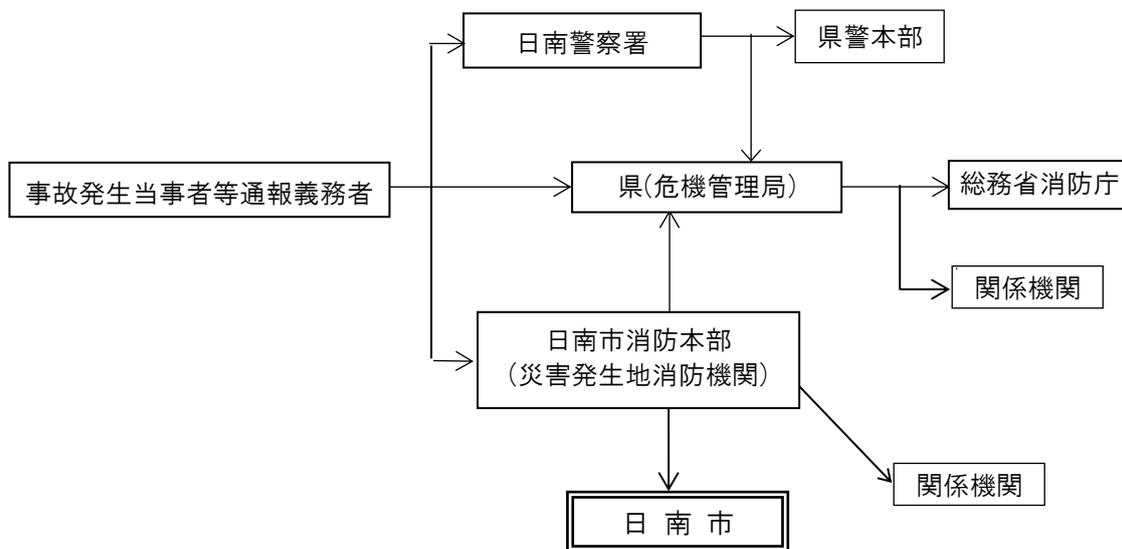
(4) 県は、県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うと共に、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

(5) 県及び市は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

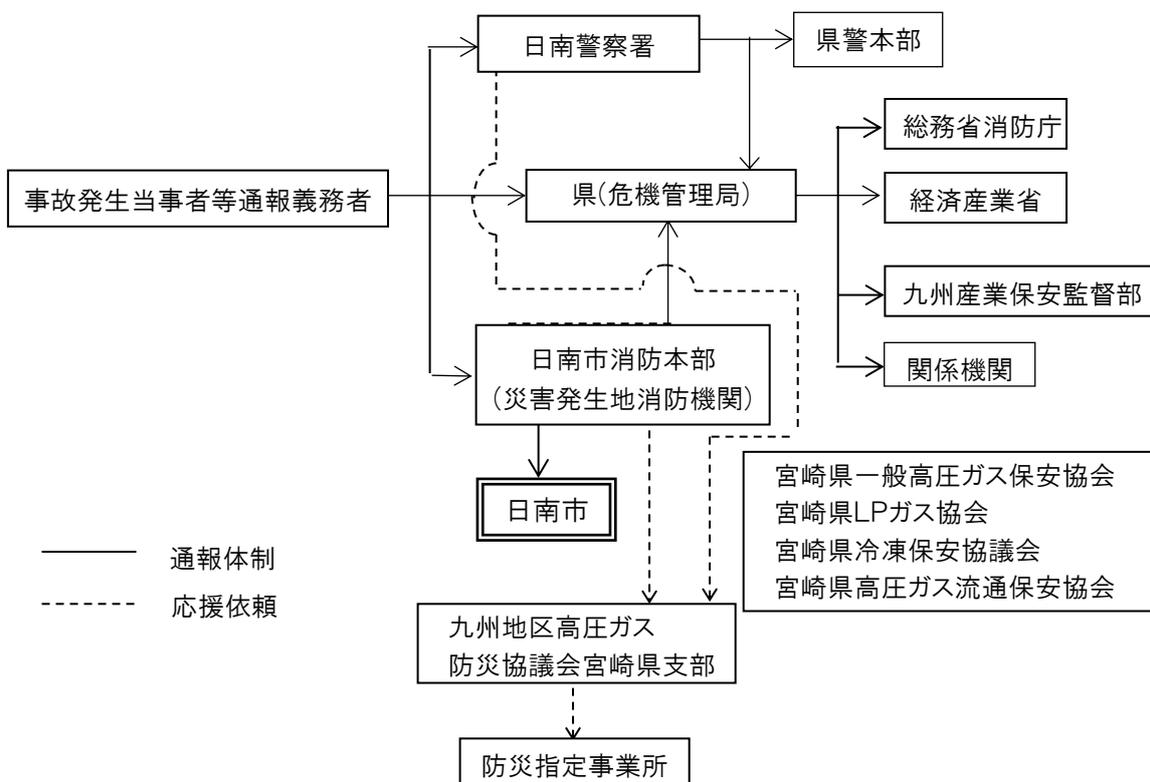
2 通報連絡系統

危険物等災害発生時の通報連絡系統は次のとおりである。

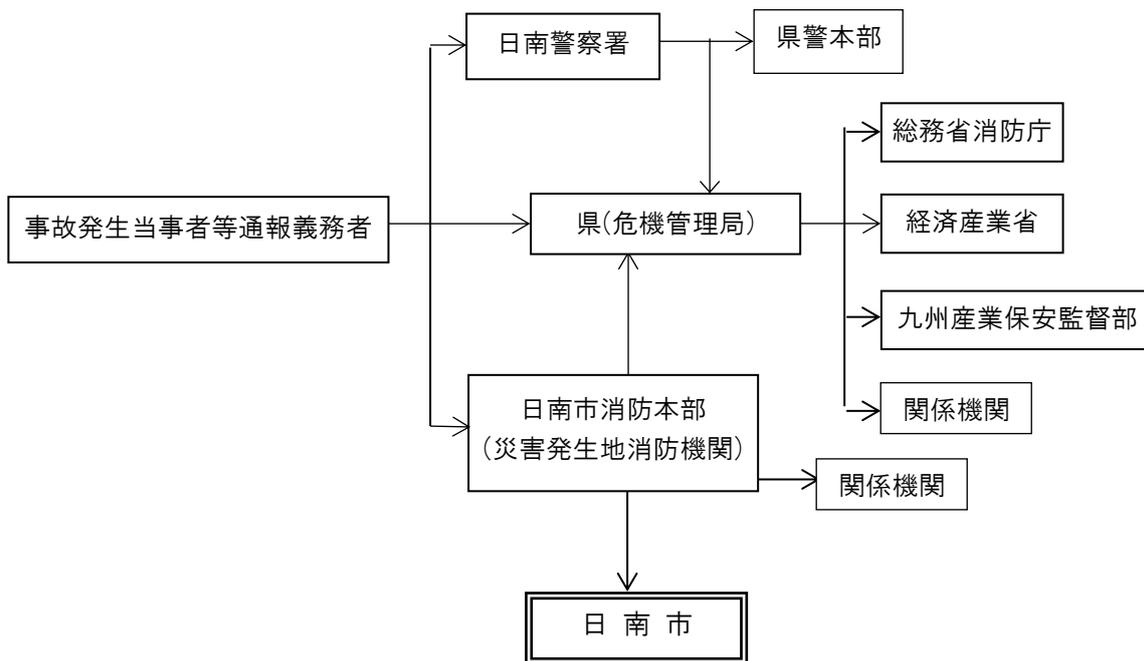
(1) 危険物施設



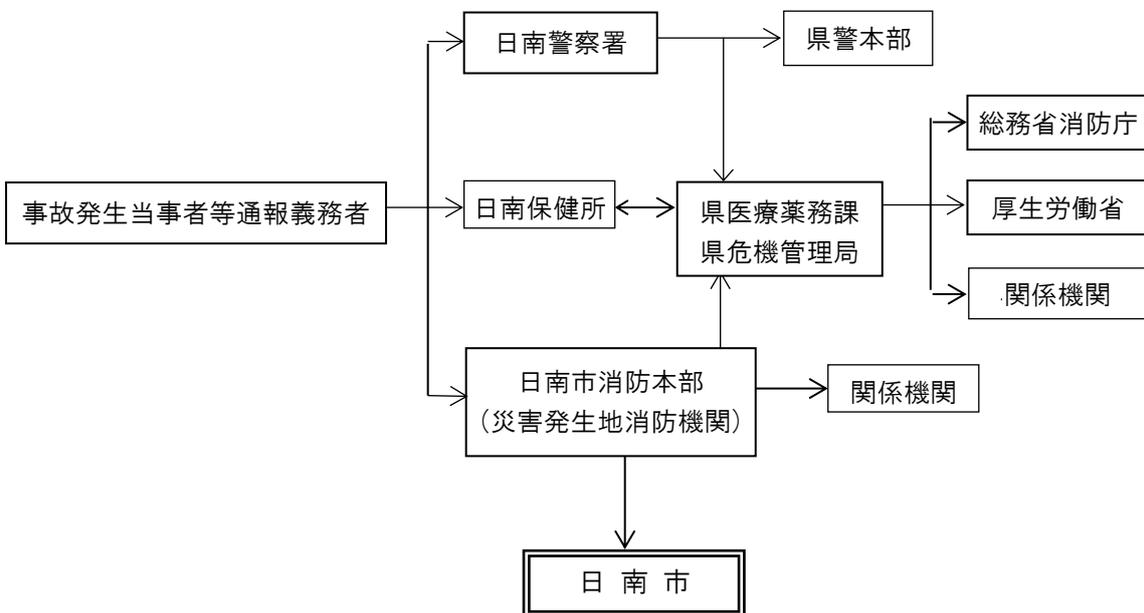
(2) 高圧ガス施設



(3) 火薬類施設



(4) 毒劇物施設



3 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、以下のとおりである。

危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

- (1) 危険物施設の事故
- (2) 無許可施設の事故
- (3) 危険物運搬中の事故

第2 活動体制の確立

市は、市域で危険物等災害が発生した場合、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、以下により災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに市域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、市の有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

- (1) 危険物等事故が発生した場合：災害警戒本部の設置
- (2) 大規模な危険物等事故が発生した場合：災害対策本部の設置

第3 災害応急対策活動の実施

1 救援活動

市は、県、警察署、その他防災関係機関と連携し、事故災害発生による捜索、救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を迅速かつ的確に実施する。

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等の緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行う。

なお、実施機関において対応できない場合は、市から県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

(2) 捜索活動

市は、県、警察署、その他防災関係機関と連携し、捜索活動を行う必要がある場合、迅速かつ的確に実施するものとする。

市は、県に対し、必要と判断した場合は、捜索活動に関し次の措置を講じるよう要請するものとする。

- ① 県防災救急ヘリコプター（あおぞら）の出動
- ② 広域航空消防応援の要請
- ③ 相互応援協定に基づく近隣県への応援要請
- ④ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(3) 救急救助活動

市は、県、警察署、その他防災関係機関と連携し、大規模な救助活動を行う必要がある場合、迅速かつ的確に実施するものとする。

市は、県に対し、必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるよう要請するものとする。

- ① 県防災救急ヘリコプター（あおぞら）の出動
- ② 広域航空消防応援の要請
- ③ 相互応援協定に基づく近隣県への応援要請
- ④ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(4) 医療救護活動

市は、医療救護活動を行う必要がある場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部並びに（公）宮崎県医師会に対し、救護班を派遣し医療救護活動を行うよう迅速かつ的確に要請するものとする。

① 市

市は、消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合には、負傷者の手当て、医師の確保、医療救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市の医療活動で対処できない場合には、県等に協力を要請するものとする。

② 県

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、医療救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合には、日本赤十字社宮崎県支部、（公）宮崎県医師会、公的医療機関に対して協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

県は、必要に応じて応援協定を締結している他県に応援を要請するものとする。

③ 日南警察署（公安委員会）

公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の通行を禁止・制限するものとする。

④ 被災現場での医療救護活動

市は、県及び救護班等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。また、救急告示病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

(5) 消火活動

市（消防本部、消防団）は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、県等の防災関係機関と連携し、迅速かつ的確に消火活動を実施するものとする。

① 市、消防本部、消防団

市、消防本部、消防団は、消火活動を実施すると共に、必要に応じ「宮崎県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、県防災救急ヘリコプター（あおぞら）の出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

② 県

県は、市及び消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合には、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 県防災救急ヘリコプター（あおぞら）の出動

(イ) 消防組織法第45条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第44条第3項に基づく市町村長又は消防長に対する指示を求めることができる。

(6) 住民の避難

① 警戒区域の設定、避難の勧告・指示及び避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先として、事故現場周辺に警戒区域を設定し住民等の立入りを禁止する。また、必要に応じて周辺住民に対し避難指示を行う。

なお、避難誘導に際しては要配慮者を優先する。

② 避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を市民に周知徹底する。

なお、避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

2 広報活動

市は県及び防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、迅速に住民に周知すると共に、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

広報は、おおむね次のような事項について行う。

- (1) 事故の発生日時及び場所
- (2) 被害の状況
- (3) 被害者の安否状況

- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 交通規制の状況
- (6) 治安の状況
- (7) 市民に対する協力及び注意事項
- (8) その他、必要と認められる事項

第6章 林野火災対策

第1節 林野火災予防計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、農政課、農村整備課、水産林政課、消防本部
関 係 課	その他全課

1 林野火災予防措置

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化すると共に、以下の対策を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災警報の発令、住民等への周知等必要な措置を講じる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の周知は、サイレン吹鳴の他、報道機関への広報依頼、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

(3) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び第22条に基づく市長の許可については、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整を図る。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

(4) 火入れ等の制限

- ① 気象条件によっては、入山者等に火気を使用しないよう指導する。
- ② 市長は、特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づいて、期間を限って一定区域内の火入れ差し止めなど、火入れ等の制限措置をとる。

2 消防体制の整備

市及び消防本部は、自衛隊、県、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。また、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

3 資機材の整備と備蓄

消防本部は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

小型動力ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

4 防火思想の普及

市は火災発生期における、予防広報を積極的に推進する。

(1) 火災予防運動の設定

春季・秋季の火災予防週間に併せ、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

(2) ポスター、標識板等の設置

登山口、林道、樹木、駅、交通機関等に掲示し注意を喚起する。

(3) テレビ、ラジオ等の活用

報道機関、学校等の協力を得て、防火思想の普及、啓発を図る。

(4) 啓発活動

予防標識等による入山者や林野周辺住民に予防措置の周知徹底を図る。また、林野火災予防運動を推進する広報活動等で、広く住民の林野火災防止意識の向上に努める。

第2節 林野火災応急対策計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、秘書広報課、農政課、水産林政課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部、その他全課
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部、産業経済対策部、消防対策部、その他全対策部

1 林野火災発生直後の情報収集

(1) 火災発見者の通報

火災の発見者は、林野火災の発生を目撃した場合、速やかに最寄りの消防署に通報する。

(2) 市の対応

① 情報の把握

市は、大規模な林野火災の情報を入手した場合、火災の発生状況を調査すると共に、被害の規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに宮崎県危機管理局危機管理課及び自然環境課に報告する。

市は、火災の規模が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは、第1号様式(火災)により、県危機管理局危機管理課へ報告する。

ア 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合

イ 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合

ウ 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想されるとき

エ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、2次災害の危険性が予想されるとき

オ 以下の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合

- ・ 焼失面積が10ヘクタール以上の場合
- ・ 人身事故を伴った場合
- ・ 住宅等施設焼失を伴った場合
- ・ 重要な森林(保安林、自然公園等)

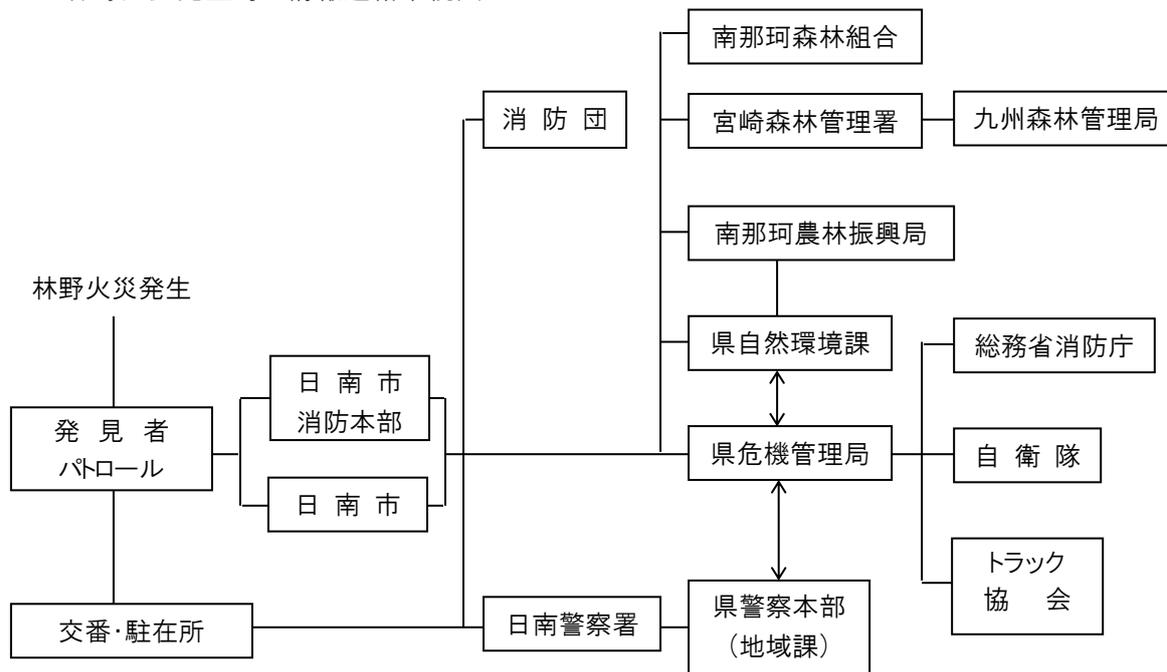
② 県下消防本部への応援要請

市で対応が困難と予想される場合は、宮崎県広域消防相互応援協定に基づき、県下消防本部に対し応援を要請する。

③ 県下消防団への応援要請

市で対応が困難と予想される場合には、県下市町村の消防団に対して応援を要請する。

■ 林野火災発生時の情報連絡系統図



2 応急対策体制の確立

市は、大規模な林野火災が発生した場合は、直ちに災害警戒本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

3 救助・救急活動の実施

市及び消防関係機関は、速やかに救助及び救急を必要とする者の把握に努めると共に、他の防災関係機関及び医療機関との密接な連携のもと救助及び救急活動を行う。また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

- (1) 警察は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施するものとする。
- (2) 警察は、救助・救急のため必要があると認めるときは交通規制を行うものとする。

4 消火活動の実施

消防関係機関は、速やかに火災の状況及び被害状況を把握すると共に、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防関係機関に応援を求めるほか、県に対し、県防災救急ヘリコプター（あおぞら）、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行うものとする。

5 住民の避難

(1) 避難指示と避難誘導の実施

市本部及び警察は、人命の安全を最優先とし、二次災害等の危険があると判断した場合は、地域住民等に対し避難指示を行う。また、市本部及び警察は、避難場所及び避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。その際には、要配慮者の避難を優先する。

(2) 避難所の設置

市本部は、必要に応じて避難所を開設すると共に、設置場所等を速やかに住民等に周知する。市本部は避難所を設置した場合には、速やかに県に報告すると共に、避難所の運営及び連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

6 災害広報の実施

市及び関係機関は、林野火災の発生場所、被害状況等について迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

住民への広報は、おおむね次の項目について実施する。

- ① 事故の発生日時及び場所
- ② 被害の状況
- ③ 応急対策の実施状況
- ④ 交通規制の状況
- ⑤ その他、必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ① 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対する発表
- ② 広報車による巡回広報
- ③ 市防災行政無線
- ④ 市ホームページ（インターネット）の利用
- ⑤ その他、状況に応じた広報手段

第7章 火山災害対策

第1節 火山災害予防計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、農政課、農村整備課、水産林政課、観光・クルーズ課、建設課、消防本部
関 係 課	その他全課

第 1 火山災害時における市の処理すべき事務

- (1) 噴火状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 降灰の除去及び処理等
- (4) 住民、農業者、林業者、漁業者、観光業者等の復旧支援

第 2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、火山災害が発生した場合に、被害の拡大防止、市民等の安全確保等を迅速に実施するため、県及び関係機関と連携し緊急時の情報連絡体制を整備する。

2 活動体制の整備

市は、火山災害により火山灰が大量に降灰した場合に備え、降灰の除去体制及び除去のための資機材を整備する。

第2節 火山災害応急対策計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、秘書広報課、地域自治課、美化推進課、農政課、農村整備課、水産林政課、観光・クルーズ課、建設課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、市民生活対策部、産業経済対策部、建設対策部、消防対策部

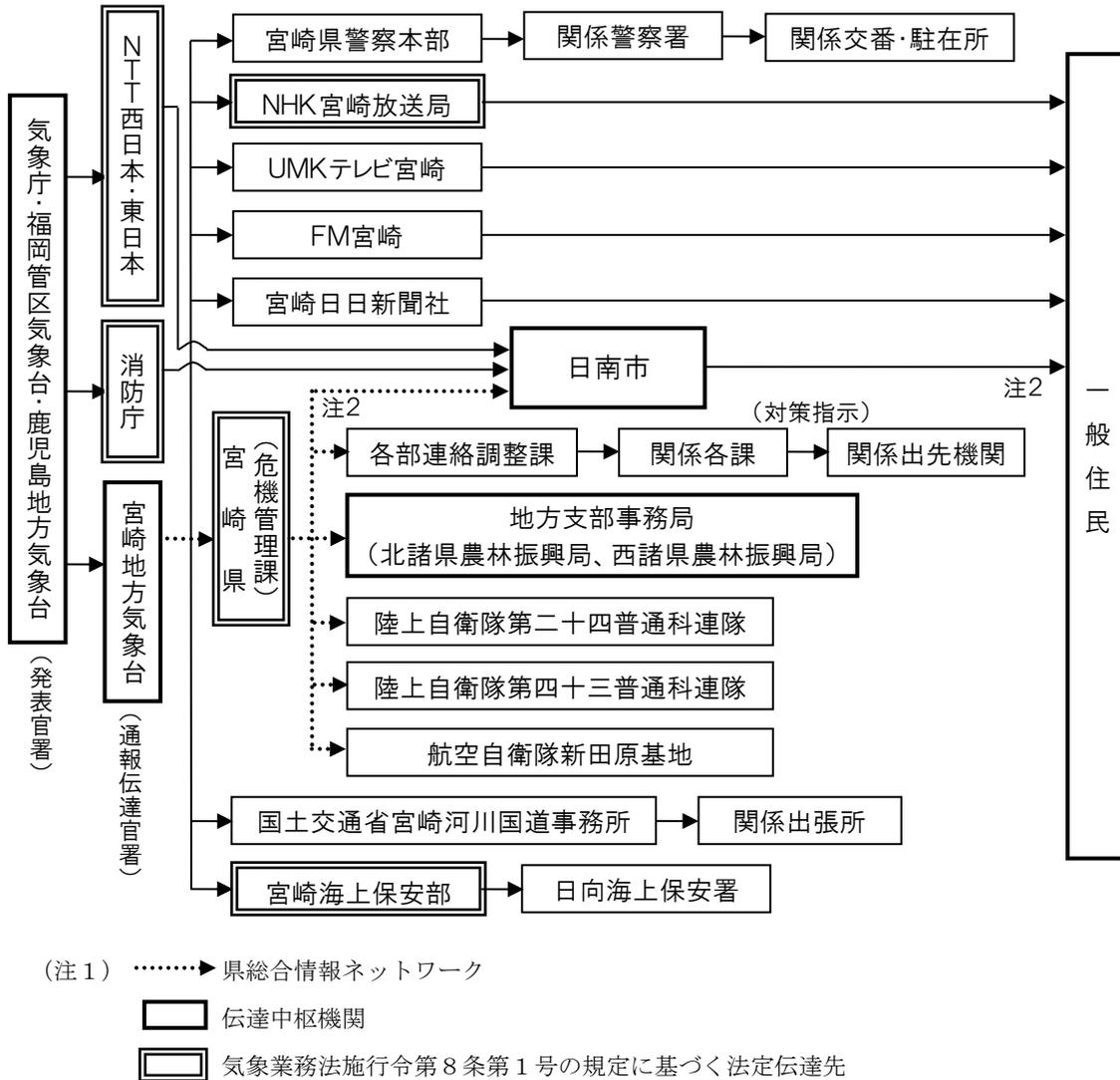
第 1 活動体制の確立

本市の周辺地域において火山災害が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合、日南市災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、市の全機能をあげて被害予防・応急対策を実施する。

第 2 情報の収集・連絡

1 通報連絡系統

噴火警報等の通報・伝達系統は次の通りである。



(注2) 特別警報〔噴火警報(居住地域)〕が発表された際に通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第3 降灰に対する応急対策

1 被害状況の把握

市は、火山災害により被害が発生又はそのおそれがあるときは、パトロール等を実施し、被害状況を速やかに取りまとめ、県地方支部を通じて県本部に報告する。

2 降灰の除去

(1) 宅地内の降灰除去の実施

宅地内の降灰は、住民自らが除去を行うものであり、市は臨時に指定する場所に集積するよう広報を行い、住民の協力を要請する。

(2) 道路の降灰除去の実施

市道の降灰除去は建設対策部が行い、臨時に指定する場所に一時的に集積する。また、国道・県道の降灰除去は、各道路管理者に要請する。

(3) 農林畜産業等の降灰除去の実施

市は、農地・林地等の降灰除去のため、臨時に指定する場所に集積するよう広報を行うとともに、関係機関と連携し必要に応じ事業者の支援を行う。

第4 被災者等への的確な情報伝達

1 広報活動

市は、広報担当者を定め県と連携して住民に対する広報活動を実施する。

- (1) 県、市の措置状況
- (2) 降灰の状況
- (3) 応急対策の実施状況
- (4) その他必要と認められる事項

2 被災者等への対応

- (1) 市は、臨時被害相談所等を設置し、被災者が抱える生活上の不安を解消するため、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じる。また、相談内容については、速やかに関係機関に連絡しつつ早期解決に努める。
- (2) 市は、相談窓口及び担当者を決め、被災地住民等からの各種問い合わせに対応する。

第3節 火山災害復旧計画

火山災害による降灰に伴う災害復旧については、風水害・共通対策編第3章災害復旧・復興計画によるほか、以下の通りとする。

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、農政課、農村整備課、水産林政課、観光・クルーズ課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター
災害対策本部体制	総合政策対策部、産業経済対策部、消防対策部

第 1 農畜産業復旧計画

市は、関係団体と連携し、噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、資材及び種苗の確保、不足飼料の確保、家畜の防疫対策、流通対策、資金対策等の措置を講ずる。

第 2 林業復旧計画

市は、関係団体と連携し、噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策、資金対策等の措置を講ずる。

第 3 水産業復旧計画

市は、関係団体と連携し、噴火に伴う降灰のため被害を受けた養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講ずる。

第 4 風評被害対策の実施

市は、降灰に起因する風評対策として、農林畜産物等の消費離れ等の防止と消費拡大、風評による観光客離れの防止と観光客の拡大等の対策を実施する。

第 5 補償対策等

市は、J A、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について助言を実施する。

第8章 原子力災害対策

第1節 原子力災害予防計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、農政課、水産林政課、商工政策課、消防本部
関 係 課	その他全課

第 1 原子力災害時における市の処理すべき事務

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 宮崎県又は他の市町村等に対する応援要請
- (4) 農林畜産業者、観光業者等の復旧支援

第 2 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

市、県その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。特に、県を通じて九州電力株式会社や鹿児島県との連携を密にし、有事の際の連絡方法や体制の確認に努める。

2 情報の分析整理

市は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・整理に努める。また、市は県と連携して、防護資機材等に関する資料の収集・整備を図る。

3 通信手段の確保

市は、県との的確な情報伝達のため、防災行政無線の活用を図るとともに、伝送路の多ルート化などの災害に強い伝送路の構築に努める。

第3 応急体制の整備

1 災害対策本部の体制整備等

市は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。また、事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備を図る。

2 職員の参集体制の整備

市は、川内原子力発電所での災害発生時に、必要な体制が迅速にとれるよう、職員の参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

3 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から県を通じて、国、鹿児島県、自衛隊、警察、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報を交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図る。

4 モニタリング体制等

市は、原子力災害時に県が実施する環境放射能水準調査に協力する。

5 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、県や関係機関と相互の連携を図る。

第4 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

1 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努めるものとする。（避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである。以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。）

市は、市町村の区域を越えた一時移転等については、県を通して市町村間の調整等を行うものとする。また、県の区域を超えた一時移転等については、国や県を通して必要な調整等を行うものとする。

2 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

市は、気密性、遮蔽性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所（以下本編において「避難所」という。）として指定するよう努めるものとする。

県に対して避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言を求めることができるものとする。

第5 医療体制及び健康相談体制の整備

市は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第6 住民等への的確な情報伝達

市は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討する。

また、市は、県と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

第7 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

市は、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項の広報活動の実施に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 屋内退避及び避難に関すること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動に関すること

(9) 避難所での運営管理、行動等に関すること

第8 防災訓練の実施

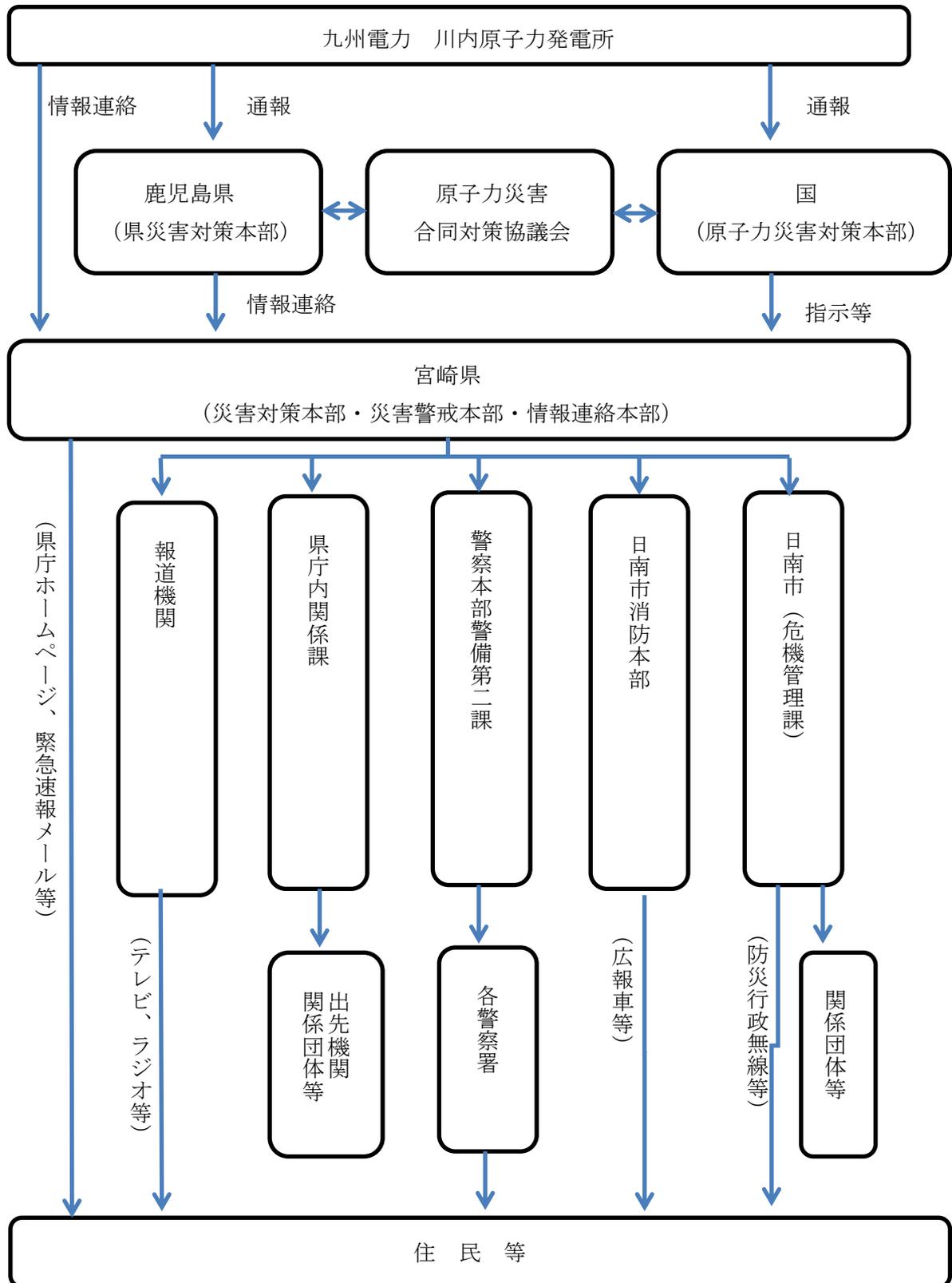
市は、屋内退避、一時移転等や除染活動など原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携を図った計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

第9 民間企業等との連携

市は、平時から民間企業等が持つ能力・技術の情報収集に努め、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや、新たな協定の必要性、その他の連携のあり方について検討するものとする。。

■ 情報連絡系統図

(九州電力川内原子力発電所)



第2節 原子力災害応急対策計画

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、北郷町地域振興センター、 南郷町地域振興センター、消防本部
災害対策本部体制	総合政策対策部、消防対策部

第 1 情報の収集・連絡体制の確保

市は、県と九州電力株式会社が締結した「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」に定められた「非常時」又は「異常時」の事象が発生した場合、県からの連絡を受けするための体制を確保する。

また、市は、国による緊急時モニタリングが開始された場合は、県を通じてその情報収集に努める。

第 2 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

市は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合、同報系防災行政無線により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行う。

2 住民等からの問合せに対する対応

市は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、県と連携し情報の収集・整理・発信を行う。

第 3 屋内退避、一時移転等の防護活動

市は、原災法による国の指示、勧告等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

1 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体

となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、市は、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

市は、県から原災法第20条第2項の規定により、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、屋内退避又は一時移転等の指示があった場合で、市町村の区域を越えた一時移転等が必要となる場合については、避難者の受入れについて、県を通じて関係市町村と協議・調整を行うものとする。

市は、指示の伝達を受けて、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行うものとする。

2 屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。市は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。

3 避難所の開設及び運営

市は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

4 要配慮者等への配慮

市は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮するものとする。

第4 緊急時モニタリングの実施

市は、県が実施する緊急時モニタリングに協力する。また、国及び県のデータを収集し、対策に活用する。

第5 医療及び健康相談の実施

市は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第6 飲料水、飲食物の摂取制限等

市は、県と連携し、国の指導・助言・指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等の必要な措置を講じる。

第7 広域一時滞在の受入れ

市は、県を通じて国、鹿児島県から広域一時滞在のための協力要請がなされた場合には、県と連携して調整を行うとともに、必要な支援を行う体制をとる。

第3節 原子力災害復旧・復興計画

原子力災害による災害復旧・復興については、風水害・共通対策編第3章災害復旧・復興計画によるほか、以下の通りとする。

[市の体制]

主 な 担 当 課	総務課、危機管理課、健康増進課、農政課、水産林政課、商工政策課、観光・クルーズ課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター
災害対策本部体制	総合政策対策部、健康福祉対策部、産業経済対策部

第 1 環境放射線モニタリングの継続と結果の公表

市は、県と連携し、原子力緊急事態解除宣言が行われた際は、国の指示や助言を踏まえて平時のモニタリング体制に移行し、その結果の公表に努める。

第 2 風評被害等の影響軽減

市は、県と協力し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行う。

第 3 住民健康相談

市は、県及び医療機関等の協力を得て、被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った住民や避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制確保に努める。

第 4 放射性物質による汚染の除去等

市は、国・県等と協議・調整し、市内において放射性物質の除染が必要と認めた場合は、関係機関と連携して除染作業に必要な調整を図る。

日南市地域防災計画
一本編一

(令和7年4月)

編集・発行 日南市防災会議
事務局 日南市危機管理課

〒887-8585

宮崎県日南市中央通一丁目1番地1

TEL 0987-31-1125

FAX 0987-23-1815